

平成18年第1回(3月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(2月24日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	4
職務のため出席した者の職氏名.....	4
開会宣告.....	5
開議宣告.....	5
議事日程説明.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
諸般の報告.....	5
市長施政方針.....	7
報告第1号～報告第3号の上程、説明.....	9
議案第1号～議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
議案第3号の上程、説明、採決.....	12
議案第4号～議案第11号の上程、説明.....	13
議案第12号～議案第26号の上程、説明.....	20
○議案第27号～議案第38号の上程、説明.....	34
○議案第39号の上程、説明.....	38
○議案第40号～議案第42号の上程、説明.....	39
○議案第43号の上程、説明.....	40
○議案第44号～議案第55号の上程、説明.....	41
○議案第56号の上程、説明.....	45
○人権擁護委員の推薦.....	46
散会宣告.....	46

第 2 号 (3月2日)

議事日程.....	4 9
本日の会議に付した事件.....	5 1
出席議員.....	5 1
欠席議員.....	5 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	5 1
職務のため出席した者の職氏名.....	5 2
開議宣告.....	5 3
市長特別発言.....	5 3
議事日程説明.....	5 3
諸般の報告.....	5 3
議案第 4 号の質疑.....	5 4
議案第 5 号～議案第 1 1 号の質疑.....	5 4
議案第 1 2 号の質疑.....	5 4
議案第 1 3 号～議案第 2 6 号の質疑、委員会付託.....	1 1 2
議案第 2 7 号～議案第 3 8 号の質疑、委員会付託及び討論、採決.....	1 1 7
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決.....	1 2 9
会議時間の延長.....	1 3 1
議案第 4 0 号～議案第 4 2 号の質疑、討論、採決.....	1 3 3
議案第 4 3 号の質疑、委員会付託.....	1 3 4
議案第 4 4 号～議案第 5 5 号の質疑、委員会付託.....	1 3 4
議案第 5 6 号の質疑、委員会付託.....	1 3 6
日程の追加.....	1 3 7
議案第 5 7 号の説明、質疑、委員会付託.....	1 3 7
○散会宣告.....	1 3 9

第 3 号 (3月13日)

議事日程.....	1 4 1
本日の会議に付した事件.....	1 4 1
出席議員.....	1 4 1

欠席議員.....	1 4 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 4 1
職務のため出席した者の職氏名.....	1 4 2
開議宣告.....	1 4 3
議事日程説明.....	1 4 3
一般質問.....	1 4 3
木 内 一 郎 君.....	1 4 3
飯 田 正 志 君.....	1 4 7
山 下 一 君.....	1 5 1
飯 田 宣 夫 君.....	1 5 4
三 須 重 治 君.....	1 6 2
森 良 雄 君.....	1 7 0
鍵 山 堅 一 君.....	1 8 5
杉 山 羌 央 君.....	1 8 8
木 村 建 一 君.....	1 9 1
小 野 忠 宏 君.....	2 0 6
室 野 英 子 君.....	2 1 3
散会宣告.....	2 1 9

第 4 号 (3 月 1 4 日)

議事日程.....	2 2 1
本日の会議に付した事件.....	2 2 1
出席議員.....	2 2 1
欠席議員.....	2 2 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2 2 1
職務のため出席した者の職氏名.....	2 2 2
開議宣告.....	2 2 3
議事日程説明.....	2 2 3
一般質問.....	2 2 3
関 邦 夫 君.....	2 2 3

加藤章君.....	232
酒井勲一君.....	233
内田勝行君.....	240
大川孝君.....	244
古見梅子君.....	251
堀江昭二君.....	259
杉山誠君.....	263
小森勝彦君.....	273
鈴木基文君.....	286
散会宣告.....	291

第 5 号 (3月16日)

議事日程.....	293
本日の会議に付した事件.....	294
出席議員.....	295
欠席議員.....	295
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	295
職務のため出席した者の職氏名.....	296
開議宣告.....	297
議事日程説明.....	297
議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	297
議案第5号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	301
議案第12号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	306
議案第13号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	321
議案第27号、議案第29号及び議案第30号、議案第36号、議案第43号 の委員長報告、質疑、討論、採決.....	337
議案第44号～議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	345
議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	351
議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	352
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	353

陳情第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	3 5 5
議会運営委員長の報告.....	3 5 7
日程の追加.....	3 5 7
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 5 7
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 5 9
議提第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 6 0
会議時間の延長.....	3 6 1
議提第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 6 1
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 6 4
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 6 6
決議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 6 8
伊豆市議会行財政改革特別委員会委員の選任.....	3 7 0
伊豆市議会行財政改革特別委員会正副委員長互選結果の報告.....	3 7 0
決議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 7 1
閉会中の継続調査申し出について.....	3 7 2
資料の訂正について.....	3 7 3
閉会宣告.....	3 7 3
署名議員.....	3 7 5

平成 18 年第 1 回（ 3 月 ）伊豆市議会定例会

（ 第 1 号 2 月 24 日 ）

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成18年第1回伊豆市議会定例会を開会いたします。

開議宣告

議長（遠藤正寿君） ただいまの出席議員は、25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開会いたします。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（遠藤正寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。26番、木村建一議員、1番、杉山誠議員を指名いたします。

会期の決定

議長（遠藤正寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から、3月16日までの21日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から、3月16日までの21日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。ご承知願います。

諸般の報告

議長（遠藤正寿君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員より、法に基づく例月出納検査結果報告につきましては、特に指摘事項はありませんでした。そのほか、議長の会議・出張等につきましては、お手元に配付したとおりであります。

続きまして、田方地区消防組合議会についての報告の申し出がありますので、20番、小野

議員、報告をお願いいたします。

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。田方地区消防についてご報告申し上げます。先日13日に消防議会が行われまして、その結果でございます。

平成18年度の予算、歳入・歳出ともに17億5,400万円。これの中身が、歳入は分担金、この分担金というのは函南町、伊豆の国市、伊豆市、2市1町で分担するお金でございます。これが15億8,600万円。繰入金、繰入金は基金がございまして、多少積立がありまして、それを取り崩すと。それが6,200万円。それから借入金、組合債、9,900万円。その他700万円。

歳出が、総務費3億4,900万円。総務費というのは運営に必要な全てのお金でございます。それから消防機具の点検費だとか維持費、こういったものも全部含まれます。さらには今回南消防署を造りますけれども、これらの造るためのお金もこの中から出ることになります。それから消防費が13億3,000万円。これは全ての消防活動の、現実の消防活動に必要なお金、それから救急活動ですね。それから公債費、これが6,900万円。その他600万円。

これを受けまして、組合債の残高は10億2,800万円、基金残高が2億1,400万円と、こういうことで予算を組み終わった段階ではこういう状況になっております。

次に、分担金の内訳でございますけれども、先ほど申し上げました分担金15億8,600万円を通常経費の分担金と南署建設費の分担金に分けます。そういたしますと、通常経費が合計で14億8,400万円ですが、これのうちの5億2,600万円、35.4%を伊豆市が負担する。南署建設費に関しましては、平成18年度分だけでございますけれども1億200万円。これのうちの6,000万円、58.8%を伊豆市が負担すると。これは、建設費の比率が大きいのは、今回南署建設が伊豆市にできるというようなこともあって、そのようになるというふうにご理解いただければいいと思います。

以上でございますけれど、次に3番目、南署建設について。所在地が伊豆市日向51番地の1。建設費が平成18年度分1億8,569万5,000円。これは先ほど申し上げました分担金の一部と一般財源から出されることとなります。これは平成18年度分でございます、平成19年度には現実の建物等のお金がかかってくるということとなります。完成予定は平成20年3月。敷地面積が4,629平米、建築面積、これは建てられる土地の部分だけの面積が1,557平米。2階建てでございます、2階の部分まで入れますと建築面積は延べ2,100平米になります。建築構造は鉄筋コンクリート、一部鉄骨構造でございます。配置予定人数が39人でございます。

今後に向けての、私ども磯議員、飯田議員、私と3人で出ておりますけれども、議会における発言でございますが、南署の建築は緊縮を旨として前に進んでいただきたい。華美なものにしないようにしていきましょうということを呼びかけております。

2番目、通常経費の分担比率、これは従来から伊豆市に何人配置されている、函南町に何人配置されている、というようなことで、配置人数を基本に決められてきたわけなんです、救急出動件数を加味していかなければいけないのではないのでしょうか。そうやって救急件数がうなぎ登りに増えている。人口が増えているわけではないのに増えている。これを抑制

していかないと消防にかかるお金はどんどん増えていきますということで、救急出動件数も加味していくべきではないだろうかという発言をしております、後日皆さんで集まってこの話し合いをすることになっております。

それから救急出動が5,766件と増加の一途でございます。さらにこれを一部有料化ということも検討すべきではないだろうかというようなことも議会で発言しております。

これらのことでございますが、こういうことで田方消防は2市1町の安全を確保する意味で大変な力を担っているわけございまして、今回南署が建築されるについて、道路が日向に今回できるわけですが、道路が早くできないと救急活動にも影響してくる、消防活動にも影響してくるというようなことがございまして、日向の地元が早くまとまっていたいて、活動に支障のないようにしていただくように、ぜひ、要望をいたす次第でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、諸般の報告を終わります。

市長施政方針

議長（遠藤正寿君） 日程第4、市長施政方針。

提案理由の説明に先立ち、市長の施政方針の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） おはようございます。平成18年度を迎え、新年度予算をはじめ各般にわたる議案の審議をお願いするに当たり、市政に取り組む所信の一端を申し上げ、議員各位を初めとする市民の皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

さて、平成17年度の我が国の経済は、年央には、それまでの輸出・生産などに見られた弱い動きを脱し、景気は徐々に回復を続けており、特に、企業部門の好調さが、雇用や所得環境の改善を通して家計部門に普及し、民間需要を中心に緩やかな回復基調にあります。

政府では、改革なくして成長なし、民間に移行できるものは民間に、地方に出来ることは地方へ、との方針のもと、基本方針2005に基づき、業務の開放・規制改革等を通じ、小さな政府を実現すると共に、規制・金融・税制・歳出等の改革を推進するなど、各分野での構造改革を断行することにより、経済活性化を実現し、民間主導の持続的な成長を図るとしております。

このような中で、平成18年度の地方財政は、計画規模の抑制に努めてもなお、平成17年度に引き続き大幅な財源不足となり、増加する借入金残高に対する償還負担の増加や、社会保障関連経費の自然増が心配されるところであります。これにより、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されるところであり、現下の極めて厳しい財政状況のなか、国・地方の財政構造改革の必要性を踏まえ、引き続き地方自治体においては、地方分権時代にふさわしく、簡素で効率の良い行政システムを構築するため、徹底した行政改革を推進すると共に、歳出の見直しによる抑制を進め、効率的で持続可能な財政への転換が求められておりま

す。

ここで、平成18年度予算編成に当たっては、三位一体の改革に伴う補助金・交付金改革に加え、国勢調査による人口の減少などから、交付税は2億8,100万円程度減少する見込みで、非常に厳しい財政状況を踏まえて、財政の健全化に留意しつつ、個性と工夫に満ちた伊豆市づくり、循環型社会の構築、地球環境問題への対応、公平で安心な少子高齢化対策、過疎化等の課題を視野に入れ、地域の再生・活性化を目的に取り組みました。安心な高齢化社会・少子化対策予算といたしまして、子育て世代の経済負担を緩和することを狙いとした児童手当制度の拡充について、支給年齢を小学校第3学年終了から、小学校終了までに引き上げることなどの措置に伴い17,355万円が追加となり、3億235万円を見込んでおります。

なお、議員の皆様には新聞等でご承知のことと思いますが、伊豆赤十字病院の産科が本年度をもって休診することとなり、現在、医師の確保に向けて、日赤奉仕団を始め、署名活動等を行っていただいております。また、要望活動につきましては、伊豆地区の各市町長連名のもと、活動を開始する所存であります。

さらに、保育園の民営化に向けて懇話会を設置し、各方面よりご意見をいただきながら作業を進めております。

また、介護保険事業の予防事業重視に伴う改正については、基幹型介護支援センターを包括介護支援センターとして新たに位置付け、介護予防計画の策定支援や、ケアマネージャーが相談に当たると共に、介護事業の適正化を図ることとしており、そのための予算措置を介護保険特別会計に地域支援事業として6,966万円計上し、これまで一般会計で実施しておりました高齢者福祉事業の一部を移し替えております。さらに、新たに計画のある特別養護老人ホームに対する設置助成金として7,312万円を計上しております。

循環型社会・地球環境対策としましては、廃棄物のリサイクルを引き続き推進すると共に、新エネルギーの導入を視野にいれた、新エネルギービジョンの策定に取り組むための予算として1,000万円を計上いたしました。

災害予防対策といたしましては、治山事業、海岸保全対策、急傾斜地対策、小規模河川整備などに必要な予算を計上いたしました。また、地震対策事業として、小中学校体育館の耐震補強事業として、修善寺東小学校体育館建替え工事などに2億3,800万円を計上いたしました。

なお、田方南消防署建設事業につきましては、用地関係では、地権者の方々のご理解とご協力のもと、建設同意書をいただくことができました。この場を借りて御礼申し上げます。また、計画地の県道及び市道の交差点、並びに県道拡幅の協議も終了し、現在、県道拡幅の詳細設計を沼津土木事務所で実施中であります。

次に、財団法人静岡県消防協会田方支部長を伊豆市消防団長が応諾いたしました。これに伴い、協会事務局は伊豆市総務課付けとなりますので、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。なお、平成19年、来年でございます、9月1日の静岡県総合防災訓練のメイン

会場が伊豆市に選定される様子であり、平成18年度から準備体制を整え、計画策定・予備的訓練等を実施していく予定であります。

このほか、合併特例事業として、平成20年4月に供用開始予定の火葬場建設事業に4億4,400万円、伊豆縦貫道へのアクセス道路関連事業に5億3,600万円を計上しております。

ここで、平成19年度以降の財政運営を展望すると、平成18年度予算編成時点での財政調整基金の残高は3億8,142万円となり、これまでのような基金の取り崩しによる財源補てんは困難な状況となっております。今後、使用料をはじめとする公共料金や、受益者負担の見直しだけでなく、施設の統廃合などの公共サービスの縮小についても早急に検討しなければならない状況となっていることから、一層の行財政改革に取り組むこととし、職員の定員管理や給与についても、給与関係経費の抑制や、公務の効率的な運営を目指しており、平成18年度から、施設勤務手当などの特殊勤務手当、退職時の特別昇給の廃止を実施することといたしました。

さらに、行財政改革の一環といたしまして、本年4月から温泉プールや修善寺自然公園などについて指定管理者制度を適用するほか、天城給食センターの調理委託の実施など、民間委託についての取り組み、組織の見直しなど、効率的な行政運営を図ってまいります。

この結果、伊豆市の一般会計予算は154億7,700万円となり、前年度比1億8,900万円、1.2%の減額となっております。このほか、国民健康保険特別会計予算が、8,440万円増額の38億1,460万円、老人保健特別会計予算が前年度並の40億9,130万円、介護保険特別会計予算が5,480万円増額の23億1,570万円、下水道事業特別会計が5,865万円減額の17億2,175万円などとなっており、伊豆市全体の実質予算では、国民宿舎会計など3会計を廃止し、268億3,883万円となり、前年度対比9億1,708万円、3.3%の減額となります。

以上、諸施策の内容を極めて統括的に申し上げましたが、厳しい行財政の中であって、すべての面において極力無駄を省き、効率の良い予算執行をすることができるよう、市民の皆様方と共に伊豆市の将来構想、並びに建設計画に則り、地域の発展を築いていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、市政の運営に、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、市長の施政方針の説明は終わりました。

報告第1号～報告第3号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）から、日程第7、報告第3号 施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定についてを、一括して議題といたします。提出者から報告を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 報告第1号から報告第3号までの、専決処分3件に係る提案理由を申

し上げます。

今回報告しますのは、交通事故関係が2件、施設管理事故が1件であり、いずれも和解、損害賠償額が決定したため、報告するものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせます。よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは補足説明をさせていただきます。議案資料の2ページをお開きください。

まず交通事故の報告でございます。損害賠償の金額は7万2,377円。この内訳は一番下にありますように、車の修理が5万5,577円、休業補償が1万6,800円でございます。和解及び損害賠償の相手方、これは三島にある日産レンタカー静岡の三島中央店でございます。事故の発生は平成17年11月19日、午後2時30分頃、場所は伊豆市青羽根の、青羽根プラザの前のポンプを置く場所でございます。専決の日付につきましては平成17年12月15日でございます。3ページに現場の位置図と、それから事故の発生の状況が書いてございます。青羽根プラザの方に一度車が入りまして、バックをさせてポンプ小屋へと入れる途中に、渋滞で停車していた三島市青木の日産レンタカーの車に接触いたしまして、車をへこませてしまったという内容の事故でございます。

続きまして5ページでございます。こちらにつきましても交通事故でございます。損害賠償の金額は29万1,543円でございます。和解の相手方でございますけれど、伊豆市上白岩の松村百合子さん、それから伊豆市修善寺の水口広さん。事故の発生の日時は平成17年12月1日午後3時50分頃、伊豆市修善寺1300番地の1ということで、湯舟口のバス停の近くということになります。事故の概要につきましては、生涯学習で修善寺小学校の児童数名を市有車に乗せて現地へ行った際に、他の児童の様子を見るために運転手が車を離れてしまった。車に乗っていた児童がサイドブレーキを緩めてしまったということで、これは不注意の事故でございます。自然発車してしまいまして、あわてた児童が助手席から飛び出して、助手席のドアが停車中の松村さんの車のドアに接触いたしまして、そのまま水口さん宅の塀に衝突したという状況でございます。事故の現場の位置図、それから発生の状況につきましては次の6ページの絵で示してございます。

続きまして、8ページでございます。これにつきましては施設の事故でございます。湯の国会館のサウナの関係の事故でございます。損害賠償の金額は6,580円、和解と損害賠償の相手方は東京の梶田さんという方でございます。事故の発生日及び発生場所については、平成17年11月22日午後4時10分頃、場所は青羽根の湯の国会館でございます。事故の概要は、市の温泉施設の湯の国会館のサウナ室で、奥につめようとした際に、室内が狭くて天井も低いために中腰の前かがみ状態で移動いたしました。サウナの上に取り付けてありました高温

のステンレス製板に左肩が触れまして火傷を負ってしまったということでございます。9ページと10ページに現場の位置図、それからサウナの内部ということで図をつけさせていただきました。

以上、報告を終了いたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、報告を終わります。

議案第1号～議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第8、議案第1号 専決処分の報告及びその承認について（静岡州市町村職員退職手当組合理約の一部変更）と、日程第9、議案第2号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部変更についてを、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第1号及び議案第2号について、提案理由を申し上げます。

本年3月、静岡市と蒲原町が合併するため、静岡州市町村職員退職手当組並びに、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合理約を、それぞれ一部改正するため、1月18日をもって専決処分をいたしましたので、本議会において、これを報告するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。この専決処分について、2点ほど質問いたします。

この事項は議会の権限に属するものだと思いますので、どのような理由で専決したのかお聞きしたい。

もう1点、この事項がいつ発生したのかお聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 静岡市とそれから蒲原町の合併は平成18年3月31日を予定しております。これを構成する団体は静岡県のほかのすべての市町ということになります。従いまして、この二つの組合ともまず合併までに規約の変更について静岡市、並びに蒲原町以外の当該以外の市と町からそれぞれの規約の議決を事前に構成団体から採る、いただいております。ということが必要となります。したがって、事務の手續き上、合併の日にちがもう3月31日と迫っているということで、1月18日ということで議会に間に合わなくて専決をしたということでございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 私が質問している主旨は、これは議会で議決するものであろうという考えから言っているわけです。ですから、どうして専決があったのかと。ですからこの事項がいつ伊豆市に議決してくれというふうに来たのかどうかですね。少なくとも専決事項、議会在議決する事項は直近の議会で議決しなさいというふうになっていると思うんですが、その辺いかがですか。議会事務局長はどのようにお考えですか。

議長（遠藤正寿君） これは議案を出した方ですから、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 両組合からこちらに届いた日にちについては正確な記憶はございませんが、1月半ばであったろうと思います。したがって、12月定例会の会期以後ということで12月定例会に間に合わなかったと。しかも事務の処理をするために3月定例会まで待ってしまうと3月31日の静岡市と蒲原町の合併に影響が出るということで、これは緊急性ということで市長が専決処分をいたしました。

議長（遠藤正寿君） ほかに質問はありませんか。

森議員。

10番（森 良雄君） 少なくとも直近の議会で議決するようというふうに私は法解釈しているつもりだけれども、途中で開く機会はあったはずだと思います。今後十分に注意してもらいたい。

議長（遠藤正寿君） ほかに質問はございますか。

質問なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第1号、議案第2号の専決処分の報告についての承認について、一括採決いたします。原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。よって、議案第1号、2号は、原案のとおり承認することに決しました。

議案第3号の上程、説明、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第10、議案第3号 伊豆市教育委員会委員の任命についてを、議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第3号 伊豆市教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、教育に関し識見を有する者のうちから任命する教育委員につきまして、議会の同意を求めます。

任命したい者は、山田裕子氏であります。山田裕子氏は、現在53歳で、参考資料の略歴のとおりであります。

山田氏は、この5月11日に任期が満了となりますが、教育、学術や文化に対し、豊かな識見を有しております。また、住民の信頼が厚く、適任者であると判断いたしますので、教育委員に再度任命いたしたく、議会の同意を求めます。なお、任期は平成18年5月12日から4年間となります。

よろしくご同意くださいますよう、お願いいたします。

議長（遠藤正寿君） お諮りいたします。本件につきましては、人事案件ですので、質疑・委員会付託・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 「異議あり」というご発言がございましたので、この件について皆さんにお諮りいたします。

ただいま森議員の方から「異議あり」というご発言がありましたので、この場を採決して、私が申しましたように、質疑・委員会付託・討論を省略し、採決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

議長（遠藤正寿君） 挙手多数。よって、委員会付託・討論を省略し、直ちに採決をいたします。

それでは、議案第3号 伊豆市教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立多数。

よって議案第3号はこれに同意することに決定をいたしました。

議案第4号～議案第11号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第11、議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）についてから、日程第18、議案第11号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）についてまでの、8議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第4号から議案第11号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。各会計とも年度末を迎え、新年度予算との整合性を図りながら、最終調整したものであります。

なお、災害復旧等において、年度内の施行が不可能なものは、繰越の措置を行い、一部経

費においては、債務負担行為の措置もいたしました。

補正の詳細については、それぞれ担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

議案第4号については総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）についての詳細説明を行います。議案の資料の17ページをお開きください。

今回は最終の補正でございまして、歳入歳出の総額からそれぞれ1億7,930万円を減額をいたしまして、総額をそれぞれ161億5,480万円とするものであります。後ほどご説明をいたしますけれど、今回は特に継続費、それから地方債については補正をお願いすると。新たに繰越明許費と、それから債務負担行為をお願いするというところでございます。

22ページをお開きください。継続費の補正でございまして。これにつきましては東小学校の体育館、当初から平成17年度、18年度ということで継続で考えておりました。今回補正という理由につきましては、全体の事業費が1,000万円減額となりました。平成17年度につきましては1億1,810万5,000円が変わりませんが、減額となった1,000万円については来年度の事業費を減ずるということで、1億6,369万5,000円が平成18年度の事業費ということになります。

続きまして繰越明許費の関係でございまして、農業費の中の新山村振興等農林漁業特別対策事業9,282万4,000円を繰り越させていただきますけれど、旧中伊豆地域の市民農園の関係でございまして。それから8款の土木費の道路橋梁費、市道整備事業につきましては345万円でございます。これについては駅前の整備の関係で、事業の一部繰越ということになります。それから災害復旧費でございまして、農林水産業施設災害復旧費、農業用施設の災害復旧工事、これは1,090万円でございますけれど、用水路の工事でございます。それから林業用施設災害復旧工事、土肥地域の上池線という林道が441万5,000円ということでございます。それから公共土木施設災害復旧費、これは9,978万5,000円ですけれど、21006号線、いわゆるトンネルから出たところの越路線ということでございます。

それから債務負担行為でございまして、すでに平成18年から20年にかけての中伊豆、天城温泉プールの指定管理者の委託、これが1億1,979万円ということで、金額的には大きくなっております。そのほか、小口資金利子補給金が平成18年から22年ということで、27万5,000円。それから平成17年度勤労者住宅建設利子補給金、これも期間は平成18年度から20年度ということで17万円でございます。

次の23ページの地方債の補正でございまして、これは補正前は限度額については見積りの額の限度額でありましたのに対して、補正後については限度額は確定値の限度額ということになります。

続きまして24ページ、25ページで、事項別明細でございますが、まず歳入で一番大きいのは、下から3段目にある繰入金でございます。繰入金の3億9,690万円、これは減額ということは、結局取り崩しをやめるというようなこととなります。それから次の25ページの主なものについては、やはり先ほどの繰入金との関係もございまして、諸支出金で1億9,200万円ほどでございますけれど、これについては財調等への積立というような措置をいたしたいと思っております。

続きまして事項別の詳細に入りますけれど、27ページになります。これからは主なものを申し上げますけれど、まず6款の地方消費税交付金、これが1,500万円の減額。その下の自動車取得税交付金については1,540万円の増額でございます。

29ページにいきまして、地方交付税、これについては1,488万円。普通交付税の最終分でございます。それから次の児童福祉費負担金、これは保育園の保育料が1,302万3,000円、これが主なものでございます。

続きまして31ページに入ります。国庫支出金のなかで主なものについては国庫補助金の15款の2項1目1節、市町村合併推進体制補助金、1,168万5,000円、これらが主なものでございます。減額の主なものといたしましては、その一番下にあります災害復旧費補助金、これが3,233万円の減額。なかでも、説明の2の平成17年災公共土木災害復旧費、これが4,000万円の減額でございます。

続きまして35ページでございます。寄附金で一般寄附金が1,000万円、それから教育振興寄附金ということで1,127万9,000円でございます。

下の繰入金につきましては、財政調整基金の繰入を2億3,360万円、これは減額ということでこの分だけ取りやめと。それから減債基金繰入金についても1億6,330万円の減額でございます。

それから一番下の雑入のなかに説明の72で国民宿舎剰余金ということがございます。1億7,000万円の内訳はふじみ荘、それから木太刀荘の剰余金でございます。

それから37ページの市債でございます。市債の2番目の合併推進債が990万円の減額。それから増額といたしましては市道整備事業債、1,700万円。これは辺地対策と過疎対策の事業債でございます。小学校施設整備事業債、下から3行目でございますけれど、1,560万円。これは主に市町村振興資金が増えているということでございます。災害復旧費で、公共土木施設等災害復旧事業債、これについても1,910万円の減額。農地・農林等災害復旧事業債の関係が860万円の減額でございます。

それでは歳出に移ります。38ページ、39ページからでございますけれど、41ページの上から6行目、説明の03-43、退職手当組合特別負担金ということで、12月の算定では10人でしたけれど、その後2人の増加ということでこの580万円につきましては増えた2人分ということになります。

それから続きまして43ページになります。電子計算費については、電子計算事務事業の委

託料を含めて合計で581万7,000円の減額ということでございます。

それから47ページになります。統計調査につきましても指定統計の予定された統計調査が終了いたしましたので、科目をすべて整理いたしまして356万4,000円ほどの減額ということになります。

続きまして51ページになります。心身障害者福祉費の扶助費、重度心身障害者医療費助成金、ここが1,000万円の減額になっております。その下の介護保険事業で介護保険特別会計の繰出金、これが870万6,000円の減額でございます。

それから55ページの健康づくり推進事業費の一番下でございますけれども、老人保健法事業、基本健診委託料が1,500万円の減額ということでございます。

61ページでございます。ここからは農林水産業費でございます。農業振興費のなかの中山間地域等直接支払交付金、ここが988万3,000円の減でございます。

続きまして土木費の関係でございます。69ページになります。市道整備事業で2,580万円の減額。国・県道関連事業ということで2,000万円の減額。天城北道路関連事業は4,130万円の減額。それから71ページにいきまして急傾斜地崩壊対策事業、これは県営急傾斜地崩壊対策事業負担金、こちらが1,476万5,000円の減ということで、合計で2,147万5,000円の減額でございます。

それから73ページになります。下水道費の下水道会計特別会計への繰出金が2,946万4,000円の減額。

消防費に入ります。消防費の非常備消防費ということで消防団員退職報償金、これが1,175万7,000円の減額でございます。

それから83ページになります。これは公共土木施設災害復旧費ということで、道路橋梁災害復旧事業で6,920万5,000円の減額になります。

85ページになりますけれども、公債費については、金額の出し入れは、上の元金はございません。これは財源を減債基金からの取り崩しをやめた関係で、その分を一般財源から賄うという財源の入れ替えになります。次の償還金利子については一時借入金利子が200万円の減額ということになります。

それで次の諸支出金の基金費でございますけれども、積立金で財調へと1億7,205万3,000円の積み立て、それから減債基金へは45万5,000円、それから社会基盤整備基金積立金で1,928万円等となっております。

それから86ページ、87ページは給与費でございます。給与については総括的に各ページに渡ってあるわけですが、それをまとめたのがこちらの表でございます。特別職については補正前と補正後で584万円の減、共済費が10万9,000円の減、合計で594万9,000円の減ということになります。それから一般職の給与につきましても比較で給与が234万5,000円の減、手当は161万6,000円の増、合計で72万9,000円の減。それから共済費が28万5,000円の減で合計をいたしますと101万4,000円ほどの減ということになっております。詳細につきましては

この下に出ておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上で議案第4号の詳細説明とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第5号について、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは議案第5号 天城北道路用地取得特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

天城北道路用地取得特別会計につきましてはすでにご承知のとおり、現在事業が進捗中であり、天城北道路建設にかかる事業用地を市が代行取得するために創設した特別会計であります。平成17年度は代行取得者が市ではなく静岡県土地開発公社になったことに伴いまして、市は静岡県土地開発公社との間で用地交渉と契約書の作成、及び被補償者との調印について、用地取得事務委託契約を締結いたしまして、用地の取得を進めてまいりました。この委託契約は契約の目標額というものを定めまして、それに基づいて当初の委託費を算定しております。年度内の契約締結額が決まった段階で委託費が決定するというようになっております。

今回の補正は、本年度契約実績によりまして、事務委託費を減額するものであります。その分、減額した分を一般会計からの繰入金で補てんするということとなります。ちなみに用地取得の状況を申し上げますと、住宅の移転を余儀なくされていた方が15軒ございました。そのうち10軒の方につきましては、契約とそれから移転等も完了しております。残りの1軒につきましてはこの間契約済みとなりました。残りが4軒あるわけでございますけれど、この方たちは契約はまだ済んでおりませんが、いわゆる代替地、収用対象地、その位置が決定いたしました。すべて行き場所と言いますか、それは決定しております。それから住宅の移転はないわけですが、代替地提供、及び事業用地双方に該当する方が2軒ございます。この2軒の方と先ほどの4軒の方が微妙に用地の関係で絡みあっているということになります。この6軒の年度内の契約締結に向けて、現在引き続き交渉中でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第6号について、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 議案第6号 平成17年度国民健康保険特別会計補正予算につきまして、概要を説明させていただきます。97ページをお願いいたします。

まず歳入についてでございますけれど、被保険者数の増減により全体的に1款の保険税の減額が予想されることから、これを減額計上したほか、3款の国庫支出金は事業に要する経費の減額に合わせ減額計上したものでございます。また、退職者分の医療費の増加が見込まれることから、4款の医療給付費等交付金を増額したことと、ここで9款の繰越金を精算したものでございます。

次に歳出ですが、2款の保険給付費負担額の減少が見込まれることから、これを減額するなどしたほか、7款の基金積立金を計上したものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第7号について、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第7号 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、ご説明申し上げます。

106ページでございますけれども、今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,043万4,000円を減額し、総額を22億1,067万2,000円とするもので、介護給付費の年間給付見込みに伴う調整と、それに関連する財源の補正でございます。

それでは次のページをお開きいただきたいと思います。歳入について、3款1項の国庫負担金1,192万円の減額から、5款1項の県負担金7,450万円、7款1項一般会計繰入金870万6,000円の減でございますけれども、介護サービス給付費の減に伴うそれぞれの負担割合に基づきまして減額するということでの計上でございます。

7款2項、基金繰入金、960万3,000円の減は、介護給付費準備基金繰入金を減額するということでございます。

続きまして歳出でございます。1款総務費、83万4,000円を減額いたします。これは一般管理費の委託料を減額するもので、介護保険事業計画の策定業務の委託料、これが不用額を生じたためのものでございます。

2款1項、介護サービス等諸費、これを6,260万円減額いたします。昨年の10月から施行されております、変わりました関係の、介護居住費分と食費が自己負担になったということになりまして不用額が生じたものでございます。

3項、高額介護サービス等費の300万円の増は、支給対象者が増加したことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第8号については、上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） 119ページになります。ご覧いただきたいと思います。今回の補正でございますが、総額から5,281万5,000円を減額いたしまして、17億1,412万9,000円とするものでございます。

事項別明細で内容につきまして若干触れたいと思いますので、123ページをお願いします。まず一般会計繰入金でございます。2,946万4,000円の減額となっております。これは先ほど総務部長から説明がございました、事業費の確定によります減額ということでございます。それから基金繰入金、1,150万円の減額でございますが、これは旧天城湯ヶ島町分の低宅地ポンプ施設の市単工事を予定しておりましたが、これの精算見込みによる減額となっております。10款の市債でございます。1,190万円の減額となっておりますけれども、下水道工事及び流域下水道工事の事業費確定に伴う減額ということでございます。

125、126ページでございます。歳出になります。1款の公共下水道事業費の工事請負費、350万円の減額でございますが、これは駅前の下船戸地区でございます。道路改良計画がございますので、その後に実施をするということで、工事を見合わせたものでございます。

それから単独事業費でございます。委託料200万円、それから工事請負費1,400万円の減額でございますが、まず委託料に関しましては、中伊豆地区の認可拡張の委託料、これが精算見込みによる減額でございます。それから工事請負費でございますが、これは旧天城湯ヶ島町の落合楼の低宅地ポンプ施設を予定しておりましたが、地主の意向により18年度に延期をするということに伴います減額となっております。

それから特定環境保全公共下水道事業費、工事請負費でございますが、1,390万円の減額となっております。市単分が990万円、起債単独分が400万円となって1,390万円でございますが、それぞれ工事精算見込みによる減額でございます。

127、128ページをお願いします。下水道管理費の業務費でございます。負担金補助及び交付金、688万円の減額でございます。それぞれ精算見込みによる減額でございますが、特に流域下水道維持管理費負担金、これは使用料になります、流域下水道の処理料になります。これが590万円減額したということでございます。

次に管渠管理費でございます。委託料540万円減額となっております。これは特に380万円の減額、説明欄の13-52、マンホールポンプ保守点検清掃業務委託料がございます。これは統合によります旧中伊豆町分の見直しでございます。湯ヶ島町分と修善寺町分、中伊豆町分と2系列で点検業務をお願いするという形をとりました関係で減額と言うことになっております。旧中伊豆町はちょっと回数が多かったんですけれど、2ヶ月に1度という点検業務に回数を少し減らしましたので、それに伴う減額となっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 続きまして、議案第9号、10号、11号については、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、まず湯の国会館事業特別会計補正予算（第2回）からご説明をさせていただきます。132ページをお開きいただきたいと思います。

この補正予算につきましては、総額9,200万1,000円については変更ございません。これは木太刀荘、ふじみ荘の余剰人員の割り振りによりまして、湯の国会館に一人配置替えをいたしました。その2月、3月分の給与を支給するための補正でございます。しかしながら当施設においては以前よりの配置転換の職員との給与差がありましたものですから、プラスマイナス3万円で相殺された予算となるということでございます。

続きまして138ページ、伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算の第2回でございます。歳入歳出それぞれ60万円を増額いたしまして、総額を5,007万4,000円とさせていただくものでございます。この補正につきましては、河津桜のにぎわい等を想定いたしまして、売店材料費45万円の増額と、次年度グリーンガーデンにおきますイベントのパンフレットを今から製作したいということございまして、それにつきまして補正をお願いするものであります。財源につきましては、売店収入60万円の増額で対応するものでございます。

続きまして145ページ、天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）でございます。歳入歳出それぞれ144万1,000円を増額させていただきまして、総額を1億900万6,000円とさせて

いただきたいというものでございます。先ほど湯の国会館のときにも申し上げましたとおり、国民宿舎の廃業に伴いまして生じた余剰人員を天城温泉会館に2名、1名は設備担当、あと1人につきましては食堂の板前の業務員として配置いたしました。そのため2月、3月分の給与費144万1,000円の補正をお願いするものでございます。財源につきましては天城温泉会館の経営は皆様もご存知のとおり、非常におもわしくない状況にあります。そのため一般会計よりの繰入にて対応させていただきたく、お願いするものでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で、平成17年度補正予算の提案理由の説明、また補足説明を終わります。

ここで休憩をいたします。再開を11時といたします。11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時59分

議長（遠藤正寿君） 引き続き会議を再開いたします。

議案第12号～議案第26号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第19、議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算についてから、日程第33、議案第26号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計予算についてまでの、15議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第12号から議案第26号までの平成18年度当初予算について、提案理由を申し上げます。

伊豆市の新年度予算を編成するに当たり、昨年8月の定例部長会議の席上、予算の編成方針を示しました。

地方行財政を取り巻く環境が大変厳しい中で、平成18年度予算編成に向けた作業と平行し、行政改革の取り組みを行ってまいりました。具体的には、当初予算要求の段階で、事業の評価書の提出を義務付け、前年比10%減を目標にスタートいたしました。その後、数度にわたる予算査定を行い、ようやくまとまったのが本年1月末であります。

昨年9月11日の衆議院選挙を機に、国の行政改革の勢いが増し、小泉内閣の三位一体改革が進む中で、伊豆市のような小規模の市に対する恩典はやや少なく、昨年10月の国勢調査で人口が減じたことによって、逆に苦しい財政運営を余儀なくされるようになったのが現状であります。

このような状況のもと、地方における行政課題は、ますます多岐にわたってきております。

合併3年目を迎えるわが伊豆市は、行財政改革をさらに進め、事業全般にわたり総点検を実施し、市民の安心・安全・幸せづくりを推進するための各予算であります。

それぞれの予算の詳細につきましては、助役及び各担当部長に説明をいたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

最初に、議案第12号については、助役。

助役（児島保次君） それでは、議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算の概要についてでございます。議案書は153ページからでございます。それぞれ特別会計はその次のページからになっておりますが、予算書においては一般会計予算書、特別会計予算書となっておりますので、それらについて今後、議会全員協議会、それから委員会に付託されましたらそのなかで微に入り細に入り説明をいたしたいと思っております。

それでは、議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算の概要について、市長の施政方針、また提案理由の補足説明をいたします。

まず歳入でございますが、市税は43億50万円となりまして、6,019万円の増加を見込んでおります。このうち市民税は、三位一体の改革に伴い税源移譲によりまして、個人市民税で4,400万円の増額を見込んでおります。また、法人市民税については、5,570万円の減少を見込んでおります。それから固定資産税におきましては、前年度の地価の下落の影響から、2億3,854万円減の見込みをいたしました。減額影響額が当初の見込みより少なかったことから、前年度最終予算額とほぼ同額の25億6,800万円を見込んでおります。

依存財源といたしましては、地方交付税が人口減少、1,957名の国勢調査によります減少がございました。このことによりまして、所得譲与税の税源移譲などの影響から大幅な減少が見込まれることから、2億8,100万円の減額となります42億2,800万円が地方交付税の総額でございます。

国庫支出金については、天城北道路アクセス道路事業への国庫補助のため、2億2,150万円増の、10億3,393万円を見込みました。県支出金については、山村振興対策事業の完了等によりまして、2億8,991万円の減でございます。6億8,852万円を予定いたしました。また税源移譲に伴う所得譲与税については、1億5,300万円増額の2億8,800万円を見込んでおります。

この結果、市税など自主財源の合計は64億3,604万円となりまして、全体の割合としては41.6%でございます。これはちなみに前年度平成17年度に比べますと1ポイントの減でございます。

それから歳出でございます。人件費は職員の削減により33億3,426万円で、対前年度比といたしましては6,832万円の減額でございます。物件費は26億1,782万円で、対前年度比で1,223万円の増でございます。この物件費の増でございますが、平成17年度からの継続事業の道路台帳整備の実施に伴うものが増の主なものでございます。

また、補助費は16億7,462万円となっております。ちょっとページを追ってございませんが、失礼いたします。これについては、2,366万円の増でございます。この増の主なものでございますが、特別養護老人ホームへの整備補助7,300万円が含まれてございます。

公債費については、償還のピークを超えたため、1億6,686万円の減でございます。21億8,446万円となっております。この結果、経常経費は110億551万円でございます。全体の71.1%となっております。これについては、前年度比とまったく同じポイントでございます。

投資的経費でございますが、火葬場建設事業、天城北道路関連事業などの増額により、普通建設事業が1億727万円増額いたしました。それによりまして、24億6,736万円となっております。全体の15.9%となっております。これについては、非常に厳しい予算編成のなかではございましたが、事業の前倒し等によりまして増額となっております。

そのほか、他会計への繰出金、昨年度より1億7,008万円減額いたしました。19億5,835万円でございます。12.8%を占めてございます。

歳出予算を目的別に見ますと、まず総務費でございます。総務費は20億5,143万円、5,447万円の減額となっております。徴税费で固定資産評価資料作成事業が減少したことにより、2,475万円の減でございます。また選挙費で1,820万円ほど、それから統計調査費が、前年度国勢調査が行われましたので統計事業の減少によるものが主なものでございます。

総務費の新規事業といたしましては、各支所庁舎の維持管理費、それから花と緑の伊豆づくり事業、これが1,000万円。それから市長の政策にありました新エネルギー調査事業に1,000万円を予定しております。

民生費でございますが、国民健康保険への繰出金は1億円ほど減少となりました。しかしながら、老人保健会計や介護保険会計への繰出金の増加、それから児童手当の対象年齢の引き上げがございました。こういうことで1億、実際は73万円の増額でございます。これによりまして、31億1,413万円でございます。

それから衛生費でございますが、清掃費、上水道費が減額となったものの、火葬場整備の増額により保健衛生費が2億1,757万円の増額となりました。これによりまして衛生費は16億5,564万円で、1億4,000万円ほどの対前年度増額となっております。

農林水産業費については、農業費で中伊豆地区の山村振興対策事業が終了いたしました。このことにより2億4,924万円の減。それから林業費で治山林道事業の減少などから1億円ほど減額になりました。水産業費については、八木沢地区の漁港海岸保全事業などの増額により、8,947万円の増額となり、農林水産業費全体では7億4,000万円ほどとなり、去年からいたしますと対前年度2億6,000万円ほどの減額となっております。

商工費については、修善寺総合会館の改修工事が終了したため、2億6,887万円ほどの減額となりました。4億231万円ほどとなっております。観光振興事業8,185万円のほか、平成17年度まで行いました修善寺自然公園特別会計に計上してありました達磨山管理事業2,626万円、自然公園管理事業2,846万円、観光施設整備事業が3,690万円ほどとなっております。

土木費でございますが、冒頭申し上げました道路台帳整備事業の増により、土木管理費が1億1,000万円ほど増額となっております。それから天城北道路関連事業が4億1,800万円ほど、それから道路橋梁費が3億7,000万円ほど、それぞれ増額し、25億4,595万円となっております。

消防費でございますが、7億8,232万円ほどになりまして、2,800万円ほどの増額となっております。主なものといたしましては、田方地区消防組合負担金に5億8,595万円。消防団の運営や設備の整備に1億3,199万円。災害対策事業に6,369万円ほどとなっております。また田方地区消防南署の建設に伴う特別負担金は平成18年度は3,662万円となっております。先ほど市長の施政方針にございましたように、平成19年9月1日に防災訓練の中央会場となっておりますことから、自主防、それから消防団の見直し、それから拡充と整備を平成18、19年度を通して考えていきたいと思っております。

また教育費については、学校体育館について建て替えでなく耐震改修補強工事ということで実施することになり、経費の削減を図るなどの結果、17億8,236万円ほどとなっております。これは1億7,100万円ほどの減額となっております。主なものは、平成17年度からの継続事業の修善寺東小学校体育館建設に1億6,775万円。湯ヶ島小学校体育館耐震補強事業に6,750万円。中伊豆室内・天城温泉プールの管理委託に4,200万円ほど計上してございます。

また公債費については、冒頭、歳出の一般的なもので述べましたので割愛させていただきます。

以上、雑駁でございましたが、平成18年度の一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第13号について、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第13号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算につきまして、3ページの事項別明細書により補足説明をさせていただきます。3ページをお開きください。

予算規模は、歳入歳出ともに11万円であります。歳入では土地の売払収入、歳出では用地測量委託料を計上いたしました。

なお、本特別会計が管理をいたします柏久保地内の土地の一部と、駅前整備が予定されております民有地との交換も平成18年度のなかでは予定されておりますので、年度の途中の補正、あるいは管理財産の年度内移動も予想されますことを申し上げます補足説明といたします。

よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第14号について、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは議案第14号 平成18年度天城北道路用地取得特別会計当初予算の説明をさせていただきます。天城北道路用地取得特別会計ですが、平成15年度に旧修善寺町において創設いたしました特別会計であります。

平成18年度当初予算の編成時における国土交通省の天城北道路に対する対応状況に鑑みまして、平成18年度にはいわゆる用地国債制度の適用がないというふうに判断をいたしましたので、新年度予算は過去3年間の用地国債制度にかかる継続経理に留めることにいたしました。したがって、平成18年度本特別会計当初予算の内容につきましては、まず歳入においては、過去3年間の借入に対する国庫からの繰入金並びに端数整理にかかる繰越金のみでありまして、一方歳出においては、過去3年間の借入額に対する償還元利金のみに留めて、従来この会計のなかで経理をしておりました人件費についても、一般会計において措置することいたしました。

用地国債制度の導入、それから当該制度にかかる先行取得者の交代など、変遷著しいこの会計でございますけれども、今後の用地取得が国庫直轄によって実施される可能性もありますので、やがて償還終了後は会計の存続する必要がなくなり、廃止されることも考えられると思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第15号、16号について、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 議案第15号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計予算につきまして、概要を説明いたします。20ページをお願いいたします。

歳入のうち1款の国民健康保険税ですが、被保険者数の減少等、また国保連協等の答申を受けまして、対前年度比の99.5%を計上したところでございます。全県下的に見まして、わが保険税の位置といたしましては、21市中低い方から見まして、一番低い保険税は熱海市で、その次に位置しているということでございます。

次に4款の療養給付費等交付金は、前年度に引き続きまして医療費の増額が見込まれることからこれを増額計上したものでございます。

次に21ページの歳出でございます。2款の保険給付費について、対前年度比104%の増額を見込んだものでございます。医療費抑制の観点から6款、保健事業費につきましては、生活習慣病健診助成事業の受診見込み数を前年度の130名から200名に増やしたほか、訪問・健康相談事業等、6事業を中心に計画、計上したものでございます。

以上、概要について説明をさせていただきました。

次に議案第16号 平成18年度伊豆市老人保健特別会計予算について、概要を説明いたします。51ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、1款の支払基金交付金は拠出割合に応じて算出しまして、対前年度比93%を計上したものでございます。

次に歳出ですが、1款の医療諸費は対象者6,200人で、対前年度とほぼ同額を計上したものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第17号について、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第17号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計予算について説明いたします。

急速な高齢化に対応し、将来にわたって持続可能な介護保険制度を構築するため、国では予防重視型システムの変換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、負担のあり方など、今回、介護保険制度の大幅な改造が行われました。これを踏まえまして、市では介護保険事業計画の見直しを行いまして、その計画を根拠に平成18年度予算を編成いたしました。

平成18年度は第3期の介護保険事業計画、平成18年から20年の、初年度に当たります。歳入歳出の総額は、それぞれ23億1,570万円で、前年度に対しまして5,480万円の増額、102.4%となっております。

64ページをお開きいただきたいと思います。明細書の総括で説明させていただきます。まず歳入についてでございます。1款保険料、4億591万6,000円。前年度より4,657万2,000円、13%の増を見込んでおります。今回の事業計画の見直しによりまして保険料も見直しをいたします。基準月額を3,400円に。前期計画に対しまして500円の増額になります。被保険者数を10,268人と見込んでおります。

3款国庫支出金、5億9,376万9,000円。4款支払基金交付金、6億8,833万3,000円。5款県支出金、2億8,034万8,000円。これは介護給付費の法定割合に基づきまして負担を見込みました。新たに始まります地域支援事業に対する国・県等の交付割合が違うために増減に前年度に対しましてのバラつきが出ております。7款繰入金は3億4,388万4,000円で、1,055万3,000円の増額でございます。地域支援事業にかかる市から繰入の増が原因となっております。

次に歳出でございます。1款の総務費、3,785万7,000円は、前年度より376万5,000円の減で、平成17年度に実施いたしました介護保険事業計画の委託料がなくなったことによるものでございます。2款の保険給付費、21億9,028万3,000円で、前年度比1.1%、2,347万4,000円の減となっております。施設等におけます食費、居住費の自己負担化と介護報酬の改定によりまして、在宅分が約1%、その単価が下がっておりまして、これらを見込んでおります。要介護認定者数は1,413人、居宅介護サービス受給者が902人、施設サービス受給者が285人を見込みました。3款財政安定化基金拠出金、1,000円、科目の設置でございます。4款の地域支援事業費、6,966万4,000円。17年度までは一般会計の民生費の高齢者福祉費で、要介護高齢者に対して実施してございました介護予防、地域支えあい事業、これらが要介護状態になる前の予防事業として一貫性をもって実施するために、今回の法改正によって、地域支援事業として新たに実施されることになりました。また、介護予防が必要な人や、要支援の1、2の人に対するケアマネジメント事業を行うという地域包括支援センター、これを設置いたします。財源には介護保険料も加えるという、その辺が大きな改革になっております。5款の基金積立金、1,451万2,000円。保険料の残高を第3年度の給付のためにまわすということで、介護給付費準備基金に積立をいたします。

以上で説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第18号から20号、及び議案第24号、25号までの5議案を、上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） それでは特別会計予算書の97ページをお願いいたします。

簡易水道事業会計でございますが、予算の総額は8,150万円と定めるものでございます。100ページをお願いいたします。第2表、地方債でございます。2,300万円計上してございます。これは持越・金山簡水の石綿管の布設替工事に900万円、それから斎場建設に伴う佐野簡水への配水池の設置工事に1,400万円を充当するための地方債でございます。

102ページでございますけれど、事項別明細の歳入でございます。2款の使用料及び手数料でございます。主な使用料といたしましては、現年度の使用料、昨年並みの2,553万円を見込んでおります。2目の飲供の使用料でございますが、やはり昨年並みの151万8,000円を見込んでございます。

104ページになります。一般会計繰入金、昨年と比較しますと400万円ほど減額の3,045万4,000円。それぞれの事業への充当という形になります。

6款の市債につきましては、先ほどご説明を申し上げました。

次に歳出でございます。1款の総務費、1目の職員給与費等、これに関しましては昨年の事業所移転に伴う人事異動によりまして職員が増えております。昨年は1名みておりましたけれど、本年は2名という形になっております。それから2目の一般管理費でございますが、157万4,000円ということで、主な支出といたしましては、委託料の検針、それから19節の負担金における電算センターの負担金という形になっております。

次に2款の簡易水道事業費でございますが、本年度5,193万2,000円でございます。主な支出といたしましては、需要費の施設修繕料、役務費における水質検査料、それから委託料におけます認可変更申請委託料、それから工事請負費における各施設の改良工事等が主な支出となっております。

次に3款の飲供でございます。本年度469万3,000円の計上となっております。主な支出は、簡易水道と同じく役務費における水質検査、それから委託料における各施設の点検業務、それから各施設の改良工事が主なものとなっております。

4款の公債費でございますが、これは長期債の償還元利金となっております。

次に123ページでございます。下水道事業特別会計でございます。本年度の予算の総額は17億2,175万円と定めるものでございます。

第2表の地方債でございますが、126ページになります。公共下水道に760万円、流域下水道に2,020万円、特定環境保全公共下水道事業に1億8,180万円の、2億960万円となっております。

128、129ページをお願いいたします。まず1款の分担金及び負担金でございます。まず分担金でございます。これは特定環境保全公共下水道地域に関する分担金でございます。根拠

法令といたしましては自治法の224条となります。1,302万円を見込んでおります。

次に2款の使用料及び手数料でございますが、これは下水道使用料で3億480万円を見込んでおります。

次に3款の国庫支出金でございます。国庫補助金でございますが、下水道事業費の補助金、まず公共下水道が850万円、それから特定環境保全公共下水道が1億5,290万円。1億6,140万円の計上となっております。

それから県支出金でございます。280万円の計上でございますが、これは特定環境保全公共下水道に対する県の補助金ということになっております。

それから7款、一番下になりますけれども、一般会計繰入金、9億4,721万5,000円でございますが、建設維持管理に充当分といたしまして、1億4,105万5,000円、それから長期債の償還分といたしまして、8億616万円、計9億4,721万5,000円の計上となっております。次に132ページをお願いいたします。基金繰入金でございます。3,465万円の計上になっておりますが、旧土肥町と旧天城湯ケ島町に基金がございます。まず土肥町の基金の取り崩しといたしましては1,060万円。これは処理場の機械類の更新に充当するというので1,060万円繰り入れてございます。天城の関係でございますが、低宅地用のポンプ施設4箇所程度を計上しております。2,405万円の合計3,465万円ということになっております。

9款の諸収入でございますが、351万円3,000円計上してございます。これは旧中伊豆地区にございます接続工事への貸付金、これの返済金でございます。制度は合併時の申し合わせによりまして5年存続という形でやっております。

10款の市債に関しましては第2表でご説明を申し上げました。

次に歳出でございます。1款事業費、まず公共下水道事業費でございますが、2,347万2,000円でございます。主な支出といたしましては人件費の1名分、それから工事関係の委託料、それから公共下水道工事の工事請負費が主な支出となっております。

次に単独事業費でございます。5,970万円でございますが、主な支出といたしましては、工事関係の委託料、それから下水道の単独工事、それから補償補てんにおける工事補償費が主な支出となっております。

3目の流域下水道事業費でございます。2,030万1,000円となっておりますが、これは狩野川流域浄化センターの建設費負担金でございます。

それから特定環境保全公共下水道事業費3億1,072万6,000円計上してございますが、主な支出といたしましては、5名分の人件費、それから工事関係委託料、それから現場用車輛、複写機、積算システム等の借上料、それから工事請負費におけます管渠の布設工事費が主な支出となっております。

次に142ページになります。5目の特定環境保全公共下水道処理場建設事業費でございます。主な支出といたしましては、13節委託料におけます処理場建設の関係の委託料でございます。

それから次に2項の下水道管理費になります。まず1目の業務費でございます。2億1,267

万3,000円の計上となっておりますが、この科目におけます主な支出といたしましては、4名分の人件費、それから使用料、徴収事務の委託料、それから電算センターへの負担金、流域下水道維持管理費負担金、それから土肥浄化センターにおけます漁協用地占用料負担金、それから21節の貸付金におけます排水設備への設置工事への貸付金、これらが主な支出となっております。

次に146ページになります。処理場管理費でございます。1億4,922万8,000円でございますが、主な支出といたしましては、2名分の人件費、需要費におけます電気料、薬品費等、それから役務費におけます水質検査手数料、それから処理場維持管理業務委託料、汚泥運搬処分委託料が主な支出となっております。

3目の管渠管理費でございます。4,628万9,000円でございますが、これらの主な支出といたしますと、需要費におけます電気料、修繕料、それから役務費におけます電信電話料、水質検査手数料、それから委託料におけますマンホールポンプ保守点検清掃業務委託料、管渠洗浄調査委託料、下水道台帳修正委託料、それから工事請負費におけます維持補修工事、これらが主な支出となっております。

150ページになります。公債費でございます。元金が4億9,151万円、利子が3億4,165万円でございます。これらは長期債の償還元利金でございます。

次に161ページでございます。農業集落排水事業特別会計でございます。予算の総額は1億1,930万円でございます。

まず164ページ、165ページでございます。歳入でございますが、2款の使用料、農業集落排水施設使用料でございますが、本年度は2,800万円を見込んでございます。

それから3款の繰入金でございます。一般会計の繰入金になりますけれど、8,475万6,000円。内訳といたしましては、長期債の償還分を6,536万円、それから事業費へ充当分として1,939万6,000円となっております。

次のページをお願いしたいと思います。これらは科目設定が主でございますが、5款の貸付金収入、ここに26万円計上がございますけれど、公共下水道の方でご説明を申し上げました、中伊豆地区の返済金ということになっております。

それから一番下、国庫支出金、それから次のページ、県補助金、市債、これらが廃目となっておりますが、佐野・雲金の処理施設の増築工事が終了いたしましたので、これらが廃目となっております。

次に170ページになります。歳出でございます。1款業務費の1目業務費でございます。これは比較で3,748万9,000円ほど減額になっておりますが、処理場の施設管理費を1目の業務費から2目に移動したことに由来する比較でございますので、大きく減額をいたしております。本年度1,073万1,000円の計上となっておりますが、主な支出といたしましては、人件費が1名分、それから19節負担金補助及び交付金におけます資金償還補給金でございます。それから21節貸付金におけます排水施設設置資金貸付金、これらが主なものとなっております。

次のページをお願いいたします。2目の処理場管理費でございます。4,120万9,000円でございますが、主な支出といたしましては、委託料におけます処理場維持管理業務、汚泥運搬処理業務、それから管渠洗浄調査委託料、これらが主な支出となっております。

174ページをお願いいたします。3款の公債費でございます。元金が3,287万円、利子が3,249万円でございますが、長期債の償還元利金となっております。

次に243ページをお願いいたします。上水道事業会計予算でございます。まず業務の予定量でございますが、給水戸数が1万3,437戸、年間総給水量でございますが、591万8,000立方メートルでございます。主な建設改良事業といたしましては、熊坂の配水管の布設替え、天城北道路関係、茅野導水管、大京送水管、下水道関連、それから冷川の浄水場の次亜注入設備の改良工事等が主なものとなっております。

収益的収入及び支出でございますが、事業収益を6億60万8,000円、うち営業収益は主に給水料金でございますが、5億9,127万9,000円、営業外収益が932万5,000円。それから支出でございますが、5億9,265万8,000円でございます。営業費用が4億9,395万7,000円、営業外が9,779万7,000円となっております。

次のページ、244ページでございます。資本的収入及び支出、いわゆる4条予算でございます。収入は、2,300万円、それから支出が2億6,465万5,000円ということで、うち9,786万5,000円が長期債の償還元金となっております。これらの収入額が支出額に対して不足する額2億4,165万5,000円でございますが、当年度分の損益勘定留保資金2億3,480万8,000円、並びに消費税及び地方消費税の資本的収支調整額684万7,000円で補てんをするものでございます。

次に257ページになります。温泉事業特別会計でございます。まず業務の予定量でございますが、給水戸数は土肥温泉が263戸、八木沢が18戸、小土肥が39戸、計320戸となっております。年間総給湯量でございますが、3地区あわせて155万1,885立方メートルということになっております。

主な建設改良事業でございますが、大藪地区の配湯管の更新、それから屋形地区、馬場地区の配湯管の更新、それから三脈源泉集湯管移設、これは県の急傾斜地工事に関係するものでございます。それから三脈源泉の法面の保全工事、それから水口洞の水中ポンプの入れ替え、それから揚湯するための水中ポンプでございますが、故障等の緊急工事を予定いたしまして200万円。それからかなり施設が老朽化してございます。土肥温泉の集湯施設の改良計画、この実施設計業務を実施する予定でございます。

それから次に収益的収入及び支出でございますが、温泉事業収益7,388万円。営業収益ともに温泉収入でございますが、7,387万8,000円。支出は6,609万円。営業費用として6,487万円を予定してございます。

次に258ページをお願いいたします。4条収支でございますが、収入が100万円、これは急傾斜地の集湯管の移設に伴う県の補償費でございます。それから支出といたしまして6,430万円。建設改良費に6,220万円を充当するものでございます。それから、この不足額ござい

ますが、6,330万円でございますが、過年度分の損益勘定留保資金で補てんをするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第21号から議案第23号、議案第26号の4議案について、企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、湯の国会館の特別会計から始まりまして、ふるさと広場の会計までをご説明させていただきます。

まず湯の国会館でございますが、湯の国会館を始め、我々の所管しております企業部関係の事業につきましても、基本的には将来の民間等への委託を念頭に、できるものできないもの、あろうかと思っておりますが、そういった考え方のもとに18年度予算を編成させてもらっております。

それでは湯の国会館のご説明をさせていただきます。本年度の歳入歳出の予算を、9,080万円とお願いするものでございます。前年に比較しますと450万円増の105.2%という状況でございます。

185ページをお開きいただきたいと思います。まず会館の使用料でございますが、本年度の状況を見ましても概ね横ばいで、平成17年度予算の7万6,400人程度の人員は確保できるのかなというふうに思っております。この施設の場合はリピーター、それから市民利用も40%近くございます。そんなことを考えますと、ある程度健全な状況で推移していくのではないかと考えております。次年度については7万円7,000人程度を見込んでございます。

それからその下に財政基金繰入金というところがございます。これは850万円でございますが、これにつきましては、平成16年度決算時において約1,250万円の基金がございます。平成17年度においては概ね500万円ぐらいの基金の繰り入れをできるというふうに予定しております。総額1,750万円のうち、今年度850万円を繰り入れさせていただきます。内容につきましては後ほど歳出の方で説明させていただきます。

それでは191ページをお開きいただきたいと思います。主な歳出の内容でございますが、上から4行目の機械等の燃料費でございます。510万5,000円となっておりますが、これは4、5年ほど前から比べますと単価的に45円だったものが、現在70円強という状況でございます。そういったことを踏まえますと、かなり節約をしてやってきたわけですが、単価の方が上がったということで、510万5,000円ほどの計上をさせていただいております。

それから193ページの中ほどにございます井内洗浄・浚渫工事、それから楊湯ポンプの取替工事、これが合計850万円ほどございます。これにつきましては先ほど申しました基金繰入での対応とさせていただきたいと考えております。当初はバイオマス、バイオ発電ということで検討していたわけですが、それが駄目だという状況になりまして、我々の方で精査してありました。そのなかで、温泉源泉井戸の部分で、非常にこの温泉については内容の濃い温泉と言いますか、そういった状況がございまして、管が非常に汚れが出ているという状況がご

ざいます。そんな関係で急遽この浚渫洗浄工事を行って、なおかつポンプの交換をしたいというものでございます。

それから事業費関係では、実は売店、それからレストラン関係で、職員1名、パート4名で実施していきますと、概ね60万円強の利益というような状況にしかならないというのが実情でございます。

それから、197ページをお開きいただきたいと思います。他会計繰出金でございますが、これは前年度まで木太刀荘への返済をしていたのですが、木太刀荘の事業廃止に伴いまして、これについては来年度はなくなるということで、この部分が余裕が出たという状況でございます。

続きまして、昭和の森会館の予算でございます。203ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出の総額を6,900万円とお願いしたいというものでございます。前年に比べますと2,050万円の増ということですので、142.3%のかなり大きな予算になりました。

その内容でございますが、まず歳入からご説明させていただきます。入館料でございますが、実は改修工事を考えております。そんな関係で12月から2月の間を休業するということから、入館者を4,200人程度と見込んでございます。今年度が1万6,000人、決算見込みでいきますと1万7,000人ぐらいになるかと思いますが、1万6,000人からかなり減らしてございます。後ほど歳出の方でご説明申し上げます。

それから観光補助金として1,050万円、それから一般会計への繰入金1,300万円、これは当初からの約束のなかでグリーンガーデンの業務に関わるものの費用については一般会計から繰り入れるという約束事がございまして、1,300万円を繰り入れさせていただきたいというものでございます。ただ、前年度は若干この会計に余裕があったということから削られまして、600万円になっておりますが、実質的には1,300万円ということでございます。それから基金繰り入れを1,000万円予定しております。この会計については1,000万円の基金があるということでございます。

それでは歳出の213ページをお開きいただきたいと思います。前々より言っておりました会館内の内装設備の改修工事でございます。これは県の博物館、それから市が持っております文学館、これの改修を同時にやろうということで話がまとまりまして、県の方は概ね2,300万円程度の改修を実施していただけるというような、今、状況になっております。この内装工事の財源的には、基金の1,000万円、それから県の補助金1,050万円、残りはこの会計の中で処理するというので、ここに2,280万円を計上させていただいてございます。内訳については、内装工事が2,100万円、解体関係が180万円というようなことでございます。

昭和の森会館については以上でございます。

続きまして223ページ、天城温泉会館の会計でございます。歳入歳出を1億680万円と定めさせていただきました。平成17年度に比べますと100万円の増、100.9%という予算にさせていただいております。

227ページの歳入の明細でございますが、温泉使用料でございます。非常に厳しいと、入館者が少ないという状況でございます。前年度の5万2,000人に対して、今年度4万5,000人を見込んでございます。現状の決算見込みを見ますと、概ね4万5,6,000人になるのではないかと考えております。非常にこの会計は厳しいと考えております。

それから一般会計の繰入金については4,400万円、これは会計の中身を精査しますと、劇場分の持ち出しが概ね2,200万円、それから温泉・レストラン関係で2,200万円ということで算出しております。前年に比べますと、劇場分が若干減っているという状況でございます。

それでは歳出をご説明させていただきます。231ページをお開きいただきたいと思っております。先ほど補正予算でも申し上げましたように、職員2名の増員ということから、人件費が当然上がってまいります。それに伴いまして賃金カットを行う予定でおります。総額の人件費、いわゆる職員給与と費でございますが、職員給与費で1,100万円程度の増、それから賃金カットは900万円というような算出になっております。ただ職員を入れたことによりまして、食育と言うんですか、いわゆる健康食、こういったものを売りに、今後経営をしていければということを考えております。ここの一般管理費については職員が2名、パートが7名ということでございます。

それから続きまして235ページをお開きいただきたいと思っております。事業管理費でございますが、職員1名、パート4名ということで、今までここの事業費においても一般管理費においても、実は臨時職員と言いながら、月給制の職員を置いておりましたが、こういったものを一切排除いたしまして、パート職員という形で今後対応していこうというものでございます。ここの弱点は、この収益事業で実はマイナスが出るという状況でございます。250万円ほどマイナスになるという状況でございますので、この辺をなんとか強力で黒字に転換できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

続きまして天城ふるさと広場会計でございますが、271ページをお開きいただきたいと思っております。運動施設関係でございますが、いずれも平塚市の送迎がなくなった等という状況でございます。非常に厳しい利用状況になるかというふうに予定しております。特に運動施設においてはテニスコートが非常に利用が減っているというのが実情でございます。それから宿泊施設でございますが、今までの平塚市中心の考え方から、今後は学生中心にしようということで、宿泊予定者の半分は学生を予定しております。そういった状況で、何とかやりくりしていこうというものでございます。

それからキャンプ場でございますが、先ほども言いましたように運動施設のテニスコートとキャンプ場、これが非常に現状としてはネックになっております。キャンプ場の利用者がもう半減状態でございまして、なかなかこのキャンプ場の運営というのは難しい状況になってきている。ニーズというのは、自動車を乗り付けて、自動車でキャンプするというのが今の傾向になっていきますので、こういったバンガローであるとかテントをつくってやるというようなキャンプの傾向がだんだん変わってきているというのが実情かと思っております。

それから簡易宿泊施設、ゴルフ場関係については、現在のところドル箱、この会計を運営していく上で非常に重要な要素になっているということでございます。

事業収益、事業費用でございますが、前年度よりだいぶ抑えた計画にしております。事業収益9,664万円、それから事業費用9,564万4,000円ということで、純利益としては100万円を見込んでいたという会計でございます。

273ページをお開きいただきたいと思います。先ほど申しましたように、運動収益については平成17年度に比較しまして340万円ほどの減、これの大きな要因はテニスコート、これは200万円近くの減になっております。それから宿舍収益は前年度が5,757万円でしたので、781万円の減という状況であります。これは宿泊に関しては先ほど言いましたように学生を中心ということで考えております。ですので、平塚市民あるいは一般の利用、こういったものが非常に減になっているというのが実情でございます。

それからキャンプ場でございますが、前年に比べまして137万円の減という予算でございます。簡易宿泊施設については同じレベルで検証しております。ゴルフ場につきましては90万円増の1,690万円というものでございます。当然、売店については、宿舍が減りますと減になるという予算になっております。

他会計補助金については、今のところ平塚市と伊豆市の持ち分がこのようになっておりまして、1,470万円となっております。

それから支出でございますが、運動施設経営費については94万円減の825万円。それから宿舍経営費については747万円減の6,690万円。これについても、賃金の280万円ほどのカットというようなことが主になっております。それから洗濯料も150万円ほど。ここで本年度、実は温泉をやり替えました。そんな関係で減価償却費が270万円の増というふうになります。要するに現金支出を伴わない支出が270万円あるということですので、非常に複式会計の場合はこの辺がネックになってくるということも実情かと思っております。

それからキャンプ場については39万6,000円の減ということでございます。それから簡易宿舍の経営費でございますが、これについても賃金を全額カットいたしまして、自分たち職員のなかでやりくりしようというようなことで、賃金150万円をカットしています。それからゴルフ場経営費でございますが、250万円減の1,392万円ということで、修繕費等、給料関係も減らしまして、何とかやっつけようということでございます。ただ、このゴルフ場経営費が赤字になると非常に厳しいわけですので、この辺の給与もできれば1人削減したいという現場の意見もございます。この辺も今後の検討課題かというふうに考えております。

それから資本的収入・支出はございません。あと損益計算書等を踏まえまして、今年度150万円の収益を見込んでおりますが、来年度は100万円程度で何とかやりくりしようということで、現場と努力しているということでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、平成18年度予算の提案理由及び補足説明を終わります。

ここで休憩といたします。再開を13時といたします。それでは、休憩といたします。

休憩 午後 0時04分
再開 午後 1時01分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第27号～議案第38号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） それでは日程第34、議案第27号 伊豆市表彰条例の制定についてから、日程第45、議案第38号 伊豆市営住宅管理条例の一部改正についてまでの、12議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第27号から議案第38号までの伊豆市条例について、提案理由を申し上げます。

今回提案いたしますのは、表彰条例や特別職職員の給与を減額するための条例など、新規5件、一部改正7件の計12件であります。

それぞれの条例の詳細につきましては、担当する各部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず議案第27号から議案第35号までの9議案については、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第27号から35号にかかります補足説明をさせていただきます。

まず、27号の伊豆市表彰条例の制定についての補足説明でございます。議案につきましては、171ページをお開きください。伊豆市の各界・各派にわたりまして、功績や善行があった人を称え、顕彰することを目的とし、新たな条例の制定をお願いするための案件であります。

第2条に規定いたしましたように、表彰内容は、自治功労、功績、善行の3部門を予定し、それぞれの区分への該当と功労者に対する特別待遇を定めることが主な内容となっております。

以上、条例の概略を申し上げ、補足説明といたします。

続きまして議案第28号、伊豆市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。議案につきましては174ページになります。

この条例は、伊豆市の財政状況を考慮して、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間を特例期間と定め、市長の給料を10%、助役を9%、収入役を8%、教育長を7%

減額するために制定するものであります。

続きまして、議案29号と30号につきましては、関連があるので一緒に説明いたします。議案につきましては175ページから177ページになります。

本2つの条例は、上位法であります事態対処法とそれから国民保護法によりまして、武力攻撃から住民の命や財産を守るため、避難や救援などの仕組みを定めることを目的として、保護対策と緊急対処事態対策を進めるための本部を設置し、必要な事項を定めるためのものです。

事態対処法の第5条には、地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することに鑑み、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有することが規定されております。

また、国民保護法第3条第2項では、地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する、と規定されています。

これによりまして、伊豆市の平時における主な役割として、国民保護計画を策定することになります。策定にあたりましては、幅広く住民や関係者からの意見を求めなければならないため、議案第30号の国民保護協議会を設置することになります。また、有事、平時に備えるため、伊豆に国民保護対策本部と緊急対処事態対策本部を設置するための根拠となるのが、議案第29号であります。

続きまして、議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。議案については178ページになります。これにつきましては新旧対照表により説明をさせていただきます。179ページをお開きください。本改正につきましては、4月1日付けで企業部を廃止いたしまして、新たに企画部を設置するため、関連する総務部、観光経済部の分掌事務を入れ替えるとともに、それに伴う条例についても新たな体制の部に合わせるための改正でございます。

ここにありますように、総務部から、公有財産に関すること、重要施策の総合的な企画及び調整に関すること、電子計算組織による情報に関すること、情報化の推進に関すること、これを削りまして、企画部の業務ということになります。

次に、今まで企業部の、180ページの一番下に規定しておりました、国民宿舎に関すること、それから修善寺虹の郷、以下、昭和の森会館に関すること、これをすべて削りまして、この左の真ん中辺りに観光経済部というところがございます。ここの(4)にこれらの企業部の(1)から(6)のものをまとめまして、観光及び観光施設に関することということでございます。なお、181ページ以後は今までの他の条例で、例えば、今までの総務部という扱いが

事務が企画に移ることによって、条例の方も企画部に変えると、このような内容ということになります。

続きまして、議案第32号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。183ページの新旧対照表でお願いいたします。この下の方に、使用料金等審議会委員というのがございます。その下に防災会議委員、それから国民保護協議会委員、これは前の条例で認められた場合に限りませけれど、報酬の規定でも一応入れさせていただきました。続きまして、交通安全対策会議委員、これを新たに追加いたします。

次のページに行きまして、185ページになります。この5の介護認定審査会委員だけございましたけれど、今回新たに障害程度区分等判定審査会委員というのを加えさせていただきます。

以上が議案第32号でございます。

続きまして、議案第33号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても新旧対照表がございますので、198ページをお開きください。伊豆市の職員の給与につきましては、今までは年に4回の昇給ということでしたが、第4条の改正によりまして、年に1回の昇給ということになります。これは毎年1月1日ということでございます。それから、次の5でございますけれど、職員を昇給させる、今までは優良な成績で勤務した時は1号上位の号給に昇給させるということが基本でしたが、今回は昇給させるか否かは良好な成績で勤務した場合に限るといような規定になります。

それから次の第6項につきましては、今までは55歳を超える職員につきましては、昇給がなかったわけですが、今回については、通常の職員の半分でございます。通常の職員の昇給段階は4段階に分けて、良好な場合にはレベル4、一番だめな場合は0ということになっているわけですが、55歳になりますと、良好な場合はレベル2ということで、期間については半分に短縮ということになります。それが主なことでございます。

給料につきましては、199ページ以後に今までの8級制から6級制に移行すると、給料の級の幅が2つ少なくなるということで、逆に号給については、今まで最大でも32、3ぐらいでしたけれど、これが最大で129になっているということでございます。

少し飛ばさせていただきますと、205ページにつきましても、これは今までの8級から6級に変わったということで、それに対応する条例の整備ということになります。

以上が概略でございます。

続きまして、議案第34号 伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。これについても212ページをお開きください。現在、現業手当と、それから施設従事手当というのを部局によって支払っていたわけですが、これは国や県の指摘によりまして違法とされて、事務の改善を勧告されております。したがって、新年度からこの3号と4号の手当を廃止するといための条例改正でございます。

続きまして、議案第35号 伊豆市特別会計条例の一部改正についてでございますけれど、これにつきましても214ページの新旧対照表をご覧ください。これに修善寺自然公園特別会計が第5号にございます。これも指定管理の運営に移行するために、特別会計を廃止し、関連条項を整備するための一部改正でございます。

以上、それぞれの条例の概略を申し上げまして、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（遠藤正寿君） 続きまして、議案第36号、37号については、観光経済部長。
観光経済部長（鈴木直道君） それでは、議案第36号 伊豆市林道管理条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。216ページをお開きいただきたいと思います。

林道につきましては、森林の保育や林産物の搬出等のために開設されまして、市が管理者として、地域の方々の協力をいただきながら維持管理を行っております。また、近年は一般住民の生活道路としての利用や、ハイキング等の利用がされてきております。そんななか、ごみの不法投棄なども増えてきており、また一般車輛の通行による交通事故等の危険性も危惧される状況にあります。そのようなことから、禁止行為や通行の制限、許可等を条例で定め、適切な維持管理をするためのものがございます。

ちなみに、伊豆市の現在の林道でございますけれど、林道台帳に登載されているものにつきましては63路線、延長で13万4,524メートルでございます。

それでは条例でございますけれど、第1条は先ほど申し上げました目的でございます。第2条は、林道の定義でございますして、先ほどの林道台帳に登載されている林道ということでございます。第4条は禁止行為、第5条から第9条までは使用許可、占用の許可等に関することでございます。第12条につきましては、自然災害の発生の危険性のあるときや、使用上危険があると認められるときなどのために、通行規制等の実施を規定しているところでございます。施行日につきましては4月1日からということでございます。

続きまして、議案第37号 伊豆市漁港管理条例の一部改正についてでございます。220ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

第22条の利用料金を削除するものございまして、漁港については、以前から直営で管理をしておりまして、この利用料金の項目は委託に伴うものございまして、必要がないため今回削除するものがございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第38号については、土木部長。
土木部長（土屋 亨君） 議案第38号 伊豆市営住宅管理条例の一部改正の説明をいたします。224ページの新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。今回の改正は、土地区画整理法の一部改正、及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、市営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

市営住宅管理条例第5条に、公募の例外規定がございます。その第5号に、土地区画整理

法の第3条を引用した規定がございますが、土地区画整理法の事業主体を規定いたしました同法第3条に、新たな第3項が追加されまして、従来の第3項が第4項、第4項が第5項、いわゆる条ずれを起こしたわけでございますけれども、そのことによりまして、土地区画整理法の引用部分にかかる市営住宅管理条例の規定を改正するものであります。

次に、同じく第5条第7号の改正でございますけれども、公営住宅法施行令第5条第3号の改正に基づきまして、公募によらない入居、これを特定入居とおりますけれども、公募によらない入居の事由の拡大にかかる一部改正でございます。改正前の規定では、既存入居者の同居者の人数に増減があったこと及び既存入居者か同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことを特別の事由としておりましたけれども、改正後の規定では、改正前の二つの事由に加えまして、既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況から判断し、適切と認められた場合にはこれも特定入居を可能とするとしたものでございます。改正の条文は以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、提案理由の補足説明を終わります。

議案第39号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第46、議案第39号 国土利用計画（第1次伊豆市計画）の策定についてを、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第39号 国土利用計画（第1次伊豆市計画）の策定について、提案理由を申し上げます。

国土利用計画（第1次伊豆市計画）は、国土利用計画法第8条に基づき策定するものであります。この計画策定に当たりましては、静岡県の国土利用計画を基本に、さらには、伊豆市総合計画基本構想に即した計画策定といたしました。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第39号 国土利用計画（第1次伊豆市計画）の策定につきまして、補足説明を申し上げます。議案については226ページ並びにこちらにあります薄い冊子、厚い冊子ということになります。

国土利用計画の策定作業は、伊豆市総合計画の策定作業と並行して行われました。即ち、伊豆市の誕生による新市総合計画に基づく土地利用との位置付けとして、市民アンケート調査、ワークショップ、関係団体とのヒヤリングなどから基礎データを収集し、総合計画の策

定会議や審議会、当議会にも全員協議会を通じまして土地利用案件としてご検討いただき、今回成果品として本計画を定例会に上程することができました。

土地の利用につきましては、土地が現在及び将来における市民のための限られた資源であり、市民生活及び生産活動の重要かつ共通の基盤であります。このたび法律の規定に則りまして、第1次伊豆市計画の取りまとめを行ったところでありますが、この計画は、本市域における土地利用に関する基本的事項を定めたものであり、法で規定されております地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮しながら、公共の福祉を優先させ、かけがえのない自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保と、均衡ある発展を図ることを基本理念としております。

本委員会につきましては、すべての委員会にわたるために、委員会付託がないということをお伺いしておりますので、このあと全員協議会でさらに詳細な説明を係の方からさせていただくようお願いしてございますので、策定の経過と概略を申し上げます、補足説明といたします。

よろしくお願いたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

議案第40号～議案第42号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第47、議案第40号 静岡県市町村職員非常勤職員公務災害補償組合の解散についてから、日程第49、議案第42号 静岡県市町村職員退職手当組規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加についての、3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第40号から議案第42号までの、静岡県市町村職員組合関係の3議案について、提案理由を申し上げます。

県内の市町村合併の進行により、従来の非常勤職員公務災害補償組合と退職手当組合を解散し、新たに、静岡県市町村総合事務組合を設立するための提案であります。

議案の詳細につきましては、総務部長に説明させます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第40号から議案第42号にかけて補足説明をさせていただきます。資料につきましては227ページ以後になります。

まず40号、41号を一括で説明させていただきます。静岡県市町村の非常勤公務災害補償組

合は、構成団体の非常勤職員にかかる公務災害補償の認定及び給付事業を共同処理することを目的に設立された、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合であります。

本組合は、昭和44年4月の設立以来、組合構成市町村等の効率的な行財政運営に一定の成果をあげてきたところであります。しかしながら、市町村合併が進展する今日、構成市町等が共通しているにも関わらず、一定の地域内で事務ごとに二つの一部事務組合が設立されておりまして、行政改革の観点から効率化や組合議会の整理、また事務局体制の強化などが課題となっております。したがって、一定の地域内にて二つの一部事務組合となっている静岡県市町村職員退職手当組合と、本組合の統合を図りまして、組合の総合的かつ効率的な運営と、構成市町行財政の合理化に資するため、本組合を解散いたしまして、その事務及び財産を静岡県市町村職員退職手当組合の組合規約変更後の静岡県市町総合事務組合に吸収するものであります。

続きまして議案第42号でございます。これは今ほとんど言ったわけでございますけれど、本組合については、地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合として、昭和37年11月1日に発足し、以来組合市町村の常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理いたしまして現在に至っております。

市町村合併が進展するなかで、組合を構成する市、町や組合議会等が共通している本組合と静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を統合することによりまして、行財政改革を推進すべく、本組合の規約を原案のとおり変更いたしまして、地方自治法第285条に基づく複合的な一部事務組合として常勤職員の退職手当支給に関する事務及び非常勤職員の公務災害補償事務の二つの事務を共同することとし、組合名称を静岡県市町総合事務組合とするための改正でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

議案第43号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第50、議案第43号 伊豆市・伊豆の国市障害程度区分等判定審査会の共同設置についてを、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第43号 伊豆市・伊豆の国市障害程度区分等判定審査会の共同設置について、提案理由を申し上げます。

平成18年4月1日施行の障害者自立支援法に伴い、新たに導入されます障害者の程度区分を判定する市町村審査会を、伊豆市と伊豆の国市が共同で設置するため、地方自治法第252条の7第1項の規定により規約を定めるものであります。

詳細につきましては、健康福祉部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認く

でございますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第43号 伊豆市・伊豆の国市障害程度区分等判定審査会の共同設置についての詳細の補足説明をいたします。

平成18年4月1日から施行されます障害者自立支援法、これはこれまで障害ごとに分かれておりました福祉サービスを、身体・知的・精神を、共通の法律で共通のサービスを提供しようとするものでございます。障害者程度区分等判定審査会は、同じ障害程度であっても、地域格差、個人格差、これらに合った福祉サービスを、障害程度区分を定めることによりまして、全国どこでも標準的なサービスを受けられるようにしようと、こういうものでございます。事務の合理化と経費の節減、単独より審査会の回数増によりまして、申請から判定までの期間の短縮ができるなど、サービスの向上につながることを期待できます。これらのことから、伊豆の国市と共同設置をするということでございます。

235ページにその規約が書かれてございます。第3条で執務場所と期間といたしまして、伊豆市から2年交代で行うことを規定しております。それから第4条で委員の選任方法、これは2市で協議しまして、執務場所の長、18年度で言いますと伊豆市が任命します。第5条で委員の定数は5名といたします。第6条で負担金、それから第7条予算、第8条で決算、第9条で事務の管理等、第10条で委員の身分等を規定しております。なお、報酬及び費用弁償の額につきましては、議案第32条で提案のとおり、介護認定審査会の委員と同額とさせていただきます。平成18年4月1日からの施行といたします。

以上で説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、提案理由の補足説明を終わります。

議案第44号～議案第55号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 次に日程第51、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（加殿コミュニティ防災センター）についてから、日程第62、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について（牧之郷公民館）までの、12議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第44号から議案第55号までの、公の施設の指定管理者の選定について、提案理由を申し上げます。

各議案とも、12月定例会までに条例改正された、公募によらない指定管理者の選定案件であります。

地区の集会施設は、地元行政区を指定するほか、ほとんどの施設は、現在、委託契約関係にある公共的な団体であります。

議案の詳細につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

最初に、議案第44号 加殿コミュニティ防災センターについては、総務部長。

総務部長（堀江正身君） 議案第44号の補足説明を行います。12月定例会におきまして、伊豆市コミュニティ防災センター条例の一部改正を可決していただきました。指定管理者となる団体は、今までの委託団体でありました伊豆市加殿区、指定の期間につきましては、平成18年4月1日から平成28年3月31日までを予定しております。

以上、概略を申し上げまして、補足説明といたします。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第45号、46号については、健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第45号 中豆授産所の指定管理についての詳細説明をいたします。

伊豆市中豆授産所の指定管理者につきましては、市内の社会福祉法人等に公募をいたしました。そのところ、社会福祉法人信愛会、社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンター、社会福祉法人春風会、この3者からの応募がございました。伊豆市公の施設指定管理者選定審議会に諮問いたしましたところ、優先候補の第1位に社会福祉法人春風会との答申がありましたので、社会福祉法人春風会を中豆授産所の指定管理者とするものでございます。指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間でございます。

次ページに、春風会の概要が参考資料として掲載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。特別養護老人ホーム 伊豆中央ケアセンターほか、特養3施設、それからデイサービスセンターなど、数多くの社会福祉施設を運営いたしてありまして、中豆授産所と同様の施設、伊豆の国市の心身障害者小規模授産所もくせい苑を、平成17年度から受託運営しているという実績がございます。

次に議案第46号の伊豆市シニアプラザの指定管理者の指定について説明いたします。伊豆市八木沢連合区を指定管理者に指定したいと思います。従来どおりの管理をお願いするものでございます。なお、期間は平成18年4月1日から平成28年3月31日までといたします。

以上で説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 続いて、議案第47号から51号、及び議案53号、54号についての7議案については、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、議案第47号、伊豆市中伊豆体験農園でございます。伊豆市中伊豆体験農園につきましては、指定管理者に中伊豆体験農園管理組合を指定するも

のでございます。指定期間は、条例施行の日から平成21年3月31日まででございます。

この体験農園管理組合につきましては、参考資料が次のページにございます。地主や周辺農家、また周辺農家以外の方々も参加しております。11名ほどで、昨年11月に発足いたしました。この管理組合の概要でございますけれど、この施設の運営を通しまして、農地の利活用やグリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図っていこうということでございます。事業計画につきましても、通常の管理のほかに、自主事業としても農業の指導や収穫体験などのイベントも計画されており、収支計画も適正と判断し、指定管理者の指定の手続に関する条例第5条に基づいて、公募によることなく指定管理者として指定するものでございます。

次に、243ページ、議案第48号、地区の集会施設でございます。これらの施設につきましては、各地域にあります地区の集会施設でございます。自治会活動やコミュニティの場として利用されてきております。指定管理者制度への移行に伴いまして、従前どおりそれぞれの地区を指定するものでございます。指定する地区は議案にありますように、茅野多目的集会場から小土肥生活改善センターまでの21地区でございます。指定期間は平成18年4月1日から平成28年3月31日までの10年間といたしました。

次に244ページ、議案第49号、修善寺総合会館の指定でございます。修善寺総合会館につきましては、修善寺総合会館運営委員会を指定するものでございます。指定期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間といたしました。

ここの運営につきましては、従前より行政、観光協会、修善寺町商工会、修善寺温泉旅館組合、地元自治会による運営委員会を組織しまして、そこが補助金を受け管理運営をしてきたわけでございます。

今回、お手元の資料、次のページでございます、245ページの参考資料にありますような、行政以外の組織、観光協会、商工会、旅館組合、温泉区、これらによって運営委員会を立ち上げまして、管理運営をしていくこととしております。管理運営の実績及び継続性、また事業計画、収支計画とも適正と判断し、手続に関する条例第5条に基づきまして、公募によることなく指定管理者として指定するものでございます。

続きまして246ページ、議案第50号でございます。土肥総合会館でございます。土肥総合会館につきましては、伊豆市観光協会を指定するものでございます。指定の期間は同じく平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3ヶ年でございます。

ここにつきましても、観光協会、商工会、土肥温泉旅館組合が施設の中に入っておりまして、観光協会が管理をしてきております。今までの実績及び継続性、それから提出されました事業計画、収支計画も適正と判断しまして、指定するものでございます。

次に248ページをご覧くださいと思います。議案第51号、持越オートキャンプ場についての指定でございます。このキャンプ場につきましては、社団法人持越報徳社を指定するものでございます。指定の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5ヶ年でござ

ざいます。

この施設は、平成13年度に山村振興事業により建設されたオートキャンプ場と高齢者福祉増進施設でございまして、持越報徳社が管理運営を行ってきております。地元の要望により、またこの施設は受益者負担を伴った施設であり、運営も地元、報徳社の努力によりまして、順調に推移をしてきております。

持越報徳社の概要につきましては、次のページ、249ページをご覧くださいと思います。なお、提出されました事業計画、収支計画、これも適正と判断しました。よって、手続に関する条例第5条の規定により、持越報徳社を指定するものでございます。

次に250ページ、議案第52号でございまして、修善寺温泉菅湯でございまして、これにつきましては、伊豆市観光協会を指定するものでございます。指定期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3ヶ年でございます。

この施設につきましても、開設当初から観光協会が利用料金制で管理運営を行ってきております。修善寺温泉のイメージアップに大きな役割を果たしてきました。実績及び継続性、また提出されました実施計画、収支計画も適正と判断しまして、伊豆市観光協会を指定するものでございます。

それから議案第53号、伊豆市恋人岬関連施設でございまして、これにつきましては、土肥温泉旅館協同組合を指定するものでございます。指定期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3ヶ年でございます。

この施設は、観光振興という目的のなかで、観光協会と旅館組合が一体となって計画されてきたものであります。また、この施設の一部は旅館組合の負担も伴っております。土肥地区の観光のシンボルとして、地域の団体が自ら関わり、発展させていくことが必要であり、実績及び継続性、また提出された実施計画、収支計画も適正と判断しまして、土肥温泉旅館協同組合を指定するものでございます。

続きまして253ページ、議案第54号でございまして、伊豆市松原公園でございまして、ここにつきましては伊豆市観光協会を指定するものでございます。指定期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3ヶ年でございます。

ここにつきましても、恋人岬同様、土肥の観光のシンボリックな場所でございまして、中に観光案内所等も配置されておまして、情報の発信場所として観光協会が管理運営を行ってきております。実績及び継続性、事業計画、収支計画も適正と判断しまして、伊豆市観光協会を指定するものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 続きまして、議案第55号について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 254ページになります。12月議会でも説明申し上げましたが、公の施設でございます牧之郷公民館、これを公募によらない指定管理者として牧之郷区を指定するものでございます。指定管理の内容は、従来どおりの管理でございまして、期

間は10年間といたしました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

議案第56号の上程、説明

議長（遠藤正寿君） 日程第63、議案第56号 市道路線の変更についてを、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 議案第56号 市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

本道路は、合併に伴い西伊豆バイパスが無料開放され、国道136号本線になったことに伴い、旧国道敷の土肥3604 - 3から、上船原1237 - 4までの延長6,852メートルを、静岡県より引き受け、市道として認定するものであります。

詳細につきましては、土木部長に説明をさせます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは議案第56号 市道路線の認定についての補足をさせていただきます。ただいま提案理由の説明にもございましたけれども、伊豆市の合併に伴いまして、船原トンネルほか3箇所のトンネルと、船原大橋ほか大小5箇所の橋を含みます西伊豆バイパスの無料化が実現をいたしましたけれども、この路線が静岡県が管理する国道136号線の一部に新たに編入されたことに伴いまして、従来静岡県が管理をしておりました伊豆市土肥字小嵐3604-3番地先から、伊豆市上船原字根合1237-4地先までの延長6,852メートルの旧国道敷を、市道として管理することとし、この区域を新たな市道295号線として認定するものであります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 以上で、提案理由及び補足説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議にて行います。

議案に対する質疑通告期限は、申し合わせにより、28日の正午となっておりますが、28日は全員協議会等を予定をしておりますので、通告時間を午後5時までと延長いたしましたので、お知らせいたします。

人権擁護委員の推薦

議長（遠藤正寿君） 日程第64、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを、議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と、自由人権思想の普及、高揚を図るため、市町村長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。

この度、人権擁護委員の大川信光氏が、平成18年6月30日をもって任期満了となりますので、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

大澤典明氏は、人格識見高く、地域住民の人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任でありますので、新たに委員として推薦するものであります。

以上、よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては人事案件ですので、質疑・委員会付託・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。よって、質疑・委員会付託・討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は、適任であることに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であることに決定をいたしました。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月2日、午前9時30分より再開をいたします。よって、この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時58分

平成 18 年第 1 回（ 3 月 ）伊豆市議会定例会

（ 第 2 号 3 月 2 日 ）

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成18年第1回伊豆市定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

市長特別発言

議長（遠藤正寿君） 会議に入る前に市長より特別発言の申し出がありますので、これを日程に入る前に許します。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） おはようございます。

今回のパソコンの不正使用についてお詫びを申し上げます。市民を初めとする皆様には行政の信頼を損ね、大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫びいたします。

昨日までに5名の職員が不正アクセスを認めました。本日までに10%の減給処分1カ月間を言い渡しました。執行は平成18年3月に行います。処分につきましては、3月1日付で行います。また、所属長であります部長、課長9名を訓告処分といたしました。平成18年2月18日付で行ないました。また、市長 私でございます と助役につきましても、3月の給与を5%、公職選挙法に照らして今議会で上程し、ご承認いただければ、減額する方向でございます。

今後、好ましくないとと思われるサイトへの検索については、フィルターをかけていくとともに、サーバーのアクセス記録も抜き打ち的に月1回程度点検をしてまいりつものでございます。今後このようなことが二度と起きないように、就業規則の原点に立ち返り、パソコンの使用についても業務以外に使わないよう指導すると同時に、職員として襟を正し、モラルとモラルアップに努めてまいります。どうも大変ご迷惑をおかけしました。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長（遠藤正寿君） それでは、これから日程に入ります。

日程第1、諸般の報告を行います。

常任委員会に付託した陳情・請願について報告いたします。

陳情第1号 三島社会保険病院の廃止、売却を中止、地域の医療の充実を求める陳情書の審査について、福祉文教常任委員会に付託をいたしました。

また、請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願書については、総務常任委員会に付託をいたしました。

議案第4号の質疑

議長（遠藤正寿君） 日程第2、議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

これより議案第4号の質疑に入るのでありますが、質疑の通告がありませんので、質疑はなしと認めます。

議案第5号～議案第11号の質疑

議長（遠藤正寿君） 日程第3、議案第5号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第3回）についてから、日程第9、議案第11号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）についてまでの7議案を一括して議題といたします。

これより一括質疑に入るのでありますが、質疑の通告がありませんので、質疑はなしと認めます。

議案第12号の質疑

議長（遠藤正寿君） 日程第10、議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

この際一言申し上げます。第1回目の質疑につきましては、いつもと同じように、議員及び答弁者はいずれも登壇をすること、再質疑については、いずれも自席について、起立の上お願いすることといたします。

最初に、10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

私は、この予算について、こんな予算でいいのかと大変心配でなりません。まず、総括から質問させていただきます。

市税の収入が43億円です。総額154億4,770万円の予算が組まれております。収入に対し、過大な予算と言わざるを得ません。収支のバランスがとれていないが、どのように考えてい

るのですか。

以下、質問を続けますが、要点だけでよろしいですね。

議長（遠藤正寿君） 質疑ですから、議案の項目ごとに質疑をお願いします。

10番（森 良雄君） だから、2款1項1目とかというのは省いてよろしいですね。

議長（遠藤正寿君） 省くものは省いてもいいです。

10番（森 良雄君） 所得譲与税、前年より増えた理由をお聞きしたい。

普通交付税、特別交付税の算出の根拠をお聞きしたい。

御幸橋使用料、横瀬より多いですが、利用が多いのかお伺いしたい。

中伊豆交流センター使用料、利用状況をお伺いしたい。

合併市町村補助金、増額の理由をお聞きしたい。

財政調整基金8億円、繰り入れの根拠を聞きたい。

各基金の平成17年度末の残高はどのくらいになるかお伺いしたい。

地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金、内容、支出先をお伺いしたい。

総務12億7,150万円、土木1億7,630万円、総務債、土木債が前年増になっております。その理由をお聞きしたい。

会議録作成システム借上料、システムの内容、契約内容を聞きたい。

特別職給、特別期末手当、内容をお伺いしたい。

総合賠償保険料、補償内容をお聞きしたい。

顧問弁護士委託料、顧問弁護士の名前をお聞きしたい。

以下、詳細な説明を求めます。テレビアンテナ使用負担金、借地料、財産管理台帳作成委託金、御幸橋駐車場管理機器保守委託料、同じく応急管理業務委託料、同じく管理機器借上料、同じく清掃看板借上料、同じく町内会負担金、施設廃棄物収集業務委託料、温泉使用料、樹木管理委託料、修繕料、宿直警備業務委託料、樹木管理委託料、施設廃棄物収集業務委託料、庁舎建物維持管理業務委託料、借地料、庁舎敷地購入費、コミュニティ敷地整備事業等補助金、花と緑の伊豆づくり事業企画運営委託料、T0-JIツアー商品企画業務委託料、同じく商品PR業務委託料、伊豆まるごとT0-JI博運営業務委託料、バス路線維持補助事業、路線バス廃止対策遠距離通学助成金、路線バス廃止対策タクシー利用助成金、新エネルギービジョン策定委託料、交通安全施設整備工事、防犯灯設置工事、天城温泉会館特別会計繰出金、地区運営交付金、税過誤納還付金、土地鑑定委託料、固定資産基礎資料作成業務委託料、固定資産評価システム統合業務委託、土地家屋登記簿照合委託料、家屋評価システム借上料、高度デジタルデータ更新業務委託料、環境衛生事業、17年度より減額されております。観光美化事業、これも平成17年度より減額されております。火葬場建設事業、一般廃棄物収集処理事業、修繕料、焼却処理委託料、粗大ごみ処理事業、リサイクル事業、年川処分場借地料、農業振興対策事業、市民農園管理事業、農業基盤施設維持管理事業、民有林間伐等補助金、流域公益保全林整備事業、放置竹林対策事業、森林整備事業、地域活動支援事業交付金、耐

震診断調査委託料、空き店舗対策事業補助金、土肥サマーフェスティバル補助金、道路台帳再編統合委託料、修善寺駅前整備合意形成事業、修善寺駅前地区交通環境整備事業。

次に、特定の地区に対する支出だと考えられる事項についてお聞きしたい。

小立野区清掃協力金、樹木管理委託料、定期清掃業務委託料、御幸橋駐車場町内会負担金、柏久保区環境美化協力金、柏久保区自治会費、地区自治会費、年川処分場交付金、草刈り等委託料。

次、事業内容について詳細な説明をお願いしたい。

施設改良工事、県単農業基盤施設整備事業、中山間地域総合整備事業、県単修善寺谷戸山治山工事、下白岩柳ヶ洞治山工事、姫之湯岩下治山工事、治山附帯工事、市単林道維持補修工事、県単林道白沢線改良工事、上池線改良工事、土肥川線改良工事、達磨山線改良工事、土肥中央線舗装工事、土地購入費、県営工事負担金、市単漁港整備工事、公共八木沢漁港海岸保全施設整備工事、維持補修工事、舗装改良工事、緊急特定地方道路整備事業、市道整備事業、国・県道関連事業、天城北道路関連事業、河川維持改良事業、急傾斜地崩壊対策事業、港湾整備事業。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これより答弁を願います。

まず、市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） まず、平成18年度予算について全体的なご質問がございました。細かい点については、各担当、あるいは先般の全協、それから、今後付託いたします委員会等でお答えすべき点もあるのではないかと、そんなふう考えております。

まず、全体で、平成18年度予算について大変ご心配をいただきましてありがとうございます。市税が43億円ということですが、この予算の歳入につきまして、8ページをご覧いただきますと、そのほかに、主なところでは、地方交付税、国庫支出金、繰入金等々で154億7,700万円の歳入予算を組ませていただいたとおりでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に、総務部長。

〔総務部長 堀江正身君登壇〕

総務部長（堀江正身君） 8ページの総括につきましては、市長から答弁がありましたので、私からは、所管する詳細につきまして答弁をさせていただきます。

初めの、12ページの所得譲与税の関係でございます。これにつきましては、三位一体の改革に伴いまして税源移譲が実施されますけれども、平成18年度は所得譲与税により、税源の移譲相当額ということが措置されております。それを予想いたしまして、増額の予算の計上ということになります。

続きまして、16ページの地方交付税の関係でございます。普通交付税につきましては、平

成17年度の算定数値を国勢調査人口と置きかえてみました。これは、前々から言っておりますように人口が2,000人近く減ったということで、これが原因で人口の係数というのがかなり落ちました。これが、具体的には3億8,500万円ほどの減額にならざるを得なかったということで、今、大変厳しい状況でございます。

これに税制改革や三位一体の改革に伴う税源移譲の影響額、これらにつきましてもかなりありまして、これを約1億9,700万円の減額と見込んでおります。これだけでもかなり厳しい状況で、国の状況があって地方が影響を受けているということをおわかりいただきたいと思えます。それで、地方財政計画に伴う調整分、これについても残念ながら減額ということで、ここが8,500万円。

以上が、減額の主なものでございます。

それから、少し希望があるものについては、補助金の一般財源化ということで一般財源が増えてまいります。これについては、残念ながら8,300万円程度しか見込めないということで、本来ですともう少し見込ませていただきたいんですが、現実なところで8,300万円と。それから、法人市民税の減収の影響分が2億円ほどあるものですから、こういうようなものを増額いたしまして、合計額を38億9,500万円と見込みました。

以上が普通交付税でございます。

特別交付税につきましては、合併算定分が1億4,600万円、その他の特別の財政事情算定分ということで、これについては、どういう経費がどういうぐあいに算定されるということは、現在では、担当としてもなかなか不透明なところがございます。これらを最大限見込みまして、2億9,700万円と予定をいたしました。そういうことで、3億3,300万円ということが算定をされました。

以上が交付税の答弁でございます。

続きまして、20ページの御幸橋の駐車場、森議員のおっしゃるとおりでございます。横瀬よりも御幸橋の方が多いいということは、そのとおりでございます。平成16年度につきましては、1万1,322台で金額が391万8,690円、平成17年度は、1月まで、2月、3月がこれに入りますから台数は増えますけれども、今までで9,579台で334万3,660円と、これに対しまして横瀬の駐車場は月極めでございまして、12カ月で約40万円ほどということなものですから、大分多い金額となっております。

それから、ここに入れているんですけども、町内会の負担金というのがありますけれども、これは、御幸橋が比較的目標が届かないところにあるということで、付近の皆様方に、駐車場のいろいろな状況、例えばごみが詰まっているとか、こういうような状況については通報していただくと。葉っぱがちょっと落ちている程度は、申しわけないけれどもちょっと掃除をしていただくと、こういうようなお願いをする金額が、ごくわずかではございますが、ここに計上させていただいたということでございます。

あと、支所の状況につきましては、私ではなくて支所長が答弁いたしますので、78ページ

に飛びます。

コミュニティ施設の整備事業の補助金につきましては、これは、地区のコミュニティの施設の整備ということで、県の補助を受けて地区に交付する金額でございます。具体的な場所につきましては、済みません、ちょっと資料がごちゃごちゃしております。後ほどお答えいたします。

飛ばしていただきまして、次の79ページは、観光経済部の関係になります。

28ページ、済みません、ちょっと飛ばしてしまいました。

合併市町村補助金増額の理由でございますけれども、合併市町村の補助金につきましては、合併に伴い必要となる事業に、合併後3年間に限り補助される国庫補助金でございます。伊豆市の場合については、補助限度額4億2,000万円でございます。平成18年度対象事業への充当を考え予算計上したところ、1億円となりました。これの主なもの、道路台帳の補正等に充当するものでございます。なお、平成18年度については、合併市町村の補助金の交付対象期間の最終年度ということになります。

続きまして、40ページ、これは財源の不足額を財政調整基金で補てんするもので、特に基準というのにはございません。基金の残高については、ご了解いただければ後ほど配らせていただきたいと思っておりますけれども、まず財政調整基金、これが、現在予想する平成18年度末の残の予定額が7億8,684万5,000円、それから、減債基金については6億4,697万8,000円、あと社会基盤整備事業の整備基金、この残額が2億5,541万6,000円、環境衛生施設整備基金が5,256万3,000円、中豆斎場の施設整備基金が9,012万8,000円、地域福祉基金の残額が3億5,083万4,000円、公有林整備基金の残が1,991万3,000円、清越鉱山の採掘補てん基金が9,246万9,000円、ふるさと水と土地保全基金の残が19万1,000円、教育振興基金が8,103万9,000円、教育資金の貸付基金2,494万6,000円、一般会計の合計で24億4,132万2,000円。

今申し上げたとおりでございますが、もしお許しがいただければ、皆さんに後でお配りをしたいと思っております。

続きまして、46ページの地域新エネルギービジョンの策定事業費補助金の内容でございます。これは、地方公共団体が、地域における新エネルギーの導入や地域住民への普及・啓発を図るために必要となる新エネルギービジョン策定に要する費用につきましては、新エネルギーの補助事業を実施しているNEDOという団体がございます。これは、新エネルギー・産業技術総合開発機構という正式名称でございますけれども、これが補助を行なう制度でございます。伊豆市では、この補助制度を利用して、新エネルギービジョンの策定を行ないません。なお、補助率は100%となります。

次に、53ページの会議録支援システムの借上料、システムの内容と契約の内容でございます。まず、伊豆市の議会では、合併の初年度の平成16年度におきましては、会議録について、本会議分については反訳の方を業務委託と。委員会の会議録については、職員がテープを反訳して調製し、これをもとに委員長が本会議にて審議の経過と結果を報告するというところで、

時間的に、現在のように議員各位に会議録の閲覧時間がとれず、審議経過の詳細が確認できない状況にあったと聞いております。

そこで、短時間での委員会会議録作成を目指したいということで検討されまして、この導入に先立ちまして、議会運営にかかわる内容であることから、議運でのご理解、ご承認をいただきまして、その結果を全協でも説明させているように聞いております。このような経過を経て、予算の枠の中で、経費節減の意味も含めまして、昨年5月に導入され、委員会だけではなく本会議についても、このシステムを活用し、会議録の作成が行なわれるようになったものであります。

このようなことから、本会議につきましては、3月定例会の調製が、導入した5月からとりかかることになり、かなりの時間がかかったことから、6月、9月定例会会議録の作成が順次遅れることになりましたが、現在は、既に12月会議録の印刷を発注したところであります。

以上、経過でございますが、次に、議事録の作成支援システムの内容であります。これは、音声と申しますが、発言と申しますが、それをパソコンに取り込みまして、その音声を自動認識して文字化されるもので、その文字化されたテキストの音声を聞きながら、事務局職員により正しく編集し、議事録等を作成するものであります。当然、認識率が高ければ編集作業が少なくなるシステムでありますけれども、議員の皆様ご承知のように、本議場の整備に当たっては、経費面からマイク等の音響施設が旧町から寄せ集めたものでありまして、このシステムの機能が十分発揮されていない面もあるかと思います。また、もう一つの認識率を高めるポイントであります伊豆市の地名や、その他言い回し等をシステムに入力する辞書機能でありますけれども、テキストデータで入力することから、旧町にはそのデータがなく、合併後の会議録から行っており、まだデータ量が乏しいことから、現在は60%程度の認識率と聞いております。認識率向上の重要な要素であります辞書登録量を増やすために、平成17年度には3回議場の登録更新を行い、さらに平成18年度も同様に更新を行なうことで、認識向上を目指したいということでもあります。

次に、契約内容についてでございますけれども、音声録音ソフトの一式、認識結果の編集ソフト2組、伊豆市議会専用辞書、それから音声の録音認識用のパソコン1台と、これだけ分の借上料であります。なお、5年の契約については、平成17年4月1日施行の伊豆市長期契約を締結することができる契約に関する条例第2条に基づき処理されておりまして、総額では618万円、これは5年リースということで、年間のリース料は123万6,000円、月額に直しますと10万3,000円となっているものでございます。

続きまして、55ページになります。特別職給料の2,225万6,000円の内訳でございます。市長の条例上の給料の月額が78万円で、今回10%減額いたしますと70万2,000円、それから、助役が66万円で、減額して60万600円、収入役が60万円で、8%の減額で55万2,000円、ということで、すべてをトータルして年間の支給額が2,225万5,200円でございます。期末手当

が930万9,000円でございます。これは、6月期、12月期、それぞれ条例の給料の減額については給料の月額ということでございまして、期末・勤勉については、そのとおり78万円、66万円、60万円ということで算定いたしまして、合計が930万8,100円ということになります。

続きまして、57ページの2 - 1 - 1、損害賠償保険料の内容でございます。

まず、1つ目の損害賠償保険ですけれども、市が所有、使用、管理する施設の瑕疵や、市の行なう業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生ずることによって被る被害を補てんする保険であります。

2つ目に、総合補償保険でございますけれども、これは、市の行なう諸行事等開催中に、参加している住民や団体、あるいは、市の管理で行なわれるボランティア活動に参加している皆さんが被った事故について、市に法律上の賠償責任が生じるか否かに関係なく、市が被害者に支払う補償金、これは見舞金というような性格でございますけれども、これを補てんする保険でございます。

3つ目の公金相互保険でございますけれども、これは、市が取り扱う公金が、市行政機関等、または集金者の自宅等での保管中及び運送中に、火災や盗難等によって被害を被った場合は、その損害をてん補する保険でございます。なお、保険料の分担金については、5月1日現在の人口と外国人登録を足した数字に分担金率、平成17年度については79.3円で、公金保険料は2.3円を掛けた金額となります。

次に、13 - 40の顧問弁護士の名前はということですが、沼津市三園町に事務所を構えている小川法律事務所の小川良昭弁護士でございます。

続きまして、67ページの借地料、生きいきプラザ図書館用地の借上料でございます。これが127万円でございます。財産管理台帳の作成の委託金でございますけれども、これは、公有財産の管理台帳というものができておりまして、これを加筆修正と。年々財産も異動がございますので、加筆修正の年間の異動分を112万円ほど計上させていただきました。

御幸橋の駐車場の管理機器の保守の委託料につきまして、これは、カーゲート、それから、全自動料金精算機器等の保守管理料でございます。応急管理の業務の委託料ということでございますが、これは無人管理でございますので、料金の精算機や機器に事故が発生したときに、警備会社への緊急通報業務ということの委託でございます。それから、管理機器借上料、これは、カーゲート、それから発券機、全自動料金の精算機等でございます。看板借上料、これは、御幸橋の入り口への看板の設置料ということでございます。町内会の負担金、これはただいま申し上げたとおりでございます。

続きまして、79ページのコミュニティ助成事業の内容でございます。これは、先ほどちょっと申しかけてございますけれども、地域住民の交流の場であります地区の集会場を新築または改築を行なう自治会へ集会場建築に係る費用の助成を行います。先ほど金額だけ申し上げましたけれども、場所は、土肥の中村地区への補助を予定しております。

81ページのT0 - J1ツアーの商品の企画業務の委託料でございます。平成17年度から行なっ

ております伊豆市まるごとT0 - JI博覧会を商品の醸成事業の基本として考えまして、昨年のメニューの改善を行い、独自性のあるツアー商品づくりや温泉健康法の効果を実証するためモニターテストなどを行い、需要やニーズの調査・検証を実施するための顧客満足度調査、県内の広報事業のサポート業務の委託とウエルネス分野に強い旅行会社への働きかけなど、企画商品の充実を図り、健康保険組合との連携をし、組合の健康づくりの事業により、伊豆市のウエルネスメニュー、旅館等を利用してもらうためのシステム構築を実施するために行なう、ウエルネスプログラムのツアーの募集事務や実施等の委託でございます。

続きまして、同じページのT0 - JIツアーの商品PR業務の委託料、これにつきましても、昨年から実施しておりますT0 - JI博覧会や伊豆市のウエルネス商品を広く首都圏の皆さんに広報を行なって、宿泊客等を増やすため、マスメディアなどに対して、専門PR代理店を通してニュースリリース、配布などを行い、広報展開を図るためのプレス用の基本資料の作成や新聞、雑誌、テレビやレジャー記者などへのプレリリースとプロモーション活動、それから、記者のプレスツアーの企画や運営を行なって、体験取材による特集記事での効果的な広報展開を行なっていくための業務委託であります。

それから、伊豆市まるごとT0 - JI博覧会の運営業務の委託料、これも、昨年から開催されております伊豆市まるごとT0 - JI博覧会を今年度も行ないまして、講演会の開催と、それから、セラピスト体験運営や講師の派遣業務やイベント専用のホームページの改良・管理の委託でございます。

続きまして、バス路線維持事業の補助金5,560万円についてでございますけれども、これは、伊豆市の自主運行のバスとして19路線、県費の補助路線が1路線、市単独路線として1路線、計21路線の運行に関して補助する金額でございます。それから、路線バスの廃止対策の遠距離通学の助成金35万円でございます。路線バスが廃止された山田、北又、湯舟地区の高校生約9人を対象に、バス通学費の一部、年3万5,200円を限度とするわけでございますが、これを助成するものでございます。それから、路線バス廃止対策のタクシー利用の助成金60万円でございます。路線バスが廃止された山田、北又、湯舟地区の70歳から82歳未満の方約80人を対象に、タクシーの初乗り料金、年間24回を助成するものでございます。

続きまして、83ページの新エネルギービジョン策定委託料の内容でございます。伊豆市は、新エネルギーに活用できる資源が豊富にありまして、この資源を新エネルギーに利用することによって、世界的に問題であります地球温暖化の抑制だけでなく、伊豆市の観光や森林整備等につなげることが期待できます。そこで、伊豆市として新エネルギーをどのように導入すべきかの方針を定める新エネルギービジョンの策定を行ないたいということでございます。

それから、85ページでございます。2 - 1 - 9 - 15 - 40、交通安全施設整備事業、整備工事217万円につきましては、各地区で要望のありましたカーブミラーの新規設置工事でございます。これは修善寺地域に7カ所、中伊豆地域に7カ所、天城湯ヶ島地域に9カ所、土肥地域に3カ所の設置工事を現在見込んでおります。それから、防犯灯の設置工事につきまし

ては、東電から60台の器具の寄附がございました。これにつきまして、工事費ということで、地区の要望にあった修善寺地域へ20カ所、中伊豆地域へ15カ所、天城湯ヶ島地域へ12カ所、土肥地域へ13カ所の設置工事をする予定でございます。

続きまして、89ページの地区運営交付金の算出の根拠ということのご質問でございます。平成18年度の地区運営交付金の予算額でございますが、その内訳は、伊豆市区長会を構成する構成区135地区に対し2万5,000円を交付する均等割が337万5,000円と、各地区が有する世帯数に対して1世帯当たり300円を交付する世帯割402万円の計739万5,000円となっております。参考までに、平成17年度までは世帯割の方が450円ございましたけれども、平成17年度は、お願いして150円減らして1世帯当たり300円と決めさせていただいております。

続きまして、95ページになります。土地鑑定の委託料の466万2,000円、これは、地方税法に基づき市町村が課税する基礎資料である標準宅地の評価を行なう業務でありまして、370地点を不動産鑑定士が評価しているものでございます。

次の、固定資産業務の基礎資料の作成業務の委託料については、固定資産の評価替えについては、土地評価の均衡化、適正化を図るために実施するものでありまして、本来は毎年実施することが望ましいと言われておりますが、膨大な事務量と経費がかかることから、3年ごととされております。情報開示が進む中で、課税に対する説明責任がますます求められており、重要な基礎資料となるものであります。

次に、固定資産の評価システムの統合業務の委託。土地評価については旧4町で若干の差異が見られ、評価額の7割を課税標準額とするなど本則課税が実現していないことから、過去の経緯を保持しつつ、評価課税を行なわなければなりません。また、評価手法、地目、各地の認定、それから基準における補正等が旧町でも異なることから、これを調整し事務統合をする必要があるため、実施するものであります。したがって、伊豆市としての統一的な基準のもと評価がされるのは、平成21年の評価替えからとなります。

続きまして、土地家屋の登記簿の照合の委託料。課税土地と登記簿間に相違が見られるために、法務局の登記簿をマイクロ撮影をして照合するものです。法務局が電算化の準備に入りますと照合が不可能になるために、土地の筆数の16万4,210筆について実施いたします。家屋調査システムの借上料196万7,000円。これは、年間300棟にも上る新築家屋を職員が評価測定をいたしまして、これらの評価値、家屋の図面を入力することにより、速やかに評価額を算出するシステムであります。公図のデジタルデータの更新業務の委託料、これにつきましては、現在税務課では公図の発行等を行なっておりますが、土地の分合筆に伴うデータの加除修正をするもので、国土調査などにより筆数が特に増加しているため、増額となっております。

それから、259ページの修善寺駅前の整備の合意形成事業、これについては、平成17年度修善寺駅整備事業で検討してきた都市再生整備計画をさらに詳細検討する事業で、平成18年度は町並みやサイン等といった景観についての検討、社会実験等を実施しながらの交通形態

の検討等を行い、後年度以降の事業実施に結びつけるものであります。それから、修善寺駅前地区の交通環境整備事業、平成17年度修善寺駅整備事業で検討してきた都市再生整備計画の一事業で、修善寺駅ロータリーから修善寺高校への歩道を整備する事業であります。

それから、ちょっと落としてしまったところがございます、48ページになります。総務債の増えた原因、それから土木債の増えた原因を落としてしまいまして、総務債が主に増えたのは、天城北道路の大幅な事業の増額によりまして合併特例債が増えたために総務債が総体的に増えていると、こういう内容でございます。それから、土木債については、前年から4,100万円ほど増えておりますけれども、これについては、臨時地方道として整備する本柿木線、それから、辺地で整備を予定している大平柿木線、それから数沢日陰線と、こういうような道路の整備がございまして、土木債が増えてございます。

それから、個別のところがございます。個別で、御幸橋のところは最前からご説明しているとおりでございますけれども、テレビアンテナの負担金、ページ数でいきますと65ページ、これは詳細説明の一番頭でございましたけれども、これについては、修善寺庁舎で引かせていただいているアンテナの方に使用料として支払っている金額が1万円でございます。

それから、次の、ページでいきますと同じ65ページになるんですけれども、小立野区の清掃活動の協力金、これは、生きいきプラザの建設時におきまして、小立野区の中にある事業所としての位置づけでございます。特に、周辺の清掃については、自発的に行なっているわけでございますけれども、金額的には20万円という金額でございますが、これらについては、当初の約束に基づいてお支払いをしている金額でございます。

以上が総務部の関係の答弁でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、71ページの温泉使用料、土肥支所長。

〔土肥支所長 平田秀人君登壇〕

土肥支所長（平田秀人君） それでは、総務費の中の土肥支所費の関係でございます。71ページでございます。2点ほどございますので、お答えいたします。

1点目は、施設廃棄物収集業務委託料ということで、この内容はということでございます。これは、土肥支所、それから、土肥支所の中には図書館、保健センターと施設がございますが、これらから生じるごみということで、事業系のごみというようなことで、この搬送業務の委託料ということでございます。

それから、もう1点、温泉使用料でございますけれども、これは、旧土肥町時代から、いわゆる温泉を給湯する権利といいますが、そういうものを持っておるわけでございます、これにかかわる月々の温泉使用料ということでございます。現状は、シルバーサロンに、いわゆる老人用の温泉施設というようなことで施設がございます。それ以外に、いわゆる余剰という形、観光の足湯でございますとか、海の温泉プール、これらに追加補給する、あるいは土肥中学校の夏場だけの温泉プールに追加するというような形で、月々の使用料という形で支払っているという内容のものでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、75ページについては天城湯ヶ島支所長。

〔天城湯ヶ島支所長 鈴木幸司君登壇〕

天城湯ヶ島支所長（鈴木幸司君） 75ページの樹木管理委託料の件ですけれども、支所の前及び周辺の維持管理の委託料です。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それから、77ページ、庁舎敷地購入費、これについては中伊豆支所長。

〔中伊豆支所長 佐藤央一君登壇〕

中伊豆支所長（佐藤央一君） それでは、中伊豆支所費について説明させていただきます。

75ページ、13-10の修繕料につきましては、車両修繕料、支所内の23台の分について60万円、庁舎の修繕料についてあらかじめ50万円、それから、車検整備、普通車8台、軽自動車2台ありますけれども、その分の料金66万円でございます。

それから、13-43、宿直警備業務委託料、これにつきましては、年間、夜間宿直の警備、それから、これに伴いまして、戸籍の受け付けであるとか、施設の貸し出しの鍵の受け渡しであるとか、そういったものを含めまして、1年間分の業務委託をしているものでございます。

それから、13-44、樹木管理委託料、これについては、湯ヶ島と同じように、職員の手入れが難しい庁舎内の庭木の手入れを年間1回でございます。

それから、13-46、施設廃棄物収集業務委託料、これにつきましては、庁舎内の排出しますごみを職員が分別収集したものを収集廃棄物処理するもので、委託をしてございます。

それから、その中あと一つにつきましては、旧郵便局庁舎、それから倉庫等が、まだ片づけが残っておりますので、そういった中での廃棄物の処理運搬、これを1台分31万5,000円を計上してございます。

それから、77ページになりますけれども、13-47、庁舎建物維持管理業務委託料、これにつきましては、ビル管理法というのがありまして、3,000平米以上の建物について義務づけられた昇降機、自動ドア、防災設備、害虫駆除、機械設備などの維持管理業務について委託を出しているものでございます。

それから、14-11、借地料、中伊豆庁舎につきましては、買収したのも一部ありますが、ほとんどが借地でございますので、5名分、7,237平米について、坪1,000円ということに税金をプラスしましてお支払いをするということになります。

それから、17-40、庁舎敷地購入費、これにつきましては、借りておりました地主さんの1名が、生活費であるとか、それから現在滞納をしておりますので、そういった滞納分を支払いたい。そのために買っていただけないかということで申し出を受けまして、今年度坪10万円ということで、前々からお約束している金額で買収するものでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長、もう一度お願いします。

〔総務部長 堀江正身君登壇〕

総務部長（堀江正身君） 65ページと91ページで答弁ミスがございました。

65ページの樹木管理委託料10万円でございます。これにつきましては、生きいきプラザの樹木管理ということで、特に消毒作業、草刈り等、これらを主にシルバーでございしますが、委託をしたいということでございます。

それから、91ページの関係でございます。税の過誤納付の還付金、これ1,390万円でございます。内訳は主に法人税で、決算の2分の1を中間決算で納付することから、業績が悪化すると還付が発生いたします。しかしながら、予測が現時点でできないため、過去の3年間の決算の状況から1,300万円を見込みました。加算金につきましては、税金を返す場合加算をするものでありまして、これも予測ができないため、過去の状況により判断して90万円を見込み、合計1,390万円を見込ませていただきました。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、21ページ、中伊豆交流センターの使用料でございます。

ここは白岩の湯を経営しておりまして、年間の利用客が約3万9,000人と見込んでおります。平成17年度につきましては、現在で3万6,000人ほど使用しております。そのほか、部屋貸し、これが1日3回程度ございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、163ページの4 - 1 - 4、2の環境衛生事業でございます。平成17年度予算607万9,000円に比べ109万5,000円の減額計上となっております。これは、市財政の厳しい状況を踏まえ、8 - 40、町内会への環境美化活動報奨金において、1世帯当たりの交付単価を400円から300円に減額改正したところにより、前年度より85万9,000円の減。また、11 - 12、町内会の害虫駆除に係る医療材料費において、高額消毒薬の購入を控えたことにより前年度に比べ12万9,000円の減額計上をしたことが主な要因でございます。

次に、同じく163ページの3の環境美化事業でございます。平成17年度予算453万4,000円に比べ、347万4,000円の減額計上となっております。これは、先にお答えいたしましたとおり、市財政の厳しい状況を踏まえ、前年度までシルバー人材センターに委託していた不法投棄の巡回及び美化清掃業務を平成18年度は環境衛生課職員において取り組むこととしたために、264万9,000円減額したことが、主な要因となっております。

次に、2の火葬場建設事業でございます。167ページになります。

予算書の説明欄に記載した建設に係る事務事業を計上したものでございます。ちなみに、平成18年度の主なものにつきましては、13節委託料といたしまして、13-40、建設工事基本、それから実施設計業務が2,000万円、13-41、建設工事監理業務400万円、それから地質調査業務100万円を計上し、15節工事請負費では、15-40、建設工事3億1,700万円、15-41、火葬炉設置工事5,040万円、15-42、水道管敷設工事2,100万円、それから、15-43、敷地造成附帯工事3,000万円を予定をしたところでございます。

175ページの3の一般廃棄物収集業務事業でございます。予算書の説明に記載いたしました清掃センター及び土肥地区における一般廃棄物の収集運搬に係る事務事業を計上しております。ちなみに、平成18年度の主なものといたしましては、13節委託料といたしまして、13-41、土肥地区一般廃棄物収集運搬処理業務が1,410万5,000円、13-43、清掃センター管内における一般廃棄物臨時収集運搬処理業務357万1,000円。また、19節負担金補助及び交付金といたしまして、19-40、地域のごみ集積所設置事業補助金180万円を予定したものでございます。

それから、175ページの11-40、修繕料でございます。修繕料300万円は、老朽化が著しい焼却バーナーやごみクレーン、電気設備などの修繕費を計上したものでございます。

次に、13-52、177ページです。焼却処理委託2,716万3,000円は、老朽化が著しい施設でございますので、予定されているところの工事期間中の可燃ごみ焼却を、伊東市及び土肥、戸田衛生センターへお願いするものでございます。

それから、177ページの粗大ごみ処理事業でございます。粗大ごみ処理機器の補修工事でございます。粗大ごみ処理破碎機の補修工事でございます。この破碎機は年間50トン前後の粗大ごみを処理するものであります。この補修に要する費用を計上したものでございます。

次に、177ページの6のリサイクル事業でございます。

予算書の説明欄に記載いたしました清掃センター及び土肥リサイクルセンターにおける資源ごみの収集運搬及び処理に係る事務事業を計上したものでございまして、ちなみに、平成18年度の主なものといたしましては、13節委託料といたしまして、清掃センターで扱うペットボトル及びプラスチック類の中間処理業務といたしまして、13-45、資源ごみ処理料6,194万9,000円、土肥地区におけるペットボトル及びプラスチック類の中間処理業務が13-49、土肥地区資源ごみ資源化事業1,569万4,000円、それから、13-49、清掃センター管内の資源ごみの収集業務5,222万4,000円、13-51、土肥地区資源ごみ収集業務1,215万円、また、15節工事請負費といたしまして、15-40、清掃センターの缶プレス機補修工事100万円を予定しているものでございます。

それから、183ページの年川処分場の関係でございます。予算書の説明欄に記載いたしました年川処分場の維持管理に係る事務事業を計上いたしまして、ちなみに平成18年度の主なものといたしましては、18節公有財産購入費といたしまして、当処分場の一借り主より隣地

を含めた土地の買い取り申し出があり、市では、現処分場の管理責任や残余量不足への今後の対応策を考慮した中で、この申し出に応ずべく、17 - 2、土地購入費1,849万1,000円を予定をしたものでございます。

それから、171ページの19 - 42、柏久保区環境美化協力金、それから、19 - 43、柏久保区自治会費でございます。これは、ごみ焼却施設を柏久保地区に設置運営するに当たり、この業務の実施協力といたしまして、当地区に環境美化協力金と、それから柏久保区自治会費をそれぞれ補する旨の約束が交わされていることから、これを計上しているものでございます。

それから、183ページの19 - 40、地区自治会費でございます。柿木最終処分場の設置処理に当たり、この業務の実施協力といたしまして、柿木地区に地区自治会費を補する旨の約束が交わされていることから、これを計上を予定したものでございます。

それから、185ページの19 - 40、年川処分場交付金でございます。昭和61年4月、旧修善寺町が年川地区に安定型の最終処分場を設置することについて、この業務の実施協力といたしまして、当処分場が埋め立てを終了し整地が完了するまでの間、当地区に年間20万円を交付する旨の覚書が交わされていることから、毎年計上しているものでございます。

それから、177ページの4 - 2 - 2 - 15 - 40、施設改良工事でございます。施設改良工事7,400万円は、老朽化著しい当焼却施設の補修工事費で、例年緊急工事以外は、年2回に分けて工事を行なっているところでございます。平成18年度の計画は、煙突修繕、養生コンベア交換、灰出し設備の整備、それから、消石灰サイロの整備を予定しているところでございます。しかし、老朽化が著しい施設でございますので、予期せぬ事故などにより発生した工事が緊急性の高いものであれば、優先し、工事を予定しているものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木直道君登壇〕

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、まず、79ページをお願いいたします。

花と緑の伊豆づくり事業企画運営委託料1,000万円ということでございます。これにつきましては、伊豆全体を花と緑でお客さんをもてなしていこうということで、平成17年度から県が事業主体で、伊豆市を舞台に講習会や花と緑のまちづくり講座などを実施をしております。これらをまちづくりに結びつけるために、平成18年度、県の支援を受けまして、この事業を実施することとなったわけでございます。

内容は、今あります花などの資源や、この事業で新たに取り組む商品など、これらを情報発信、また、修善寺の温泉街を地域の人たちと一緒に花のまちづくり、花の町並みづくりといいますが、そういうことを進めていく。また、そのシンボルイベントとしまして、虹の郷をメイン会場としましたハンギングバスケット全国コンテストなどを開催する計画であります。

次に、193ページをお願いいたします。

14 - 11、借地料でございます。241万5,000円。これにつきましては前年度より増えておりますけれども、これは、ほかの科目からここへ集めた関係で増えたわけでございます。この中身としましては、中伊豆にあります八岳集会所が小川多目的利用施設、それとか月ヶ瀬加工場、下船原の加工場、本柿木の農村公園、ワサビの加工体験施設などが含まれております。

次に、195ページをお願いいたします。

1の農業振興対策事業1,105万2,000円でございます。これにつきましては、主なものとしては、11 - 6の印刷製本、来年度につきましては、特産品のガイドブックをつくっていききたいというふうに考えております。それと19 - 40、農業振興会の補助金。農業振興会につきましては、26部会でございます。そこに対する補助金でございます。それから、19 - 43、収穫祭の補助金でございます。ホリデーインというような形で実施をしてきておりました。来年度も、ちょっと規模は小さくなるかもしれませんが、引き続き実施をしていくというものでございます。また、この中では、農業振興という中で、地産地消ということを念頭に置いて考えていきたいというふうに考えております。

それから、197ページをお願いいたします。

市民農園管理事業でございます。437万1,000円。これにつきましては、主に中伊豆体験農園の部分でございます。一部、この中で、一番下の借地料90万9,000円、現在、今計画している中伊豆以外に柏久保、古川、土肥の八木沢、平野、屋形、5カ所の市民農園がございます。この部分もこの借地料の中へ含まれております。ここへまとめました。その部分が、全部で44万7,000円ほどの借地料となっております。

そのほかに、中伊豆体験農園の中で主なものとしては、電気料、水道料等があるわけですが、このうちラウベに係る部分もこの中に含まれておまして、実際は、ラウベの場合は利用者からその使用料については負担をしていただくということで、別に約50万円ぐらいになるかと思っておりますけれども、利用者の方からいただくという形になります。そのほか浄化槽の管理委託料、それと管理運営の委託料です。そこを管理していただくところに対する管理委託料180万円、これが一番大きいものでございます。そのほかに、来年度につきましては、建物を建てるということで保存登記の委託ということで、31万円がございます。

続きまして、203ページをお願いいたします。

3の農業基盤施設維持管理事業483万2,000円でございます。これにつきましては、土肥地区におきますかんがい排水施設の管理委託が主なものでございます。農業用水ということで、パイプラインで結んであるわけですが、そこに対する維持管理費ということで、電気料につきましては、そのファームボンドあたりの電気料が主なものとなるかと思っております。

続きまして、207ページをお願いいたします。

林業振興事業の中の19 - 45、民有林間伐事業、間伐等補助金です。650万2,000円。これにつきましては、市単独の間伐の補助でございます。間伐が主でございますけれども、そのほかに、新植、下刈り、除伐等もございます。それらに対する市単独、50%分の補助ござい

ます。

それから、209ページをお願いいたします。

流域広域保全林整備事業511万8,000円、191万6,000円前年に対して減っておりますけれども、この原因につきましては、県の方の補助の割り当てが減ったということでございます。13 - 40の間伐委託につきましては、20ヘクタールを予定しております。これは民有林でございます。それから、19 - 40、みどりの資源、これにつきましては、35ヘクタールを予定しております。

それから、放置竹林対策事業76万5,000円でございます。これも170万円ほど減っておるわけですが、昨年度当初予算では、モデル的に間伐をやっていこうということだったんですけれども、今年度はその分がないということでございます。放置竹林については、いろいろ問題になっているわけですが、一応平成18年度につきましては、調査委託というようなこともちょっと考えております。竹材の有効活用ということの中で、いろいろ調査や試験的なものをしていきたいと。そして、その一部を森林組合あたりでお願いして、行政と一緒にやっていくというようなことで考えております。それともう一つは、竹林整備の補助金20万円でございます。これは、反当たり2万円の補助金という形で、今交付をしております。

それから、211ページでございます。

森林整備地域活動支援事業交付金でございます。7のところの19 - 40、441万4,000円でございます。これにつきましては、森林の保有する多面的機能の発揮を図るためにできた制度でございます。市町村長と協定を締結しまして、森林の現況調査とか施業の実施の区域の明確化の作業とか、歩道の整備とか、そういうそれぞれの地区で森林活動を行なう者に対して交付金を交付するというものでございます。農地の直接支払いというのがありますが、その森林版と考えていただければいいと思いますけれども、1ヘクタール当たり1万円ということで、5年間という事業でございます。これは天城地区で実施をしてきておまして、この継続でございます。現在15団体がこの活動を行っております。4分の3が国・県の方から来るというものでございます。

続きまして、219ページをお願いいたします。

漁港の関係ですが、13 - 40、耐震診断調査委託料でございます。これにつきましては、国・県の指導によりまして、現在八木沢の突堤工事をやっているわけですが、その附帯調査として、八木沢漁港海岸広域防潮堤耐震の詳細点検として、防潮堤の基礎の地盤と地質調査業務及び地盤の地震対応解析による設計震度の決定や液状化の判定など、設計業務を行なうものでございます。この業務の補助金は、突堤工事の事業費に含むため、9割が国・県の補助ということでございます。

それから、221ページでございます。

商工費の中の19 - 48、空き店舗対策事業補助金240万円でございます。これにつきましては

は、一応土肥地区でございますけれども、空き店舗が非常に目立ってきている中で、土肥の商工会が主体になりまして、空き店舗を借り上げ、体験教室とか写真展などを開催してにぎわいを創出していこうという事業でございます。全体の事業費が360万円ということで、県が3分の1、市が3分の1、あと商工会が3分の1という中での事業でございます。

それから、次の223ページでございます。

一番下の19 - 59、土肥サマーフェスティバルの補助金1,600万円でございます。これにつきましては、毎年土肥地区で行なわれているサマーフェスティバルでございます。平成18年度は8月18日から20日を予定しているようでございます。松原公園、土肥の海水浴場を会場に行なわれるわけでございます。主に、花火大会とか、演芸、福引大会などが実施されます。もうかなり前々から実施をしてきておりまして、伊豆西海岸の最大のイベントという形で来ているわけです。そこに対する観光協会ですけれども、補助ということでございます。

次に、特定の地区に対する支出ということで、191ページ、中伊豆活性化施設の管理事業の中の13 - 40、草刈り等の委託料10万円でございます。これにつきましては、活性化施設の周辺に植栽、植木関係とか花壇等があるわけですから、その草取りとか植木の剪定、多少の草を刈るところもございまして、花の植栽などもお願いしているわけですから、それに対する委託料ということで、これは観光協会をお願いしております。

続きまして、203ページ、204ページ、工事関係でございます。

まず、県単農業基盤施設整備事業4,543万6,000円ということでございます。これにつきましては、県単の農道整備と用水路関係の改良が主なものでございます。一応予定しているのが、そこにありますように15 - 40、金山日陰線開設工事ということで、一応延長が100メートルの開設工事ということで予定しております。

それから、その下の徳永用水改良工事、これは排水路でございます。延長140メートルを予定しております。それから月ヶ瀬用水改良工事、これは用水路でございます。延長50メートルを予定しております。それから、田子野用水路改良工事、これは用水路でございます。延長65メートルを予定しております。

次のページ、大野山田洞農道改良工事でございます。これにつきましては、延長100メートルの農道の改良ということでございます。

それから、土地の購入費につきましては、金山日陰線の土地の購入ということでございます。

それから、その下の中山間地域総合整備事業4,642万5,000円です。これは、県営中山間総合整備事業といいまして、県が実施主体で行なっている事業でございます。市としては、負担金というような形の中で、15%の負担ということで実施をしているものでございます。今、中伊豆地区、天城地区、修善寺地区、それぞれ工事に入っております。中伊豆地区では、農道2カ所と、貴僧坊の農村公園を予定をしています。それから、天城地区につきましては、月ヶ瀬の梅林の集落道、それと他に農道2カ所程度を予定しております。修善寺地区につき

ましては、北又の集落道、ほか用水関係の工事もございます。県が実施しているものですが、まだ内容的には、箇所は確定はしておりません。

以上でございます。

それから、213ページ、治山事業の2 - 15 - 40、県単修善寺谷戸山治山工事でございます。これにつきましては、流路工40メートルを予定しております。それから、その下の下白岩、柳ヶ洞治山工事でございます。土留工3基を予定しております。それから、姫之湯岩下治山工事、流路工50メートルを予定しております。

それから、県単治山の附帯工事ということですがけれども、今申し上げた3件の附帯工事ということで補助対象にならないものにつきまして、ここで行なうというものでございます。

それから、215ページ、市単林道維持補修工事でございます。これにつきましては、地区要望によるものに対する対応分でございます。

それから、その下の林道白沢線改良工事、延長100メートル、これは、路盤工と排水施設の設置を予定しております。

それから、林道上池線改良工事、これも延長100メートルを予定しております。同じく路盤工、排水施設の設置を予定しております。

それから、県単林道の土肥川線改良工事でございます。これも延長50メートル、法面の保護工排水施設設置を予定しております。

それから、達磨山線改良工事でございます。これが延長50メートル、山留工崩壊防止対策の工事となります。

それから、土肥中央線舗装工事、これにつきましては、アスファルト舗装、延長300メートルを予定しております。

それから、その下の4の県営林道整備事業でございます。その中の土地購入費でございます。これにつきましては、県営林道の天城の達原線の土地購入でございます。3,080平米の土地を購入する予定であります。

それから、その下の県営工事負担金でございます。これは、達原線、土肥戸田線の方でございます。市の負担分20%ということで、1,200万円の工事負担金ということでございます。

続きまして、217ページ、市単漁港整備工事ということで200万円を予定しております。これにつきましては、漁港関係、海岸関係の維持に伴う工事ということで、200万円を予定しております。

それから、次の219ページ、公共八木沢漁港海岸保全施設整備工事でございます。これにつきましては、八木沢、小池地区海岸におきます防波堤の浸食及び防波対策の一環として、突堤工事ということで進めてきたわけでございます。今回非常に金額がのしているわけですが、3年間で終了しなさいというような形になりまして、最終の年度であります来年度、県がつけ増しをする中で実施をするということとなりました。平成18年度末で完了とい

うことでございます。突堤を2基設置いたします。これは国が50%、県が40%、残り10%が一般財源でございますけれども、90%が過疎債という形で対応できるというものでございます。

観光経済部関係、以上でございます。

議長（遠藤正寿君） まだ土木部があるわけですがけれども、時間がかかり経ちましたので、ここで休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き答弁願います。

それでは、土木部長。

〔土木部長 土屋 亨君登壇〕

土木部長（土屋 亨君） それでは、土木部の関係につきましてお答えいたします。

大分時間も経過しております。早口になると思っておりますけれども、ご了承お願いいたします。

まず、237ページでございますが、道路台帳再編統合委託料でございます。平成17年度の債務負担行為を設定いたしまして、発注済みの道路台帳再編事業の平成18年度の支出予定を計上してございます。

それから、241ページの市道維持補修事業でございますけれども、市道維持補修に関連する経費を計上してございます。ご質問の維持補修工事及び舗装改良工事ですが、地区要望に対応するものであります。全協で説明申し上げましたけれども、全部で55カ所ほど予定しておりまして、土肥地区が8カ所、天城湯ヶ島地区が15カ所、修善寺地区が25カ所、中伊豆地区が7カ所となっております。舗装改良は24カ所を予定しておりまして、土肥地区が4カ所、天城湯ヶ島地区が4カ所、修善寺地区が4カ所、中伊豆地区が12カ所となっております。

243ページの地方特定道路整備事業ですが、継続して事業中の市道大平柿木本柿木線の改良工事でございます。平成18年度は新柿木橋の下部工を予定しておりまして、工事請負費、住宅等の補償費、用地買収費並びに分筆登記の委託料、それから事務費となっております。橋長は約28メートルでございます。

市道整備事業でございます。243から245ページにかけてありますが、市単独の道路改良事業に係る工事費と、それから事務費を計上してございます。測量設計委託料の内訳は、市道本柿木線が100万円、数沢日陰線の100万円及び数沢・寄沢・奥山・川久保線、長い名前ですがけれども、300万円の合計500万円となっております。さらに、分筆登記委託の内訳は、数沢日陰線が100万円、上和田線が200万円、ニュータウン地区の31457号線が150万円の合計450

万円となっております。

工事請負費は、路線名ごとに記載しております。土肥地区が2路線、天城湯ヶ島、修善寺、中伊豆の3地区がそれぞれ4路線ずつ、合計14路線の整備を予定しております。このうち用地買収の必要がある路線は3路線で、本柿木線が160万円、数沢日陰線が150万円、上和田線が500万円となっております。数沢日陰線の立木補償を50万円、上和田線の建物補償を500万円、それぞれ計上いたしました。

次の、245ページ、国・県道関連事業でございますけれども、伊豆市管内における県管理道路事業に対する市の負担金予定額を計上してあります。県単独道路橋梁整備事業負担金は、事業費の10%が市の負担となっております。平成18年度は沼津土肥線、伊東西伊豆線、修善寺戸田線、熱海大仁線の4路線を合計6億5,000万円で整備予定とのことですので、負担金6,500万円を予算化いたしました。

合併支援重点道路整備負担金ですが、この事業も県単独事業のため、負担率が事業費の10%となっております。県道修善寺天城湯ヶ島線の日向地区及び矢熊地区において事業進捗中ですが、平成18年度の整備予定は、日向が2億円、矢熊が7,000万円を予定しているとのことですので、合計2,700万円の負担を見込んでおります。

天城北道路関連事業、245から247ページにかけてですが、天城北道路建設に関連し、市が道路整備臨時交付金で施工中のアクセス道路、市道32190号線ですが、この改良工事に係る諸費用、建設推進委員会への助成並びに同盟会への負担金及び事務費を計上いたしました。主な項目について説明いたしますと、旅費、需用費、役務費等の費用は事業に対する事務費等ですが、交付金事業に係るいわゆる補助対象分を含んでおります。

アクセス道路測量設計委託料の220万円は、アクセス道路の詳細設計及び施工監理業務の委託費用でございます。アクセス道路事業関連借地料670万円の内訳ですが、盛り土によって形成される法面面積が現段階では確定しないため、借地して工事進捗を図ることといたしましたが、この借地料を254万円、機能補償に係る仮設農道敷借地料を416万円と見込みました。

アクセス道路の工事請負費の内訳は、橋梁の下部工、兩岸の逆T式橋台2基分でございますけれども、4,800万円、橋梁の上部工製作、橋長約88.5メートルございますが、幅12メートルで、この製作を6,000万円、橋梁新設に伴う狩野川の条件護岸工として、橋台の両端からそれぞれ上下流10メートルずつの護岸整備費に1,800万円、ハーフインターから橋までの道路路体盛り土工延長約400メートルで、ボリュームが5万8,000立米でございますけれども、これに1億4,640万円。

それから、もう一つ、途中に滝沢川旭滝から下ってくる川がございます。この滝沢川をアクセス道路が横断しますので、これの工事費が、これは過日の全協ではカルバートと申しましたけれども、円形のカルバートとさせていただければよろしいと思います。テクスパンと呼んでおりますが、盛り土の関係で延長が41.6メートルございます。この工事費が1億6,000

万円でございます、その合計が4億3,240万円となっております。

農道新設改良工事は、機能補償に係る仮設農道工事でございます、延長が約300メートル、幅5メートルで2,920万円を計上いたしました。土地購入費は、アクセス道路の法面積が現段階では確定しないために、歩車道の幅、いわゆる舗装される部分とだけいただければよろしいかと思いますが、幅11.52メートルの面積が4,220平米になると思います。この部分のみを買収し、6,120万円を計上してございます。

次に、河川維持改良事業、249ページですけれども、大平に畑洞川という川がございます。直轄のダムをつくりました下流側になりますが、この測量委託料として100万円。それから、河川内の立木の処理、それから、災害時の崩土処理に備えまして、重機の借上料を200万円計上してございます。

また、維持補修工事の15カ所、内訳は土肥地区が1カ所、天城湯ヶ島地区が5カ所、修善寺地区が5カ所、中伊豆地区が4カ所でございますけれども、この15カ所について総額1,000万円と、それから、6件の改修工事費、それぞれについて計上してございます。用地購入費は、先ほど申し上げました大平畑洞川にかかるものでございます。

河川愛護活動への助成金は、55地区へ均等割と面積割、それから、団体への補助金もございまして、平成17年度の実績62河川、延べ人員2,601人に基づいて計上してあります。

急傾斜地崩壊対策事業、251ページでございますが、測量設計委託料として、平成17年度に指定促進申請を見送った牧之郷アラクの260万円、土肥中村 2の213万円を計上いたしました。工事請負費は、県費補助に係る本立野一町、急傾斜地崩壊防止工事費で、土地購入費及び立木補償も同地区に係るものでございます。

県営急傾斜崩壊対策事業負担金は、現在継続中の9カ所に土肥大平田地区を加え、10カ所に係る負担金を計上してございます。

次の港湾整備事業、251ページですが、平成17年度に引き続き実施予定の土肥港港町づくり計画の調査委託料1,500万円、屋形海岸飛砂防止柵工事費200万円を予定しております。

県事業に対する負担金は、小土肥の海岸環境整備に1,900万円、これは負担率が6分の1でございます。屋形海岸浚渫整備 藻を取り除く工事でございますけれども に250万円、これは負担率が2分の1でございますが、これを計上いたしました。

取り急ぎ失礼でございましたけれども、以上、土木部の説明を終わらせていただきます。議長（遠藤正寿君） それでは、企業部の方から一般会計繰入金につきまして、企業部長。

〔企業部長 渡邊玉次君登壇〕

企業部長（渡邊玉次君） それでは、89ページの天城温泉特別会計繰出金についてご説明申し上げます。

この質問についてはもう3回目だと思いますが、天城温泉事業特別会計における歳入の不足額4,400万円を補うための繰出金でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、これから再質疑に入ります。

森議員さん。

10番（森 良雄君） はっきり言わせてもらうけれども、同じ回答は要らないんですよ。全協で説明したのと同じ回答だったら要らない。もっと濃い回答を……

議長（遠藤正寿君） ちょっと待ってください。昨日全協で説明したものについて、理解しているものについては森議員さんの質問から削ってくださいとお願いしたら、削らないというお返事でありましたので、あなたが質問したことを全部用意していただいたと。

10番（森 良雄君） 同じ回答は要りません。

まず、総括についてお聞きしたい。154億円という膨大な予算に対して、私は収入を大幅に上回るこの予算に対して大変危惧を持っている。例えば、私、年金を20万円もらっている。もし、支出に30万円、40万円毎月かかっていったらどうなるかということなんです。テレビのチャンネルをあければ「ご利用は計画的に」と。収支のバランスを考えてやってください。毎日どこかでやっている。まず、我が市の適正財政規模というのを市は考えているのかどうなのかお聞きしたい。

あと、いろいろ聞きたいんですけども、よろしいですか。

71ページ、2 - 1 - 6、施設廃棄物収集業務委託、こういうのが事業所廃棄物として別途やらざるを得ないんですか。市の収集業務でもって収集してもらえないのかどうかお聞きしたい。

同じく71ページ、温泉使用料、昨年の説明では、土肥の支所内に温泉があるということだったと思うんですけども、それとはこれは違うのか。

75ページの2 - 1 - 6、13の43、宿直警備業務委託料、これは各支所によって大分違うようなんだけれども、その辺の整合性はどうか。

81ページ、2 - 1 - 8、5 - 19 - 40、バス路線維持事業補助事業、見てみると、空いた、空気を運んでいるようなバスが大分走っているようだが、その辺の利用率については調査しているのかどうかお聞きしたい。

85ページ、交通安全施設整備工事、同じく防犯灯設置工事、これは、いつの要望に対してこういうふうになっているのかどうか。新規の要望にはもう手は打てないのか。例えば、瓜生野のカインズの前に瓜生野区はかなり大きな進入禁止の看板を立てた。ああいうものは、この中ではどれに該当するのか教えてもらいたい。特に、防犯灯設置工事なんていうのは、いろいろ希望が多いですから、新規の要望に応じられるのかどうかお聞きしたい。

163ページ、環境美化事業、これは確認になるけれども、シルバーの委託をやめるということですね。もしやめれば、当然、今まで町をきれいにしていたわけだから、町が汚くなる。説明では職員がやるということなんで、そういうふうに理解してよろしいですね。

177ページ、4 - 2 - 2、5 - 15 - 40、粗大ごみ処理事業、この機械はどこにあるんですか。我が市は粗大ごみの収集はやってないんだよ。やっているんだったらどこでやっている

って教えてちょうだい。

209ページ、6 - 2 - 2、放置竹林対策事業、せっかく放置竹林をやってくれるのかどうかと思っていたら、もうやらない。お金がないから今年はやらない。しょうがないと思うけれども、大変残念だ。来年はやるかどうか、考えられるかどうかお聞きしたい。

223ページ、土肥サマーフェスティバル、こんなこと言いたくないですけども、これは花火でほとんど消えてしまうんですね。花火代は幾らぐらいになっているんですか、お聞きしたい。

237ページ、道路台帳再編統合委託料、これは前回は質問している。これは土木部だけでやっていいのかどうかという問題と、この事業の主なあれは何なの、地図をつくるだけなんではないの、これ。私は前回は調べたけれども、土木部長がデジタル化と確か言ったね。デジタル化というのはどういうことなのか。私は、12月議会だったかな、聞いたけれども、座標化するということなのかという、単なる地図をコンピューターの中へ入れるだけなのか、その辺を聞きたい。

あと維持補修工事、何点かあったけれども、どこをやるかということがさっぱりわからない。どんな工事をやるかということがさっぱりわからない。あの説明でいいのかどうなのか。私は、わざわざ位置図と概略図を出してくれと言ってある。どこというのを説明するには、地図の上にプロットしてくれるのが一番わかりやすい。そういう説明の仕方が全くできてないんではないの。

それから、天城北道路の関連事業について、天城北道路の事業規模は幾らになるのか、それから、この道路と橋が完成するのはいつを予定しているのか、私はそれを聞きたい。

以上。

議長（遠藤正寿君） たくさんですから、まず、市長。

市長（大城伸彦君） 平成18年度予算が、歳入と歳出の関係ですが、全体的にバランスをとるようにやったわけです。でも中身は厳しいですよということを再三申し上げているわけです。

それから、伊豆市の適正財政規模はどうなんだというご質問ですが、これは、それぞれいろいろな考え方があるかと思いますが。人口、面積、市の特性、あるいは行なうべき事業等々、そういうことを考えてこの予算を組んだわけです。ですから、同じような人口の市でも、一概にはその適正財政規模というのは決められないと思います。将来あるべき姿と言ったら、やはり、国・県の財政状況が大変厳しくなるだろうという予想のもとに、平成18年度はこういう予算を立てたわけでありまして。

以上でございます。あとは担当の部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、私の方から75ページ、13 - 43、宿日直警備の業務の委託料、これが各支所によってばらばらということのご指摘でございます。

確かにおっしゃられるように、土肥支所の宿日直が390万6,000円、それから、天城湯ヶ島支所の宿日直業務については401万5,000円、それから、中伊豆支所が459万9,000円、それぞれ71、73、75ページにあります。これらにつきましては、建物の大きさそのものが、まずございます。特に統一したものについては、何時と何時に警備をすると、庁舎の中、庁舎の外を警備をするということ、それから、緊急時の火災等の対応ということで、こういうものについては、基本的なものは変わってございません。しかし、建物の規模の違い等によりまして、それぞれ若干金額的には差が生じているということでございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、土肥支所長。

土肥支所長（平田秀人君） 施設の廃棄物の収集業務の委託の関係でございますけれども、当然、土肥地区の資源ごみ収集業務委託の中で一本でやっておったわけですが、これをやはり1つの事業所という形の中で業務委託をやったということでございます。

それから、温泉使用料の関係でございますけれども、土肥支所の温泉も含むわけでございますけれども、それ以外の温泉使用にも使う使用料として支払っているということでございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、バス路線は総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、過疎バスと交通安全をあわせてお答えいたします。

まず、バス路線の維持事業ということで、先ほどお話申し上げましたように、自主運行、それから県費の補助路線、それから市の単独ということで、3つに分かれます。これらにつきまして、毎年乗降調査を必ず行います。これが、乗降調査を行なっているかどうかということの答弁になります。

それで、85ページの交通安全、それから防犯灯の関係でございますけれども、これらにつきましては、平成17年度、現在の区長さんに要望をとりました。ただ、今年度の施行ということではなくて、平成18年度にどのような要望があるかということでとった結果の反映でございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 163ページの3の美化事業でございますが、これは、全協、それから、先ほどの説明等、計画したとおりでございますので、ご理解をいただきたいとよろしくお願ひしたいと思います。

それから、177ページの粗大ごみの処理施設でございますが、柏久保区の中の焼却施設の敷地のところに稼働をしているということをお願いをしたいと思ひます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次は、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 放置竹林の関係でございます。来年はやるかということでございますけれども、竹林については、そのままおけない状況にあると思ひます。何らかの

行なっておりますので、例えば、地権者の方の契約が平成18年度にずれ込んだというようなことになると、あとの経過からして、工事の進捗にちょっと影響が出るのかなという懸念もございます。

全協で申し上げたように、建物の移転をする方たちの行き先というと大変失礼ですけども、移転先については、もう決まっております。あとは事務的の進めるといふような状況になっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） それでは、また適正財政規模についてお伺いしたい。

市長に聞いてもわからないから、助役、できれば総務部長に聞いて、答えてもらいたい。伊豆市には適正財政規模というのは計算してないのかどうか。計算してあるんだったら答えていただきたい。

それから、基金と土木部長が言った答えについて議長にお願いしたい。後でつくって出していただきたい。要望していただきたい。土木部へ行くと、何でも議会を通して言ってくれと言っていますので、よろしくお願いしたい。

バス路線について。ただ、見ていて、当然何人が乗っているときもあります。こういうバス、例えば、1日に1本とか2本とかと走らせるのがいいのかどうか。交通路線というのは、やはり、定期的に走るといのが最大の効果を出すものなんですよ。ですから、例えば中伊豆の主要幹線を定期的に、1時間に3本ずつ走らせるとか、修善寺・天城間をやはり定期的に国道沿いを走らせるとか、何かさらに改善の余地があるんじゃないかと思うんですけども、そういうことは考えられないかどうか。

それから、粗大ごみについて聞きたいんですけども、この粗大ごみというのは、金属破砕機のことを言っているんじゃないかどうか。木製の粗大ごみは柏久保で受け入れてくれているんですか。その辺をちょっと確認したいです。

もう一つ、2回目の質問でしなかったんでいいですか。

議長（遠藤正寿君） いいですよ。

10番（森 良雄君） 今度の予算で特別職の予算、この中には収入役が入っておるようなんですけども、その確認と、収入役を置く予定なのかどうか確認したい。

以上。

議長（遠藤正寿君） それでは、市税について。市長、再度ありますか。

まず、市長がお願いします。

市長（大城伸彦君） 人口とか面積ですと、例えば、面積では函南町は5分の1ですよ。ご存じのように、平成18年度予算、函南町の一般会計は97億円ですよ。それと比較してどうなのかということ具体的に言いたいんでしょう、多分。ですから、一面をとらえればそういうことなんですよ。けれども、やるべき事業は、函南町と我々とは違うわけです。だから、

その時々、の税収も当然違います。そういうことですから、その目標とすべきことは、それぞれ、議員ですから、この辺がいいとか、もうちょっとこうしろとかいうご意見はあろうかと思えます。私も持っています。でも、算術的に、全国一律のこういう方程式にはめてこうだというのはないと思えます。

あとは助役に答えてもらいます。

議長（遠藤正寿君） 助役。

助役（児島保次君） それでは、まず、私から2点ほどお答えいたします。

財政計画があるかということですが、これは、財政係が毎年立てております。ただ、非常に残念ながら、国の、県の対応、それから政策がころころ変わっておりますので、正確には、この時点ということであれば出せますが、また財政係と相談しながらつくっていきたいと思えます。

それから、一番肝心な、財政規模がどの程度かということですが、これは、市長が前々よりしっかり答えております。一般財源を含めて、繰入金、基金繰入金、それから繰越金がない金額、140億円程度ということは、市長が前回、それから補正予算のときにもお話しておりますので、そのようにご理解願いたいと思えます。

そうは言いましても、今言ったように税収等もまた税法改正等もございますので、まだまだ変化をしていく。変化をしていく対応をしていかなければならないと、森議員は激励していただいておりますというように私は感じておりますので、それらを踏まえて、しっかりと財政計画を立てていきたい、このように考えております。

あと2点については、総務部長よりお願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは、バス路線、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、バス路線の関係でございます。

バス路線の関係につきましては、協議会というのがございます。これについては、施行事業者、あるいは市、こういうようなところが定期的に会合を持っております。今、森議員が心配されているようなことについても、随時話し合いはしております。特に、こういうような状況というのは、いきなりこういう状況になったということではなくて、バス会社はバス会社なりに、かなりの努力をしております。これとは別に国庫補助という制度がございまして、何とかその国庫補助の制度に乗せますと、市町村にお願いするのも金額的にも少なくなるということで、バス会社はバス会社なりに、そういう面で努力をしております。そういうような努力が、なかなか最近では厳しいと。乗る方もだんだん少なくなってきて、こういうような状況にはなりますけれども、今後ともこの協議会を通じまして、市の意見というのは十分に出して、この制度を何とかお願いしたいということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 収入役のことについては、予算審議に対するご質問ですから、別のと

きに答えさせていただきます。

10番(森 良雄君) 収入は入っているんでしょう。

助役(児島保次君) 金額的には入っています。

議長(遠藤正寿君) それでは、市民環境部長。

市民環境部長(福室恵治君) 粗大ごみの関係の質問でございますが、不可燃とも、皆様のお手元に配付いたしました冊子のとおり出していただければ処理をしているということで、先ほども説明したとおり、不燃の処理につきましては、扱える50トンを扱っているというようなことでご理解をしていただきたいと思います。

議長(遠藤正寿君) 森議員、これで3回終わりました。

ただいま森議員さんの質問の中で、詳細な位置図・概要図・工事内容について資料の提出を求めるとのご発言がございました。しかしながら、この資料というのは、冒頭市長の方も、これから皆さんにお諮りして、委員会付託して、委員会の委員さんには詳細な説明があるわけです。一般の議員さんも傍聴もできますし、また、委員長さんの許可を得て質問もできるわけです。ということですので、助役さん、もしそれでもわからない場合は、部局へ議員さんが行った場合に説明をしていただけますか。

助役(児島保次君) その件については、当然できるかと思えます。ただ、事務の進行上外に出せないもの等があることは、議員さんにご存じかと思えますので、その点についてはご容赦願いたいと思えます。

議長(遠藤正寿君) ということですがけれども、森議員さん、資料の提供はどうしますか。

10番(森 良雄君) 基金はどうなの。

議長(遠藤正寿君) 基金は、先ほど出しましたよ。やはり、経費の削減という意味で、議員の皆さんも資料の提出については、個人的に要求しても、これはなかなか難しいことになっておりますので、もし必要ならば、皆さんにお諮りいたしますが。

10番(森 良雄君) どうして資料の提供ができないのかわからないですけども。国でも県でも、やはり議員さんたち、それぞれ工事箇所、どういう工事をやるか、我々に資料を送ってくれるんですよね。同じように、私たちも市民に聞かれたら答えられるようにしておくかなければいけないんですよ。なぜ出せないのか僕は知らんけれども、事前に用意しておくのが筋ではないのかと思えます。

議長(遠藤正寿君) ですから、委員会で十分な資料を出すと言っている。では、資料を出さなくてよろしいですか。

10番(森 良雄君) 委員会で出るんだったらもらいますよ。

議長(遠藤正寿君) だから、あなたの質問で要求がされていますからお願いしているんですけども、必要ですか。もし必要なら、皆さんにお諮りして出します。

10番(森 良雄君) 私は欲しいですよ。議長、いいですか。例えば、過日の観光経済委員会であったように、私の質問が保障されているということはないんだよ。いいですか。

議長（遠藤正寿君） それは委員長さんの判断で。

10番（森 良雄君） いやいや、委員の判断でしょう、あれは。ですから、ここで出せるんだったら出していただきたい。

議長（遠藤正寿君） わかりました。

それでは、この際お諮りいたします。

森議員さんから資料の提出を、たくさんですので、これは本会議ですので、必要な書類を事務局長の方から朗読をしていただきます。それから皆さんにお諮りする。

26番（木村建一君） 休憩動議。

議長（遠藤正寿君） ただいま木村議員の方から休憩の動議が出されております。これに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（遠藤正寿君） 2人以上ということですので、それでは、ここで暫時として休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時57分

議長（遠藤正寿君） これで休憩を閉じて再開いたします。

それでは、事務局長。

議会事務局長（長谷川與志衛君） それでは、事業内容の関係で、位置図、概要図、工事内容ということで、この箇所を読み上げます。

177ページ、施設改良工事。203ページにつきまして、県単農業基盤施設整備事業。205ページ、中山間地域総合整備事業。213ページ、これは4つほどあります。県単修善寺の治山工事です。下白岩の治山工事、姫之湯の治山工事、それから治山附帯工事ということです。215ページ、市単林道維持補修工事、県単林道白沢線改良工事、上池線改良工事、土肥川線改良工事、達磨山線改良工事、土肥中央線舗装工事。それから、土地購入費、県営工事負担金。それから、217ページになります。これは市単漁港整備工事。219ページ、公共八木沢漁港海岸保全施設整備工事。241ページ、維持補修工事。同じページ、舗装改良工事。243ページ、緊急地方道整備事業。同じページ、市道整備事業。245ページ、国・県道関連事業です。同じページ、天城北道路関連事業。249ページ、河川維持改良工事。251ページ、急傾斜崩壊対策事業、港湾整備事業。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） ただいまの内容の資料を提出と。先ほど申しましたように、各委員会に付託された場合には、詳細な資料は委員会には出すということです。それを踏まえて皆さんにお諮りいたします。

小森議員。

3番（小森勝彦君） 委員会に付託したときに、委員会には詳細資料を出していただける。そのときに、傍聴議員にも、もしプリントで分けるようなものを同じように分けていただけますか。

議長（遠藤正寿君） それは、常任委員長さんをお願いいたします。常任委員長さんの判断に任せたいと思います。

小森議員。

3番（小森勝彦君） お願いはわかりますけれども、委員の立場からすると、常任委員会のメンバーの方は問題ないですけれども、ほかの議員の立場だと、もらえるかどうかはここでの判断に関係がしてくるんですけれども。それは、わからない中で判断しろという意味ですか。

議長（遠藤正寿君） 助役さん、委員会に出せる資料は、ほかの傍聴人にも出していただけますか。

助役（児島保次君） それは出せると思います。ただ、そのときに傍聴議員さんが確定しておりませんので、若干待ってもらおうようなことがあるかもしれませんが、その点をご容赦願いたいと思います。

〔「わかりました」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） いずれにしましても、議長がお願いするよりも、委員長さんの判断に、委員長さんからまた議長の方へ正式に申請していただいてやるようにしたいと思います。

酒井議員。

16番（酒井勲一君） 今、資料と申しましたけれども、資料というのは何から何までなのか、そこをはっきりしないと、時間も膨大にかかるでしょうし、コピー代もかかるでしょうし、そこらを考えないと、もし、森さんお一人だけでしたらひとりで見に行っていたとかということにしないと、莫大な時間を費やすことになると思うんですけれども、そこらはどうなんですかね。

議長（遠藤正寿君） 森議員さんは、工事について位置図、概要図、内容ということでございます。

飯田議員。

9番（飯田正志君） 委員会の委員の方々は、自分の所管の委員会のことについて内容を詳しくわかっていますので、多分、その委員会の中で資料をくれということは、余りないと思うんです。普段から勉強しますから。委員外議員の方のために資料をそろえるということはありません。そのために、委員の方がダブって資料をもらうということはありません。全部今言われた資料を必ず出すということは、ありません。理解できない方はしょうがないけれども、自分の委員会については、皆さんほとんど理解していますよ。委員会ずっとやっていますから。だから、その辺を踏まえていただきたい

と思います。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 今話を聞いていると、やはり、これは少し休憩して、頭を冷やしてもう一度考えた方がいいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、ここで休憩といたします。

再開を13時といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時01分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、午前中に引き続きまして、森議員さんから資料の提出に係る問題ですけれども、法的には、予算に関しては、資料は全部添付されております。要求された資料は、膨大かつ多岐にわたっておりますので、ここで採決をいたします。

お諮りいたします。

議会として詳細な資料の提出を求めることについて、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（遠藤正寿君） 起立少数。

よって、議会として本会議の資料については、否決されました。

それでは、次に移ります。

次に、小森議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。

平成18年度一般会計予算案のうち、業務委託料について伺います。

私、ちょうど1年前、平成17年度の一般会計の予算案審議の折に似たような質問をいたしました。そのとき、全体の流れをお伺いしましたが、市長さんか助役さんかちょっと忘れましたが、今後減らしていきたい、また、入札にしてコストを下げたいとかいう前向きなお答えも若干いただいたわけですが、どうも、流れが余りそのようになっていないというように思っていて、今回また質問をさせていただくことにしました。

1つ目ですけれども、ただいまから申し上げる たまたまです 13件の業務委託料をピックアップしました。今から申し上げる13件を選んだ特別な理由はありません。私が自分で理解しやすかったとか、膨大なページ数の中からできるだけわかりやすいようなところを、それもなるべく数が多くならないようにピックアップしました。

ちょっと申し上げますと、2款1項2目文書法規事務事業の文書管理業務委託料70万円。2款1項5目本庁管理業務の清掃業務委託料211万8,000円、同じく土肥の清掃委託料の179万7,000円、同じく天城湯ヶ島支所の清掃委託料208万円、中伊豆支所の201万6,000円。2款

1 項 8 目花いっぱい事業の花と緑の伊豆づくり事業企画運営委託料1,000万円。2 款 1 項 8 目新エネルギー調査事業の新エネルギービジョン策定委託料700万円。2 款 2 項 2 目賦課徴収費 これは税金です、固定資産基礎資料作成業務委託料3,676万1,000円。徴税費、賦課徴収費の土地・家屋登記簿照合委託料1,680万円。3 款 1 項 3 目障害者福祉事業、障害者福祉計画策定委託料300万円。3 款 1 項 8 目介護保険費のサービス事業、介護予防計画作成業務委託料3,024万円。4 款 1 項 3 目健康づくり推進事業の健康日本21計画策定委託料231万円。8 款 6 項 5 目修善寺駅前整備合意形成事業の景観計画合意形成業務委託料500万円。これらの業務は、これはもちろん私の考えですが、市職員でできるものと思っています。また、できるだろうと思われる。そこで、これらの業務を外部に委託する理由をお聞かせいただきたいと思います。

2 つ目は、同じく、今申し上げました13項目の業務委託を外部に委託する場合の契約方法は競争入札によるか、随意契約によるのか、現在の予定をお答えください。未定の場合は、平成17年度の同様の業務委託について契約方法をお答えください。

3 つ目、今申し上げましたお答えの中に競争入札によらない場合があれば、その理由を地方自治法施行令のどの項目に該当するかも含めてお答えください。

そして、次に、今申し上げたのと別に、24項目の同じく業務委託料を申し上げます。これらについては当然外部に業務委託するものと私も思いますが、業務委託の契約の方法は競争入札によるか随契によるかという、前回と同じような質問です。それと、競争入札によらない場合は、その理由を地方自治法施行令のどの項目に該当するかも含めて回答を求めるものです。

では、その24項目を申し上げます。

2 款 1 項 2 目文書法規事務事業の例規データベース更新委託150万円。2 款 1 項 6 目中伊豆支所費のうちの庁舎建物維持管理業務委託料302万円。2 款 1 項 10 目電子計算事務事業、地域公共ネットワーク設備保守委託料1,596万円、同じく地域公共ネットワークシステム保守委託料486万6,000円、同じくセキュリティ対策委託料778万4,000円、O A系セキュリティ保守委託料256万円、O A系ネットワーク機器保守委託料388万3,000円、地域公共ネットワーク高度利用対応委託料300万円。2 款 2 項 2 目徴税費の賦課徴収費のうち土地鑑定委託料466万2,000円、同じく固定資産評価システム統合業務委託料246万8,000円。3 款 1 項 2 目在宅福祉事業のうち緊急通報システム維持管理業務委託料309万9,000円、同じく在宅介護支援センター事業のうちの在宅介護支援センター委託料2,078万円。4 款 1 項 6 目火葬場建設事業のうちの建設工事基本実施設計委託料2,000万円、同じく建築工事監理委託料400万円。4 款 2 項 2 目リサイクル事業の説明番号 6 - 13 - 45、資源ごみ処理委託料6,194万9,000円、同じ項の中の細目の46、資源ごみ整理委託料700万円、同じ項の49、資源ごみ収集業務委託料5,222万4,000円、同じく細目の説明番号51番の土肥地区資源ごみ収集委託料1,215万円。6 款 2 項 2 目放置竹林に対する事業の竹林利用調査委託料50万円。6 款 3 項 2 目公共漁港整

備事業、耐震診断調査委託料500万円。8款2項3目天城北道路関連事業、アクセス道路測量設計委託料220万円。8款5項1目港湾整備事業、調査委託料1,500万円。8款6項3目地籍調査事業、地籍調査業務委託料3,808万7,000円、8款6項5目修善寺駅前整備合意形成事業のうち社会実験調査業務委託料700万円。

以上の24項目において、先ほど申し上げました2つの点をお答えいただきたいと思います。それから、3つ目です。同じく平成18年度一般会計予算案の港湾整備事業について伺います。

8款5項1目、説明1の港湾整備事業、調査委託料1,500万円について伺います。

調査の対象を求めるデータはどのようなもののでしょうか。また、本調査が目的とする事業の内容は、最終的にはどのようなものになるのでしょうか、伺います。

2つ目について、その事業は財政的にどの程度の規模で、今後の事業展開については、財政面も含めたある程度の展望はお持ちになっているのでしょうか、その点を伺いたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

小森議員の、まず1番目、平成18年度一般会計予算案、うち業務委託料についてということで、大変細かく抽出していただいて、要するに、業務委託をするのかしないのか、それから、業務委託するような場合は契約はどうなっているのかというようなことでございます。

まず、小森議員からご発言がありましたように、1年ちょっと前に、同じような業務委託についてのご質問があったことは承知しております。その後、災害対策等もあって、具体的な作業は進めておりませんでした。平成18年度予算の中で、140億円というような指針を出して、詰めの中で予算作業が遅れたということもやや理由でございます。

おっしゃるように外部に委託しなくてもできそうかなというものでございますが、その中には、やはり、専門的な知識や技術が若干必要なもの、あるいは特殊な資機材が必要かと思われるもの等もありますし、それから、何よりも予算作業が手間取ったというようなことで、マンパワーの問題がございます。しかしながら、この厳しい予算の中で、委託料については見直しましょうという総体的な合意はしてあります。そこまででございます。しかしながら、これをデジタルに、パワーがあれば、人があいていれば、業務委託しないで全部やれるわけですけれども、それぞれこればかりでなくてそのほかの仕事を持っているわけで、マンパワーの問題があるかと思えます。

したがって、全部委託をやめられるかということは、なかなか時間がかかるかと思っています。全面委託している部分が、部分的にも自分たちでできるところからやっていこうとい

うところでございます。そんな状況でございます、答えになっているかですが、議員のご希望のいつからどこまでというようなところにはなっておりませんが、見直しは引き続きかけていくつもりでございます。

したがって、これは予算でございますので、委託料ということで予算をとらせていただきました。執行の場合には、そういうことを含めて、出費がなくなるような執行をやりたいと思います。

したがって、契約方法についても、まだ随意契約にするか競争入札にするかは決まっておりません。平成17年度はどうであったということは、随意契約のところもありますし、いろいろありますということです。

それから、次の大きな2番でございます。これについても同じようなことで、これは、議員おっしゃっていたように、業務委託をせざるを得ないのかなという部分が多いわけですが、契約については、今までやった経過から、その業者をお願いせざるを得ない場合がございます。したがって、0、1で、これは委託するしないという答えになりませんが、極力自分たちでできるところはやっていこうということでございます。

基本的な考え方はそういうことで、あと以下につきましては、総務部長、それから、(2)番につきましては観光経済部長、(3)につきましては土木部長から答えさせます。以上でございます。

議長(遠藤正寿君) 小森議員、通告書に(2)番が載っておりますけれども。

3番(小森勝彦君) 再質問のときにやらせていただきます。飛ばしてしまった。

議長(遠藤正寿君) 再質問でというもおかしいから、申請されておりますので、答弁をお願いします。

それでは、まず、総務部長。

〔総務部長 堀江正身君登壇〕

総務部長(堀江正身君) それでは、平成18年度一般会計のうち業務委託料についてですが、まず、表の1の一番上の文書法規の事務事業、文書管理業務委託料70万円についてでございます。

これは、外部に委託していく方向でございます。その理由ですけれども、全庁的な統一した文書管理を構築し、それを維持していくためには、他の自治体や民間の文書管理システムの導入経験や、その専門的知識を持つコンサルタントに業務を委託することが効果的であるためであります。つまり、今までの旧の4町はすべて簿冊ということで、つづり込みの方式でやっておりました。それを、この業者が特殊な方法で、特有な技術を取り入れたファイリングシステムということでシステムが完成しております。そういう理由になります。契約方法につきましては、随意契約を予定しております。該当法令でございますけれども、地方自治法施行令の167条の2第1項第2号に該当し、その性質または目的が競争入札に適しないものということを判断させていただきまして、随意契約をさせていただくということで

ございます。

続きまして、2、3、4、5につきまして一括でお答えいたします。清掃業務については、昨年の9月議会においても説明をいたしました。本庁管理事業から中伊豆支所の清掃業務委託料について一括でございます。

まず、1番目、清掃業務は、日常清掃と定期清掃に分けてございます。日常清掃につきましては、階段、トイレや通路などの共用部分のふき掃除が主でありまして、以前は会議室等も行なっておりましたが、この部分については使用者が使用後清掃することといたしました。

庁舎は、いろいろな方が来庁されます。実際、天気の悪い日や田畑や工事現場からこられる方も多く、非常に汚れるのが現状でございます。気がついたら職員が掃除を行ないますけれども、一々汚した者をとがめるわけにもいかないのが実情であります。また、担当課の職員に常にホウキとチリトリを持たせて回るよりも、逆に、職員の勤務時間内の清掃に対し、市民より苦情が寄せられた経過も間々ございました。また、定期清掃につきましては、ガラスや床の全面のはく離ワックスがけを含む清掃であることが、年12回行なってきたものを、これらは年2回ということで、かなり間引きしました。必要に応じ職員で対応することとしたことが、まずございます。そのほかに、屋根部分の雨どい、それから玄関や連絡通路の上屋などの危険箇所、害虫駆除などの臨時的な業務もあり、職員で行ないますと危険が伴ったり、設備器具をそろえたり、かえって無駄な経費も必要となるということもございます。

いずれにいたしましても、庁舎は不特定多数の方が出入りするところでございますので、常に清潔さを保つことへの気配りが重要であると考えまして、最低限、今申しました業務については、外部委託ということで考えております。

本庁舎と中伊豆支所につきましては、平成17年、平成18年の長期継続契約として指名競争入札を行いました。土肥支所と天城湯ヶ島支所はシルバー人材センター、これはシルバーということで、随意契約が可能な団体でございます。ということで、随意契約といたしました。

今後につきましては、原則指名競争入札といたします。ただし、公正で適正な価格での契約はもちろんでありますけれども、受託業者との信頼関係のもとで、より良質な調達を望むものであれば、随意契約も選択肢の一つであると考えております。競争入札を原則といたしますけれども、このような管理業務については、業務内容を数字的に把握するのが難しい業務であること、それから、指名競争入札にそれなりの道具や設備を必要とする清掃など、業者間とのなれ合いが推測されるような場合には、競争入札によってある程度適正価格が把握できたものなら、受託業者のサービス度とか信頼性、企業としての努力度というものを判断して、2年の範囲で随意契約の選択もあり得るということは、現状考えられます。

したがって、経験や知識を必要とする場合、または、現場の状況に精通し、既に業務執行の準備ができていて有利性を認めるならば2号、それから、業務執行のために新たに準備を必要とするならば、現に契約中の業者に移行させることに有利性を認めるならば6号、それから、業者独自の作業手順、資材等の用意ができており、時価に比して有利な価

格で委託できるなら7号と、それぞれの理由が考えられます。

それから、続きまして、新エネルギービジョンの策定委託でございます。

新エネルギービジョンの策定には新エネルギーの専門知識や先進地における新エネルギー施策の情報に精通していることなどが必要とされるため、外部委託とするわけでございます。契約方法については、提案書、それから見積書等を総合的に評価する総合評価方式を取り入れた随意契約というものを予定しております。随意契約の理由については、この事業は、伊豆市の地域特性をいかした新エネルギー構想を策定するものでありまして、単なる金額による比較だけではなくて、伊豆市にとってよりよい提案をする業者を選定する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第2号の規定によって、随意契約としたいということでございます。

それから、次の固定資産の基礎資料の策定業務の委託料、これは、やはり外部委託にしたいということで、平成5年以降、パスコという会社が旧4町の当該業務を実施しております。各自治体の資料の策定業務を行っております。業務について精通しておりまして、地番図などのデジタルデータの作成など、これは極めて特殊な業務であるということでもあります。そういうことで、契約についても随意契約を予定しております。理由といたしましては、入札に付した場合には、課税資料であるために、外部に漏れる可能性が高く、当該業者については、旧4町の事情をよく理解していること、そういう意味で、167条の2の第1項第2号、その性質または目的が競争入札に適しないものということを判断しております。

続きまして、土地家屋登記簿照合業務の委託ということでございます。これも外部委託ということでございますが、伊豆市は面積も広く、筆数も16万4,212筆でございます。法務局で日数もかかるということから、マイクロフィルムに撮影して照合するためでございます。契約についても随意契約ということでございます。理由については、法務局の登記簿を閲覧に供しているものの、法務局にとっては不正な要因で外部に漏らすことのできない情報であります。平成15年度に修善寺町で公図撮影をした実績のある業者といたしまして、やはり、第1項第2号のその性質または競争入札に適さないものというものを適用するということでございます。

続きまして、修善寺駅前の総合合意形成事業でございます。これも委託ということでございますが、本事業は、平成17年度に修善寺駅前の区の住民の皆さんとTMO伊豆のメンバーで構成される修善寺駅前まちづくり会議で協議してきた内容をワークショップ等でさらに詳細検討する事業であります。その内容は、町並みやサイン等といった景観についての検討が含まれており、検討手法に合理的かつ具体的な検討が可能なバーチャルリアリティーシステムを活用したものを予定しています。そのため外部委託が必要となってきます。

契約についても、随意契約を予定しております。その理由としては、外部発注の理由にもあるとおり、VRシステム　バーチャルリアリティーを活用しての合意形成事業でありまして、本業務を契約するには、金額だけでなく、システムの機能、それから、ほかでの実績

やワークショップ参加者からの要望にこたえられるかなどを考慮する必要があるために、施行令の2を該当させ、総合評価方式での契約を予定しております。

以上が、表1でございます。

表2になります。

まず、文書法規の事務事業、これは例規データベースの更新の150万円でございますけれども、契約の方法は随意契約を予定しております。施行令の167条の2の第1項第2号に該当し、その性質または目的が競争入札に適しないものということになります。これはシステムが完成しておりまして、当該年度についてはその補完を行なうということも主な理由になります。

続きまして、中伊豆支所はちょっと飛ばしまして、電子計算の事務事業の一番上の地域公共ネットワークの保守委託料、この随契ですけれども、162条の2第1項第2号、これは、設備を導入した業者であります。ほかの業者に施行した場合、施設の稼働に著しい支障を来すこととなります。

続きまして、地域公共ネットワークシステムの保守委託料、これもやはり第2号ということで、システムの導入業者であります。システムプログラムを熟知しており、他社により履行した場合には、システムの運用に著しい支障を来すこととなります。

続きまして、セキュリティ対策の委託料、これは第1項第6号になります。平成16年度から開始した事業でありまして、今後も継続しなければなりません。他の方との契約の場合には、前年度に実施した成果が無駄になってしまうということでございます。

続きまして、OAのセキュリティ保守委託料、これは第1項第2号ということになります。伊豆市のコンピューターネットワークを正常な状態で稼働させることを目的としておりまして、機器設備業者以外の方に履行させた場合には、設備の使用に著しい支障を及ぼす。そのほか、伊豆市のネットワークに精通した方であれば障害の原因追求、切り分け、復旧に大きな時間を要するために、伊豆市全体の業務に著しい影響を与えるためでございます。

続きまして、OA系のネットワークの機器の保守委託料、これについては、伊豆市のコンピューターネットワークを正常な状態で稼働させることを目的としております。設備機器業者以外の方に履行させた場合には、やはり、障害の原因追求とか、切り分けとか、著しい時間を費やして、業務にも影響を与えるということでございます。これも、第2号の適用ということです。

それから、次の地域公共ネットワークの高度利用の対応の委託、これも第1項第2号ということで、理由についても、やはり、前に述べたOA系のネットワークと同じような理由でございます。

続きまして、一番下になります。修善寺駅前の総合整備の合意形成事業、社会実験調査業務委託でございます。この随意契約ということで、理由については、本業務の主な内容は、駅前の周辺地区での一方通行等の実験を行なって、この実験から駅前周辺の交通の整流化に

適している交通形態を検討するものであります。契約先を決定するには、各事業者がどのような実験を行い、どのように分析するかといった提案をヒアリングする必要があるとございます。そのため、施行令の第2号を該当させていただきまして、総合評価方式での契約を予定しております。結果的に随意契約という形になります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、健康福祉部関係でございます。

表1の10、115ページの障害者福祉事業、障害者福祉計画策定委託料300万円でございます。これは随契をさせていただきます。障害者自立支援法が平成18年度に施行されます。これは、期限を決められました事業でございます。制度改正に伴いまして、職員の事務量が非常に増えております。そうした中、事業に支障が出るということで、専門の業者に委託するものでございます。その選定の理由は、総合方式で、プロポーザル方式での業者を選定する考えで、随意契約をいたします。第2号の競争に適さないということで判断させていただきます。

それから、次の介護保険費サービス事業でございますけれども、介護予防の計画作成業務委託料3,024万円でございます。これは、介護保険制度の改正によりまして、要支援1、2の新予防給付のケアプランを作成しなければならなくなったわけでございます。このケアプランのことを介護予防計画と申しております。長寿介護課の中に地域包括支援センターというものをつくりまして、そこで月400件程度のこの作業が見込まれます。しかしながら、2人の保健師でとても賄い切れませんので、市内の介護保険事業者の7業者をお願いいたしまして、国で定める介護報酬単価 これは一律でございます この単価で委託するものでございます。したがって、競争入札には適さないという考え方でございます。

それから、12の健康づくり推進事業、健康日本21策定計画の委託料でございます。この計画につきましては、平成17年、18年の2年間にわたる計画でございます。健康増進課の職員、特に保健師に係る部分でございます。事務職ではございませんので、専門的にこれにかかっている余力がないという考え方で、随意契約をさせていただきたいと思っております。選択の方法は、総合方式によりまして、提案方式によりましての業者の選定を考えております。したがって、2号の競争入札には適さないという考え方で実施させていただきます。

続きまして、表2の11番、高齢者福祉費、在宅福祉事業の緊急通報システム維持管理業務委託料390万9,000円でございます。これは、ひとり暮らし老人のところに器具を設置しまして、それによって業者とつながり、通報をその業者がしていただくという、そういう形でございます。継続して器具をもう設置してございますので、そして、単価契約でございます。141人が今実施しておりますけれども、そういったことを考えますと、施行令の4の4号、不利であるという考え方で、随意契約をさせていただきたいと思っております。

次の12でございます。在宅介護支援センターの委託料2,078万円でございます。これは、

今現在4カ所の事業所をお願いしております。社会福祉協議会、中伊豆、それから天城湯ヶ島、伊豆中央ケアセンター、それから土肥ホーム、非常に特殊な業務でございまして、高齢者の方のいろいろな窓口としての業務をお願いしております。合併をいたしまして各支所にそういう能力が減退しておりますので、それを補完する意味で非常に重要な仕事でございます。そういった特別な理由から、2号の適用。性質または目的が競争入札に適さないものと、そういう考え方で随意契約させていただくということでございます。

以上で終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、76ページの中伊豆支所費については、中伊豆支所長。

〔中伊豆支所長 佐藤央一君登壇〕

中伊豆支所長（佐藤央一君） それでは、77ページの13の47、中伊豆支所費の庁舎建物維持管理業務委託料302万円について説明をさせていただきます。

この業務委託につきましては、先ほど森議員のときに話しましたけれども、ビル管理法の中のものでございます。その中にはいろいろ業務がありますけれども、中伊豆庁舎が建設をし、庁舎の管理をするに当たって、この業務について入札を行いました。そのときに、業者の参入についてコストダウンを図るには、長期的な委託が得られないとそれは果たせないという考え方で、3年ないし5年の長期によって入札をしました。ただ、契約につきましては1年度ということですが、昨年度、本年度につきましてはそれが残っていますし、それから、警備、清掃などにつきましても今やっている業者になりましたので、5項を適用しまして、有利な方法という中で5社による見積もり入札を考えています。ただ、年数が経ちますと、やはりそれもよくないと思いますので、平成19年度以降については、また何年かを決めて入札ということにしたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 表2の167ページです。火葬場建設工事基本実施設計委託でございます。指名提案方式により設計業者を選定することから、施行令の、その性質または目的が競争入札に適さずの項に該当することから、この選定設計業者と随意契約をする予定でいるところでございます。

それから、167ページの建築工事監理委託料です。これは、上記設計に精通し、設計図書に基づく工事の実施確認等の工事監理を適切に行なうため、施行令のその性質または目的が競争入札に適さずの項に該当することから、この建設工事基本実施設計委託業者との随意契約を予定するところでございます。

179ページの13-45の資源ごみ処理委託料。これは、伊豆市内の業者であれば、収集運搬費の削減が予想されることなどから、地方自治法施行令第167条の2第1項7号または市内及び近隣で他に業者がないことから、地方自治法施行令第167条2第1項2号の適用を現在

予定をしておるところでございます。

それから、同じく179ページの13 - 46、資源ごみ整理委託料700万円でございますが、これは、シルバー人材センターと随意契約を行なっているところでございます。したがって、地方自治法施行令第167条の2第3項を適用しているところでございます。

それから、次に、資源ごみの収集業務委託、それから、土肥地区の資源ごみ収集業務委託でございます。廃棄物の処理法が、一般廃棄物の処理という業務の公共性にかんがみ、地方公共団体の経済性の確保等の要請により業務遂行の適正を重視していること、それからさらに、廃棄物処理令4条1項で受託業務を遂行するに足りる施設、人数及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有することが必要とされていることから、施行令のその性質または目的が競争入札に適さずの項に該当することから、現在委託している業者と随意契約をする予定であります。

よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木直道君登壇〕

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、79ページでございます。花と緑の伊豆づくり事業企画運営委託料というところでございます。

これにつきましては、先ほどもちょっと説明させていただきましたけれども、新規の事業ということでございまして、予算作成時では、県の方の対応が農林の補助を使ってというようなことでずっと来たわけですけれども、ここへ来まして、観光関係の予算での対応というふうに変わってきました。そんな関係で、予算の組み替えも必要になってきております。これらにつきましては、また6月あたりで補正をお願いをするようになるかと思っております。その中で、今、一本の委託料なんですけれども、当然この中で委託しなければならないもの、また、市が主体で関係団体や地域の人たちと一緒にやっていくもの、それぞれ分けていきたいと思っております。

基本的には、この事業の柱が4本ぐらいに分かれているかと思っております。

1つ目としまして、この事業は戦略的な広報をしていかななくてはならないと。首都圏あたりに向けてするような広報もしていく中で、これらについては委託を考えております。現在、まだ具体的には決まっていませんけれども、できたら提案型、プロポーザル的な中で実施をしていきたいと思っております。それともう一つの柱が、花と緑の温泉街づくり。これらについては、地域や関係団体と行政が一緒になってやっていきたいと。それと、あとは観光商品開発、これらも行政と関係団体、地域の人たちと一緒にやっていければと考えております。それともう一つ、シンボルイベントを計画しております。これは、虹の郷を会場に、ハンギングバスケット全国コンテストを今予定しております。現在、県の事業でいろいろ、虹の郷というか、振興公社が県の方から委託されまして、講習会等を実施してきております。そんな関係もございまして会場も虹の郷という中で、現在のところ、これは振興公社の方へ委

託を考えております。これらは随契になると思っておりますけれども、これらにつきましては、167条の2第1項第2号、入札に適さないというような中で実施をしていきたいと思っております。

次に、209ページ、竹林利用調査委託料でございます。竹林につきましては、伐採をして林野にそのまま放置する方法と少しでも有効に活用していく方法、両方が考えられるかと思っておりますけれども、積極的な伐採も考えていくわけですけれども、できたら活用の部分で、来年度、森林組合と連携して幾つかの検証をしていきたいと思っております。チップなどの炭化するとか、燃焼試験とか堆肥化、これらを一部森林組合へお願いしたりしながら、一緒になってやっていくというような考え方でございます。

それと、219ページ、耐震診断調査委託料でございます。これにつきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木部長。

〔土木部長 土屋 亨君登壇〕

土木部長（土屋 亨君） それでは、お答えをいたします。

247ページの天城北道路関連事業、アクセス道路測量設計委託料と、それから、251ページの港湾管理費の調査委託料、257ページの国土調査の関係の地籍調査業務委託料、この3つがございますけれども、基本的には、土木の方は指名競争入札ということでやっております。予定は、まだこの3つについては決まっておりますけれども、今までの経過を見まして、まず、天城北道路の関連事業につきましては、今まで橋の設計とかそういうふうなものが、実は、静岡県の県総合管理公社というところに委託をしております。その関係から申し上げますと、先ほど申し上げたような、施行令の167条の1項の2号でしょうか、競争入札に適さない、あるいは有利と見込まれるというふうな項目に該当するようになれば、そのときに随契のお願いをするということになると思っております。

ちなみに、今申し上げました静岡県の管理公社は、静岡県の全額出資の公社でございます。ほとんど県の道路関係にありました方たちが集まっております、これは昭和60年に設立をされているようでございますが、平成9年度から建設技術部というものを設けまして、公共事業を効率的に推進するため、市町村に対する技術の支援を行なうというような大きな目的がありますので、総合的に判断いたしまして、こちらの方にそのままお願いをすることが適当であるということになれば、随意契約ということになると思っております。

251ページの土肥港の関係の委託料1,500万円につきましては、平成17年度については入札を行いました。その結果から見ますと、来年度も入札にするという予定ではあるわけですけれども、これは本年度の成果を見て、そのデータの保有等の状況から随意契約の方が有利だというふうに見込まれれば随契ということも考えられますが、基本的には、今の予定ですと、入札に付すつもりでおります。

委託料については以上でございますけれども、大きな3番目のご質問の、ただいま申し上げました港湾整備事業の調査委託料1,500万円についてでございますけれども、これは、その前提となるというところちょっと語弊があるかもしれませんが、一応平成17年度に、まず、合併の新市の建設計画の中に土肥港の海の玄関口という構想を引き継いでおります。いろいろこのことについて調査をしてきたわけですが、まだまだ基礎的なデータもそろっていない。これ、予想としては大変大きな事業になるのではなからうかなということがありまして、平成17年度からその調査を始めようと伊豆市の港湾審議会の方の方にもお願いを申し上げまして、審議をいただきながら進めるということになっております。

平成17年度の事業の内容といたしましては、まず、土肥港の将来像の設定、それから、現在土肥港が抱えております課題の整理と取り組み施策を抽出をするというか、どういうふうなものがあるか抜き出そうと、そういうふうなこと。それから、最終的には土肥港をどういうふうにしていったらいいのかという整備構想をつくらうと。できたら概算の事業費といえますか、当然これはどういうふうな事業を行なうかということによって、それが定まらないうと概算事業費が出ませんけれども、その辺までを平成17年度の委託で考えております。

それに引き続きまして、平成18年度は、もちろん皆様方の意見を聞きながら進めるわけですので、どういうふうな事業が確定するのかというのはこれからになりますが、それについて取り組みをする。こういう施策に取り組もうというふうに決まりますと、その一つ一つの事業について、費用対便益といえますか、効果の分析、そういうふうなことをやりたいと思っております。経済波及効果と、大変範囲の広い話ですが、そういうふうなことについてもある程度試算をしていく。

それから、防波堤でございますけれども、これについても、将来を見据えてどういうふうなものか、そういうふうな、どの辺のものまでをつくるのかと。非常に技術的なものが要求されるわけですが、そういうふうなものも、例えば、波の、私も素人でわかりませんが、いろいろ今までの土肥の方たちのお話を聞くと、非常に難しい面があるというふうなことも聞いております。そういうふうなことで、既設の船だまりといえますか、防波堤ですとか離岸堤、そういうふうなものの設計時に採用した今までの緒元というものも利用しながら、静穏度シミュレーションといえますか、そういうふうなことも行ないたい。必要とする防波堤の延長ですとか、そういうふうなものも構想の中に取り入れたい。そういうふうなことで、最終的には事業化に向けた取り組みの体制を固めていきたい。

最終的には、事業の内容によりまして、ほとんど港湾の関係は県の事業になるものですから、当然県の方との協議もあわせて進めていかなければいけないと思っております。今までの土肥町の方から引き継いだいろいろのペーパーロケーションを見ますと、ちょっと見た段階では、いろいろな事業が入ってくるのではなからうかなと、土木だけではなくて、あるいは観光ですとか、そういうふうな関係の事業も取り入れていくようなところまで範囲が広がるのかというふうなことがあります。

そういうふうなことで、それらはいろいろ皆さんの意見を聞きながら固めていく、そのための調査ということになります。当然、平成17年度もそうなんですが、平成18年度においても、こういうことをしています、こういうふうなことが今決まりつつありますというようなものをお互いに広報していこうと、そういうふうな内容になっております。

最終的には平成19年度以降になると思いますけれども、事業の内容によって、採択の申請に持っていきたいというふうに考えております。ただ、もし仮に公有水面の埋め立てがその構想の中で取り入れていくということになりますと、またそれについての許可関係も非常にたくさんの時間がかかるというふうなことが予想されます。ちょっと漠然としておりますけれども、そのような方向で、今取り組んでおります。

財政的にどの程度の規模でということにつきましては、展望ということですので、できましたら市長あたりに展望をお伺いしていただきと思いますが、大体今申し上げたことで展望も含めているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 再質疑は。

小森議員。

3番（小森勝彦君） わかりました。市長の答弁から始まりまして、皆さんのお話を聞いて、私も大体理解したんですが、幾つか気になる点もあります。

わかりやすいのだけ言いますと、支所の清掃業務は2カ所はシルバーに頼んでいるということで、これが自動的に随意契約になるような発言に聞こえたので、その根拠を私の再質問として、とにかくもう1回聞いてみたいと思っています。

それから、議員の皆さん、今聞いていらっしゃってなかなかわからないと思うんですが、地方自治法の234条と地方自治法施行令第167条の2ということで、こちらに座っている皆さんは本当によく知っていますが、こっちに座っている方はほとんど知らない。実は、地方自治法施行令第2というのは、地方自治法によって決まっている随意契約をやっていい場合のみを書いてある。これにもし入らないと、随意契約は違法ということになると私は思っています。

そこで、シルバーの場合これではなくて、それから、総務部長のお話の中に法的に随意契約が可能な公共団体というようなニュアンスのことがあったように覚えているんですけども、それはどういう意味かなど。私が理解しているこれ以外の法令があったなら教えてください。なければ、もう1回このうちのどれかというふうに答えていただきたいと思います。

それで、今日は質疑なので別にお答えは何も要りませんが、もし、私の勘違いだったらどなたかに教えてほしいんです。この というのがずっとたくさん出ているんですけども、不動産の買入れまたは借入れ。今日私が質問した中には、こんな場合はほとんどないと思うんですけども。それから、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入させるため、必要な物品の売り払いその他の契約で。そんなものも入ってなかったと

思います。私がお聞きした項目に該当しない場合、これをその性質または目的が競争入札に適しないものとするときという項目を理由とされているので、ちょっと今不可解だなと思っていますけれども、もしほかに解釈があったら、また後で教えてほしいと思いますけれども、その辺は私の勘違いかもしれないので、ご指摘だけさせていただきます。

あと、プロポーザル方式というのが幾つかございましたが、プロポーザル方式は当然公開ですよ。公開でない。だから、指名になるのか。例えば、1社を指名してプロポーザルしてくれとあって、それでオーケーと。ここではだめだから、また別のを探してその1社を指名してプロポーザルを求めるというやり方だと純粹に随意契約だと思うんですけれども、そうではないかどうかだけ、幾つかありましたのでお答えいただきたいと思います。

それと、あと理由の中に全体として、これは私の印象ですが、結果を予測して、要するに随意契約か入札かを選んでやるという立場にあるわけですけれども、その人がどなたか、部長さんとか課長さんが競争入札をした場合の結果を予測して、この人が絶対有利だから、勝つに決まっているからこの人がいいんだというのを、そこを省略してそのお答えにしているのではないかなと聞こえたんです。

それは、要するに入札にした場合、参加する他の業者の優位性ではなくて劣位性を強調していると。つまり、入札した場合の劣位性であって、要するに自分のところは絶対勝てるという自信はないけれども入札したいという人もいます。思い切り安くしても絶対取りたいという入札をすれば、片方が適当な値段を出して、もし勝てればラッキーと。これで負けてもしようがないけれども、とにかく勝てればラッキーだから入札したいという方もいます。それは、要するにそのコスト構想とか物の種類によって変わってきます。ですから、結果を予測して、この会社が長くやっているから当然この人が優位だと。だから、その人と随意契約をすることは市の損にならない。確かに損にならないと思います。だけど、もしかしたらもうちょっと得になる可能性がほかにはあるという。

それともう一つ指摘しておきたいのは、公平性・公明性が求められていると思います。会社だったら、社長さんの一声でどんな契約方法でも自由です。すべて合法です。しかし、皆さんは公金を扱っていらっしゃいます。その公金を扱う人のための法律があります。だから、この前も私は申し上げましたけれども、警察官ではないので、要するに、裁判所へ行ってどうなるかわからないけれども、容疑がかかっているから逮捕してしまうという立場には私はありません。けれども、実際問題として、昨年議会で森議員が一生懸命質問していましたけれども、その結果が彼は納得できないということで、今、ある物件の随意契約の問題が法定で争われているわけです。

市民としても、そういうことは、やはりうれしくありません。これを防ぐためにはどうするかというと、違法の可能性といいますか、疑いのあるような行為をしないということが大事ではないでしょうか。私たちは公金を扱っている人たちですから。特に皆さんは。私たちは執行権がないので、とりあえず安心ですけれども。ですから、そういうふうな面をこれから

は考えていただきたいというふうな印象を持ちました。

先ほど2つか3つお聞きをしましたが、お答えをお願いします。

議長（遠藤正寿君） 先ほどの2番の市民農園については。

3番（小森勝彦君） 今のシルバーと、何だっけ。

議長（遠藤正寿君） シルバーとプロポーザルの方法ということでもいいですか。

3番（小森勝彦君） はい。

議長（遠藤正寿君） それでは、これは総務部長。

総務部長（堀江正身君） シルバー人材センターについてでございますが、平成17年度、18年度の長期の継続契約として、指名競争入札を行なって、土肥と天城湯ヶ島支所はシルバー人材センターに契約をしたということであります。そして、今後は、原則指名競争入札とするということでございますので、その辺の基本はそういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） さきの港湾整備事業についてですけれども、部長の説明は大変よくわかりました。そこで、部長のお話にもありましたけれども、港湾の事業の場合は県の事業になる。市の負担が非常に低い。陸が絡む、例えば、公園とかの観光施設を受け入れるとか、そこに集中させるとかの整備とか、よくわかりませんけれども、そういうものまでやるとなると、県の単独事業ではなくなると。ちょっとわからないですけれども、多分補助率の違う、例えば、今駅前で行っている地域振興、地域づくりとか、そういうほかの補助金とか制度の中での事業ということで、かなり大きく、総額が同じでも負担額は相当変わるという意味で、イメージ的にそれはどうかなという質問だったわけです。

そうすると、かなり自前のお金の、今現在ではと言いませんけれども、計画といえますか、意思を持ってないと、せっかく計画ができて、港の方はオーケーですけれども、海に絡む部分だけがオーケーで、あとは全部できなかつたというようなことがあり得る。または、それを承知で、では、この程度の規模までに陸の部分は最初からするしかないねと。その中であるべき港湾と陸の部分の整備を考えていくとかというような意味でのイメージを求めたわけです。そうすると、総額は大体これくらいとか、例えば、市は、何年間でこれくらいまでしかとかというイメージを聞いたかったなと。

先ほど部長は、それは市長に答えてほしいと言いますけれども、全くそのとおりで、その辺をどういうふうに。これ、多分土肥の人が聞いていたら、すごく夢が膨らんでしまうとか、がっかりしてしまうとか、いろいろ受けとめ方はあると思いますけれども、その辺のさじ加減もあると思いますが、そうでないと、私たちの立場としては、できれば少ない費用で、観光にもいろいろなものに役立つそういう町並み整備は、もちろん当然やってもらいたいということです。その中で、どういう方法で、どんなイメージをなさっておるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは、やはり市長かな。

市長。

市長（大城伸彦君） 港湾整備について展望をとということで、大変スケールの大きなお話でございます。

伊豆市になりまして、海の玄関口土肥港ということで、大変重要な位置づけにあるわけですが、ただいま土木部長がお答えいたしましたように、港湾の護岸です。船着場ですか。港をつくるのは県の担当でございます。しかしながら、港を何のためにつくるかということです。ただ港をつくるだけではなくて、やはり、地域振興であるとか、活性化であるとか、そういうことを含めないと、ただ船を着けるだけの港ということは、目的がちょっと変わってくると思うんです。

ということで、我々は、やはり、観光がメインであります伊豆市では、観光客が大勢来ていただきたい。また、伊豆をめぐる観光客が、土肥の港を使って清水、静岡の方へ行っていただきたいと思っているわけです。ですから、やはり、陸の方をどう整備していくかということで大きく変わってくると思います。ただ人を船からおろして船に乗っけるだけの話しだったら県に任せよということになると思うんです。

その辺の計画をやはりとっていかねばいかんし、当然陸の方をやっていくと、市の負担がおっしゃるように増えてきます。どこまで出せるかということ、やはり検討してかなければならない。ですから、余り夢を膨らませても、相当大きな金額に、何十億円、場合によっては全部やると100億円ぐらいになるのかなとざっと考えております。ですから、展望としては、希望はいっぱいあります。だけど、こういう財政のことをよく見ながら、市が負担するのがどのくらいからどこまでできるのか。逆に、こういうことをやるなら幾らかかるのかというような、いろいろなことをやはりやってみないと出ないと思うんです。やってみて、間違ったからこっちだというわけにいかない。相当大きな事業だと思っております。

したがって、年度も、今回そういう委託料1,500万円を予算化しましたけれども、そんなものでは到底できないわけです。何年もかかると思います。財政状況も、もっと厳しくなるのか、あるいは景気がよくなってもう少し裕福というか、かけられるようになるのか、それもちょっと予断を許さない状況でございます。今わかっているのはそんなところです。大変漠然としていると思いますけれども、できたらやりたいという気持ちは、やはり皆さんと同じでございます。

議長（遠藤正寿君） これで終わりにしてよろしいですか。

以上で小森議員の質疑を終わります。

ここで14時20分まで休憩といたします。

休憩に入ります。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き質疑を行います。

次に、15番、飯田宣夫議員。

〔15番 飯田宣夫君登壇〕

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫でございます。

私は、平成18年度一般会計予算案の中の7款1項3目の商工費について1点だけお聞きしたいと思います。

223ページでございます。

初めに、土肥サマーフェスティバルの補助金の運用内容について説明をお願いします。

2点目は、本来観光イベントなどの補助金は、観光協会補助金として、その自主性に任せの方がよいと思いますが、そうできない理由があるのでしたらご説明をお願いします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、答弁願います。

観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木直道君登壇〕

観光経済部長（鈴木直道君） 土肥のサマーフェスティバルのご質問でございます。

土肥のサマーフェスティバルにつきましては、8月18日から21日まで4日間、松原公園、土肥の海水浴場を会場に開催をされます。この事業の内容は、メインとなります海上花火大会、そのほかに各種演芸、福引大会等を実施しております。平成17年度の実績でございますけれども、決算で約2,188万円、それから、その収入の内訳でございますけれども、市からの補助金1,700万円、自己資金が488万円、自己資金につきましては、旅館組合とか、商店さん、民宿さん、企業等の協賛ということでございます。それから、支出の内訳でございますけれども、会場設営費が134万円、福引大会が145万円、花火大会が1,744万円、舞台演芸、出演料等でございますけれども、120万円というような形です。そのほかに、PR関係のチラシです。それが44万円。このような事業費で昨年度は実施されてきております。

フェスティバルの開催期間中、イベントへの来客は、推計でございますけれども、4万3,000人ということでございます。また、この4日間で、このイベントへの来客の車の台数は3,256台、土肥サマーフェスティバルは海水浴客でにぎわう夏開催されまして、伊豆西海岸では最大のイベントということでございます。中でも花火大会はその人気も高く、期間中の宿泊施設は満室ということでございます。宿泊者の総数は、土肥全体で約1万4,000人ということだそうでございます。

それから、平成18年度予算におきまして、伊豆市観光協会への補助金は、運営費とそれぞ

れのイベントに分けて予算計上しております。イベントの補助金について、個々のイベント補助ではなくして観光協会の自主性に任せた方がよいというようなご意見でございますが、事業の明確化と補助金予算執行状況の把握のため、運営補助とは仕分けしております。平成18年度につきましてはこの予算案で執行したいと考えておりますが、平成19年度以降、各種補助金の算定根拠の見直しと明確化とあわせて検討していきたいと考えております。やはり、その事業の効果等を見ながら検討していく必要があるのかと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 再質疑、飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 私がこのことをなぜ質問したかと申し上げますと、昨年同じようにこのような予算が出されて、それ以降使用の内容を聞いたら、みんな花火の花火代だということを、二、三からそういう話を聞きましたので、大変驚きました。と申しますのは、私は駅前地区ですが、当然何十年も夏祭りで地元の寄附を集めて花火を上げているというのが実情でございます。おそらく修善寺温泉などもそうだと思いますし、このバブルの後、大変世間が厳しくなって、寄附を集めるにも大変苦労してやっているわけです。

4年ぐらい前、手筒花火をやれということで、初めて観光協会を通して50万円の補助金というのをいただきました。そういった中で、土肥のサマーフェスティバルが、そういう形で内容を聞いても、ほとんど1,600万円、1,700万円のお金が花火代だということであると、イコール花火代だというふうにとられても、これはいた仕方ないということになると思うんです。そうしますと、駅前区の区長が私に、夏祭りの助成金をもらいにいってくるんだという話が今年ありまして、なぜだと言ったら、「土肥に1,600万円も出ていりゃ、少しはもらいにいったっていいんだ」という話を、私が別にその数字を言ったわけではないのにもう知っていたんです。だから、そういうふうには、この金額の出し方というのは公平さを欠いているというふうにとられてもいた仕方ないというふう思うわけです。

隣町の伊豆の国市も昨年合併して、長岡あたりにもやはり多額の補助金が行っていたらしいんですけども、100万円とか200万円に抑えたというふうに聞いております。これはともかく、私は、この観光イベントの補助金を出すとか、そういう次元の話をしているのではなくて、もっといい出し方があるんじゃないかという前向きな話をしているわけですし、前々から私が言っているように、観光協会は早く法人化して、会計もより明確になるようにする。実施事業もやりやすくするという方向に、やはり、これからの行政の方の指導でやっていかなくてはいけないんじゃないかというふうに考えているわけです。ただ要求された予算だけを、要望されたものだけを割り当てるようなことをいつまでも続けていていいのかなというふうに思うわけです。

その辺、今部長は、私に先を越して平成19年度から考えるというようなことをおっしゃっていただきましたので、私から言うことはもう余りないんですけども、ぜひそういった形で、行政の方が町の基本の柱である、産業である観光で、やはりこういう形で育てていくんだとい

う、そういった方向へぜひ持って行っていただきたいというふうに思いましたので、今回この部分だけは取り上げさせていただきました。

そういったことで、削減して増える財源もあるでしょうし、また、ゼロから増やす財源も当然あるわけですので、このことは総務部から教育委員会まで、すべての行政の全体がそういう姿勢でいかなければ、伊豆市は絶対に自立できるような、そういった形のものにはなっていないのではないかと。そういう意識をぜひ職員の皆さんに植えつけていただくということをお願いしまして、先ほどもいじめようかと思ったんだけど先を越されてしまいましたので、ぜひ、また平成19年度はそういった形で予算づけをしてくれるんだろうということをご期待しまして、私の質疑を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） 以上で飯田議員の質疑を終わります。

次に、11番、古見議員。

〔11番 古見梅子君登壇〕

11番（古見梅子君） 先日の全協で説明いただきました中で関心がありましたものでありますが、土木費の都市計画推進事業、255ページの13の43、地域支援推進事業調査業務委託料ということですが、このことについてよくわからなかったものですから、質問するものであります。

地域づくりという説明があったと思うんですが、地域づくり事業の調査であるとするなら、やはり、地域のことを知っている市の職員による調査が事業を実施する上で一番ふさわしいのではないと思うわけですが、市の職員でできることではないかと思ひまして伺うわけでございます。よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

〔土木部長 土屋 亨君登壇〕

土木部長（土屋 亨君） お答えをいたします。

地域づくりという言葉を使わせていただきました。実は、この予算のこの委託料のことについて申し上げますと、内容的に、もともと都市計画課の行なっております伊豆市の新しい都市計画、それを策定をしなければいけない。これは数年かかる仕事でございます。前にもちょっと申し上げたかもしれませんが、目標としては、平成25年ごろから伊豆市全体の都市計画を策定して、当然議会の議決もいただくということになるわけですが、非常に大きな仕事になるわけです。

そのことにつきまして、平成18年度もそうですけれども、これから毎年いろいろな準備を進めていかなければいけないという中で、確かに言葉では全体の都市計画というふうに申し上げますけれども、旧4町の中で、いわゆる都市計画の関係を扱っていたのは旧修善寺町だけだと。当然伊豆市の都市計画審議会もつくりまして、各旧4町の中から委員さんも出していただきましたけれども、なかなか都市計画の考え方そのものが、いわばまだ浸透してい

ないという実情がございます。市の方としても、審議会の方の意見を聞きながらその都市計画をつくるということになってはいるわけですが、なかなか時間のかかる作業でありまして、思うように進んでいないというのが実情でございます。

この地域づくり計画というのは、その都市計画に直接関連する仕事ではないわけですが、都市計画の策定のための準備としては、その事前の基礎調査というのがございます。旧修善寺町では、その基礎調査をある程度行なってまいりました。伊豆市になりましたから、同じような調査を全地域に広げておかなければいけない。大変な作業になると思います。なかなかそこまでも、今の財政状況ですと、調査の費用ですとか、それから人的な手当てというふうなものが、なかなか思うようにいかないという実情があります。

その中で、たまたまこの地域づくり計画という県の補助金をもらって調査をするという仕事がございます。これが、各地域の実情を調べて、ここの地域にはこういう特徴があるとか、こういう課題があるとかというふうなものを調査する仕事ですので、これは今後策定を予定している都市計画に役に立つというふうなことで、これをぜひ行なおうというふうなことで考えたわけです。これは、部門で申しますと、都市計画の部門、それから、道路等をどうするかというような建設の部門、あるいは農業をどうするかとか、林業をどうするかというふうな農林業の部門、あるいは観光の部門とか防災部門もございます。非常に範囲の広い調査です。

それを行ないたく、きちんとこれを行なっておけば、当然都市計画の策定事業にそのまま役に立つ、あるいは流用できるという仕事でありまして、実は、それを行なうには、例えば伊豆市を30カ所、あるいは50カ所ぐらいのゾーンといたしますか、ブロックに分けて、それぞれの地区でどういうふうな問題があるかというふうなことですから、言葉では地域づくりなんて言っていますが、作業としては非常に膨大な作業になるわけです。議員ご質問の中には、地域のことを知る市の職員による調査がというふうにありますけれども、もしこれを実際にやろうとなると、おそらく伊豆市の各地域から来ている職員全部を割り当ててそれぞれつくらなければいけないというような、大変大きな仕事になってしまいます。

それで、現有の都市計画課の中で行なうのに、予算的な意味もありましたけれども、当初これの3倍、4倍ぐらいの予算をいただいて、県の補助もいただいてやる予定でした。それをちょっと先送りにしまして、300万円ほどいただきまして、まず、先ほど申し上げたいいろいろな分野がありますけれども、その中の都市計画部門についての調査でできるだけ行なおうと。

ですから、当然職員が中心になってやりますが、地域としては全地域のことになりますので、やはり、人的な手当てとかそういうふうなことも考えて、あるいは聞き取りや何か、あるいはワークショップをやる予定でいるわけですが、いろいろな各地域、あるいはほかの地域で行なわれた先進の事例とか、そういうふうなものについては、やはり、業者が持っているデータとかノウハウというのは大変大きなものがございますから、当然そちらに丸

投げしてお任せするのではなくて、その業者に資料を作成をさせながら、自分たちも一緒になって、場合によっては地域に行き、あるいは都市計画審議会等の委員さんにもご同行願って、そういうふうな地域の実情をまとめ上げていこうという調査ですので、ちょっと今の段階ですと、職員だけでは無理かなというふうに考えております。

大変雑駁ですけれども、地域のアンケートの調査とか資料の収集、それから今後どうするか、ちょっと例が悪いかもしれませんが、先ほどの土肥港の整備をどうするかというようなことも、やはり、そういう手続を踏むわけです。内容的には違いますけれども、それを各地域に少しずつ広げて、全地域においてそういうふうな同じような作業を行なっていこうというふうな調査になりますから、やはり、ちょっと職員だけでは無理ではないかというように思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 再質疑はよろしいですか。

これで古見議員の質疑は終わります。

次に、26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 今年度予算の大きな柱というのは、私は、市長の所信表明にあると思います。そういうことで、まず最初に、大きなその幹の部分というか、柱についてお尋ねいたします。

歳出による見直しのことは、去年から、そして今回の提案の中でたびたび出てきておりますけれども、一つ一つの、それこそ細部にわたって去年と比較したところ、そういう意味で、ある程度私なりに判断できましたけれども、市長が所信表明で述べられました幾つかの点についてお尋ねいたします。

1つは、個性と工夫に満ちた伊豆市づくりというのが述べられましたけれども、予算案のどこに反映されるのか、ちょっと私が見比べてもなかなか出てこなかったものですから、お答え願いたいと思います。

それから、2つ目に、公平で安心な少子・高齢化対策ということで述べられておりますけれども、きょうは少子化対策の問題についてお尋ねいたします。所信表明の中で児童手当の制度の支給年齢の引き上げがありましたけれども、これは、国の政策として私は理解しました。市独自の新たな少子化対策は、今回この中にあるのかどうかお尋ねします。

3つ目に、新エネルギービジョンとは何かということでお尋ねしました。2回にわたって担当部長の方から総合開発機構に委託する問題だとか、また、観光森林整備等々ということもつながるのかなということで、このことがお話なされましたけれども、その点は結構でございます。では、具体的に何が新エネルギービジョンなのかが見えないものですから、先ほどのようなご答弁はわかりましたので、今言った質問についてお答え願いたいと思います。

大きな2つ目、厳しい財政に対する対策は、私は歳入と歳出対策をどうするのかだという

ように思います。

歳入対策についてお尋ねします。

1つは、税の収納率の向上をどうするのか。大事な問題。なぜならば、今回の予算の提案の中にありますように、来年から税源移譲に基づいて地方譲与税が多分無くなるでしょう。そうしますと、市のいわゆる市税の率が当然上がってきます。そうしますと、いかにその市税を確保していくのかということは本当に大事な課題になってくるのかと思いますので、その点についてのお考えをお尋ねします。

それからもう一つは、地域産業おこしをやって、いわゆる市民の懐を暖かくして税収確保を向上させていく、これを今度の提案されている予算案の中でどのようにお考えなのかお尋ねします。

歳出対策についてお伺いします。

委託料及び補助金の問題が、今質疑の中でまた論議されましたが、いわゆる基準というものがあると思うんです、物差しというのが。その辺はあったのかどうか。当然ないと、なかなかそう簡単には憶測できないでしょうから、その辺お答え願いたいと思います。

大きな3つ目、市バス廃止の点が市民の中から聞こえてきます。天城地方を除いてほかのところは全部廃止する。市民のさまざまな活動や生活にとって大事な足の確保の問題について、廃止されることによって利便性がどうなっていくのか。それからもう一つ、財政から見たとき、平成17年度のバスの維持運行経費というのは当然あると思いますが、それと今年度バス廃止による借り上げ経費を去年と比較しますと、あちらこちらに散らばっているんですが、私は十分に把握できません。その点の比較はどのようにお考えなのかお尋ねします。

最後です。合併効果として、専門職が確保ができるということとをずっと合併前から言っておりましたけれども、今年の市の職員の人件費がありますけれども、平成18年度の専門職を育てていく、確保をしていく、どういう内容なのかお尋ねします。

議長（遠藤正寿君） それでは、答弁を願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

まず、歳出見直しによる抑制は判断していただいたということで、大変ありがとうございます。

まず1番目に、個性と工夫に満ちた伊豆市づくりは予算案のどこに反映しているのかということで、いろいろな工夫をしたつもりでありますが、大きくは、前々から言っていますウエルネスの振興、地産地消、新エネルギー 新エネルギーについてもご質問がございますが、そういうものを進めて、これらはみんな伊豆市の観光に関係があることですから、それをやっていこうということで進めているわけでございます。

さらにその中で分解いたしまして、ウエルネス産業の振興については、昨年TO-JI博

というものをやりまして、平成18年度でもやっていきたいと。それから、先ほどもお答えいたしました。フラワーフェスティバルというものもやっていこうというようなこと。いろいろそういう仕掛けをつくって、さらには、新エネルギー開発などをやって伊豆市を活性化したいというところがございます。いずれにしても、大変厳しい予算の中で、個々に細かい工夫を、知恵を出していかないといかなというふうに思っております。

それから、児童手当について、市独自の新たな少子化対策はあるのかということですが、市では、出産一時金の支給、あるいは、土肥地区の放課後児童クラブの充実というのをのせました。

それから、3番、新エネルギービジョンは何を行なうのかということですが、風力発電とか、小水力発電などを考えております。風力発電につきましては、立地条件、あるいは風の調査等を始めているところがございます。市内の民間の会社でも風力の施設をつくりたいという申し出がございます。支援をしていきたいと思っております。

それから、大きな2番の、厳しい財政に対する税の収納率向上でございますが、これは全く考え方は同じでございます。税収の確保の向上ということは、基本的にはやっていかねばいかんと思っております。しかし、なかなか行ってすぐもらえるということではないですし、伊豆市の地理的条件、あるいはその他の条件等によっておりますが、いずれにしても収納率向上を図りたいと。

それから、で、地域産業おこしによる税収確保はどう考えているかということで、いろいろな商工会や観光協会などと協力、協議しながら、地域おこしをやっていきたいと思っております。これも、すぐにそれで活性化して税収が確保向上できるかということ、なかなか即効的な効果はないと思いますが、継続的にやっていきたいと思っておりますし、木村議員と基本的には考え方は同じですので、具体的で建設的なご提案がありましたら、ぜひ出していただきたいと思っております。

それから、歳出の委託料及び補助金削減の基準、物差しはということですが、平成17年度予算のときにも、少しカットさせていただきたいということで、物差しまでは行っておりませんが、前年度と同じ事業をやるのであれば、大体5%、6%、7%、8%、10%ぐらいは、やはり能率向上、コストダウンという点では、世の中では一般ではないですかということで、昨年度は立てさせていただきました。

本年度も基本的な考え方は同じで、はっきりしたこれが物差しというものはまだできておりません。おおむね10%を目安に、各種団体等と打ち合わせて、削減をさせていただいたのが現状でございます。それ以上になったところもありますし、10%行かないところもあるわけでございます。

やはり、この辺は、物差しといえますか、国とか県が言っておりますプラン・ドゥ・チェック・アクション、PDCAサイクルです。自分が計画して、それが幾らで、どういう事業ができたかということを見直して、それを次年度の計画に反映させるというのを自分でや

っていただく。それから、我々もそういう見方をしていくということが基本だろうと、そんなふうに考えております。それらが、数値的な物差しではなくて、効果をよく見ながら費用対効果を図っていくということが必要だろうと考えております。

それから、大きな3番です。市バスの運行についてでございますが、これは、合併前、各旧町ごとに運用の方法が違っておりました。本来、市バスにつきましては、市の行事や市の機関の行事など、これは陸運事務所の認可、許可の範囲内で使用することになっております。民間バス、いわゆるバス会社がありますので、その営業を妨げない範囲での使用ということになるわけでございます。ちなみに、経費がどうなっているのかということですが、平成17年度の運行経費との比較ですが、予算ベースでは、平成17年度が1,173万6,000円、平成18年度が1,570万2,000円、差し引き396万6,000円の増額ということになっておりますが、運行委託及び運転手の賃金及び車検代を含めて536万円ですので、合計しますと139万4,000円の減となります。

市バスにつきましては、15年を経過しております。排気ガス規制等がございまして、買い替えをするということになりますと1,500万円以上がかかることになると思います。したがって、廃止することといたしました。

あと4番目の、合併効果として専門職の確保と言っていたが、今年の目標はどんな専門職かということでございます。合併協議の中で、合併して市になると専門職ということも考えられますよということは申し上げてまいりましたが、現実には、今まで各町でやってきた保育士とか、そういう資格を持った人からは、大きくは踏み出しておりません。といたしますのは、その専門職の処遇等がございまして。どういう資格を持っている人をどういう処遇をするかということで、そういうこと。それから、一旦雇うと、やはり人ですから、今年はやったけれども、やはり要らないよということにいかないわけです。やはり、長期的な計画に立って採用をしていくべきだろうと思います。

以上でございます。

あと補足につきましては、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

〔総務部長 堀江正身君登壇〕

総務部長（堀江正身君） それでは、市バスの廃止による市民の利便性はどうなるかということでございます。

これは、先ほど市長が言いましたように、天城支所の2台を残して、3台を廃止することでございます。現状といたしましては、市の行事に利用するということを基本といたしまして、使用できる団体について、従来からあったわけですけれども、今回1つの支所で受け付けを行なうということで、改めて統一をいたしました。今後については、配車計画を立てて利用に供するということになります。

やはり、運行上の誓約がございまして、市の行事ということに限らざるを得ないというこ

とでございますが、利用できる団体についても、従来は支所ごとに扱いが違っていたというのが、これが統一されますので、その辺では平等な配車になるということになります。

現状は、利用の形態を見ますと、教育関係が90%ぐらいを占めております。したがって、3台廃車をいたしまして、逆に教育関係の使用料を今回の予算の中に算定をさせていただきました。当初計算をいたしまして、それだけで3,500万円程度あったわけですがけれども、大分査定をさせていただいて、ただいま市長が申しあげました1,570万2,000円という枠の中におさめさせていただきました。利用計画が立っている学校を優先をいたしますと、そちらに集中的に行ってしまうと、ほかの団体がいつ行っても空いていないということも考えられますので、その辺については、運用の面で、皆さんに平等にご利用ができるような方策を今後考えていきたいということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 再質疑はありませんか。

木村議員。

26番（木村建一君） 最初の市長の予算編成の大枠、聞きますと、こういうふう到现在までやった、ウエルネス、新エネルギー、新たにということがわかるんですが、少しわからないのが、地産地消ということをしきりに言っているんですけれども、今年度どういう地産地消を重点にしているのかお尋ねしたいと思います。

それから、新エネルギーについて、風力発電とか小水力発電ですか、そういうことを考えられるということなんですけれども、通常何か新しい事業をやるとなると、調査をしたりとかというようなことが始まるのか思っているんですけれども、直接今度補助があるということなんですけれども、1,000万円どんとつけて委託するという形に提案されているんですけれども、伊豆市にとって、前から市長が言われている風力をどうしようかということでは、研究課題なのかなと思って注目しているんですけれども、そういう今のお話だけですと、途中でお話のあった、この新エネルギービジョンをやることによって森林整備の問題に結びつくとか、それから観光に結びつくというような話を私は承りましたけれども、その辺が見えてこないんです。その点はどのようにお考えなのか。

それから、お金をどうするのか。財政。もう一度お尋ねですけれども、総論としては、何ら市長と私は変わらないです。大事なことは、もう来年度から税を本当に一生懸命、自分のところで自前でやれと国は言っているものですから、削減しながらも。そうすると、税収をいかに確保するのかと。難しさはわかるんですけれども、では、どうしようかというような発想が、今から準備していかないと、来年になってからさあどうしようといったって、現実には市民の皆さんには幾ら幾らかけますよということにはなるんですけれども、収入が少なくなると、当然お金がないから、その分については地方交付税は来ません。集めようとしたのが取れなくなったんだから自前でやれと、こうなるわけです。

ましてや、状況を見てみると、国の政策を見てみると、次から次への負担をお願いすると

というような、小泉構造改革の痛みを伴うのが、どんどん今年、来年にかけてやられてくる。そうすると、一人一人の市民の立場に立つと、自分の生活で精いっぱいなんだから、ましてや収入が増えるわけではないですから、いかに出すものを少なくするかと、それは本当にそういう気持ちになってくるんです。

ですから、その点を、やはり、一つは対策をどうするのですかと。繰り返し前も何回か質問しましたけれども、無理やり取るべきだというようなことでのお尋ねではございませんので、やはり、きちんと理解していただくようなことを考えていかないとちょっと大変なのかなというふうに思っているんですけども、その点についてのお考えをお尋ねしたい。

それからもう一つ、税金を増やすための地域産業おこしということでお尋ねしますけれども、言われたように、すぐにはできないでしょう。今の経済状況の中、とりわけ観光が疲弊している中で、観光立市と言っている中で、なかなか観光協会もできないはずですよ。頑張ろうと思っても。

大事なことは、いろいろと今日の質疑の中を聞いていてあれですけども、市も頑張るよ、それぞれの諸団体も頑張るよ、では、今年度何なのというのが、現時点での予算の説明を聞いていてわからないんです。具体的に、財政が厳しいんですけども、何を今年は頑張っているかというところが見えてこないものですから。先ほど、冒頭言ったウエルネスとか云々というのはある程度わかるんですけども、それが重点なのかなというふうに思いますけれども、もう少しお尋ねしたいと思います。

それから、委託料の件については、結構その前に時間をとって他の議員の方からお話を聞かせていただきましたけれども、物差しはないということなんですけれども、私も準備でそちらに質問項目でなかったものですから、突然の質問で、わかったらいいです。

例えば、補助金の問題について言いますと、前年対比で全部言いますけれども、天城の収穫祭が60%、それから、天城のほたる祭り補助金が62.5%、修善寺の梅祭り95%、観光協会、約90%です。それで、ノスタルジックロマン修善寺推進委員会補助金が94%、80から90%を行ったり来たりしているんです。そうすると一律かなと。一律というか、本当に0コンマ云々は別にしても、そうすると、何らかの基準があるからこういうふうに10%前後の揺れ、5から10%の中で揺れがあるのかなと。何かないと、それぞれの担当課で絞っていくときに、何かがあったからこういう差が少しずつ出てきたのかなと思っているものですから、その点をお尋ねします。

それから、市バス廃止の問題についてお尋ねしますが、15年経過しているから古くなつたと、それは廃止する全部でしょうか。

そして、もう1点お尋ねしたいのは、市の行事に限られているとこういうことです。そうすると、今まで、特に天城というのは2台あって、そういう意味ではいろいろ活用していたんですけども、できない団体も出てくるということでちょっと確認したい。

それから、市バスの最後の質問、各種団体に今までやっていたのは、当然削られてくるで

しょう。もう一点お尋ねしたいのは、市の運行の関係で、教育関係が90%と言われましたけれども、負担というのではないですよ。よく、足りないものだから少し保護者の皆さん出してくださいというような方式ではないというふうに理解しますけれども、確認をお願いしたい。

それから、最後の専門職の確保。1年ごとの伊豆市の予算編成、それから執行の中で、専門職をどうしようかとなると、今市長が言われた、もうその計画は終わったから、その職員はどうしようかということになるんですね。私は、市になったらこういうことができますよということで、合併して市になったら専門職ができて、本当に市民の皆さんの利便性が高まってくるんだと、需要についてきちんとこたえられるようになるんだと。では、伊豆市にとって何なのかと、長期ビジョンの中でこれをしっかりやらないと、もう2年たっていますからね。1年ぐらいだったら、確かに大変なのかな、まだ先が、それぞれの寄せ集め予算でそれぞれが特色があるからわかるんですけども、2年になって、もう次、平成18年度、19年度というところで、何が本当に伊豆市にとっての専門職を育てなくてはならないのかということとは大事なのかなというふうに思っているんですけども、お考えをお尋ねします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 再質問に対してお答えいたします。

まず、地産地消でございますが、ご存じのように、伊豆市の特産物というと、まず、ワサビ、シイタケでございます。こういうものをもっと市内、あるいは市外に拡販をしたいということを考えております。例としては、市内でとれたこういうものを学校給食に使っていただくとか、そういう事を進めていきたい。それから、地元での消費拡大をどうやるかということを考えていきたいということでございます。

それから、新エネルギーでございますが、先ほど申し上げましたように、いろいろやりたいことはありますが、新エネルギーをつくるためには、NEDOという機構がありまして、それへの補助金申請等がございます。それにたどり着くまでのいろいろな実地調査であるとか計画をしなければなりません。その辺で、まだちょっと手間取っているというのが現実でございます。いろいろな地権者がおいでになりますし、それからさらに、国立公園であるとか、そういう規制の問題がありますので、それらをクリアしていかなければならないということで、県とも話し合いを徐々に進めているのが現実でございます。したがって、予算的にもそんな大きな予算ではなくて、調査の予算をつけさせていただいたわけでございます。

それから、税の収納率向上ということですが、これも、旧町の中では、やや温度差があったように感じておりますが、議員おっしゃるように、厳しくなるとなかなか税に回ってこないといいますが、そういう場面もあるように思っております。しかしながら、もう1回税というものの本質的な説明が、よく理解されないと、どう言ったらいいんでしょうか、私も大変理解に苦しむわけですけども、税を納めないで、何年かして時効になってしまうというような例が幾つか見受けられて、そういうことは、やはり国民として基本的な義務を果たし

ていただかないと、やはり行政というのはどんどん衰退していくのではないかと、私は考えています。その辺の執行力といいますか、強制力というんですか、その辺をどの点に置くかということは、やはり微妙な問題があると思いますが、基本的には、やはり税ですので、それは納めていただくというスタンスでいかなければいかんと思います。場合によっては、チームをつくってそういうことをやっていかなければいかんと。

それから、地域産業おこしについては、いろいろな観光がメインですから、観光に対する支援をやっていこうということですが、いずれにしても、行政は観光のプロではございません。ややもすると、今までは財政が豊かだったんでしょうか。行政と観光が二人三脚でどちらがリードするのかわからなかった場面もあるやに私は感じております。これからは、やはり、そういう観光協会、あるいは観光業者が主体となって、それに市がどういう応援ができるかというスタンスになっていくと思います。それが一番基本だろうと思います。あと、なかなか1次産業の農林水産業、あるいは2次産業についても市内で頑張っていたいただいているところはありますけれども、これをメインにということ、なかなか今は見つからないのが現状でございます。先般、会社誘致とか工場誘致とかいうことを一般質問でありましたけれども、具体的なそういうお話は出ておりません。あればいいなと思っています。

それから、補助金等の物差しでございますが、先ほど答えたとおりでありまして、その差が5%、何%あるということ、いろいろ担当が話し合いをした中で、これはちょっと我慢していただくということがあったように思います。市としては、全体の効果的な運用をしていきたいと思っております。ですから、こういうことはどうですかという、個々の事業については、相当厳しいご質問というか、お問い合わせをした中でそういう数値になったというふうに、私は理解しております。そういうことです。

それから、市バスと専門職の確保については、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、市バスの関係でございます。

まず、市長の答弁の中で、陸運事務所の許可の範囲ということでございますけれども、これについては、市の行事ということになります。ですから、それ以外については、民間を圧迫して、運転にも違法というようなことになります。ただ、市の行事と申しまして、使用できる団体というのを特別に定めまして、そういう方々については、市の行事の一環という位置づけで今後も利用させていただくということになります。

それで、次の全部15年が経過したかということにつきましては、これは、修善寺庁舎、それから中伊豆庁舎、土肥庁舎、これが15年、あるいはそれに至らなくてもかなり古いということで、天城の支所で使っているバスについては比較的新しいということで、この2台を残しました。

そして、各種団体について、負担の関係ですけれども、もともと利用料金を取ってはいけないということですので、取ってはいません。

それから、専門職の関係でございますけれども、なかなか専門職については、人員の採用3人について1人というようなルールの中では、なかなかターゲットをつけて専門職を採用するということも難しいものですから、内部で人材を育成するという方向に頼るしかありません。計画的な研修等も今後していくわけでございますけれども、これは、通常業務の中で新たに研修を課すというようなことで、いずれにいたしましても、現在の職員の中から専門職を育て上げると、こういうような方針で当面行くということでございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

これで木村議員の通告による質疑を終わります。

議案第13号～議案第26号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） それでは、次に、日程第11、議案第13号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算についてから、日程第24、議案第26号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計予算についてまでの14議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第18号 平成18年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算から議案第25号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計予算までの8議案について。

10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

簡易水道事業特別会計、略します。事業内容を説明していただきたい。詳細は、通告どおりお願いします。

下水道事業特別会計、同じく説明していただきたい。特に、この中で積算システム借上料、14-40が2点載っておりますので、これ、現状のシステムとの違い。それとも同じものなのかどうか、その辺をお聞きしたい。

農業集落排水事業、同じくご説明いただきたい。

上水道事業会計、同じくご説明いただきたい。

それと、負担金、繰入金について、湯の国会館事業特別会計基金繰入金、昭和の森会館特別会計負担金、一般会計繰入金、昭和の森会館財政調整基金繰入金、天城温泉会館事業特別会計繰入金、これをあわせると9,000万円を超えますので、この辺の考え方をお聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまのことについて答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

簡易水道事業特別会計から温泉事業特別会計までを上下水道部長に答えさせます。それから、負担金、繰入金について、湯の国会館、昭和の森会館、天城温泉会館については、企業部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） それでは、お答えをいたします。

上下水道部所管の5会計の当初予算につきましてご質問をいただいております。主に工事関係の詳細説明ということでございますが、一昨日の全協におきまして、工事箇所を含めまして、箇所別の説明をさせていただきました。午前中の質疑を聞いておりましたけれども、再質問の中で、森議員さんの方から、全協での説明は要らないというようなこともございました。昨日の午前中に通告書を議会事務局の方からいただいたわけですが、活字で判断をいたしましたので、説明内容が全協の説明とほぼ同じというふうになっております。大変失礼になりますので、再質問の中で、質問の趣旨に沿った形でお答えをさせていただきたい。

特に、今、積算システムの部分につきましてご質問がございましたので、ここの部分につきましては、この場でお答えをさせていただきます。

139ページになります。14 - 40、積算システム借上料27万6,000円でございます。上下水道部の下水道には、積算システムが4台ございます。この積算システムとは何かと申しますと、県・国から、歩掛かり、それから単価、これが流れてまいります。これを電算化したシステムでございまして、数量計算をして数量を打ち込むと、その代価表、内訳書、それから明細書等々が完成してくるものでございます。これを計上してございます。

この139ページの14 - 40、積算システム借上料は、1カ月1台3万4,500円でございます。これの4台でございまして、この科目におきましては、補助金の事務費の関係から、2カ月分を見てございます。27万6,000円。それから、もう一つ、141ページにございます。下の方でございすけれども、14 - 40、積算システム借上料、138万円でございます。これも、やはり、その4台のうちの10カ月分。いずれも2分の1の国庫補助金をいただいた事務費の中で精算しているものでございます。

あとのものにつきましては、誠に失礼ではございますけれども、趣旨が私はちょっとわかりません。また、違ったことを言いますと失礼ですので、再質問の中でお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、次に、企業部長。

〔企業部長 渡邊玉次君登壇〕

企業部長（渡邊玉次君） それでは、負担金、繰入金についてご説明をさせていただきます。

基金繰り入れにつきましては、先ほどの上下水道部長と同じように、全員協議会でかなり

詳しく説明をしたというふうに理解しております。このうち、湯の国会館の場合は、本年度の基金の積み立てを予定しますと、おおむね1,750万円ぐらいの基金積み立てが生じると考えております。そのうち、次年度850万円を取り崩しをいたしまして、大きな修理を行ないたい。大きな修理というのは、温泉関係の修繕を行ないたいということでございます。その金額が850万円ということでございます。

それから、昭和の森会館の特別会計の負担金でございますが、これにつきましては、皆さんもご存じかと思いますが、昭和の森会館の周辺には、わさびの郷、それから竹の子母さんのお店、それから会館内にありますグリュエネ・ヴァルトさん、この3軒の方々がそこに入っているわけですが、その方々よりいただく負担金1,739万円というものです。詳細については、また後ほどご説明させていただきたいと思っております。

それから、続きまして繰入金でございます。この繰入金につきましては1,300万円、これは、昭和の森会館の中に事業管理費というのがございますが、その内訳というのは、グリーンガーデンの管理をするにつきまして総額2,016万円。これは特別会計の214ページにございますが、そのうち一般財源で1,301万5,000円となっております。その金額を補てん願いたいということで、繰り入れをお願いするものでございます。

それから、その下の調整基金の繰り入れ1,000万円につきましては、先ほどと同じように、湯の国会館、昭和の森会館、それぞれ財政調整基金の条例がございます。この処分、それぞれ5条、7条ございますが、基金の取り崩しを行なって事業を実施するというものでございます。

天城温泉会館の会計につきましては、先般の全協でも大分詳しく申し上げたとおりでございますので、以上とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 再質疑。

森議員。

10番（森 良雄君） 工事関係の説明なんですけれども、皆さんちょっと誤解があるようなんですけれども、私は、どこで何が行なわれるか概略を知りたいんですよ。どこで何がというのが大切なんです。例えば、私は瓜生野に住んでいます。瓜生野1の1と言ってもわからないです。やはり、地図の上にプロットしてもらいたい。1の1で100メートルの下水管の布設替えがある。そのぐらいの程度でいい。そういう説明をぜひしていただきたい。できれば、それを資料でいただきたいというのが私の趣旨です。

次に移ります。

積算システム、これは私の理解したいという希望なんです。現状保有の積算システム、これは通称何ていうんですか。W I S Eというんですか。多分そのことだと思うんですけども、これはリース契約しているというふうに理解してよろしいですか。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） リースということではなく、現在各職員が1台それぞれ持っておりますパソコンにソフトを組み入れてございます。新しい機械を持っているわけではございません。パソコンの中に、その職員が扱えるパスワードでソフトを組み込んでございます。単価、それから歩掛かり、これは毎年変わりますので、その都度新しいものが静岡県から発表されたときに、それを書き換えて使用していく。そのソフト料が、1台あたり1カ月3万4,500円というふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） これで森議員の質疑を終わります。

次に、国民健康保険特別会計について。

26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第15号 国民健康保険特別会計予算について2つ質問いたします。

1つは、税収の基礎となること。国保税、一般と退職、滞納、それぞれあるんですが、それぞれ今年度は収納率を何%と見込んでいるんでしょうか。

2つ目です。国保の財政が非常に危機的状況にあるということで、去年ずっと市民に広報等でお知らせし、そして、去年6月税率改正が行なわれましたけれども、当然、歳入と歳出両方を見ていきませんと、財政が厳しいとか厳しくないとも言えないものですから、今年度値上げされたような状況の中で予算編成になっているわけですけれども、財政が危機的状況と判断して税率が改正されてきましたが、平成18年度財政状況をどのように見られているのかお尋ねします。

議長（遠藤正寿君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 国民健康保険特別会計予算についてのご質問でございます。

本件につきましては、市民環境部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、収納率の見込みにつきまして答弁をさせていただきます。

まず、一般の医療の現年分でございます。これは92%でございます。それから、介護の現年分、これは90%です。それから、医療の滞納繰越分、これは13%です。それから、介護の滞納繰越分、これは17%です。次に、退職医療の現年分でございます。これは97%です。それから、同じく介護の現年分でございます。97%です。それから、医療の滞納繰越分です。12%です。介護の滞納繰越分につきましては13%ということで収納見込みをいたしまして、平成18年度の予算を編成したものでございます。

それから、平成18年度財政の状況ということでございます。平成18年度の国保財政状況につきましては、歳入歳出それぞれ38億1,460万円とし、前年度当初予算に比べまして8,440万円の増額であり、102.26%の伸びで予算を見込んだものでございます。歳出予算のうち保険給付費は、前年度当初予算額に対しまして8,937万9,000円の増額の26億5,439万円とし、103.48%を見込んだものでございます。昨年度税制改正をしたわけでございますが、健全経営まであと一歩となっているところでございます。それは、歳出に対する歳入の不足額につきまして、保険給付費等支払い準備基金から9,261万4,000円を繰り入れるなどをしたことと、支払い準備基金の積み立て額を基準額まで達するようさらに努力をしていきたいと、このように思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 再質疑は。

木村議員。

26番（木村建一君） 1つだけお尋ねします。現年のいわゆる一般の医療分です。これは見通しですから、なかなか国保税というのは大変なので、先に予算ありきではなくて、歳出先にありきということは十分理解した上で質疑します。

前年の上がった時点の見込みというのは93.2%を踏んでいたのですが、ことしは92%と。いろいろな要素の中で、通常ですと前年並みか、若しくはそれより上ということが予想されるのですけれども、なかなかそうはいかないのかなと思って、今数値を聞いていたんですけども、とりわけ、この医療分についての税というのは、全体の中においても、退職に続いて非常に大きな税収を占めているものですから、それが1%下がるとかとなると、結構あちらこちらに影響が出る可能性があるものですから、その点どのようにお考えだったのかお尋ねします。

議長（遠藤正寿君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 木村議員がおっしゃるとおりで、平成17年度の予算につきましても補正で93%から92%に1%下げまして、この補正をも調整したような次第でございます。先ほども、一丸となって滞繰をなくすべく徴収をするということで市長も言っておりますので、そのとおりに私たちも一丸となって、国保の滞納の徴収ができるように頑張っていきたい、このように思っているところでございますので、ご理解いただければと思います。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。

これで木村議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第26号までの23件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

それでは、ここで休憩をいたします。

15時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時50分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

議案第27号～議案第38号の質疑、委員会付託及び討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第25、議案第27号 伊豆市表彰条例制定についてから、日程第36、議案第38号 伊豆市営住宅管理条例の一部改正についてまでの12議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第28号、議案第31号、議案第33号、議案第34号について、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

伊豆市特別職の職員等の給与の特例に関する条例について、伊豆市特別職の給与の特例に関する条例を次のように制定するに関して、伊豆市特別職報酬等審議会に諮ったかどうかお伺いしたい。

次、議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について、企画部を新規につくる考え方をお聞きしたい。

議案第33号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、給料表の号給の考え方、運用方法等についてお伺いしたい。

議案第34号 伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、危険手当、不fast手当についてお伺いしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま森議員からご質問がありました議案第28号、31号、33号、34号について、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

〔総務部長 堀江正身君登壇〕

総務部長（堀江正身君） それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

174ページの議案第28号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例について、伊豆市の特別職等の報酬審議会に諮りましたかということでございますが、今回の特例条例にお

いては、特別職の職員の給与に関する条例に規定された給料額そのものを改定するわけではなく、厳しい財政事情を考慮して、期間を限定して、支給されるべき給料月額の減額を行なうものであります。したがって、審議会への諮問は行ないませんでした。

続きまして、178ページの議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正について、企画部を新規につくる考え方について聞きたいについてお答えいたします。

総務省では、新地方行革指針によるさらなる地方行革の推進を進めております。伊豆市においても、行財政改革を取り巻く環境が極めて厳しく、行財政改革の推進に強力に取り組む必要があります。合併して2年が経過しようとしておりますが、なお行革業務を進めるべく、今回総務部から企画部門を企画部として独立させ、重要施策の総合調整を初め、一層の行革の推進と明確な業務の位置づけをしていく必要があるかと思っております。このようなことから、今回企画部を独立させるものであります。

続きまして、議案第33号は187ページになります。伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、給料表の号給の考え方、運用方法についてということでございます。

まず、給料表の号給の考え方でございます。給与水準の是正ということでありまして、給与表の水準を全体といたしまして、平均4.8%の引き下げを行ないますけれども、現行給料表の1級、2級及び3級の前半号給については引き下げを行ないません。いわゆる若い職員についてはこの制度の適用がなく現行のままと。中堅以後については、平均4.8%、最大7%の引き下げになるということでございます。

それから、級の構成の再編でございますけれども、職務と職責の同質化が進みまして、人事管理上も別々の職務の級としての区分をする必要性の少なくなった現行の1級と2級を統合いたしまして新1級にいたします。それから、2級はそのまま置きます。そして、現4級と5級を統合して新3級といたします。現行の8級制については、4、5、6ということで、現行の8を6にする、7を5にするということになります。

それから、次に号給の構成になります。現行の1号給を4分割いたします。なお、昇給月については、今まで4月と7月と10月と1月ということになっておったわけですが、今回一律に1月1日の昇給ということになります。

それから、運用方法についてですが、運用の詳細につきましては給与規則に定めることとなりますが、国家公務員に準拠する方針でもあることから、まず、昇給につきましては、現在の普通昇給と特別昇給を統合するとともに、昇給時期を現行の年4回から年1回、これは先ほどの1月1日になります。前年の1月1日から12月31日までの勤務成績に応じて、レベルが幾つかに分かれて昇給をいたします。この際、良好な成績の場合の昇給幅を4号給、現在の1号を4分割したということの中で、この4号給を標準として調整を行なうということになります。

続きまして、議案第34号につきましては、211ページになります。

伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございますけれども、お尋ねの危険

手当には、感染症の防疫業務、これは、伝染病の病原菌の感染のおそれがある業務と、乗車定員11人の車両運転業務があります。職員の勤務が著しく危険な場合に支給をするということでございます。感染症の防疫業務は1回につき1,000円、車両運転業務も1日につき1,000円の支給規定と現行ではなっております。

不快手当につきましては、行路病人の保護収容業務と死亡人の収容業務がありまして、職員の勤務が著しく不快な場合に支給する行路病人の保護収容業務には1件につき1,000円、それから、行路死亡人の収容業務は1件につき3,000円の支給規定となっております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

議案第31号、企画部を新規に作ると。企画部を独立させて組織を強化したいという気持ちはわかるんですけども、行革とは何かということがちょっと忘れ去られているんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 現行の部長職を増やさないということが一つの基本になります。現行の部長の範囲の中で企画の部門を新規にするということになります。行政改革については、当然今のままですと、人員を増員するかしらないとなかなか進まないわけですが、合理的な組織を1つ作ることによって、一層の行革が推進するというような状況になりますので、今回企画部を独立させるものであります。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） おっしゃることはわかるんですけども、一般的に見て、部長職が1つなくなったから、新たに部長職をここにつくったというふうに考えざるを得ないんですけども、この辺はいかがでございましょう。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） いずれにいたしましても、新しい組織をつくるについては、現有の組織を取り崩すと、スクラップ・アンド・ビルドの方式があるものですから、それを適用して新たに企画部をつくったということでございます。

議長（遠藤正寿君） これで森議員の質疑を終わります。

次に、議案第29号、議案第30号、議案第33号、議案第34号について、26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第29号 国民保護対策本部条例についてお尋ねします。

2003年6月に武力攻撃事態法が成立して、これに基づいて、2004年6月に武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律、長ったらしいですから一般的に国民保護法と言いますが、こういうことの法律を初め、関連7法案が国会の方で可決されました。国民保護法に基づいて、日本有事の際に、地方自治体や地方公共機関、テレビ、ラジオ、電力、ガ

ス、鉄道、施設、160機関というのは指定されていますけれども、これらに住民の避難計画や救援、復旧など、国民保護計画を策定することを義務づけておりますが、その国民保護計画を策定する際の諮問機関となる対策本部をつくるための条例提案と、前置きがすごくあるんですが、そこで具体的にお尋ねいたします。

1つ目は、地方自治体での計画づくりを推進するために、去年3月に政府は国民の保護に関する基本指針を策定しましたがけれども、この中に国民を何から守るといことがありますがけれども、もう一度言いますが、国民を何から守る計画だと言っておるのかお尋ねします。

2つ目に、国民保護法は地方自治体にどんな計画をつくることを義務づけているのでしょうか。

3つ目に、国民保護法の大もとである武力攻撃事態法の第3条4項に、国民の自由と権利の問題、基本的人権の問題について述べておりますが、この中で、この基本的人権が必要最小限のものに限られるとあります。計画づくりの最高責任者である市長は、市民への自由と権利が必要最小限のものに限られるということについてどのように認識しているのかお答え願いたいと思います。

4点目、市職員も、この法に基づいて動員されます。例えば、戦争反対を表明した職員が動員に従わないという意味は尊重されるのでしょうか。

次に、議案第30号 国民保護協議会条例についてお尋ねします。

1つ目、協議会委員のメンバー構成をどのように考えているのか。

2つ目、この協議会で決めた保護計画は、市議会の承認事項になるのか、それとも報告事項になるのかお尋ねします。

次に、議案第33号 職員給与に関する条例について質問いたします。

この条例の中に、良好な成績で勤務した職員の昇給云々という言葉があります。良好な成績とは、上司が部下の好き嫌い、それとか感情が合わないとか、そんなことを全く抜きにして、客観的に判断できる基準があるのかどうか。

2つ目の質問、給料は上がるか下がるかについてはお答えいただきましたので、割愛します。

3つ目に、この最後の条例案の提案の中で、今冒頭質問した国民保護法に基づいて、武力攻撃、災害等の災害派遣手当というのが創設されようとしています。この手当は、市職員に払うのかどうかお尋ねします。

次に、第34号 特殊勤務手当についてお尋ねいたします。

危険手当、不快手当、どういう中身なのかは結構ですが、今回の提案はそれを残します。そして、現業手当、施設従事手当を削減したい理由ですけれども、その根拠をお尋ねします。

2つ目に、この条例案が実施されますと何%給与が削減されるのかお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 木村議員から、議案第29号 国民保護対策本部条例、それから、議案第30号、議案第33号、議案第34号についてご質問がありました。特に、議案第29号につきましては、議員おっしゃるように、国民保護法、事態対処法というのが国の法律で決まったわけでございます。それに対応する本部条例の制定でございます。

詳細につきましては、総務部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

〔総務部長 堀江正身君登壇〕

総務部長（堀江正身君） それでは、お答えいたします。

議案第29号 国民保護対策本部条例に関するご質問でございます。

まず、国民を何から守る計画かにつきましては、国民保護法、それから事態対処法のそれぞれの国民保護法については22条、それから事態対処法は24条ということで確認しておりますけれども、武力攻撃から国民の生命、それから身体及び財産を保護するため、または、武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小限となるための措置にかかる法制であり、武力攻撃から人々の命や財産を守るため、避難や救援をするものであります。

次に、地方自治体にどんな計画をつくることを義務づけているかについては、非常事態対処法の5条に定められております地方自治体の責務とあります。同法によりますと、地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する責務を有するとされておりますので、これに見合った計画を策定する必要があると考えております。

次に、市民への必要最小限のものに限るということをどう判断しているのかについてでございますけれども、何が最大で何が最小なのか判断ができませんけれども、伊豆市として判断するに、1つは対策本部の設置、2つ目は警報の通知伝達、3つ目は避難措置の指示、4つ目は避難住民の誘導、5つ目は避難住民の救援、6つ目は物資の売り渡し要請、土地の使用、医療の実施の要請、7つ目は安否情報の収集・報告等を盛り込んだ計画であると判断をいたします。

次に、4点目の、戦争反対を表明した職員が動員に従わないという意思是尊重されるかというご質問ですけれども、この質問内容は、国民保護法そのものの解釈をやや誤解をされているのではないかというように受けとめます。国民保護対策本部条例は、武力攻撃を受けた場合、市民の生命、財産を保護するために戦争をしましよと言っているのではなくて、情報の提供や避難・救護・救援をしますという計画でありまして、戦争の賛成とか反対など全

く関係なくて、動員は職員の義務であるという具合に考えております。

それから議案第30号の国民保護協議会条例、協議会委員30人のメンバーは、まだ選考をしておりません。どういうメンバーにするかも含めて、4月以後決定する予定です。

2の市議会の承認事項か報告事項かについては、これは、国民保護法第35条第5項及び第6項に定められていますとおり、国民保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ県知事に協議しなければならない。この計画を作成したときは、これを速やかに議会に報告するとともに公表しなければならないとなっておりますので、お答えとしては、報告事項ということになるかと思えます。

続きまして、議案第33号でございます。職員の給与に関する条例でございます。良好な成績とは、客観的に判断できる基準はということでございますけれども、今回の給与構造改革は、これまでの年功的な給与上昇要因を抑制して、職務・職責に応じた適切な給与を確保していくことが求められております。一方、現在伊豆市におきましては、本格的な人事評価を導入しておりません。今後策定する人事評価システムにおいては、できる限り主観的要素を排除して、客観性と信頼性を高めることが求められておりますが、このシステムが確立できるまでは、良好な成績は、これまでの給与制度で運用されてきたとおり、一般的には、職員が与えられた職責を通常程度に満足に果たしたか否かによって判断することになると考えております。

次に、条例の変更によって給料は上がるか下がるかですが、これはいいですね。

次の、武力攻撃事態等、災害等の派遣手当の創設については、市職員に払われるかということですが、これはまだ研究が及んでおりません。今回も、条例の中ではこれは入れておりませんが、手当については、一応これの創設が、払われるというようなことが確認できましたら、また改めて条例の方でお願いするということになります。

それから、議案第34号の特殊勤務手当でございます。これは、危険手当と不快手当を残して、現業手当、施設従事手当を削減するというところでございますけれども、行政改革における給与の適正化の取り組みとしての手当の是正があります。特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する手当でありまして、感染症の防疫業務等の危険手当や、行路死亡人の収容業務についてはこれに該当いたしますけれども、現業手当及び施設従事手当については、特殊性が認められないものとして、今回廃止するものであります。

次の、手当の削減でどのぐらいの額が削減されるかですが、現業手当及び施設従事手当を廃止することによる削減額は約560万円となり、一般職の給与費ベースで0.2%となります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 大事な条例、議案第29号、議案第30号ですから、さらにちょっと突

っ込んでお話を伺いたいんです。

冒頭質問した国民保護に関する基本指針という中で、武力攻撃事態というものがどういうものが想定されるか。一概に言えないんだけど、武力、武力だと言っているんだけど、どういうことということが明らかになっているんです。国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項というのを明らかにしているんですよ。それを今提案しているものですから、それをつくるための条例案ということで大事なことから、その辺の意思を一緒にして論議をしたいんです。

大きく分けて4つに言っているんです。どういうときに武力攻撃事態なのか。上陸・侵略の場合、それが1つ目、2つ目には、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、3つ目に弾道ミサイル攻撃の場合、4つ目に航空攻撃の場合、これらの類型に応じた具体的な国民保護措置をつくるに当たっての留意事項を、今言ったように示しているんです。いわゆるこういう武力攻撃事態が起こったときではないですからね、今国会でやっているのは。おそれがあると、まだ何も無いんだけど、そういうおそれがある場合についての、伊豆市でいうならば、3万7,000人の市民を守るための計画をつくる、その大本である本部条例を今提案されているんです。

武力攻撃が発生した場合、こんな問題も出てきているんです。今、国民を守りますと言っているんですけど、もし、仮におそれがあると、まだ攻められていないですよ、おそれがあると判断したときには、その侵略を排除するためにアメリカ軍と自衛隊の軍事行動が優先されるのか、それとも市民の避難や救援が優先されるのかということについては、政府は調整中だと、ケース・バイ・ケースだと。国民保護計画をつくりましょうと言っているんだけど、それをケース・バイ・ケースで、どちらが優先かわからない。架空の計画を今自治体に求めているという状況です。

それから、地方自治体は何をやらなくてはならないのか。住民の避難計画をつくりましょうよということでは法律になっている。伊豆市はどこに逃げるのかと、こうなるわけです。

それからもう一つは、地方自治体の責務とうたっていますけれども、その中に、先ほど言った電力会社とか、NTT、バスとか鉄道、多分東海も入るでしょう。今、地方自治体に求めているのは、さまざまな公共指定機関などの会社とそこで働く人たちを動員する計画をつくりなさいということではないかなと思います。いかがでしょうか。

それから、国民の権利、自由の問題云々ということですが、必要最小限の基準、確かに国民保護法をずっと読んでいきますと、国民の基本的な人権を尊重するんだとか、憲法13条等々、尊重しますということをおきながら、こんなことを言っています。「高度の公共の福祉のために合理的な範囲と判断される限りにおいては、その制限は憲法13条等に反するものではない」。それで、あちらこちらで去年、地方の中でブロックごとに政府が会議をやっていたんですけど、必要最小限の基準とは何なのと、こうなるわけです。そうすると、その答えがそのときによって異なりますという。具体的にどういうことか。

おそれがある場合、侵略するおそれがある、ゲリラが出るおそれがあるなど判断したときには、立ち入り調査とか物資の調達とか立ち退きのこともできますということなんです。

余り解説するから、短くしますけれども、職員命令の問題については、これは、市の職員が情報提供云々だけではないんですよ。今言ったように、避難計画をなささい。あそこの建物を武力攻撃事態法、国民保護法に基づいて、市民を守るために邪魔だから撤去なささいと。あなたのガソリンスタンド、これを確保しますといったときに誰がやるのか。市の職員が出ていくんですよ。情報提供だけではない。そういう法律なんです。

当然、外部から万が一不当な侵略とか攻撃があった場合、また、大震災や大規模な災害が起きたときに、政府とか自治体が、伊豆市が国民の保護に当たらなければ、これは当然のこと。しかしながら、今度の計画というのは、災害救助において、住民避難計画と根本的に違うということです。あくまでも戦争状態になるのかなと考えたときに、市長が本部長になって、それぞれの自治体は、国から、それから県知事から、そして伊豆市長にこのスタンドを確保してくれ、病院を確保してくれといったときに、従わなくてはならないという法律を具体的に計画するための計画づくりだというふうに私は理解しているんですけども、災害とは違うというふうに私は見ているんですけども、その点についてどのようにお考えなのか。

それから、協議会を委員30人でつくと、まだ決まっていないということなんですけれども、県とかあちらこちらでもうやられているところを見ると、警察、消防、それから市の職員、自衛隊もこの中に入るんですね。今からつくる、30人ですよとなると、当然攻撃されるであろうということで、それに対する専門的知識を持っているのは誰となると自衛隊ということが、当然この中に入ってくるのではないかと思うんですけども、わからなければ結構です。まだ今からだというんでは、ちょっと違うのかな。

それから、協議会で決めたこと、今言ったさまざまな計画、避難計画をつくりませんが、今言ったように報告事項なんです。どういう想定のもとで市民を避難させなくてはならないのかということは、この議会、市民の生活も今論議していますけれども、この伊豆市議会にかけなくてもどんどん進んでいってしまうということなので。報告事項ですからね。果たしてそんなことでいいのかな。

次に、議案第33号の給与の件についてお尋ねします。良好な成績とは、今からだということなんです。去年の3月議会のときに人事行政の運営等の状況の方法に関する条例の制定というのが提案されました。そのときに、いろいろな職員給与等々の公平になるようにということで、同じことが出てきています。人事評価システムをいずれ導入しなければならない。今総務部長が言ったのと同じ答弁をやっているんですよ。主観的な要素を排除して、客観性と信頼性を高めることが求められるということで、「準備しなくてはなりませんね」と言って、もう1年なんです。どういうふうに考えているのか。このとき、やります、検討しますと言って、今の答弁を聞くと何も進んでいないではないですか。それで良好な職員はだれだれ。今の制度だと、当然主観が入りますよ。客観的に、査定を受けた職員が、なるほ

ど私は働いてないからこの一番下のランクになったのかなとか、頑張ったからこうなのかなということが評価できないでしょう、今のシステムでは。それでもこれを提案するという点について、どうなのかなというふうには思いますので、今までこの1年間、こういうふうに議会でお話して何をやられたのか、ちょっとお話をしてください。

それから、武力攻撃事態云々、まだ決まっていませんと言ったんでしょうかね。この議案書の中の199ページ、災害派遣手当のところ、災害対策基本法と同時に、今私が質問している国民保護法に基づく手当というのが書いてある。提案されているんですよ。だから、私は、伊豆市の職員には該当するのかなどと聞いているんです。提案されているんだから答えてください。

特殊勤務手当に移ります。全体として、今回提案されている施設従事手当の中身を見ますと、いわゆるごみ焼却場で働いている現業職の職員の方ですね。2つお聞きします。

一般職は技能職の方よりも賃金が高い。いわゆる技能労働の人が安い。いろいろ聞きますと、その安い理由というのは、さまざまな手当をつけて、生活費に上乘せする、そういう特殊なというか、一般職とは違う仕事をやっているからということで手当をつけました。なぜこれが一般的ではないのか。そういう賃金差があるから、それを穴埋めと言ったら変ですけれども、同じ職員ですから、現業か一般職かの違いだけだから、それを平等になるべく近づけるように。それでも低いですよ、現実に計算すると。という状況なのに、これが廃止されることをどういうふうにお考えなのか。

もう1点です。この中に技術管理業務とあります。技術管理者の資格を有する者に限るというところ、それからボイラー技師免許を受けた者に限るということで手当を出しているのが2つあります。それぞれ7,000円です。専門的な知識を自分で勉強して取得した人も排除すると。客観的には、その知識は認めませんということですね。そうなりますと、今少し前に言った専門職を育てましようと言っていることと、今度、資格を受けた者、資格を有する者が今回提案されるのは排除されるということについて、どのようにお考えなのかお尋ねします。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは、いろいろありましたものですから、まず、武力攻撃の住民の避難計画ということですが、これは、確かに平常の計画と、それから緊急時の計画ということで二通りございます。何をやらなければならないかというのは、自治体の責務でございまして、このもとの上位法に基づいて規定をすることとございまして、その辺で、常時と非常時という2つの計画になっているということとございまして、

それから、次の人員については、現在まだ調整しておりませんが、言われましたように、警察であるとか、自衛隊であるとか、そういう方々もメンバーに入れた30人になるかと思えます。

そして、続きまして議案第33号ですけれども、人事行政の公平になるような評価システム

ということで、まだ平成17年度については評価システムは入れておりません。平成18年度のスタートということで、部長会議の中で議案に出して研究を始めているところでございます。しかし、客観性が、どう評価するかということについては、さまざまな議論があることも事実でございます。当面職員を指導すると。よい職員にというか、平均の水準まで職員の資質を上げるというようなことに当面は目標を置いて、公平性が担保されるというようなことになろうかと思えます。

それから、先ほどの武力攻撃等の災害派遣手当、これは、確かに予算の方にはございました。包括的に危険手当として含んでおったわけですので、先ほどの答弁は訂正いたしまして、これは、総括的な中で、廃止されない手当の中に現在あるというようなことでご理解をいただきたいと思えます。

それから、一般職に比べまして技術・技能職が非常に低いということは、当然行政職1の俸給表、それから行政職2の俸給表を使うということで、この差というのが生じているということは、現実でございます。伊豆市といたしましては、そのような状況の中で、なるべく均衡が図られるように手当の中で調整してきたわけですけれども、今回こういう手当についても違法であるということを指摘されましたので、指摘を受けている以上は、やはり、この3月31日付で廃止をするということで、改正条例の提出となったわけでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） もう1回。

木村議員。

26番（木村建一君） 2つお尋ねします。

保護対策本部をつくりましょうと提案されている。今、平常時と非常時の区分けというのは、私は初めて聞いたものですから。なぜかということ、冒頭言うように、武力攻撃事態法というのがあります。これは大本なんです。武力攻撃事態、こういうことを言っています。武力攻撃が発生する事態または武力攻撃が発生する明確な危険が切迫していると認められるときにこの法律が動いていくんですよ。だから、保護計画も、「市長やりなさい」とこうなってくるわけです。

もう一つ、予測事態なんです。武力攻撃事態が予測されると。武力攻撃事態には至っていないんだけど、事態が緊迫して武力攻撃が予想されるに至った事態のときには、この法律が動いて、計画どおりにやりなさいと、こうなるんです。そのために、今計画をつくりなさいという。

ですから、お尋ねしたいのは、非常時と平常時というのではないでしょう。今、対策本部で練ろうとしている保護計画というのは。

次に、手当の件についてお尋ねします。

施設従事手当、例えば、し尿処理の業務またはごみの収集及び処理の業務、これ1日につき1,250円とあります。これが、今廃止の提案がされていますけれども、計算しますと、20

日、2万5,000円減らされてしまうんです。当然ボーナスにもいろいろ影響する。本当に生活を守るとい立場で、ましてや、ごみ処理となるといろいろな危険も伴います。ほとんどが外に出てやる。それから、中でも業務をしているわけですから。

2つお尋ねします。

免許を持っている人は、今回は排除されると私はお尋ねしましたけれども、専門職を育てましようといつて、専門職がいらっしゃるんです。その人に対して何も手当しませんよということがどうなんでしょうね。

それで、最後の質問。でも、それは違法だと言われました。この提案理由の最初の説明のとき、私の聞き違いかなと思つて言つたんですが、再度総務部長の方から手当は違法であると言われました。違法の根拠を教えてください。何法に基づいて違法行為なのか。ということは、ずっと違法行為を地方自治体がやっていたということになりますけれども、法的根拠をお願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは、助役。

助役（児島保次君） それでは、まず最初の非常時と平常時、これは総務部長の答えが若干ニュアンスが違ひまして、木村さんのおっしゃるとおりでございます。要するに、始まるまでを平常時というふうに考えましたものですから、このあたりは訂正していただきたいと思ひます。

それから、手当の件でございますが、この手当については違法というようなことを言ひましたが、これは、条例の中では違法ということではなくて、行政指導の中でというように解釈をちょっと変えていただきたいと思ひます。

それから、手当についてボーナスに影響するということに木村さんご指摘ですが、手当については、賞与については影響いたしません。この解決策を、実際給与の見直し等を含めましてやつてございます。給与の今までの前歴計算等を考へて、本給が上がることによって、それらあたりを、木村さんのおっしゃるとおり賞与に反映する。また、生涯給与、年金にも反映するということなことで、今、事務的に精査をしております。余り不利にならないようには考へておりますので、ご承知願ひたいと思ひます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、以上で木村議員の質問を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議案となっております12議案につきまして、皆さんにチェックしていただきたいんですけれども、付託するもの等、皆さんに願ひするわけですけれども、本日採決するものがござひますから、チェックしてください。

ただいま議案となっております議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第36号の4件については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号及び議案第31号から議案第35号並びに議案第37号、議案第38号の8件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第28号及び議案第31号から議案第35号、議案第37号、議案第38号について討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告がありませんが、討論がありましたら受け付けます。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第28号 伊豆市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 伊豆市事務分掌条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 伊豆市特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 伊豆市漁港管理条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 伊豆市営住宅管理条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号の質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第37、議案第39号 国土利用計画（第1次伊豆市計画）の策定についてを議題といたします。

これより議案第39号の質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

最初に、10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第39号 国土利用計画（第1次伊豆市計画）の策定について、平成27年度の人口が3万7,500人ということになっております。その考え方をお聞きしたい。

牧之郷地区の整備についてどのように考えているかお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの森議員の質問に答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第39号について、森議員のご質問については総務部長から。
議長（遠藤正寿君） では、総務部長。

〔総務部長 堀江正身君登壇〕

総務部長（堀江正身君） 議案第39号 国土利用計画（第1次伊豆市計画）の策定について、人口3万7,500人の考え方についてでございますが、国土利用計画は、総合計画の基本構想との整合を図るものであります。人口フレームについては、基本的に同数値といたしました。国土利用計画説明資料の114ページをご参照いただきますと、総合計画の策定時にご説明をいたしましたけれども、合併まちづくり計画では3万8,200人の人口見通しでありました。また、平成17年度推計人口は3万7,600人中、総合計画では推計人口を3万5,000人とし、今後地域生活を支える活力や、快適な生活に必要な都市基盤やにぎわいをつくり出すには一定の人口規模が必要と考え、整備が予定されている基盤整備や福祉・教育分野等の総合的な施策によって人口を維持していくことを目指し、推計人口をやや上向きの水準を掲げて、目標人口である3万7,500人といたしました。

牧之郷地区の整備の考え方について。当地区は、旧修善寺町の都市計画マスタープランや合併まちづくり計画で住宅候補エリアとして位置づけられておりますので、今後は社会的なニーズを十分検討し、必要に応じて住宅地としての計画を持った土地利用を図っていく考えであります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問をさせていただきます。

この国土利用計画基本構想、これは、かけがえのない自然環境を保全し、健康で文化的な生活環境を確保し、均衡のとれた発展を図ることを基本理念とするというふうに理解したいんですが、この中で具体的に書かれているのが、開発計画ははっきり書かれているようです。我が町に一番大切なのは、自然環境の保護ではないかと思うんですが、どうも、人口の考え方からいって、開発優先のための計画ではないかと思うんですが。人口そのものも、もう考えられない数字ではないですか、これ。その辺いかがですか。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 先ほども申し上げましたように、この国土利用計画が総合計画と一致していると。いろいろな手法については、総合計画の手法をそのまま使ったということでございます。そういうことで、3万7,500人という数字が出ております。この数字については、国土利用計画もそうですけれども、同時に進行する総合計画を推進することによって、開発のみでなく、例えば少子化であるとか、さまざまな施策が中にございます。こういうようなものを総合的に推進することによって、3万7,500人を目指していくと、こういう数値でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 目指すのは結構なんですけれども、どんなに頑張ってもできない数字というのもあるはずなんですよ。一方では、3万7,500人を目指すために投資だけどんどんされていくと。それでは、市民サービスの現状のレベルの維持さえできないような行政が行なわれるような事態に、もうこの予算書の中から市民サービスの低下がどんどん見えている。しかし、一方では、総合計画にのっとって開発だけが先行していく。私は、総合計画も含めて見直すべきではないかと思うがいかがですか。

それからもう一つ、牧之郷地区を住宅地化するということは、今後考えていくと言ってよろしいですか。現在宅地開発はできない状況になっていると思いますけれども、その辺もひとつお伺いしたい。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 総合計画につきましては、昨年と今年にかけて、皆さんからアンケートやら、議会についても、全協、それから当然委員さんにも選考していただきまして、十分審議をして策定をいたしました。その国土計画について、国土利用計画ということに独立をした計画となっております。

したがって、総合計画と一体ございまして、この総合計画を見直す時期については、5年ということと考えております。この5年間で構想を見直すような段階になったときに、目標人口についても触れるわけでございますが、当面は10年先の目標でございますので、この目標に沿っていくということでございます。

なお、詳細につきましては、総合計画の中で実施計画の方までございますので、そちらの方で当面の財政計画であるとか、こういうふうなものについては、財政の指標については見直しますけれども、目標人口については、これはあくまでも伊豆市が均衡ある発展ということで、開発のみにかかわらず、すべてを調和した発展でございますので、その10年後の目標人口は、現在では3万7,500人ということでご理解願いたいと思います。

それから、牧之郷の整備の考え方でございます。これにつきまして、今後社会的なニーズを検討して、今言いましたように、必要に応じて計画を持った土地利用を図っていくということでございますので、土地利用計画については、ここまでが位置づけということになります。

議長（遠藤正寿君） これで森議員の質問を終わります。

会議時間の延長

議長（遠藤正寿君） 本日の会議時間は、議事の都合により、終了するまであらかじめこれを延長をいたします。

議長（遠藤正寿君） 次に、26番、木村議員。

〔 26番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） 議案第39号 国土利用計画案について質問いたします。

全協の折も少しお尋ねしましたがけれども、ちょっとまだ私の理解が足りないのかわかりませんが、わかりませんのでお尋ねします。

国土利用の検証と今後の方向性の検討というのが、厚い方の資料的な要素なんだろうかね、その107ページにありますけれども、そのことと、前に全協の折に質問いたしました国土利用計画の第1次伊豆市計画の薄い方です、本文の。その中に、農地の面積が減るという計画というか、目標になっておりますけれども、その辺が整合性がどうなのかなと私は思いますので、お尋ねをいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの木村議員に答弁願います。

市長。

〔 市長 大城伸彦君登壇 〕

市長（大城伸彦君） ただいまの木村議員の議案第39号 国土利用計画についての答えを総務部長からいただきます。

議長（遠藤正寿君） それでは、総務部長。

〔 総務部長 堀江正身君登壇 〕

総務部長（堀江正身君） それでは、議案第39号の国土利用の検証と今後の方向性の検討と土地利用のそれぞれの区分ごとの規模の目標の中の農用地域の整合性についてお答えいたします。

農地については、農地の保全に取り組んでおりますけれども、これまでの実績は、減少していく状況であります。今後とも、無秩序な転用防止や景観のよい農地の積極的な保全を進めていく方針の中で、年13ヘクタールの減少から8ヘクタールの減少にとどめていくことを目標に設定しております。これについて、説明資料の121ページをご参照願いたいと思います。このように、方針と目標数値の考え方については整合していると考えております。

今後の課題の具体的な内容は、主に中山間地の狭い農地の維持が考えられます。これまでの取り組みを継続していくことに加えて、グリーンツーリズムやマルチハビテーション、要するに、都会と田舎暮らしの両立に関連して、農家以外の利用者による農地の維持に取り組んでいくことが考えられます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） ちょっとわからなかったんですが、見方がおかしいんですかね。国土利用の検証と今後の方向性の中を見ますと、確かに、高齢化になって、なかなか働き手がいなくなって、農地が疲弊してくるとというのが現状なんです。10年間の計画でそれをどうしようかということで私は理解するものですから、現状と今後の展望については、やはり、夢を持って中山間地を守っていくということが大事なもので、そういう立場で質問しているん

です。

時間の関係で詳しくはお尋ねしませんけれども、現計画の記述をずっと読み、そして今後の方針、グリーンツーリズムとか景観の優良な農地の積極的な保全と、こういうことが新たな事業として書かれてありますと、何か遠い先ですから、なかなか困難性はあるんですけども、そうすると、せめて農用地を40ヘクタールも減らすというようなことではなくて、何とか頑張るような方向性のものが出てくるのかなというふうに理解するものですから、その辺がいまいちよくわからないんですよ。理解不足でしたら、またちょっと回答してください。

議長（遠藤正寿君） 総務部長。

総務部長（堀江正身君） 年に13ヘクタールの減少が、こういう計画がないと、もっと大きい面積になるということで、せめて衰退をもう少し防止するよにということで、衰退防止型の減少率ということでご理解いただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 以上で通告による質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略をいたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第39号 国土利用計画の策定について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号～議案第42号の質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第38、議案第40号 静岡県市町村職員非常勤職員公務災害補償組合の解散についてから日程第40、議案第42号 静岡県市町村職員退職手当組合規約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本3件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略をいたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告がございませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより3議案を一括採決をいたします。

議案第40号 静岡州市町村職員非常勤職員公務災害補償組合の解散についてから、議案第42号 静岡州市町村職員退職手当組合理約の変更と組合を組織する地方公共団体の数の増加についての3件について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、議案第40号、議案第41号、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第41、議案第43号 伊豆市・伊豆の国市障害程度区分等判定審査会の共同設置についてを議題といたします。

これより質疑に入るのでありますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議案第43号については、議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議案第44号～議案第55号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第42、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（加殿コミュニティ防災センター）から日程第53、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について（牧之郷公民館）までの12議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第47号、議案第48号について、10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について、中伊豆体験農園管理組合とはどのような団体かご説明願いたい。

議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について、小川多目的利用施設が入っていないようですが、理由をお聞きしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいまご質問がありました議案第47号、議案第48号につきましては、観光経済部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木直道君登壇〕

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、議案第47号、体験農園の関係ですけれども、これにつきまして答弁をさせていただきます。

この団体につきましては、前にもご説明させていただいておりますが、周辺の地域の農家の方や農家以外の方も入っております。あわせて11名で昨年11月に設立をされました任意の組合でございます。このメンバーの中には、農業にたけた人もいますし、工芸等の体験、また、観光面に携わっている人もございます。また、県外から移り住んで来た方もメンバーに入っております。都市とのつながり、そういうものを持っている人も含まれております。

この施設は、管理運営を目的に設立されたわけでございますけれども、地域の活性化のため、いろいろな取り組みもここを拠点にやっという考えを持った団体でございます。

続きまして、伊豆市小川多目的利用施設が入っていないということでございますけれども、この小川多目的施設につきましては、昨年の12月の議会におきまして伊豆市立地域集会施設条例の一部改正をお願いをいたしました。その際、この施設は市直営ということでこの条例から除き、新たに伊豆市小川多目的利用施設条例を制定したところでございます。そんなことから、今回の指定管理者の指定からは除かれるものでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） この中伊豆体験農園管理組合、11名の組織だということですが、参加は任意なのでしょうか。今後も希望があれば参加できるのかどうかということ。

それと、この施設の運営について、今議会では事業費の投入が200万円ぐらいあったはずですが。それについてはどのようにお考えか。今後この管理組合を通じて黒字化を図ってって、将来税金の投入がなくなるようなことも考えているかどうかお伺いしたい。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） この組織につきましては、いつでも加入はできるかと思いま

す。その組合の規約の定めた中で、そういう希望があれば入れるような形にはなっているか
と思います。

それから、今おっしゃったのは、今回の管理運営経費の中で200万円ということですか、
多分森議員さんがおっしゃったのは、その組織に対する管理委託料のことだと思います。
180万円を今回予定しております。これにつきましては、管理運営部分ということで、管理
運営のみの部分を委託するというごさいます、今後できる限りこの管理を委託する
運営費を減らしていく必要があるわけでごさいますけれども、それにつきましては、独自の
事業等をその中で盛り込んでやっていくことが必要なのかと思っております。そういうこと
で、今後市としても指導をしていきたいと思っております。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） この組織の規約があるんでしょうけれども、規約というのはもらっ
ているのでしょうか。もらっているんだったら、後で写してもいただきたいと思いますが、
いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 規約は、市の方ではいただいております。そこの代表者の方
に確認して、お答えしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） これで森議員の質疑を終了いたします。

以上で通告による質疑は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本12件は、会議規則第37条第1項の規定によって、議案付
託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第56号の質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 日程第54、議案第56号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認
めます。

ただいま議題となっております議案第56号については、議案付託表のとおり土木水道常任
委員会に付託をいたします。

これより議案配付のために暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時10分

再開 午後 5時14分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、引き続き会議を再開いたします。

日程の追加

議長（遠藤正寿君） ただいまお手元に配付したとおり議案第57号が提出されました。
お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第57号の説明、質疑、委員会付託

議長（遠藤正寿君） 追加日程第1、議案第57号 伊豆市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第57号 伊豆市介護保険条例の一部を改正する条例について、追加議案として提案理由を申し上げます。

本年4月から実施される介護保険制度の改正に伴い、現行5段階の保険料区分を6段階に変更いたしました。あわせて、3年に一度の介護保険事業計画見直しに基づき、保険料額の改正をするものであります。また、税法改正に伴う保険料の上昇者に対しては、激変緩和措置を実施してまいります。

詳細につきましては健康福祉部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関する補足説明がございますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それでは、議案第57号 伊豆市介護保険条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

介護保険施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、昨日、3月1日に公布され、介護保険料の段階の細分化と新たに加わった地域支援事業等の国・県等の負担割合が示されました。このことにより、介護保険料と介護保険料段階を改正するため、今回追加に提案するものでございます。

介護保険料は、介護保険事業計画によりまして、平成18年度から平成20年度の3カ年の合計介護給付額に基づき算定された必要保険額を、3カ年の第1号被保険者数 65歳以上の

人数でございますが、これで除して算出いたします。その結果標準月額保険料が3,667円と算出されました。保険料軽減のため、介護給付費準備基金の一部を取り崩しまして、現行の2,900円から500円を増額して3,400円とするものであります。ちなみに、県下の保険料の平均は約3,700円ぐらいというように聞いております。

4ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

条例の2条、保険料率につきまして、前回の介護保険計画の中「平成16年度及び平成17年度」、これを「平成18年度から平成20年度まで」ということに改正いたします。そして、保険料率でございますけれども、現行の(1)から(5)の5段階ある保険料のうち、現行(2)、これは世帯非課税階層でございますが、これを新たに(2)世帯非課税で年金収入80万円以下の世帯と新(3)世帯非課税で新(2)に該当しない世帯、この2つに区分いたします。そして、全体で6階層ということでございます。

金額につきましては、現行の(3)、右側でございますけれども、階層3万4,800円、これは本人非課税の者の基準額としておりまして、基準額2,900円、これを12カ月で掛けたもの、12倍したもの、年額ということでございます。この金額が新(4)、4階層です。これは、本人非課税の者の基準額3,400円掛ける12カ月ということで、4万800円に改正いたします。この金額を基準にいたしまして、新(1)階層、これは生活保護の階層でございますが、これに0.5倍を掛けた金額が2万400円。それから、新たにできました(2)階層では、これも0.5倍の2万400円。それから、(3)階層は0.7倍で3万600円。(5)階層、これは本人課税で、所得が200万円未満の者でございますけれども、これを1.25倍をいたしまして5万1,000円。6階層、本人課税で所得200万円以上の者でございます。これは1.5倍で6万1,200円ということで改正いたします。

また、そのほかに、第4条、第11条、第15条が改正がございますが、これらは上位法令の改正に伴う条文の改正でございます。

そして、元のページに戻りまして、附則の方でございますけれども、こちらに税制改正の影響によりまして保険料階層が上がる方への激変緩和措置として、平成18年度、それから平成19年度の保険料率を段階的に引き上げる経過措置を定めております。そこらに数字が出ておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で補足説明を終わります。

ここで5時半まで休憩といたします。その間、ただいまの議案について質疑のある方は、通告書によって通告を願います。

17時30分を開会といたします。

休憩 午後 5時22分

再開 午後 5時30分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第57号について質疑に入るのですが、通告がありませんので、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第37条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、3月13日午前9時30分より再開いたします。一般質問を行います。

よって、この席より通知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 5時31分

平成 18 年第 1 回 (3 月) 伊豆市議会定例会

(第 3 号 3 月 13 日)

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成18年第1回伊豆市定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 日程に基づき一般質問に入ります。

なお、質問に先立ち質問者と答弁者にご注意申し上げます。質問者は簡単明瞭に、しかも議題外にわたらないように、答弁者にとっては質問の主旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は21名の議員に通告されております。質問の順位は議長への通告順位といたします。1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答としたいと思います。また、質問時間は申し合わせにより質問のみ30分以内、質疑の回数は同一議題にて再質問を含めて3回までとします。なお、第1回目の質問については、議員並びに答弁者は必ず登壇をすること、再質問についてはいずれも自席にて起立のうえ、お願いすることといたします。

それではこれより順次質問を許します。

木内 一郎 君

議長（遠藤正寿君） 最初に17番、木内議員。

17番（木内一郎君） 17番、木内一郎です。

幼保の総合施設「認定子ども園」の早期設置について、市長及び教育長に質問いたします。

文部科学、厚生労働省は、幼稚園と保育園の機能を持つ総合施設の名称を「認定子ども園」として、設置者が学校法人、社会法人のいずれでも補助が受けられる財政面での特例措置を設け、これを柱として、法案内容を3月上旬には今の通常国会に提出して、10月から施行を目指す方針であると聞いています。

認定子ども園は、教育と保育を一体的に提供する。子育ての相談や親子の集いの場を提供する。いわゆる保育園と幼稚園それぞれの機能を有する総合施設である。

私は12月議会で幼保一元化の取り組みについて質問したが、その時は、国の動向を見据えながら、総合施設の設置を検討していきますとの答弁であった。伊豆市の幼保の施設、少子

化の急激な進行等の現状を考慮すれば、幼保の総合施設への取り組みは急務である。国の動向が見えてきた今、市長及び教育長のお考えを再度お聞きします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの木内議員の質問に対し答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの木内議員の認定子ども園の早期設置についてでございますが、具体的な法案について、まだ法案が出ていませんので、よくわかっておりません。わかった段階で前向きに進めたいと思っています。私と教育長でよく話し合っただけで進めたいと思っています。

細かい点については教育長から答弁していただきます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは教育長。

教育長（室野純司君） 最初の答弁が私からということでちょっと恐縮しておりますけれど、私の方から、木内議員の幼保の総合施設「認定子ども園」の早期設置についてということで、お答えを申し上げます。

今国会に提出される法案ですけれども、非常に長い名前でございます、「就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」、こんなふうに出ております。法案の骨子につきましては新聞等で見ることはできますけれども、法案そのものはまだ全く私も承知しておりませんので、そんなことで詳しく理解していないという段階で、現在の私の考えをお答え申し上げます。

総合施設というのはどういういきさつで出てきたかと言いますと、これは少子化によって特に幼稚園については定員割れ、それから保育所についてはどちらかという待機児童が多い。これを解消するために、平成17年度中に法案を検討して、平成18年度の実施を考えると、こういうことで現在進めてきたところでございます。それによって今回の法案の提出になっただろうと、こんなふうに思います。

今度の総合施設、認定子ども園という名前になっているようではございますけれども、これは三つの型がございます。一つは幼稚園型、もう一つは保育型、それから幼保連携型、この三つの型に、もう一つ議員がおっしゃっていますように、子育て支援事業を行う体制が整っていること、こういう形で進めるわけでございます。

幼稚園型というのは、現存の幼稚園に、4時間程度の、要するに教育要領によって指導をしていく。そして、そのあと、要するに保育に欠ける子供の保育をその幼稚園で実施していく。これが幼稚園型でございます。

保育園の方は、現在の保育機能の中で、3歳以上5歳までこの3年間については、要するに学校教育法78条に目的というのがございますけれども、その目的に沿った教育を行うと、あとは保育園と同じでございます。これが保育園型です。

そして幼保連携型というのは現在ある幼稚園と保育園を、両方の施設を使って、この認定子ども園をつくっていくという、この三つの型があるわけでございます。

現在、伊豆市においては、これをすぐにやってみようという、これはどちらかというところと幼保連携型になるのかなど。ただその場合、距離の問題もございまして、規模の問題もございまして。かなり検討していかねばならないことだな、そんなふうなふうに思っております。

また、実際には、これは県条例で詳しく内容を決めてまいりますので、認定そのものも県で行うと。県知事が行く、こうなりますけれども、実際には県知事が教育委員会にその権利を委譲して、教育委員会できっと条例をつくるのかなとも思っておりますけれども、そこあたりはまだはっきりいたしません。

いずれにしても、具体的な認定基準、あるいは管轄の省、それから預かる時間、入所の対象、あるいは目的など、詳しくわからない面が非常にたくさんございまして。いずれにしても民営化やあるいは統廃合、それから新施設の場所、こういう問題もございまして、財政支援につきましても経常経費だとか施設、これの助成もあるというふうな聞いていますので、公立の保育園、幼稚園を持っている私ども自治体でも注目していく必要はあるだろうなど。

いずれにしても法案をもう少し詳しく見ましてから、健康福祉部とも相談をして、できるだけ早い機会に総合施設設置に向けて検討してまいりたい、そんなふうな考えています。

前回の答弁とあまり進歩していないかも知れませんが、現状ではそんなつもりであります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 具体的な法案ができてからというような答弁でございましたけれども、私は、この前にも言っておりましたけれども、伊豆市の現状から見て、少子化の急激な進行、そして幼保の施設の耐震化の問題、それから児童の減少状況から行くと、これは少しでも早く取り組まなくてはならないというように考えているわけでございますが、この辺をですね、できるだけ考えていただいて、早期の心構えというか、してもらえればいいなと思っております。

施設を見てみますと、湯ヶ島の施設、湯ヶ島小のところにある幼稚園と保育園はもうほとんど接近していますね。隣同士のようなもので。また、修善寺にしても、柏久保保育園と幼稚園は近くに、もう隣接しているようなものであると、そういうことから考えると、先ほど言った第3型の幼保の連携型でいくと取り組みが進められるのではなからうかというような気がするわけでございますが、そんなことで職員の問題もありますので、ぜひ早期の取り組みをお願いしたいと思います。この辺、いかがでしょうか。

もう一度、連携型についてのもうちょっと突っ込んだご答弁がいただければありがたいと、こんなふうに思います。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） ただ、これは健康福祉部との関連もございますので、少し検討して
いかなきゃいけない問題です。ただ、伊豆市にたくさんある幼稚園、保育園のなかで、ある
一部だけそれを行った場合、どんなものかということも正直言ってございますし、あるいは
中伊豆のように幼稚園がないところもございます。

ただ、今の幼稚園を今のこの認定保育園にする場合には、ちょっと施設の問題が絡んでま
いります。と言いますのは、保育園ですと給食施設が必ずいるということもございますので、
もし今の幼稚園に保育園機能を持たせるとするならば、そういう施設をつくっていかねば
ならない。それから、幼稚園教諭がそのまま保育士になれるかどうかという問題も正直言
ってございますので、そんなことも含めて、いずれにしても前向きに検討していくというよ
うな答弁で了解いただければ、そんなふうに思います。

議長（遠藤正寿君） 木内議員。

17番（木内一郎君） 教育長の前向きな取り組みを、ということで、大変心強く思ってい
るわけですが、保育園の民営化ということについて、これも検討するというところで懇話会も
できているようでございますが、もし民営化するなら私はやはり同時に進行する必要がある
と思いますけれど、民営化をするとすると、また幼保一元化の総合認定園が少し後退、遅
くなるということかなというような気もするわけですが、その辺の絡みはどうかと思いますが、
いかがでしょう。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 民営化につきましては、私ども、どの程度の進行かわかっていない
んですけれども、ただ、今度の場合の幼保認定子ども園については、私も私立の保育園の方
にちょっと伺ったことがございます。一番の問題はですね、例えば利用者の方からすると、
今度の認定子ども園というのは、料金は学校法人あるいは社会福祉法人、この団体が決める
ということになっているんです。ですから、場合によっては料金が高くなる可能性もござい
ますし、特に今待機児童が多いという段階では、どちらかという入りたい人が多くなる。
そうなったら、料金を例えば高くしても入ってくるという状況になる。反対に今度は少子化
になって子供たちが少なくなってくると、料金を下げなければ自分の園に来てくれない。こ
ういう問題があって、正直言って私立の保育園なんかも、現在全く今のところでは考えてい
ないという、そんなお話も伺ったところでございます。

いずれにしても、伊豆市の場合は、私立保育園あるいは幼稚園というのは非常に少ないの
で、そこらあたりは私どももそういう心配ないのかなということもございしますが、ただ今度
の保育園の認定子ども園ですね、例えば保育料金なんかについては今まで料金を所得に応じ
ていくつかの段階に分けてあったわけですね。そこら辺りについても今度の場合の法案がど
ういうふうに出てくるのか、それもちょっとわからない状況ですので、そんな点なんかも含
めて検討していかねばならないかな、そんなふうに思っています。

議長（遠藤正寿君） これで木内議員の質問を終了いたします。

飯 田 正 志 君

議長（遠藤正寿君） 次に9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） 9番、飯田正志です。私は次の二つについて、市長と関係部長に質問をいたします。

1番目、下水道本管工事の計画と合併浄化槽の補助について。

旧天城湯ヶ島地区に下水道本管工事の予定地区がありますが、これから先何年ぐらいで完成する予定なのか。完成までの間に、新築の場合、合併浄化槽の補助が受けられないというのはおかしいと思いますが、市長はどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたい。

二つ目、木太刀荘売却問題のその後の経過と地元の活性化について。

この国民宿舎木太刀荘の売却については、地元の住民や観光関係の人たちからは反対する声があったことはご承知だと思います。これまでに木太刀荘が天城湯ヶ島町地区の温泉施設として地元の活性化に果たしてきた役割はかなり大きいものがあると思います。その施設が売却されて新装オープンすることにより、現状よりも少しは良くなることを期待して、納得したんだろうとっております。

その期待を裏切らないためにも、一日でも早く決着をつけて営業を開始することが、天城湯ヶ島地区の活性化につながるのだと思いますが、どのように解決し、どのように地元の活性化につなげるのか、お尋ねしたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは飯田議員の質問に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田正志議員のご質問にお答えいたします。

まず、下水道本管工事の計画と合併浄化槽の補助についてでございますが、天城湯ヶ島地区の下水道整備計画ですが、現在の認可区域は湯ヶ島、市山地区で、平成17年度をもってほぼ完成となります。

今後の拡張計画は、月ヶ瀬地区より松ヶ瀬地区までになりますが、昨年全市を見据えて、伊豆市下水道マスタープランを作成いたしました。その結果、狩野川流域下水道への接続が経済的に好ましいとの判断で、修善寺地区大平を経て、狩野川流域下水道へ接続するとの結論となりました。

工事予定期間は、大平地区の完成を平成26年度と計画しておりますので、この地区はそれ以降となります。現在の計画では平成27年度に事業認可申請をして、平成39年度に完成となる見込みであります。

次に、合併浄化槽の補助金の件ですが、平成17年度までは、合併協議会のなかで、合併以前の各地区における対象区域の適用を継続するという一方で、天城湯ヶ島地区の下水道予定

区域及び中伊豆地区の下水道全体計画区域は、合併浄化槽設置整備補助事業の対象区域外でありましたが、平成18年度より公平性を勘案し、下水道認可区域を除く計画区域に対しましても、合併浄化槽設置整備補助事業の対象区域とすべく、区域の拡張を検討中であります。

しかしながら、両事業とも補助対象事業でありますので、下水道が完成した際には速やかに下水道に接続するよう覚書等を交わすなど、細部についても検討をしていかなければならないということで、関係部に指示しているところであります。

続きまして、2点目の木太刀荘売却問題のその後の経過と地域の活性化についてお答えいたします。

国民宿舎木太刀荘の売却は、天城湯ヶ島町時代に地元の住民や観光関係者からの反対により、売却を断念をしたという経過があります。旧町時代には温泉療養の宿構想の一役を担って、地元の観光振興にも大いに貢献してまいりましたが、合併後は伊豆市営施設運営委員会に諮問し、最終的には国民宿舎は売却するということになりました。これからは、民間の知恵を十分に生かして、天城湯ヶ島地区のためにも一日も早い営業再開を希望するものであります。

また、アスベストの検出があったということで、事業撤退という事態が生じましたが、これはアスベストは後からわかったのではなくて、ある程度わかっておりまして、いわゆるプレゼンテーションにはご説明してございます。ただ、最終的なデータを取り寄せるのに時間がかかったということでございます。

そして、そういう状況から、次点事業者との交渉を踏まえて、今後議会及び審査会の意見をお聞きしながら、早急な開業に向けて、市としても鋭意努力してまいりたいと考えているところでございます。

そして、雇用面及び地元や市の活性化のためにも鋭意努力したいと考えております。議員各位の格別なご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 平成39年に完成という、非常に生きているかどうかわからないような長い時間がかかって下水道ができると。私は、下水道というのは、密集地域は非常に効率的で効果的だと思うんですね。湯ヶ島みたいに家がまばらにあって、そこに本管を通してそこを流して下水道をやるなんて、非常に負担がかかって、これから財政的に非常に市の負担になるというふうに思っております。

今、社会保障が非常に問題になっていきますけれども、この下水道特別事業は将来的には非常に市民の大きな負担になるというふうに考えておりますけれども、平成18年度は17億円、そのうち一般会計から9億円繰り入れていますね。これは、これからどういうふうになっていくのか、部長がもしわかるような、この先本管が全部、平成39年にいるかどうかわかりませんが、市民の負担が増えるのか、減るのか、その辺もちょっと聞きたいですし、も

しこの本管工事を中止した場合、国とか県に罰則かなにかがありましたら、そういうことを聞きたいんですが、よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては上下水道部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） 平成39年ということで、非常に年数がかかるというご質問でございます。

今の事業ベースでいきますと、どうしてもそのぐらいになるということになるわけですが、まず天城湯ヶ島町の下水道区域、先ほど市長の説明にもありましたけれども、非常に変則的な実施になっております。上流部の湯ヶ島、市山地区に、特定環境保全公共下水道で認可をとりました現在の処理場をもって、稼働中でございます。これは国の制度も、当時非常に厳しいものがありまして、おそらく私の解釈でいきますと、国立公園地内へ特定環境保全公共下水道が認可されておりました関係で、湯ヶ島、市山地区、ここが先行されたと。そういう制度がもし全町にわたっての適用がなされておれば、おそらく処理場は一つでたん松ヶ瀬地区ですか、下流側から順次整備をしてきたというような形になるかと思えますけれども、その後、制度が変わりまして、全町に区域が拡大されたということで2系統になっているというふうに理解しております。

そんな関係で、まず、現在湯ヶ島、市山地区で処理場をもってやっておりますけれども、私どもが考えるには、将来的にはこれはすべて狩野川流域下水道に受け入れていただきたいというような形で考えております。

現在、稼働中の農集排に関しましても、流域下水道の接続は認められておりませんが、制度が改正されたあかつきにはポンプ場に返還して、すべて流域下水道に流したいというふうに考えております。

お金が非常にかかるということでございますけれども、平成18年度予算でご説明申し上げました農集排・下水あわせて、本年度約10億3,000万円一般会計から繰り入れております。建設費に関しましては制度でやっておりますので、国費、それから起債で、市費に関しましては1割程度の金額で工事ができるわけですがけれども、長期債による財源確保というような制度をとっております関係で、長期債の償還費が非常に負担になっているということで、金額だけを見ますと、下水・農集排で8億7,000万円、平成18年度予算で長期債の元利金が計上されているわけですがけれども、このうち交付税対象が、2分の1という形になっておりますので、平成18年度予算で申し上げれば下水道、農集排合わせて6億円程度の一般財源からの充当というふうに、市民の方からの税金分としては6億円程度の充当かなというふうに考えております。

いずれにいたしましても環境整備事業でございますので、中止をすとかそういうことではなく、多少時間はかかっても、着実に事業を進めていくということが市にとって非常に有

益ではなかろうかというふうに考えております。これからいろいろ全市を見据えての見直し等々もやっておりますので、稼働率の悪い地域に関しましては合併浄化槽への切り替え、これもご指摘のように考えていかななくてはならないというふうに考えおります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 環境問題が出ましたけれど、合併浄化槽と下水道の本管の工事との差があるかないか、合併浄化槽ではまずいというところがあるのかどうか、どうしても本管工事をしなければいけないという理由がなければ合併浄化槽でもいいと思うんですね。

それで、人口がこれから減っていくだろうという見通しのなかで、例えば人口が増えていけばいいですよ、これから。湯ヶ島地区でもどこでも。20年後にどうなっているかわからないのに、計画ばかり進行して、できてしまったら人がいなかったというようなことでは非常にまずいですから、5年か10年で1回見直して、合併浄化槽の方に切り替えていけば、その間水がきれいになりますから、本管工事がずっと20年後まであるから、浄化槽はだめだから今までどおりやれと言った場合、川がどんどん汚れていきますから。

今からでもいいですから、先ほど市長が多少補助をしてくれるようなことを言っていましたから、できれば本管工事を止めるとは言いませんけれど、市長は忙しいから朝テレビを見ないと思いますけれど、「朝ズバッ！」というテレビをやっていました、この前。群馬県で50年前のダムのある工事があって、ずっと調査費だけで何千万、何億円使ったという話をやっていましたけれど、国でさえ50年間、ダムの計画もできていない。ですからこの本管工事も一時凍結をして、合併浄化槽に切り替えて、川をきれいにしていくような方法をとっても、私はいいと思うんですが、その辺はどうかと思いますけれど、それは提言ということで、次の質問をいたします。

国民宿舎木太刀荘、企業部長が元湯ヶ島の人間ですので、非常に責めにくいんですが、財政的な問題で売却したということになっていきますけれども、地元の間が一番心配しますのは、ご存知のとおり商店街はシャッター通りで非常に困っているという話を聞きますけれど、温泉街も、旅館が閉館して明かりが消えてしまったというふうなことがありますして、非常に淋しくなっているんですね。売却したあとに民間企業がやって採算が取れるのか、継続性があるのかと、いろいろ心配があるわけですね。

そういうことで、しっかりやっていただけたところに売却していただいて、一日も早く営業して、明かりをつけていただいて、人を呼んでいただくということが地元の活性化につながると思うんですね。

ですからその辺のことをどのように考えて、ただ高く売ったからいいとか安く売ったからいいとかいう話ではなくて、一日も早く営業能力がある会社に売却するということ。金額は問題ないと思うんですね。

その辺を市長か企業部長でもいいですが、どのように考えているか、お願いします。

議長（遠藤正寿君） まず市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

議員、おっしゃるとおりでございます。金額はどうでもいいということはちょっと預かる者としてはそうだと言いきれませんが、やはり地元が活性化していく、元気になっていくということがですね、必要だろうと思います。

いろいろ諮問委員会で市営でやってもこれからは段々先細りになってしまうと。それから建物が老朽化しているということで、その辺を踏まえて、どなたかやっていただけたところを、ということで探しているところでございます。

もし補足がありましたら企業部長から。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、今ほとんど市長が申し上げたとおりでございますが、基本的には行政財産から普通財産になりまして、その有効活用を踏まえますと、早急な措置が必要ということは、飯田議員と同じ考え方だというふうに思います。

地域の活性化イコール公共の利益というような考え方を私も持っておりますので、そういった意味からしますと、今後先般の観光経済委員会でも次点の候補者と再交渉してみなさいというようなことをご理解いただいているものですから、その辺で早急に次点の業者と、市の方針はある程度1億5,000万円というようなことで決まっておりますので、そんな意味での交渉を今鋭意努力しているところでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 今、売却の経緯について、当局側に対して責任を追及するような風潮がありますけれど、まだこれからふじみ荘、中伊豆荘、虹の郷というような問題も抱えておりますので、この経験を生かして、日本人の心の中に惻隱の情という、相手を許すと言いますか、そういうことに対してもう一回チャンスを与えるようなそういう心がありますから、そういう心を持って、議員の中に、以前お祭りに行きまして今までどおり寄附をしたら公職選挙法に違反するからと言ってお金を取りに行ったという話がありますけれど、それについて我々は一切何も言いませんでした。だからそういうふうに失敗と言いますか、故意ではない場合は、あまり文句を言わずにそれを基礎にしてステップにさせていただいて、次の改革にその経験を生かして、いい方法を取っていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで飯田議員の質問を終わります。

山 下 一 君

議長（遠藤正寿君） 次に6番、山下議員。

6番（山下 一君） 6番、山下一です。私は平成18年度の予算についてお伺いします。

平成18年度の予算編成については議会の初日の市長の所信表明どおり、財源不足を補うために徹底した行政改革と歳出の見直しは不可避であると思います。確かに社会保障関連の問題、少子高齢化の問題、道路問題、またいろいろ直面している課題は多々あります。市の人口が2,000人減少したことにより3億4,000万円以上の歳入不足になりました。

そこで市長に伺います。所信表明の中にありましたが、過疎化の対策をどう考えていますか。

二つ目に個性と工夫に満ちた伊豆市づくりとは具体的に何をやるのか、お伺いします。

議長（遠藤正寿君） それでは山下議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 山下議員の、平成18年度予算についてお答えいたします。

二つございまして、まず1点目の過疎化の対策の考え方につきましては、人口の維持、または増加の対策として、地域活性化による雇用・にぎわいの創出や、福祉等の少子化対策、住環境の整備等の総合的な施策の展開が必要と考えております。

まず一つには、雇用・にぎわいの創出であります。天城北道路の整備効果を生かして、土地利用の推進、あるいはウエルネスや自然エネルギーに関する新たな産業の育成や、農業基盤整備、グリーンツーリズムの振興や新たな特産品開発、地産地消などの流通ルート拡大による第一次産業の推進。また修善寺駅周辺のTMOによる商業まちづくり事業の推進及び地域職業相談室等の機関との連携による就労情報・相談の積極的な情報発信が挙げられます。

次に、少子化対策ですが、この件につきましては、乳幼児健康支援一時預かり事業など、次世代育成支援行動計画の特定14事業を中心に、地域における子育て支援サービスを実施することにより子育てしやすい環境づくりをしていく必要があります。

最後に住環境の整備ですが、自然環境を維持するとともに、天城北道路や関連する幹線道路の整備を活用した市街化区域内及び集落地域内の宅地化や陸の玄関である修善寺駅周辺の再整備による中心市街地としての活性化を目指す必要があります。

大きな2点目として、個性と工夫に満ちた伊豆市づくりでございますが、伊豆市の人口が約2,000名減少した理由といたしましては、これは主に人口の自然減と、それから基幹産業である観光事業の不振が大きなものであると推測しております。この現状を解決するには、やはり観光地伊豆を再認識していただく独自の誘客事業を展開する必要があると思います。

その一つとして、伊豆市独自の豊富な資源、温泉・海・山等の自然や景観、日本一のワサビ、シイタケ、白ピワ、大豆、ヤーコン、黒米など、特産物をふんだんに使った地産地消の料理などの活用、ウエルネス事業の推進を図ってまいります。

それからこれら観光客を迎える陸の玄関口修善寺駅周辺や、カーフェリー増便による海の玄関口土肥港の整備を進めながら、伊豆市への誘客、誘導施設を設置することを検討してまいります。伊豆市の特産物の活用や、緑豊かで素朴な自然を利用したのまちづくりを進めて

まいります。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 山下議員。

6番（山下 一君） ただいま市長からの答弁で、過疎化の対策、また活性化の問題が答弁されたわけですが、伊豆市が、これは前の国土利用計画にもだいたい載っておりますが、それだけで並べて、果たして伊豆市の特色というものが出てくるかどうかということが非常に疑問に思います。今回の予算の内容を見ましても、これが伊豆市の重点目標だという明確なものが見えてこないと思います。

補助金、委託金などにおきましては約8%から10%一律にカットというような現状で、市民のなかからも合併してもメリットがあったかという疑問視する声が、やはり聞かれます。

私は伊豆市はやはり観光立市だと思います。観光とは単に宿泊者、また誘客が増えるだけではなくて、私は地域が活性化することはすべて観光であるという捉え方をしております。

先ほど市長も答弁されましたが、伊豆市の自然と農林業を生かした伊豆市独自の観光振興計画というものを樹立して、一つのそれに向かって、その中にウエルネスがあり、グリーンツーリズムがあり、そういう線をつくって、確立する必要があると思います。

そのためには行政改革を含め、機構改革ですか、どうされるのか、市長のお考えを伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、観光立市であるということは言をまたないと思いますが、またこの観光をメインにすることは、なかなかほかの産業と比べているんな難しさがあるなど実感しているところでございます。おっしゃるように観光振興計画を立案して観光協会や関係団体と打ち合わせながら、そういう組織化をして計画を立ててまいりたいと、そんなふうに考えています。

なかなか一度にこれをやったから見違えるようになるかどうかというのは、ほかの事業も同じですけど、たいへん難しいと思いますが、時間をかけながら効果がある施策をとっていきたくて、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 山下議員。

6番（山下 一君） 先ほど、市民のなかからメリットが見えないというような声のなかにはですね、伊豆市がこう進んでいるよという見方がはっきりすれば、やはりそこら辺の問題もある程度納得してもらえないのではないかと思います。

補助金にしましても旧町時代からそのまま引き継いできたものをもうちょっと見直しをして、果たしてその補助金が必要なのかどうかともっと極端に言えば、ゼロベースから始めて、そこでこの補助金を付けてどうなるのかというような考えでいかなかったら、なかなか

か財源を伴うものですから難しいと思いますけれど、ぜひそういう方向で今後進んでほしいと思います。

市長、いかがですか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 伊豆市の方針が見えないということ、それから先ほど来お話がありますように、合併してあんまりいいことがないというようなご意見が市民から出ていることも確かでございます。

国・県の状況から見ると、財政は今しばらくきついのかなと思っておりますが、日本の産業界がだいぶ立ち直ってきていますので、いずれ2、3年後ぐらいには良くなってくるのかなと思っております。

方針が見えないということで、大変厳しい財政運営の中で、予算を立てさせていただいております。ゼロベースというお話はこの前も議会で一般質問があったわけで、そういうことをやることはいいことだと思いますが、ゼロベースからやる場合の組み立て方がどうもできていないように思います。

今回、去年、今年の予算についても補助金等が減らされると、10%一律だというような話がありますが、一律にしたつもりはないんですけど、結果的にそんなふうになっているということで、やや私としてはこのやり方については不本意であります。やはり事業計画と、それに対して何ができたか、何ができないか、そしてその評価に基づいて次年度の計画というプラン・ドゥー・チェック・アクションのサイクルを、我々もちろん、そういう技術を身に付けなければいけませんし、各種団体の方たちにもそういうことを身に付けていただいて、お互いすり合わせていくことによって、もっとスリムで効果のある財政運営ができますし、したがってこの産業振興、伊豆市活性化が成り立つだろうというふうに思っております。

なかなか言っても一朝一夕にいかないところが苦しいところでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで山下議員の質問を終了いたします。

飯 田 宣 夫 君

議長（遠藤正寿君） 次に15番、飯田宣夫議員。

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

私は、発言通告に従いまして、情報管理と職員のモラルということで市長に答弁を求めるものであります。

このたびの市職員による職場PCからのインターネット不良アクセスは、市民の期待を裏切る、公務員としての資質を損なう行為であります。厳しく反省を求めなければなりません。そこで、今後このような失態を繰り返さないために、以下の意見を求めます。

1番、今回の事件について、市民にわかりやすくその経過をご説明してください。また、

どのような経緯で報道されることになったのか、あわせてお願いします。

2番、伊豆市地域公共ネットワークシステムのサーバ管理について、監視状況と管理責任はどのようになっているのか伺います。

3番、今回は1月分のアクセス数のみが発表されておりますが、これ以前・以後についての調査はどうなっていますか。また、その結果を公表されるのでしょうか。

4番、今後、職員のモラル向上を目指し、職員の教育や職務規定の見直しなどを実施すると思いますが、これからの予定を伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの飯田議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田宣夫議員の情報管理と職員のモラルについて、お答えいたします。

まず最初に、今回の事件によって、住民の行政に対する信頼を失ったことに対して大変責任を感じ、改めて市民の皆様におわびを申し上げる次第でございます。

まず、報道に至る経過の説明ということですが、私は2月22日の朝日新聞朝刊に伊豆市が所有するパソコンから競輪のインターネット投票サイトへのアクセスが大変多い回数で行われていたという記事が掲載され、大変びっくりいたしました。これは、よくわかりませんが、市の職員と思われる匿名の者から投稿に基づくものということでございます。それ以上はわかっておりません。

これは、1月16日から20日までの5日間にパソコンを使用する職員全員を対象にした情報セキュリティ研修を実施し、そのなかで技術的な対策として、ウィルス対策ソフトの導入と、その更新の必要性、情報資産へのアクセス制御、情報漏洩が起こった場合の情報通信記録等について、説明をいたしました。この通信記録の一例として、庁内グループウェアに1月中のホームページへのアクセス時間の多かったサイトの一覧表を掲載したところ、その中に競輪インターネット投票サイトも含まれており、これが投稿のもとになったものと思われま

次に、伊豆市地域公共ネットワークシステムの監視状況と、管理責任についてですが、伊豆市では行政情報ネットワークを常に安定して利用できるよう、ネットワーク監視、ネットワーク利用統制、性能管理、故障統計、構成管理を行っております。外部からの攻撃や、不正侵入、目に見えない障害の発見、構成機器の問題発生、機能低下や故障の発生につながる予兆の分析等、定期的に運用状況を調査・分析し、事故を未然に防ぎ、ひとたび事故があった場合、迅速に原因の究明と復旧ができるよう、管理に努めているところであります。

今回のホームページへのアクセス数を庁内グループウェアに掲載した理由は、冒頭説明いたしました職員研修の延長で、様々な通信記録の一例として示したもので、公表を目的とするものではありません。

伊豆市では現時点においては情報ネットワークシステムの運営管理のため、取得する様々な記録の取り扱いについては、ルールがまだ定められておりません。どのような記録をどの

くらいの期間にわたりどのように保存するか、またどのような場合に利用するか、情報セキュリティ委員会が本年1月に発足いたしましたので、今後、十分に検討し方向付けをしたいと考えております。その中で、公表すべきものは何かについて、検討していきたいと思っております。記録の保存の現状は、地域公共ネットワークの管理データについては平成16年4月から取得を始め、1年間保存しており、今回問題となっているホームページへのアクセス記録は、本年1月から取得を始め、保存期間等は今後検討してまいります。

職員教育や職務規定の見直しですが、懲戒処分についての規定を整備し、職員研修等を通じて徹底させ、このようなことが再び起こらないよう、あらゆる機会を利用して再発防止に努める所存でございます。

たいへんご迷惑をおかけいたしました。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 再質問をお願いいたします。

今回のことで伊豆市はワイドショーにもデビューしまして、去年は伊豆の国市が騒がれまして、一応伊豆市もこれで全国区になりました。

市長も記憶しておいていただいていると思いますけれど、私もこの情報システムのこのことについて質問するのは、旧修善寺町の時にこの情報ネットワークシステムをぜひまちづくりのためにやっていただきたいというのを始め、安全管理の問題、これは今日で4回目なんですね。そういったことで、このような不祥事を二度と起こさないために、またこうして私が質問をして、ぜひ今後のために役立てていただければと思います。そういったつもりで質問していきたいと思っておりますので、ただいまの市長の答弁のなかには、私の聞きたかったことがまだまだちょっと足りないようなこともお答えいただけていない部分がありますので、もう少しお話を突っ込んで聞きたいと思っております。

一番残念に思うのは、今回のことがわかった時点で、本当は私としては記者会見か何かで公表していただければ、これが一番良かったのではないかなというふうに考えております。そういった話が、公表しようというような話があったのかなかったのかということをもまず1点お伺いしたいということです。

ちょっとすみません、質問回数が2度しか与えられませんので、ちょっと長くなりますけれどもよろしく願いいたします。

ここに、朝日新聞が2月22日に出した市有パソコンからの競輪サイトという切り抜きを持っております。この2月22日はちなみに私の誕生日だったんですが、たまたま私が本庁へ3時頃行ったら、カメラはいるし大騒ぎしていたもので、何だっという話になって、私も2月22日に午後から初めてこのことを知ったというのが現状であります。それで夕方にもうテレビ放映があったのかな、それで次の日に他社の新聞にも出たということで大騒ぎになったということだと思っております。

ここで先ほど市長は公表しないというようなことのお話だったんですが、誰が投稿したか、

今職員がやったというように言われております。ここでまた一つ問題が出てくると思うんですけれども、職員には秘密の漏洩を守るという義務がある。これはもう誰もが承知していることです。そういったことで、私が聞いている範囲ですけれども、これは正確かどうかはわかりません。一応、朝日新聞の方に投稿があったということを知っております。そういったことで、この辺について市長はどのようにお考えになるのかなど。やはり、市職員としての一つの資質の問題というような、今内部告発がいろいろあちらこちらで流行っていますけれども、やはりその点も一つ伺っておきたいというふうに思います。

ここに一つ問題が、勤務中に不良サイトへアクセスするということは大変悪いことなんです。そういったことで朝日新聞に投稿された職員が誰かなんて調べるなんてことは言いませんけれど、そういった職員に認識を持たせるような、やはりこれからの職務規定なり何らかの形を考えなければいけないなということで、お願いしたいと思います。

それで、ちょっと長くなっちゃうんですけれども、私の手元にこの伊豆市のイントラネットの全体システムの構成図というのがあるんですけれども、私も専門家ではありませんから、勉強しながらというか、わかりやすく話をするために先ほどからサーバ、サーバと言っていますけれども、伊豆市には情報管理するサーバから七つのサーバがありまして、要はそのサーバを発信する方と着信する方、両方がそのサーバを通過して、伊豆市の情報管理センターでそれを管理するわけですね。それで、その管理している監視することのできる端末が必ずあるわけですね。

そういったことで、先ほど詳しくお話があるのではないかなと思ったんですけれどもありませんので、つけ加えてお聞きしたいんですが、その端末を覗いて、監視する人は誰ができるかということと、何人そういうことができるように権利を与えているのか、最終的にその責任者はどなたなのかということが一つ、お聞きしたいと思います。

それと、伊豆市の職員が500人いるとすると、500台のパソコンにはそれぞれにIPナンバーがありますから、それを追いかけていけば、誰がどこへどういうふうなアクセスをしたかということだけはわかるんですよ。私がもっと知りたいのは、インターネットサイトならどこまで覗けるのか、メールを発信した時には、どこまでその内容まで突っ込んで伊豆市の情報センターの管理者は覗けるのかということと、ちょっとその辺も付け加えてお願いしたいと思います。

一応、一段目はそこまでお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） いくつか、飯田宣夫議員から再質問がございました。

まず、議員からお話がありました情報ネットの推進ということについてのご意見が前回ありました。私も合併に際しまして、こういうIT化というのは情報を共有するために必要であるということで、言い方は妥当ではなかったかどうか知りませんが、担当には小さな失敗はあってもがんばってやれよという檄を飛ばした経緯がございます。今回は小さい失敗

ではなかったと思います。大きな失敗だと思います。また職員の失敗ではなくてモラルの問題であると私は感じているわけです。

それはさておきまして、ご質問の公表する気があったかどうかということでございますが、当初この情報を聞いた時に、伊豆市の端末には先ほどお話のありましたIPナンバー、いわゆるパスワードが振ってございます。ですから当人でないとそのパソコンは開けないことになっております。これは、しかし盗もうとして、どういう格好が知りませんけれど、ウィルスで盗むのか、あるいは何かで盗むのか、絶対ということはないわけでございます。あるいは、本人がパソコンを開いておいていた時に、ちょっと立った時にほかの人が使ってしまうというようなことも考えられなくはないというようなことではございました。

そういう中で、今回のこの事件が公表されまして、本人まで特定できるかどうかということ、私はまず危惧いたしました。あわててやって、濡れ衣を着せるようなことがあっては、これはまた大変な問題になるというようなことで、アクセスしたパソコンはわかっているわけですから、その管理者によく聞いてくれと、どうなんだということから始めましたので、当初は公表する気はありませんでした。

その辺を十分調査してからでないといけないということで、当面は職員のモラルと見識に任せたいと、注意をするというような発表になったかと思えます。その後の状況はご承知のとおりです。

2番目の職員の機密漏洩をどう考えるかということですが、これも、職務基準では機密漏洩はやはり違反ですということになってございます。しかし、その機密漏洩をした証拠と言いますか、物証と言いますか、それを突き止めるのはまた極めて我々市でも困難を要するというので、守秘義務についてもやはりこれは職員のモラルに頼るところが大きいということではございますし、そういうデータをほかへ出すというのはやや、私としては相談してもらったら、もうちょっといい解決策ができたのかなと思っておりますが、公開という方法もあるわけではございまして、それが一概にだめだということにはいかないと、大変この使い分けというのは、一概にはいかないと思っております。

それから3番目の監視端末、誰が何人、それから責任者はどこなのかということでございます。これにつきましては、総務部長から答えさせます。

それから、パスワード等をどこまで覗けるかということは、一応管理していますからある期間は誰がどうやったか、覗けると思っております。この辺につきましても総務部長から細かく答えさせます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは総務部長。

総務部長（堀江正身君） それでは後半の4番目、5番目についてお答えいたします。

まず、飯田議員ご指摘のとおり、当市におきましては地域公共ネットワークということで、イントラネットの形態をとりまして、500台のパソコンを情報システム課の中にある1台のホ

ストコンピュータを通じて、外部へのインターネットのアクセス等をやっております。したがって、個人の持っているパソコンからは、インターネットは直接はつながらないと、こういうことになります。

したがって、情報システム課の中の一の管理をするパソコンを監視をすればいいわけですが、このパソコンにつきましては、もともと外部からネットワークに不正なアクセスがないかと、こちらの方が問題でございます、こういうようなものを侵入を予防して、個人情報を持ち出されないようにと、こういうようなことで今までは全精力をこれに費やしてまいりました。そういうような状況の中で、内部から外部のパソコンへ不良サイトにつながるといことは、当初は想定しなかったものですから、そういうような状況でございました。

それで、このサーバの管理、誰が監視するかということですが、これの総合的な責任者は情報システム課長ということになります。あとは外部の危険なウィルスであるとかスパイウェアであるとか、こういうようなものについては、24時間監視体制、本来ですとそのぐらいしないと非常に安全性は保たれないというようなことになりますので、部分的な分野をそれぞれの責任ある職員が受け持って、常に監視をしていると、こういうようなことになります。

しかし、現在の情報システム課長のみの監視では、なかなかこのような事件も今後の再発が必ずないかと言うと、非常に危惧されるということもございまして、今後につきましては、助役あるいは総務部長が全責任を持って、随時、月に一度程度は抜き打ちに点検するというようなことも今後考えていかなければならないと考えております。

続きまして、500台のパソコンのIPをどこまで覗けるかということですが、いずれにいたしましても1台のホストコンピュータから膨大な内外のデータが出ております。現在につきましては、IPとそれから入りの時間ですね、いつ、何時にどこへ行ったと、こういう記録は追いかけるシステムにはなっております。

しかし、ピンポイントでそれだけの目的でどうというのは、少し時間はかかりますけれど、どのIDでいつ、どういうサイトへというのは、サーバの記録の能力もございまして、ある程度の期間でありましたならば、その辺のどこまで覗けるかというのは、そういう状況でございます。

議長（遠藤正寿君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） まだ、私のさっき言った質問に答えてないんだけど、それはそれで今日は結構なんです、何人ぐらい、一番問題は、情報システム課にいる職員が全員が覗くことができるということが、非常に僕は問題だと思っているんですね。その辺については、またこれから、機会があったらお話ししたいと思いますし、これらは、一番心配するのは、要するにユーザーのIDがわかると、市長の送られたメールや何かもみんなそこで見ることが、覗くことができるということが非常に問題ですから、その辺のことを、やはりしっかりこれから管理体制をつくらないと、今後以降も必ず問題が起きてくるんじゃないかと

大変心配しますし、危惧することだと私は思っております。

それはまたの機会としまして、一番今世間で騒がれているのは、この処分が甘いという、昨日あたりも報道に結構よその町村の人たちの意見まで出ておりましたけれども、この辺につきまして、さっき1月だけのアクセス数の発表以外はどうするのかというのは、うやむやにされちゃってよくわからなかったんですけど、そういったことの結果によっては、やはり処分の変更を考えたり、名前を公表しろという意見も結構出ているみたいなんですけど、これはまた私も問題があると思いますし、職員側からすると、職員がみんなそういう疑いの目で見られているという、非常に厳しい立場にいるという、これも現状だと思います。

その辺についてはどうするのかということもお伺いしたいし、就業規則に対する懲罰委員会というのがあると思うんですが、懲罰委員会の構成というのはどういうふうになっているのかもちょっと教えていただきたいというふうに思います。

ともかく質問は2回しかできませんので、ちょっと長くなっちゃうんですけど、一番問題は、先ほどのサイトの調査も、本来なら第三者がやる、この懲罰も、私は第三者がそういった形でやる。確かに任命権者は市長だとは思いますが、最終的に市長がやはり身内の処分をするというのはなかなか厳しいんじゃないかなと。こういった懲罰に関することは、やはり第三者も入れたような中でやられた方がいいのかなと。これからの一つの取り組みの中にそういったことも入れておいていただきたいなというふうに思います。

この間市長がちょっと言ったんですけども、監視のチェックを定期的にとると発言を、この間ちょっと全協かなんかで市長がされたんですが、大変結構だと思いますし、そういったことが一つの職員に対する認識を持たせる抑止力になっていくと思いますので、ぜひこれも定期的に必ずそういう点検をしていきますということをやはりうたっていった方がいいんじゃないかというふうに思います。

就業規則に関しましては、これから検討するということになると思いますけれど、やはり先ほど、今の現状でいくと情報システム課の課長が最終的な責任を負うような形になる。やはりそういう責任を負ったら、責任を負っただけの報酬を与えとか、新しいシステムを伊豆市は考えていった方がいいんじゃないか。市長もおそらくそういう考えを持っているけれどなかなかできない。重要なポストにいる人間にはそれなりの報酬を払う、それだけの責任を担わせるという、そういった姿勢がこれからは必要ではないかというふうに思います。

以上、もろもろのことにお答えいただいて、私の一般質問を終わりにしたいと思います。
議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 大きく分けて三つあったかと思えます。

処分した者について、今後どう考えるのかということと、懲罰委員会のあり方、それから責任者の権限と義務というんですか、そういうことがあったかと思えます。

議員ご指摘のように、市内外から大変厳しい視線とご批判をいただいております。しかし、

先ほど申し上げましたように、パソコンまでは確定はできません。それは物証があるわけです。それを管理している本人には状況から言ってどうなんだという質問、問い合わせを助役にさせました。そうしたら本人たちが大変申しわけない、やりましたという答えが出たので、それに基づいてまた懲罰委員会の中で、懲罰委員会の構成については後程助役から答えさせますが、そういう中で、他自治体等の例も鑑みて、処分をあのよう形でしました。それが甘いか首にしてしまえとかいうご意見があることは十分承知しておりますが、いったん処分したものを変えるつもりはありません。基本的に私はやはり職員を信頼したいと思いますし、またこういう過ちを犯した職員が再生して立ち直っていただくこと、またこの職員も伊豆市民でございます。なんとか立ち直って、伊豆市のためにもう一回働くチャンスを、がんばるチャンスを与えるのが私の役目だと思います。

そういう意味で、軽いとおっしゃる方もいるでしょうが、ただ罰を与えてすべてよしというふうには、私は思っておりません。将来がある、報道によりますと20代、30代ということになっています。ぜひ、立ち直っていただく、また模範的な職員になっていただく、これを機に、そういうことを切に願っている次第でございます。

よろしくご理解をいただきたいと思えます。

それから懲罰委員会の構成については、後ほど助役から答えさせます。

3番目の責任と報酬についてですが、その辺もよく検討すべきだと思います。報酬を、そういう責任を持っている者に報酬をたくさん与えるべきだというご意見も一方にはありますし、またそういうことをすると、権限ばかり増えてしまって、責任を乗り越えた権限になってしまうというようなこともありますので、ご意見として、また、公務員としての給与体系も今でございますし、それを大きく変えることは、ちょっと難しいのかなと思っております。しかしながら、国・県では、やはり成果において若干査定をするというような方向にもなっておりますので、その辺は検討していきたいと思っております。

以上でございます。

懲罰委員会の構成、それから今後のあり方については、助役から。助役が今回の懲罰委員長でございます。答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは助役。

助役（児島保次君） それでは懲罰委員会の構成等、それから今後の方針についてお答えいたします。

まず懲罰委員会でございますが、委員長は私でございます。これについては、議員さんのご指摘のように部外からというようなことも今後の中では視野に入れていかなければならないかと思えます。

それから懲罰の方針、それから例等については、全国のこういうような例から、それから平成17年3月31日付けでございました懲戒処分の指針についてということで、人事院事務総長からまいっています文章によりまして、それらを基本にいたしました。

先ほど議員さんからございました守秘義務と、それから公開するということについては、非常に裏腹でございます。これらも視野に入れて考える中で、秘密漏洩というのが職務上知り得たということで、これの方が罰としてはきついことになっております。免職というようになっておりまして、それからコンピュータの不適正使用というのが減給というような例になっております。

このような指針の中で、今回決定をさせていただきました。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 懲罰委員会の構成は。委員長は助役でわかりましたが。

助役（児島保次君） 部長です。

議長（遠藤正寿君） これで飯田議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をとります。再開を11時5分といたします。それでは再開11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

三 須 重 治 君

議長（遠藤正寿君） 次に22番、三須議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。私は3点、市長に質問いたします。よろしくをお願いします。

最初に、不祥事への対応について。この問題は、ただいま飯田宣夫議員が伺いましたが、重なっていますが、通告に従って質問をさせていただきます。

不正アクセスについて、市長は当初マスコミや議会に対して、今回は処分をせず、今後再犯者には厳罰で臨むと発言しましたが、その後、当事者は1ヶ月10%の減給、監督の地位にある者は訓告すると変化しましたが、その理由をお聞かせください。

行政側幹部は誰もが口を揃えて初めて今回不祥事のことを知ったと申します。しかし、すでに情報システム課が半年近く前に不正使用をやめてもらう目的で、全パソコンに使用履歴を流し、喚起を促したとも聞いております。にもかかわらず、今回まで延々と不祥を続けてきたことは、再犯に等しいと思います。

また、今回の処分は非常に公平さに欠けた裁きだと思えます。このような問題を1ヶ月間だけサンプリングして判断を下していいのですか。少なくとも1年前にさかのぼるとか、原点から調査すべきでしょう。今は競輪だけを対象にしていますが、ゲーム、買い物等々、1月だけでも80時間以上が使用されているとも聞いております。本当かどうか、お伺いします。

助役は全国の事例を参考に処分したとマスコミ発表しましたが、どのような事例か伺います。長崎県庁では、昨年庁舎内パソコンで私用メールをしたということで、1ヶ月10%の減給処分をしたと全国紙が報じております。公私混同や職務怠慢に対する認識、また今回の処分の考え方が、それらに比べ相当差異を感じますが、いかがですか。

今回、当事者の処分は当然ですが、とは申せ、彼らもこのようなサンプル調査では納得できないでしょうし、市民も納得しないと思いますので、過去にさかのぼった調査を望みますが、回答を求めます。

また、今回の不祥事を多くのマスコミが取り上げ、伊豆市の不名誉を全国にさらす結果となり、市民には大変ご迷惑をかけることとなりました。中でも、「住みたいまち、訪れたいまち」をキャッチフレーズにがんばっている観光への影響は避けられず、大変残念に思います。今は厳正なる対応をもって事にあたりに、信用を回復していくしか道はないと思いますので、多くの住民が納得する答弁をお願いいたします。

次に、木太刀荘売却についてお伺いします。途中、私の自分の調査で、少し誤った点がありますので、それを修正して質問させていただきます。

今回の契約が不調となり、大きな額の歳入欠損を生じたことは、ゆゆしき事態と思うとともに、ここからのくだりですが、「何ゆえ8月に業者が調査し、アスベストありの診断が下った段階で対処できなかったのか、大変残念に思う」とありますが、この部分を8月ではなく、それ以前、改修工事が行われた際、アスベストありの確認がされたとのことで、ということでそのように訂正させていただきます。

しかし、今回の質問は反省は後日とし、今後の対応について伺います。検討委員会の答申に沿い、二番札の会社と交渉を進めていると、2月24日の全協で助役から説明がありました。しかし、そのようなことが法律で許されるのですか。1億5,000万円の最低制限価格を設け、その条件を満たした会社は1社のみ、しかし後日アスベスト問題でそこは不調、ならば再び公募して再入札にけるしか方法はないのでしょうか。それを8,000万円の入れ札の会社と交渉していくことは、法で認められている随意契約の枠外ではありませんか。

随意契約とは、随意とは、ご自由にどうぞといった意味でしょうが、このように大きな金額の公の施設の売却に、随契は法的にできないと思いますが、お伺いします。

議員によりましていろんな考え方があるのは当然ですが、私は市有財産は市民の大切な財産だと思っております。したがって、法律の範囲内で高く売る努力は行政当局の責任だと私は思っておりますので、そういう議員に対しての答弁ということで、よろしくお願ひします。

続いて最後に、職員削減について。職員削減については、昨年12月定例会一般質問において、複数の議員から質問があり、市長は前向きに検討すると答弁しました。しかし本年2月7日の全協では、削減はマンパワー不足となり職務に支障を来すと発言し、削減について方針が後退したのではないかと感じましたので、質問いたします。

市長のパワー不足は、例えば10名必要な仕事を7名、8名でやることはパワー不足になる

と思いますが、今の伊豆市は10名でやれるものを15名、16名、それ以上でやっているのではないのでしょうか。

確かに専門職不足とか質的パワーには課題がありますが、量的パワーは有り余っており、そこに多すぎる弊害が発生し、今回の不祥事にもつながっているのではないかと伺います。また、部署により忙しい、暇の差が大きく、適正な人の配置になっていないと内部からの声も聞かれますが、どのように認識をしているか、伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） それではただいまの三須議員に対して答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員のご質問について、お答えいたします。

先ほど飯田宣夫議員のところでお答えしましたところとダブるところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

まず、議員がおっしゃっております、「すでに情報システム課が半年も前に全パソコンに使用履歴を流した」とのことですが、これについては情報システム課に確認しましたところ、「調査をしましたが、利用履歴は2月に入って流したもので、議員のおっしゃるように、以前から流した事実はありません」とのことでした。

また、今回の処罰について、今回は注意を喚起するとの発表をしましたが、その後処分することに変化した理由は何か、とのことですが、先ほど飯田宣夫議員のところでご説明したとおりでございますが、この話を聞いた当初はまずこのようなことが二度と起こらないよう、再発防止に全力を注ぐことが何より緊急かつ重要なことと考えておりました。

また、処分の指針ができていないこと、サイトへのアクセス事実はありましたが、先ほどお答えしたとおりです。

当該職員との面接による状況把握もできておらず、職員の資質を向上させ、二度とこのような事態を起こさないことを優先させた考えを持っていたため、このような発言となりました。しかしながら、事実関係の調査を進める一方で、不正を行ったと認めたことも判明し、また他の自治体における処分事例を調査した結果、このような処分が必要と判断するに至ったわけでありです。

また、通信記録等の取り扱いにつきましては、飯田議員の回答のなかで述べさせていただいたものと同様でございます。

また、競輪以外のサイトにつきましては、タイトルだけではなかなか内容の判断がつかないものも多くありますが、改めて調査を行っているところでございます。その結果、改めることがあれば、厳正に対処していく所存でございます。

続きまして、2点目の国民宿舎木太刀荘の売却についてでございますが、一般に行政が所有する財産の売払にあたっては、30万円以上の物件に対しては一般競争入札が基本であることは承知しております。しかしながら、今回売却を実施するにあたり、公正性、透明性、

客観性を持つ業者選定が可能と言われております、プロポーザル方式を採用したわけであり、この方式は、一般的に言われる随意契約とは違って、その財産を購入しようとしている会社や人を選ぶ方式でありまして、提案書の提出やヒアリングを行うことにより、総合的な能力等を直接評価できる手段として、全国でも多く実施しています。

なお、選定のプロセスは、外部審査員2名を含む業者選定審査会を設置し、提出された書類の審査及び、業者へのヒアリングを行い、当手法の目的が適正に運営されるようになっております。

また、次点の会社との交渉であります、透明性の確保の観点より観光経済委員会での協議結果を踏まえ、外部審査員立ち会いのうえ、市の基本方針を提示し、打診したところであり、本日正式回答をいただけることとなっております。

続きまして、3点目の職員削減についてでございますが、私は方針変更をしているつもりはございません。以前の定例議会一般質問でもお答えしたとおりであります。

合併前の合併協議会の協議のなかで、職員の削減計画の協議がなされており、前年度の退職者の3分の1を補充していき、10年後には110名の職員を削減していくという計画がなされております。ちなみに平成15年度末、それから平成16年度末の2年間で41人の退職者がおりました。平成17年度末、この3月末でございますが、21人の方が退職予定でございます。したがって、この3年間で62人が退職もしくは予定ということになっております。

採用でございますが、これは平成17年度に4名、平成18年度に6名の補充を予定しております。合計10名の採用となっております。職員削減計画の当初の計画以上に進んでおります。このように現状ではこのペースを続けていくとすれば、10年を待たないで110名の削減が達成できると思いますし、またその状況を踏まえて更なる目標を立てる必要があるのではないかと、概ね3年経過後に計画の見直しに取り組んでいく予定でございます。

忙しい部とそうでない部もあるようでございますが、各部長からは人が足りないと、事業をやると人が足りないというような発言も時々聞かれますし、人を出せと言うと、到底出せないというようなことが会議等と言われております。仕事の緩急もあろうかと思いますが、適正配置には今後とも努力していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） 再質問をお願いします。

情報システム課の、そういう喚起を促すものはなかったということでしたが、私もいろんな職員からも聞いていますが、中には半年というその時期は定かではないけれど、情報システム課からの業務連絡といったような形でそういったものが流れたのを見たことがあるといったようなことが、私はありましたので、それだったらやはり皆さん知っていたのかなということで、質問をさせていただきましたが、そういう事実がないということでしたら、今の段階でどうこう、こちらも自分の範囲で争うことでもありませんので、これはさておきまし

て、やはり、1月だけの短い期間のサンプリングだけで今回の処分がなされた。いつからこういったものが始まっていたのかという、それはやはり調査して十分調査結果が出る内容だと思いますので、これはしっかり原点から調査をしていただきたいと思います。それについて、調査していただけるかどうか、お伺いします。

それから、私の質問で、競輪以外でも大変な、ゲームとか買い物であるとか、利用されているというような事実だと思います。そういったものが、それは処分の対象には考えていない、競輪だけだというようなニュアンスに聞こえているわけですが、長崎県庁の例も通告文で出しましたが、そういう、助役が全協の席で全国のいろんな事例をもとに処分したと言いますが、そういった事例もあるわけですね、長崎県庁で処分という。ほかの、職務中にゲームをやったり買い物をしているというのはいいのかと。それに対する対応をお伺いしたいと思います。

その2点についてお願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

まず、競輪サイトへのアクセスが1ヶ月だけではなくて、1月だけではなくて、もっとさかのぼってということですが、それは内部では調査を進めようと思います。しかし、今回は一罰百戒と言いますか、こういうことで職員の姿勢を正し、綱紀粛正をやっていきたいというふうに思います。目に余ることがあれば、冒頭に申し上げましたように、次はこれと横並びの処置にするかどうかは改めて考えたいと思っております。

それから、その他に競輪だけでなくゲームとか買い物とか、そういうサイトがございます。なかなかそれらを全部フィルタをかけてアクセスをできないような技術も進んでいるようがございます。そういうことを、そういうアクセスできないようにすることの方が、私としてはやっていきたいなと。

しかしながら、これを全部やっていくと、今度は使いにくいものになってしまうといけないという、ややジレンマがあります。そこはやはり職員としての良識、モラルに任せ、目に余る行為があれば、やはりそれなりの厳正な処分をしていくということが正しいのではないかと、そんなふうに思っております。

私は職員にもかねがね、自分でもそう思っていますけれども、便利なものほど使い方を誤ると大変危険だと。ですからやはり使う人が心してそういうものを使わなければいけないということがございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） 少し答弁をはぐらかされて、申し訳ないですが、その競輪以外のものに対して、これからそういうものという、これからの防御という答弁で、私は先ほど、

今回処分の対象として考えていくかどうかという質問をさせていただいたわけですが、そのことに対してはもう少し明確に答えていただきたいと思います。

それから飯田議員のときもそうですが、職員を信じて今後にという、職員を信じる方に、それは大変市長として必要だと思えますが、しかしやったことは、それに対するやったことへの処分なり対応というのは、まず市民の皆さんも職員さんというのは普通の民間人と違った、別の意味の公僕といったような立場にもあるわけですから、やったことへの対してのその責任は償っていただいて、それで反省を踏まえたなかで、次にこれから仕事にがんばっていただくという、そのステップが大事じゃないかと。そうしていかないと、市民も納得しなかりょうと思うわけですが、最後、3回目の質問ですので、これ以上できませんが、そこを踏まえて、最後の答弁をお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） ゲーム、買い物と、競輪サイトとの、若干意味合いが、私は違うように思います。

職員としてはそういうところへアクセスすることはよくないこと、職務中にアクセスすることはよくないこと、悪いことだと思っておりますが、そのどの程度の重さか、例えば買い物なんか、市の什器、設備を買う時にそういうものを探してみるという業務も作業の中に、業務の中にあるかも知れない。その辺を分けることは、極めて難しいのではないかなと思っております。

ゲームにつきましても、休み時間はいいよとか、かつてパソコンが導入されたときにはキーボードとマウスを使うために休憩時間、休み時間には慣れるためにゲームを推奨するわけではないですけれども、使うことを認めた経緯がございます。新人に対して、そういうことも必要かなと思っておりますが、やはり今回、この競輪という公営ギャンブルに作業時間中にアクセスしたというのは、ゲーム、買い物よりさらに私は重いと受け止めております。

したがって今回のこの件をきっちり処分することによって、各職員がもう1回姿勢を正すということが、そして二度とこういうことを起こさないということを肝に命ずることが大切で、次々に処罰していったら、どうなるのかというのがあります。

また、助役ともよく相談しながら、検討してみたいと思います。あまり厳罰主義がいいかどうか、かと言って、生ぬるいのもいいかどうか、その辺は警察、司法ではございませんので、また皆さん方のご意見がいろいろあるかと思えます。

大変ご迷惑をかけたことをお詫びすると同時に、再発防止の方へ注力したいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） それでは木太刀荘の売却について、再質問させていただきます。

入札をして最低価格に到達しない相手と、その後随意契約をしていくという、そのことに

ついて、観光経済委員会の方は認めたと、条件が法に触れないというものが大前提にあると聞いております。そこで法令に触れないというのは、地方自治法の施行令であると思うわけですが、それは初めに示した最低制限価格 1 億 5,000 万円、この額を割らないと、また入札時にいくつかの諸条件がうたわれてあるのならば、その諸条件を履行すると、そういったものがあつたと思うわけですが、提案方式、プロポーザルを導入して総合判断したということですが、どのようなものが提案されて総合判断の材料になったか、お伺いします。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） 木太刀荘の売却についての再質問でございます。

いろいろ経緯がございます。細かい点もありますので、企業部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それではお答えさせていただきます。

まずこのプロポーザル方式を採用した経緯でございますが、基本的には競争入札と同じような形での不特定多数の参加者を公募として求めたわけでございます。ですので一般的な随意契約とは若干この辺は違うのかなと。

それから、なおかつ最終的に選定にあたっては、確かにおっしゃられるように随意契約のような状況になりますが、その前段で業者の選定委員会、こういったものを開催し、その中には外部審査委員が 2 名入っておりますが、そういった中で決定をしたということです。

先ほど市長が申しましたように、一般的な金額だけでなく、いわゆる会社ありきの状況も踏まえて、今回、プロポーザル方式を採用したということでございます。そのプロポーザル方式の基準と言いますか、どういう形で選んでいるかというのは、例えば地域との連携がどういう形でできるのかとか、あるいは経営の方針、それから熱意、そういったもの、それから観光振興への寄与、こういったものを総合的に判断して、今回お願いをするというものでございます。

それで、三須議員さんのおっしゃられている条件でございますが、基本的には旅館業を営むというようなこと、それから指定用途を設定する、それからなおかつ、ここは国立公園地内にありますので国立公園の事業の継承というようなことを条件として付けていったわけでございます。

それからもう 1 点の、再公募しないという部分での理由でございますが、基本的には最初の公募でこの売却にあたっては 2 者しか応募がございませんでした。2 者というのは全国公募、インターネット等を使いまして全国規模での公募をして、そのなかで 2 者しかなかったというのが実情でございます。

それと、アスベストの問題が生じたわけでございますので、今後の応募にちょっと不安があるのではないかというようなことから、こういったことから市民の利益を考えたとき、早急な対応が必要であろうというようなことを考えまして、次点候補者に今回、果たしてそれが交渉が成立するかどうかわかりませんが、そちらの方と交渉をさせていただきたいという

ことで、観光経済委員会に諮ったと。結果的には観光経済委員会でも第三者を、業者選定の中に第三者の民間の委員さんを入れて交渉しなさいということでしたので、そういった形での交渉をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） 一般競争入札か、随意契約でやったのかという、非常にその辺があいまいな言い方で、これは初めから随契でやったと言うと、また随契の枠、許されている範囲でこういったものは、許されていくのかなと、随契でやっていい範囲なのかないう、そういう疑問もわかりますし、一般競争入札でやって、その後随契に変化させていったということでしたらば、先ほど言ったとおり、自治法施行令の例からして、2番目と1億5,000万円の最低限度には到達していただく、金額はいただくと。それで、条件も最初の入札と同じでやるならば、随契にシフトしてもいいですよという条件があるわけです。それには該当するということですが、そのスタートがどういう形の入札方式をとってやったのか、あいまいにしか聞こえないですから、これだけで終わってしまって答弁をもらっても、これが3回目ですしあいまいになってしまいますけれど、これで終わりですからなるたけわかりやすく説明してください。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） これは一つの参考例ですが、最高裁判例で昭和62年にこういう形が出ております。不特定多数の者の参加を求め、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当でない場合、これを俗に言う随意契約と言っているわけです。

ですので、今回、このプロポーザル方式が一般競争入札と随契を合わせたような入札方式だと私は理解しております。ですので、一般競争入札で、随意契約であれば多くの方の参加を求めるということはなくて、特定の業者をある程度選定しておいて契約をするわけですので、このプロポーザル方式が最近全国的に利用されているというのは、一般公募をしてその中で業者を、会社あるいは人を見て、最終的に決めるというやり方がこのプロポーザル方式と認識しております。

ですので先ほど私が言いましたように、競争入札と随意契約をあわせ持ったような契約方式がこのプロポーザル方式というふうに認識しております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 三須議員。

22番（三須重治君） それでは、3番目の職員削減についてお伺いします。

市長は削減についての姿勢は何も変わっていないということで、そういう答弁をいただいたわけですが、それから実績もこのようにたくさん減らしているというような実績も示していただいたわけですが、やはり、合併時の計画、それはいろんな面で、例えば人口も予想以上に減ったとか、財政的な面でも縮減した形で財政を組まなければならないとか、いろん

な状況が変わりましたよね。ですからこの職員削減についてもこういった予定以上に、純減40名ですか、予定より進んでいるということで結構だと思いますが、そういったものへなおかつ拍車をかけて、削減には努力していただいて、10年110名というものの見直しも、人口減であるとか、財政が小さくなっていくということを踏まえたなかで、見直してより加速をつけていくというのが必要だと思いますが、いかがでしょうか、そのあたりは。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

三須議員と基本的には同じ考えで、先ほど申し上げましたように、合併協議会では10年間で110名の削減ということできているわけですが、今日現在の計画では10年を待たないで、このペースでいきますと5、6年で達成するわけです。ですから、また合併をして2年を経過し、3年目に移るわけです。いろんな業務の見直し等も、現在進めておりますし、合併の過渡期もあるなかで、こういう結果が出ていると、私は判断しています。

したがいまして、3年経過後ぐらいには、もう1回その次の計画、10年後の110名ではなくて、150名とか、あるいはもっといくのか、そういう計画を立てるべきだろうと私自身が今、思っております。まだ3年後にはもう1年ありますので、どの時点で立てたらいいか、またご意見等を伺いながら、合併後の事業も特別な事業もいくつかありますので、そういうものの進捗を見ながら縮減をまた効率化を図っていくべきだろうと思えます。

人を減らすのが目的じゃなくて、やはり少ない人数で効率的にやれる方法を考えるべきだと思いますし、また途中で採用をやめてしまえというようなご意見もいくつかあったようですが、何年も途切れちゃうと後年になってそれがいろんな意味で影響を及ぼすというようなことを考えておりますので、ただいま申し上げましたように、3年目ぐらいを目途にもう1回計画を見直すというのをやりたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで三須議員の質問を終わります。

森 良 雄 君

議長（遠藤正寿君） 次に10番、森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

随意契約。住民監査請求では監査委員の見解として、随意契約は特定の業者との契約を前提とするものである、と述べています。土肥のT機器店からは、見積り額を競合相手に教えられ、1,000円違いで相手に取られた、と苦情を寄せられています。この事実をご承知でしょうか、お聞きしたい。

随意契約は初めから相手を決めているのでしょうか、お聞きしたい。

収入役。現在、収入役は不在です。出納その他の会計事務について、全責任を負うのは市長ですか。助役ですか。それとも職務代理者の会計課長ですか。お伺いしたい。

収入役の不在を続けるつもりでしょうか。地方自治法では収入役の設置が規定されています。いかがお考えでしょうか、お聞きしたい。

職員の対応。相変わらず職員の対応について苦情が寄せられます。対応の悪さは体質ではないでしょうか。基本的な職員教育をする考えはありませんか。お聞きしたい。幹部、管理者、上級者の教育が必要ではないでしょうか。お考えはありませんか。お聞きしたい。

対応が満足にできないようですが、市民が窓口でいちいち料金を問い合わせしなくても済むように、手数料、住民票などの料金を表示してはいかがでしょうか。お考えをお聞きしたい。

モラルの欠如。この件についてはパソコン問題がいろいろ論議されておりますが、私はパソコン問題はモラルではないと承知しております。パソコン問題は、地方公務員としてしてはいけないことがなされたということです。モラルの欠如について、法律以前に私たちの社会には常識的に考え、していいことと悪いことがあります。残念ながら私たちの周りにはそれが欠けているようです。法に反していなければいいのだという風潮がはびこっています。市長はいかがお考えでしょうか。お聞きしたい。

パソコン問題。既に二人の議員から質問が出ておりますが、市民が満足できる回答は出ていないと思います。続けて質問をさせていただきます。

今、伊豆市民の大きな関心は、市役所職員によるインターネットを利用したパソコンの不正使用です。一部の職員の処分を考えているようですがパソコンを不正に使用していたのは何人いましたか。競輪だけではなく、すべての情報、状況を公表をしてください。お伺いしたい。競輪以外に何がされていましてか。どんなゲームがされていましてか。占い、グルメ、スポーツ、ショッピング、さまざまなレジャー情報など、いろいろなサイトがあります。すべての業務外の使用を公表してください。

職員が勤務中にゲームをしているのを目撃したとの市民による情報提供もあります。ここにいる皆さんはこのような不正なパソコンの使用はないと思いますが、いかがでしょうか。お聞きしたい。

この問題は、職務中にゲームや競輪をしていたのも問題ですが、それを見抜けなかった管理者の責任でもあります。放置していた管理者の責任を問いたい。市長の考えをお聞きしたい。

災害復旧について。災害復旧が遅々として進みません。市道31338号線は、一昨年台風22号により市道の一部が流失しています。復旧についてのお考えがありますか。お聞きしたい。

安心・安全のまち。市長は「広報いず」の念頭挨拶では、安心・安全のまちをうたっていましたが、残念ながら所信表明ではありませんでした。今までいろいろな市民による不安を訴えてきましたが、残念なことに問題解決は遅々として進みません。当局側と市民による安全に対する感覚に開きがあるからではないでしょうか。市民の不安を解消するお考えがありますか。お聞きしたい。

議会調整会議。議会調整会議とはどんな会議ですか。メンバーは、いつ、どこで開かれましたか。お聞きしたい。

図書館の新聞。図書館の新聞がなくなるようですが、事実ですか。どのようなお考えか、お聞きしたい。新聞は文化です。地方紙はこの地域の文化を伝えるものです。多くの方が図書館の新聞を利用しているのを知っていますか。お聞きしたい。公共図書館には必ず新聞が備えられています。新聞には多くの情報が集められているからです。新聞のない図書館は聞いたことがありません。見たこともありません。市長、教育長、ご存知ですか。お聞きしたい。

市民農園管理事業中伊豆体験農園。市税の投入が始まります。これからも続きますか。業績不振の場合は打ち切るとは考えられますか。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） それでは森議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 森議員のご質問にお答えいたします。

まず、随意契約について、土肥のT機器店からの苦情については、私は聞いておりませんし、また、報告も来ておりません。

随意契約の相手は最初から決めているのかとのご質問でございますが、あまりにご質問が短かすぎてよく理解できませんが、ほとんどの場合、相手が特定されます。そうでない場合もございます。

次に収入役の件についてですが、これは先の12月定例会一般質問でお答えしたとおりでございます。

続きまして、職員の対応についてお答えいたします。各々の自己管理のもと、勉強をさせております。個人個人には、資質の差や個性差があります。また、仕事が自己裁量で行われ、全員がまったく同じようにいかないというのが現実でございます。ご理解いただけるかと思いますが。

仕事中の対応についても、時々によって、感情が入ったりすることもあるかと思えます。幹部・上級者の教育につきましても、内部研修や各部・各課の会議の中で研鑽を積み、指導をしてまいりたいと思っております。常に気持ち良く対応ができるように、職員の心構えが一番大切であります。職員の資質の向上につきましては、更なる啓蒙・指導を行い、気持ちのよい対応ができるよう努めていきたいと考えます。

なお、住民票、印鑑証明、戸籍謄本・抄本等の手数料につきましても、合併時に各戸配布されております、「伊豆市 市民便利帳」に記載してございますので、ご覧いただければと思います。ほかに、伊豆市ホームページの「届出と証明について」の戸籍等証明書にそれぞれの手数料が記載されております。また、市役所市民課窓口カウンターに、手数料一覧を備え付けてあります。

次に、モラルの欠如についてでございますが、今、日本国中でモラルが急速に崩壊してき

ており、今後、例を見ないモラルなき混乱した国になるのではないかと、大変危惧されております。このままだと混乱がピークに達した時は、誰もがお互い疑心暗鬼となってしまう、信頼できないギスギスした世の中、世間になるのではないかと、大変心配をしております。

おっしゃるように、法に違反していなければ良いのだという風潮こそが大変大敵であります。個人個人の教育・モラルが大切であると思っております。

パソコン問題についてですが、飯田議員及び三須議員のご質問の中でお答えしたとおりであります。今後、厳正に対処する所存であります。管理者の責任については、厳粛に受け止めており、管理者である私も含めて、処分をいたしました。再発防止に全力で取り組みたいと考えております。

続きまして災害復旧の件ですが、これも昨年12月の定例会でお答えしたとおりでございます。

次に、安心・安全のまち、市民の安心・安全に対する不安を解消する考えはあるかのご質問でございますが、安心・安全と、言葉では簡単に言いますが、範囲が非常に広いことあります。行政の立場からは、すべてが安心・安全を目的とした事業であるといっても過言ではないかと考えます。市民と力を合わせて、協働の精神でより安心・安全のまちづくりに努力をするつもりでございます。

予算書にもある通り、総務、民生、衛生、労働、商工、土木、消防、教育等、多方面に係る事であり、質問の内容がちょっと漠然としておりまして、何に対する安心・安全なのか理解しがたい点がございますが、前段の「広報いず」の念頭挨拶を引用されていることから、このことについて回答いたします。

私の「広報いず」の念頭の挨拶で、安心・安全なまちと題して掲載をいたしました。このなかでまず、伊豆市内に南消防署の建設用地取得を進めるとしてありますが、ご存知の通り、今、地権者のご内諾もいただき、買収に向け事務手続きを進めているところでございます。

次に、一昨年台風22号の件について、今年は未復旧部分の早期整備と砂防ダムの建設を始めとする治山治水事業の推進といった、さらなる災害への備えを進めるとしており、このことについては着々と進めているつもりでございます。

次に、議会調整会議についてご質問でございますが、このメンバーでございますが、議会側より正副議長、議運及び常任委員長と議会事務局長の8名の方と、執行部より、特別職3名と総務部長を加えた4名、計12名で構成され、定例議会全般につき、本議会並びに全員協議会の在り方を協議するものであります。

続きまして、図書館の新聞については、教育長から答えてまいります。

その次の市民農園管理事業、中伊豆体験農園についてお答えいたします。中伊豆体験農園につきましては、今年7月に開園予定で準備を進めております。

市税の投入ということですが、基本的には利用料で賄えるよう運営面で努力していく必要があります。当面は、利用料金制を採らない方法でいきますので、収入支出とも、市の一般

会計の中で処理することとなります。

業績不振の場合は打ち切ることも考えられますかとのご質問ですが、この施設は、グリーンツーリズム、いわゆる都市との交流を通して地域全体の活性化を図っていこうと、また、農業の体験を通しての学習の場ということで、国の採択を受けて計画されたものであります。当然、採算が取れるよう努力していくわけですが、業績不振のため、すぐに打ち切るということは考えておりません。

新聞のことについては、教育長から答えていただきます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、図書館の新聞について、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、図書館の新聞についてお答えをいたします。

過日の福祉文教委員会でお答えいたしましたとおり、当初予算の中では消耗品が減額をされました。そのためにこのままですと新聞が購読できないという予算でございます。

しかし、議員がおっしゃるように、図書館から新聞をまったくなくすということは、私どもの本意ではございませんので、購読紙の部数等を精査をしながら、現在の予算をやりくりして新聞の購読ができるようにしたいというふうに考えています。

もちろん、やりくりは当面しかできませんので、途中で増額をお願いすることになるのかと思いますが、そのときにはよろしく願いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ここで、森議員さんの質問が多岐にわたっておりますので、続けましてだいが昼食が過ぎますので、いったんここで、1回目の答弁で切らせていただきます。

これで休憩に入ります。再開を13時といたします。それでは休憩に入ります。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。それでは森議員。

10番（森 良雄君） 森です。質問の順序を一部変更したいので、ご了承願います。8番目に災害復旧、9番目に安心・安全のまち、10番目に市民農園管理事業について質問させていただきます。

まず、質問に入る前に市長にお願いしたい。今日は大勢の傍聴者がいるんです。今まで答えましたでは、傍聴者は何がなんだかさっぱりわかりませんよ。どのように答えたのか、はっきりしてください。

議長（遠藤正寿君） 質問に入ってください。

10番（森 良雄君） 随意契約に入ります。

土肥の業者の事例は特殊なケースではないんです。伊豆市ではいろいろな随意契約があります。旧天城湯ヶ島町では、業者のために重機を借上げた、こういうケースもあります。このケースは企業部長に確認している。土肥と同じようなケースはほかにもあるんです。うちが取れるのに、価格が洩れている、こういう訴えはあるんです。土肥だけのケースではありません。私が随意契約を取り上げるようになったのは、こういう市民からの指摘なのです。

先ほど市長からは取引相手を決めていることもあるというようなことをおっしゃられました。どうして取引相手が最初から決められているんですか。お伺いしたい。

修善寺総合会館改修工事関わる随意契約。基本設計、耐震診断、実施設計、工事監理は始めから契約業者が決められておりましたね。確認したい。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。前回お答えしたのは、前回お答えしたわけですから会議の効率を上げるためにもやはりお答えしたものはお答えしたとおりですから、それらは議事録等を確認すればおわかりになると思います。それをまたまた森議員さんが議員さんの議員活動の中で市民に広報していただければ良いんじゃないでしょうか。

ではその随意契約についてですが、そのいろんな事実関係があるというんですけれどもその事実関係を示す証拠を示していただかないと私はよくわかりません。こういう報告も上がっていませんし、そういうことがあったという話はそういう噂みたいなもの、真偽のほどはわかりませんが、よくよくある話であります。いわゆる国会等というガセネタというやつが、あるいは取ろうと思ってがんばったけれども不幸にも運悪く取られたというようなこともあって、ややそういうご発言になっているかと思っておりますけれどもと思います。

随意契約については森議員から住民審査の請求を受けておりますし、その中ではっきりさせていきたいとそんなふうに考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） ガセネタというお話がありましたけれども市長は土肥の業者から抗議のお手紙をいただいたことはございませんか。ぜんぜん知らない話ではないと思います。

さて、話を先に進めます。最近の談合や随意契約の問題で3月3日に参議院決算委員会では競争原理が働いていないという議員の質問で、小泉首相は随意契約は特殊な理由がある場合だけのもので原則は一般競争入札だと述べています。

伊豆市の随意契約は何百万円、何千万円というものが日常的に行われている。何百万円、何千万円という随意契約が何百本とある。異常と言わざるを得ません。

契約は競争原理を働かせるべきものです。高額の随意契約は特殊な理由がある場合を除き一般競争入札が原則と考えますが、市長の随意契約に対する考え方をお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件には、住民である森議員さんから告訴をいただいております。裁

判の中ではっきりするつもりでございます。今まで随意契約についてはお答えしたとおりでございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 3回目ということですので、次に移らざるを得ません。今までお答えしたとおりです、お答えしたとおりです。再三聞かされている。次の問題は答えを聞いてもさっぱりわからないから取り上げている。収入役の問題について質問します。

伊豆市の会計責任者は誰ですか。答えてください。収入役の実任は重大です。はっきり答えてください。議長さん、答えさせてくださいね、誰が責任者か。責任者は市長ですね。確認したい。あいまいな答えはやめていただきたい。

収入役は地方自治法168条で、収入役を一人置くと決められております。いつまでも不在では違法状態となります。どのようにお考えですか。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） これも12月議会でお答えしたとおりでございます。会計上は今のところ会計課長です。責任は。

それから地方自治法で収入役の設置をしなければならないというのは、5万人を超える自治体でございます。以下のところは置かなくてもいいわけで、前例があるわけです。その辺もしっかり勉強していただきたいと思えますね。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 会計課長にお聞きしたい。あなたは全責任を取る気がありますか。収入役の実任は大変重いんですよ。それは自覚しているはずですよ。違法行為を知らずして支出すれば、その責任を問われることもあるのが会計責任者ではないんですか。

会計課長はここに出ているんですから、ぜひ答えていただきたい。上級者が支出命令を出した時に、拒むことは難しいのではないですか。市長はそれでも会計課長に責任を取らせませんか。

地方自治法168条で、収入役を置かないでよいとされるのは、条例で定める必要があると規定されているはずですよ。いかがですか。市長に答えてもらいたい。またその場合は、市長または助役をしてその事務を兼掌させることができるとある。このことから、会計課長に責任を取らせるとはどういうことか。

一体この伊豆市は誰が会計責任を取るんですか。現在誰が責任を負うんですか。お聞きしたい。責任を負うのは市長なのか、助役なのか。はっきりお答えいただきたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

会計事務全般といわれますが、市長、助役、収入役、それぞれ責任の分担があります。収入役が不在の場合は会計課長が代行しておるわけです。

以上です。

10番(森 良雄君) 議長、答えになっていない。168条をどうやって理解するか。

議長(遠藤正寿君) 森議員、168条の収入役の件ですけれども、市長は、12月定例会で詳しく説明したと。一般質問に関しましては、あなたの質問に対して答えております。ですから、何度も同じことを定例会ごとに言っておりますけれども、ほかの議員さんは、答弁を聞いております。ただ、収入役のことにつきまして、もう一度市長に答弁願います。

市長(大城伸彦君) 収入役不在は5万人以下の自治体は認められていると解釈しています。

議長(遠藤正寿君) これで収入役の問題については質問を終わります。

次に移ってください。

10番(森 良雄君) 質問できないということですが、置かない場合は市長または助役をしてその事務を兼掌させることができる、この問題については何も答えていない。これだけは議長、はっきり覚えておいて。

次に職員の対応について。傍聴者の皆さんもおわかりだと思うけれど、対応の一番悪いのは市長だ。皆さん、何がなんだかわかりますか。この議会で聞いていて。わからないでしょう。

議長(遠藤正寿君) 森議員。

10番(森 良雄君) 今までどういうことを、議場にいる方全部にわかるようにしてやらなければ、こういうことが、市長やここにいらっしゃる皆さんがまともに対応しないから、職員の対応がどんどん悪くなっていくんです。

住民票の料金表が表示してある。これは承知している。しかしそれでもわからない人がいるから聞いているんですね。テーブル二つあって、一ヶ所にしか置いていない。これじゃこっちのテーブルにきた人にはわからない。そういうサービス、何とか改良しようという気持ちはございませんか。

例えば今、税金の申告で大変混雑している。人が限られているから混雑しちゃうんですね。スーパーなんかに行けば混雑が始まればどんどんレジを開いていく。人を投入するとか、8時半前に混雑が始まったら早めを開いてやるとか、そういう対応は考えられませんか。

状況を考えたサービスの対応を考えてもらいたい。いかがでしょう、市長。お聞きしたい。

議長(遠藤正寿君) 市長。

市長(大城伸彦君) お答えいたします。

市民のサービスはできる限りやるべきだと思いますが、就業時間というのがありまして、就業時間を超えてのサービスというのは、やはりいろんな問題、調整しなければならない問題が出てくると思います。

料金表についても、もしわからなかったら窓口でお聞きいただければ、職員がお答えいたします。

以上です。

議長(遠藤正寿君) 森議員。

10番（森 良雄君） わからなければ聞け。聞いた結果、どうなるか。私がこの対応の悪さ、最近市民から苦情が寄せられたばかり。電話で聞いてもわかりません、わかりません、わかりません。これしか返ってこなかった。これは市民環境部の事例だ。以前、市民環境部へ行って指摘されたのは、誰がいつ言ったかということですが、必要ならば誰がいつどこで言ったかも出しますよ。

私も最近同じような事例があった。これは土木だ。建設課長に伝えてくれと言ったら、議会を通して言ってくれ。再度聞いたら、また議会を通して言ってくれ。これなどはもう上からの指示があったとしか思えない。

これが伊豆市の職員の対応の実態です。まず市長から、あなたから、どうしたら市民サービスが良くなるか、考えてもらいたい。自分が手本になっていただけませんか。わからなかったら聞けばいいじゃないんですよ。聞く前にわかるようにしてやるのが市民サービスではありませんか。いかがでしょう。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） わからない方にわからせる方法というのはなかなか難しいですね。いくらやってもわからないものはわからないです。ですから窓口で聞いていただけるのが一番早いと思います。

今、土木部の、森議員からのご指摘がありましたけれど、これは議会資料ですから議会で認めないと資料は出せないわけですから、やはり議長の裁量に任せるべきだというふうに思います。

議長（遠藤正寿君） 次をお願いします。

森議員。

10番（森 良雄君） 議会資料だから議会を通して。何も聞かないで議会を通してくれと言われているんですよ。

次、私もいろいろ考えて、次はモラルの問題だなと。対応が悪いから。なんとかこれは伊豆市のモラルを改革しなければいかんと。先ほども言いましたけれど、モラルとパソコン問題は別ですよ。職員の中にはモラルとパソコン問題、混同している方がいらっしゃるが、パソコン問題は、地方公務員としてしてはいけないことをしたんだと、はっきりモラルと区別していただきたい。モラルとは道德とか倫理ということだと思っんですね。

先ほども言いましたけれど、法律違反の多額の随意契約が何百本とある伊豆市です。法律無視、契約規則無視、日常的に行われている伊豆市です。このような多数の随意契約は異常と言わざるを得ない。確信的に法を犯している。モラルの欠如を通り越している。これではモラルを説いても、馬の耳に念仏となるでしょうが、管理監督者が個人的事業で部下の職員を私的に使っているとも聞いている。事実かどうか、答えてもらえないでしょうけれど、こういうこともある。モラルの欠如と言わざるを得ない。

市長はモラルをどのように考えているか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 森議員さん、今の発言の中で、法律を日常的に無視しているとか、違反しているとか、本議会ですので慎重に発言を求めます。

10番（森 良雄君） はい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） モラルはモラルだと思います。人間として正しい姿、何が正しいかというのはそれぞれいろいろあると思います。それぞれの個性もあろうかと思えます。そういう中でやはり人間があるべき姿、あるいは、あってほしい姿だと思っています。倫理とか道徳とか、辞書に書いてある通りでございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 市長さんのすばらしいお言葉、いただきました。裁判も行われているということは随所にうかがわせていただいています。今、市長は訴訟を受けている。訴訟費用は誰が負担していますか。まさか市の公金から出ているようなことはないでしょうね。確認したい。

被告は市民ではありません。被告は伊豆市ではありません。被告は市長個人です。結果が出てからならいざ知らず、市民に負担を持たせるのでしょうか。モラル以前と言わざるを得ません。

パソコン問題はモラルではありません。パソコン問題は不法行為です。この辺がどうも理解できていないと思う。常識を喪失していませんか。モラルを喪失していると言わざるを得ません。このままでは多くの善良な職員が迷惑をします。このままではやる気のある職員の士気を阻害します。市役所のモラル回復のためには何をすべきか、どのように考えているか、市長にお伺いしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） モラルを上げるあらゆる努力をしたいと思います。

それから森議員に申し上げますけれども、森さんから告訴を受けているのは、伊豆市長でございます。伊豆市政についての告訴でございますから、その辺をお間違えないようお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） この問題は終わりますけれども、確かにあなたが訴えておいて、個人というのは、それはおかしいと思えますけれどもね。

10番（森 良雄君） この訴訟は伊豆市民として訴訟を起こしているんです。いいですか。大変立派なお答えをいただいた。しかし、被告はあくまでも大城伸彦氏です。今のお答えは公金で訴訟費用を賄っているというふうに承ってよろしいですね。

ではパソコン問題に移ります。パソコン問題はモラルの問題ではありません。地方公務員として、してはいけないことをやったんです。この点をしっかり踏まえていただきたい。市民の声は、既に私が言うまでもなく、正確な情報の公開です。すべてを公表していただきたい。情報操作をしない、すべてを洗いざらい速やかに公表していただきたい。

市民の納得できる公正な処置が必要ではありませんか。そのためには対象者の氏名の公表も必要ではないでしょうか。発覚して2ヶ月が経とうとしております。先ほどからの話の中では、どうも1月中頃にこの問題が発覚しているのではないですか。市民が全容がわからないまま、疑惑が膨らんでいます。今必要なのは事実の公表です。素早い対応です。市民の納得いく処置を求めているのです。遅れば遅れるだけ疑惑が膨らみます。

今回処分を受けた方は中伊豆支所の職員5人ですね。不正アクセスはほかにもあるはずで。新聞では1月のアクセスを先に一覧表にして職員らに公開したとあります。その一覧表をなぜ市民に公開できないのですか。公開していただきたい。競輪の投票サイトだけが公表されています。このサイトの利用者はほんの一部ではないんですか。スポーツサイトのアクセス回数、時間はいくらなんですか。競馬、ゲームのアクセス回数、時間はいくらあるんですか。公表が遅れば遅れるほど疑惑が膨らむんです。全体の速やかな公開を、ぜひこの席でやっていただきたい。

議長、お願いします。2月22日の朝日新聞によれば、1月中のアクセスだけを一覧表にして職員らに公開したと書いてあるんです。いろいろな新聞を読むといろいろな情報が出ています。各新聞は断片的にしか公表していないんです。ぜひまとめて今公表していただきたい。

傍聴者の皆さんもそれを待っているんです。市長は透明で公正なまちづくりをすると表明しているんです。確認したい。速やかな事態の公表を今なぜ、できないんですか。今できないなら、いつまでに調査するんですか。いつまでに公表しようとしているんですか。お伺いしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 先ほど、午前中に飯田議員、三須議員のところでお答えしたとおりでございます。パソコンサイトまでは調べればわかります。そこから先はそのパスワードで状況判断しかできません。それと、ただ公表して罰して、それで済むかということも私は考えるわけです。ぜひ、罪を憎んで人を憎まず、やはり伊豆市の将来を明るい方向へするためには、そういう茨の道を踏み越えてやっていただきたいなと思います。ここで姿勢を正し、襟を正して、職員が自覚することが一番重要だと、そういうふう考えております。ご理解をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 今、ここで疑惑を晴らさなければ、伊豆市に何が残るんですか。なんで速やかな公開ができないんですか。市長以下幹部の皆さんはこの問題でやましいことはありませんよね。そのように信じたい。

再度お伺いしたい。市長以下幹部の皆さんは市役所内から問題になっているサイトに、または私的なメールを発信したりしてはいませんか。皆さんにはっきりありませんと答えてもらいたい。市民は事実の公表と適切な処分を望んでいるのです。いかがですか。この問題は地方公務員として、してはいけないことをしたんです。今ここで、なんで真実をすべて公表

できないんですか。各個人まで特定できないならそれでもいいです。なぜ公表できないのか。職員には一覧表で掲示されたんでしょう。新聞の記事ではそのように理解できますよ。

それから私は最近、おもしろい勉強をしているんですよ。応用数学というのを勉強していますね。見えないところに何があるかというのを調べようという。まるで今日のために勉強してきたようなものだ。競輪というのは、特殊な趣味なんですよ。市民全体からいったらほんの一部しかない。例えば競輪が好きな人は、100人いたら5人しかいないとする。そうすると、たくさんの方がもっといろいろな趣味を持っているということなんです。いいですか。これをこれから推測していくと、たくさんの方がいろんなところへ、このパソコンでアクセスしていたということなんです。その実態をぜひ公表していただきたい。全容はどうなんですか。さっぱりわからない。議員がわからないんですから、一般市民はなおさらわからないはずですよ。

昨日の新聞では懲罰委員のメンバーまで公表を求められています。これは懲罰委員会への抗議ではありませんか。納得のいく対応を求めているんです。遅い対応、甘い対応はますます疑惑を膨らませるんです。信頼できる市役所をつくろうとするなら、信頼回復を図ろうとするなら、今ここでなぜ真実を明かせないんですか。

市長にお答えいただきたい。災い転じて福となすというお考えがあるようですけれど、ならば、今、真実を市民に明らかにして、再出発を図るのが筋ではないんですか。いかがです。

市長。お答えいただきたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 先ほどお答えしましたように、サイトまではわかります。ですからサイトまで公表するというのももう少し時間をいただければできると思いますが、そこから先が、これは状況証拠ですから、本人の自白と言いますか、そういうことになります。それを追及するということは、これが是か非か、間違ったらこれは大変なことになります。その辺のことはよく考えて、サイトまではできるかなと、もうちょっと調査して、検討させていただきます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） サイトまでだったらできる、もうちょっと調査して。もう結果は出ているんでしょう。なぜ今すぐ出せないんですか。議長、ぜひすぐ出させてくださいよ。みんな待っているんですよ、答を。午前中に大勢いたけれど、みんなあきらめて帰ってしまった。これは議会に対する不信感の、市民に対する意思表示ですよ。笑いごとじゃない。それが理解できないような議員では困る。

次、議会調整会議に移る。議会調整会議とは何なのですか。一般議員が知らないところで伊豆市が動かされようとしています。議員としては到底容認できません。伊豆市議会は伊豆市民に付託された審議機関であり、議決機関です。議会をないがしろにしていますか。何が話し合われたのか公表してください。首謀者は誰ですか。いつ、どこで、何があったんで

すか。議事録はありますか。あるなら公開していただきたい。いかがですか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） たくさんご質問がありましたので。

議会調整会議ですから、先ほど申しあげましたように、正副議長と、私ども特別職とでこういう会議をやった方がいいということで、正副議長、議運及び常任委員長と議会事務局長、及び特別職と総務部長で会議をやったわけでございます。

議会の運営の全般につき、それからどういうふうに議会を運営したらいいか、一般質問なども大変たくさんご質問する方もありますし、されない方もいますし、そういう調整をどうやったらいいかというようなご意見も出たように記憶しております。そういう、これは当局側と議会の正副議長との話し合いでやろうと決めたもので、別に議会を軽視しているつもりは全くありません。議会が正しく運営されることを願っての会議でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 伊豆市の規則では、議会が唯一最高の機関なんですよ。その辺を忘れないでいただきたい。前半というお話があったが、後半何があったんですか。お伺いしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 日本語って難しいですね。

議会全体の運営についてということで全般というお話をして、「前半・後半」の、「ゼンハン・コウハン」ですから、それは、「ゼンパン」と申し上げたつもりです。

10番（森 良雄君） 議長、私は「コウハン」について聞いている。

議長（遠藤正寿君） これで3回・・・。

10番（森 良雄君） 次に移りましょうか。まだ時間はありますか。

議長（遠藤正寿君） ちょっと今時計を止めますけれど、時間があと4分30秒。

10番（森 良雄君） がんばります。

いいですか。コウハンについて市民から疑問の声が上がっているんですよ。何があったのか。ぜひお聞きしたい。

次、図書館の新聞。これは教育長に先ほど、前向きに考えるというお話があったけれど、ここに至るまでに今、この図書館の消耗品費はぎりぎりのところに来ているはずなんです。そうですね。どこまで運用できるか、大変疑問です。なにせ227万円が102万円まで減らされているわけですから。下手すると図書館運営について支障を来たすと思います。

速やかに、それと、市長や教育長、どうしてこんなことをやったかと言うと、これは伊豆市の財産なんですよ。私はしょっちゅう新聞を利用している。1年前のを見せてくれ、そういうことをやっている。伊豆市の修善寺図書館は3年分、いつでも見せてくれと言えば見せてもらえる。日日新聞と静岡新聞は製本して永久保存されている。これを途絶えさせると言うことは大変な問題なんですよ。ぜひ、途絶えさせないで、速やかに補正を組んで、新聞の

購読を継続できるようにしていただきたい。

災害復旧についてお聞きしたい。これも今まで答えたと言っているけれど、何も答えていない。私は市道31338号線を復旧する考えがあるのかどうかを聞いているんです。お答えいただきたい。

議長（遠藤正寿君） ちょっと順番が変わりましたけれど、災害復旧について。

市長（大城伸彦君） 昨年の12月の議会で、お答えしたとおりであります。もしそれでわからないようでしたら、土木部長から答えさせますけれど、いかがでしょうか。

10番（森 良雄君） 教えてください。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 復旧する予定があるかというご質問だと思います。それで、現在の状況では特に交通に支障がないと判断いたしましたと答えたつもりでございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 道路が途中で切れているんです。なぜ復旧するつもりがないんですか。市長にお答えしていただきたい。あなたには市道の維持管理責任があるんじゃないんですか。道路が途中で切れてなくなったらどうするんですか。復旧しようとする考えはないんですか。また途中で道路が切れていたらどうするんですか。安全対策は何もしていない。どういう考えなんですか。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） ここは森さんのお宅の近くの道路だと思います。道路の上の墓地の法面です。そこから土砂が少し出て、森さんのお宅の前に石が転がってくるというようなお話が前回ございました。法（のり）の管理は上の方ですね。あの道路の法面ではなくて、墓地の法面ですから、それは墓地の管理者、あるいは護持会、あるいは区でおやりになっていただくものが妥当かと考えております。

10番（森 良雄君） 議長、答えになっていないよ。私は市道の維持管理をどうするのか聞いているんだ。ちゃんと答えさせてください。市道が消えてなくなっているんだ。見に行ってきたのか、君たちは。

議長（遠藤正寿君） この問題についても、何回も質問されて、答弁も同じ答弁になるかと思いますが、31338号の維持管理はどこが担当するかということだけ、市長、お願いします。

市長（大城伸彦君） 市道の管理は市です。当然です。

原因者は他にあると思います。これは。

議長（遠藤正寿君） 次に移ってください。

10番（森 良雄君） 維持管理者は市にあると言いながら、維持補修をしない。そんな道理が通るんですか。ぜひ1回見に来ていただきたい。市道が消えてなくなっちゃっているんですよ。

安全・安心のまちに移ります。学校の安全、歩行者の安全、道路の安全、通園路の安全、

伊豆市の施策はまったく何がなんだかさっぱりわからない。不安全この上もない。今日、大勢の方がいらっしゃるからもう一度言いますけれど、伊豆市の小学校は外部からの侵入に対してまったく無防備であるということを指摘しておきたい。

時間もないようですから一つだけお聞きします。まだ時間があれば続けますからね。狩野川遊歩道の整備はするつもりがあるのかどうか、お伺いしたい。

議長（遠藤正寿君） 狩野川遊歩道の整備について、これは安全・安心というつながりですけど、答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 狩野川遊歩道のことにつきましても、前回ご質問がありましたのでお答えしておりますし、そのとおりでございます。今回、安全・安心のところでは遊歩道へ振るのはご質問にありませんので、前回のとおりでございます。

議長（遠藤正寿君） ちょっと残っています。

森議員。

10番（森 良雄君） 前回答えたということなのですが、どのように答えてもらったのか、私ちっとも記憶がない。答えていないと言わざるを得ない。それを堂々と前回答えたと言っている。

まだ時間がありますか。市民農園管理事業についてお聞きしたい。中伊豆体験農園は、使用料は234万円計上されている。ところが市民農園管理事業では437万1,000円の事業費が投入されようとしています。差し引き203万1,000円の市税の投入です。当期業務が31万円ということですので、172万1,000円が、場合によってはこれが毎年これから投入されていくんじゃないかと心配しているんですが、財政逼迫の折、いかがお考えですか。お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） これでちょうど質問時間は終わりましたので、答弁だけ。

市長。

市長（大城伸彦君） これも一番最初のところで答えております。補足を観光経済部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは市民農園の関係のお答えをさせていただきます。

来年度につきましては7月オープンということで、収入も7月からの収入を見込んでおります。それから、市民農園管理事業、437万1,000円ということで大分多いというご質問でございますけれども、今回、この市民農園管理事業につきましては、他の市民農園、柏久保とか古川とか土肥地区にある市民農園の借地料もこの中に含まれております。

それから、電気、ガス、上下水道料でございますけれど、これらもまだ概算見込み的なものでございまして、これから実際事業が始まらないと確定したものがなかなか出てこないというものと、また消耗品等につきましても事前の準備の段階のいろいろな掃除用具とか細かいものも必要になってくるわけございまして、それらがもろもろ今回多くなっている原因で

ございます。

基本的には、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、利用料金というものが入ってくるわけですが、通常年ですと最高312万円、稼働率が100%で312万円ということになるかと思えますけれども、極力そのなかで収めていくように努力はしますが、なかなかそれ以上利用料金というのは増えていかないわけですので、他の実施事業と言いますか、ここを管理する方々が収穫体験とかいろんなイベント、また企画等をしながら収入を得ていくというような形のなかで努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（遠藤正寿君） これで森議員の質問を終了いたします。

鍵 山 堅 一 君

議長（遠藤正寿君） 次に13番、鍵山議員。

13番（鍵山堅一君） 13番、鍵山堅一。じっくりやっていただいた後ですので、私の方は簡潔にいきたく思いますので、拍子抜けのないように、前向きな回答を期待します。

市内観光の活性化について。最近、カーフェリーの増便も定着してきたと、こういうふう聞いております。だいが多くなってきたと。特に日帰り客もこれからは増してくるだろうと思われま。しかし現状では、乗船客の大半が奥伊豆へ流れている、こういう実態である。そこで、各地域にある市内の観光拠点をPRし、海上交通、または陸路を利用する客が市内へ流れるよう、次のことを提案をいたします。

1番目、市内観光めぐりルートの作成、PR。2番目、土肥 - 虹の郷を結ぶ西伊豆スカイラインの景観を生かす。3番目、国道土肥側平石地先、ここは平石のバス停です、そこから旧道までの改良工事の実現。

よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの鍵山議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 鍵山議員の、市内観光の活性化についてお答えいたします。

清水港と土肥港を結ぶ駿河湾フェリーが2隻体制になりまして増便しました。また、2009年に静岡空港が開港される予定になっております。交通網の整備によりまして伊豆への来客ルートは、これまでの陸路中心から大きく変化していくものと予想されます。

まず、ご質問の1点目の、市内の観光めぐりルートの作成・PRですが、市内に観光客を誘導することは、伊豆市の活性化に不可欠であると考えております。豊富な観光資源も多く、それを結ぶルートづくりを進め、発信をしていきたいと思います。

次に、2点目の西伊豆スカイラインの景観活用ですが、これは眺望はすばらしく、土肥から修善寺への観光ルートとして、非常に魅力のあるコースだと思います。

続きまして、3点目の国道の土肥・平石地先より、旧道までの改良工事の実現についてですが、ご指摘の路線は、市道土肥280号線及び、土肥283号線のことと思います。この道路は

昭和55年に完成した西伊豆バイパス、現在は国道136号線になっておりますが、この西伊豆バイパス建設の作業道として開設されまして、バイパスが完成された後、旧土肥町が町道として引き継いだ路線と聞いております。

旧土肥町時代からの整備の要望があったこと、また、昨年10月下旬にも要望書の提出があったことは承知しております。合併後の過疎地域自立促進計画策定の際、市の財政状況や道路整備進捗状況を考慮し、県代行による、この路線の整備を見送った経緯があります。土肥港から市内各地への誘客が、市の観光振興に重要な役割を担うことは十分承知しているつもりですが、当面は、観光バス等大型車の西伊豆スカイライン、現在は、県道船原・西浦高原線となっております、へのコースは、無料化された西伊豆バイパスを利用し、船原側から上っていただければと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 鍵山議員。

13番（鍵山堅一君） 今の市長の答弁で、1については、こういう方向でいきたい、こういうような、今答弁を聞いたわけですが、それについて、やはり今私がカーフェリー等の問題を出しましたので、この辺については、カーフェリーと協力、要請をして、そういう方向に向かっていくのも一つの案じゃないかと、こう思われますので、それについてはぜひ今後進めていっていただきたい。こう思っております。

それから、まず例としてですが、今、3番目の問題を出したわけですが、まず、それについては土肥 - 虹の郷、修善寺、天城、西伊豆、これらの1番目を勘案しましたルートづくり、それらがどうしても必要になるかと思えます。虹の郷につきましてもイベント等、いろいろ誘客には努力しているようですが、なかなか厳しい。こういう状況です。

また、そのスカイラインから修善寺までの県道ですが、その間にはレストハウスがあります。そうしたところで、この素晴らしい景色、そこには日本一の富士山があります。これを利用すると、そういうこともあります。また富士山を眺める日本一の場所があります。それは市長、ご存知と思いますが、レストハウスです。私はこの富士山は、伊豆市の財産と、このような位置付けを持って過言ではないと、こう思っております。

国土利用計画書にもありますように、基本方針の中にあるように、達磨山山系の重要性、これらも挙げられております。そういうことを踏まえまして、このルートを観光に結びつける必要があると、こう思います。

それから先ほど答弁の中でスカイラインから県道を使えばと、こういう発言をされたと思えますが、やはり県道につきましても、スカイラインからだともた戻って、またトンネルを通ると。土肥の方から行った場合にはトンネルを越して行ってまた戻ってくると。ルートとしてはあまりいいコースとは言えません。時間的にはそう変わらないと思えますが。

やはり、この平石から、工事用の道路でしたが、旧道への改良工事がどうしても必要かと、こう思われます。旧道につきましても市道に認定をすると、こういう話が出ております。そ

れは私は結構だと思います。そういうことで、やはり市道として、その路線を生かし活用できる道路にする、こういうためにも、この改良工事が必要かなとこう思います。

そういうことで、この際、この改良工事、道路整備等、県の方へ交渉すると、こういうことも考えられるのではないかと、こう思いますので、その辺について市長のお考えを伺いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 観光をめぐるルートの件でございますが、旧土肥町の時代に土肥地区と清水の堀込地区との交流があつて、大変いい関係だということでございます。私も清水へ行って、駿河湾フェリーをやっていますエスパルスドリーム社へも表敬訪問したりして、なんとか清水からこちらへ観光客に来てもらうような活動をお願いしているところでございます。こちらへ来て、清水、静岡、今はもう静岡市ですから、静岡市の方たちが、また静岡空港ができればフェリーで来ていただきたいと思っています。

ぜひ、観光めぐりルート、伊豆市は広いですからいろんな穴場があると思いますので、その辺にもご提言いただければと思います。

それから、富士山の景観については、まさに鍵山議員さん、おっしゃる通りでございます。大変素晴らしい富士山の眺めが見えます。ただ、素晴らしい富士山が見えるときというのは、今ぐらいですね。ちょっと寒い、風の吹くときに雪を被った素晴らしい富士山が見えるということで、そういうところが見えるような、やはりレストハウスをどう利用するか、そんなことも考えていきたいなと思います。

それから、この平石地区の改良工事、先般、旧道が市道に付け替えと言いますか、なったわけございまして、その辺はもう1回よく精査して、計画を見直す必要があるのかなと、現在思っているところでございます。議員おっしゃるように、県が払い下げのときの条件としてどの辺までやってくれるか、と思っています。

補足を土木部長に答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 市長が申し上げたとおりでして、実は道路の方は、観光面から攻められると非常に弱いところがございまして、確かにルートといたしましては先ほど申し上げたように、実は過疎地域の自立促進計画の時にいろいろ説明をいただきました。旧土肥町からそういう要望があつたことも承知しております。ただ、現在の先ほど市長が申し上げたように財政状況から見ますと、大変お金のかかる事業かなと思っております。

県にやっていただく県代行事業で見送っておりますので、計画の見直しのときにそれを入れるということは考えられると思いますが、ちょっと時間がかかるという感じがします。現在の道路の勾配がきついものですから、予想される内容としてはその県代行でなければ、ほかの措置は受けられないのではなからうかと考えております。そんなことがありまして、少

し時間が必要なと思っております。

ただちょっと伺いますと、国道との交差点付近は非常に見通しが悪くて、交通事故等もあるというようなことがありますから、全体の改良ということではなくて、入口付近と言いますか、出口付近と言いますか、国道との交錯等の改良について、部分的な改良については検討してみたいと思っております。

いずれにしても大変お金との絡みがございますので、土木部だけの意向ではいかなのかなと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 鍵山議員。

13番（鍵山堅一君） なかなか期待を持てるかなと思ったり、これはちょっと淋しいなどという意見が織り交ざっているようですけれど、先ほど、私は交渉をしたらと、こういうことに対して、この辺はだいが強く考えてくれているな、条件を打ち出してみようというような、条件という言葉が聞かれましたので、少しは力強く思います。

そういうことで最後になりますが、これは参考のためにちょっと承知していただきたいと思います。数軒のホテルですけれど、今言うスカイラインまわり、このコースの近くで売ったことがあるとこういう話を聞いております。その路線については、講評的にはすごくいい、何度通ってもいいなどと、そういうことのようなのですが、やはり今言う工事用の道路ですか、私が改良をと言っているところ、ここへ来てなかなかここがネックになってクレームがつくと、こういうことのようなのです。また、先ほど答弁いただいた県道まわり、その辺についてもあまり来たときにはそういうクレームがついて、帰りのときにはこういう方法があるよということで、話をしたこともあるそうです。それについて、帰ってからやはりあまり芳しくないコースだなと、ここの平石地先のところが何とか大型バスが優に通れれば、やはりこちらの方がいいと、そういうような話もあったと、こういうことのようなのです。

そういうことで、なかなか評判は良くても、今後コースの企画がなかなかできない、こういう話を聞いておりますので、市長もとりあえずは現場を一度見ていただきたい。見ていただいてあるかも知れない、ちょっとわかりませんが、そうしていただきたい。

そういうことで、この問題については答弁は結構ですので、実現に向けての取り組みの提案をして、質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） これで鍵山議員の質問を終了いたします。

杉 山 羌 央 君

議長（遠藤正寿君） 次に14番、杉山羌央議員。

14番（杉山羌央君） 14番杉山羌央です。通告に従いまして、一般質問を3点ほどさせていただきます。

最初に、伊豆サイクルフェスティバルとツアー・オブ・ジャパンの開催についてですが、

昨年の伊豆市10大ニュースの一つにもなりました、5月に開かれた伊豆サイクルフェスティバルは、ツアー・オブ・ジャパンの同時開催となり観光伊豆市を国内外に広くPRできたこと確信しております。富士山をバックに伊豆スカイラインでサイクルスポーツが行われたテレビ画面は、世界的にも有名な競技のツール・ド・フランスにも匹敵するような素晴らしい絵だったと思います。伊豆市を世界に売り出すノウハウと場所は、去年実践したわけですから、このまま終わらせるのは大変もったいないと思います。昨年の投資も無駄になってしまいます。

財政が厳しい折ですが、伊豆市として絶対必要な行事の一つだと思われるので、国や県の企画に頼った行政ではなく、伊豆市の自分たちが企画し、提案してあらゆる関係機関に協力を求めて実行する。問題は山積しているのは承知していますが、毎年定期的を開催することがサイクルスポーツセンターと伊豆スカイラインを有する伊豆市にしかできないイベントではないかと思いますが、今までの準備状況と今後の見解について伺います。

次に、市道上和田線についてですが、一部拡幅改良工事がなされましたが、災害で通行止めになったり、またシダックスの経営によりますワイナリーヒルズやホテルワイナリーの盛況で大型観光バスの受入台数も相当増加しております。もともとは別荘地として開発された地域ですが、別荘地内の道路交通に対して大京住民からシダックス側に苦情が多く寄せられているとの話も聞いております。

本線であります上和田線の拡幅改良工事を強く望まれ、またこの路線は上和田住民唯一の生活道路であり、定期バス路線となっておりますが、バスが1台やっとという狭い場所も何箇所かございます。前々から懸案場所で、合併時の引継ぎ事項にも盛り込まれている重要案件であります。シダックス側も大変協力的で、行政に対応していただいておりますので、伊豆市東地区の発展のために今後の計画予定について、当局の見解を伺います。

最後に、宮上区集会場建設についてですが、この案件も中伊豆町と伊豆市の間で交わされた引き継ぎ事項の一つでもあります。宮上区の集会場は大正初期に建設され、90年近くたつという、老朽化の著しい建物であります。中伊豆町時代、10年前より改築計画がありましたが、現有地は土石流危険渓流の発生する急傾斜地崩壊危険箇所という地域にあり、駐車場もなく、災害時には避難所としてもまったく機能しない集会場であります。しかしながら、この土地を拡張もできず、区民の皆様はもしもの時はどうしようの一言で過ごしてまいりました。

なお、近くに狩野川漁協の使用している旧町有地、現市有地の一部未使用地と宮上区有地との交換交渉が、昨年来急転直下、組合幹部のご英断により内諾を得られる状況になってまいりました。市当局の努力により、狩野川漁協との話し合いを進め、早急なる緊急避難所、防災センターとしての機能を持つ集会所の検討をいただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの杉山議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

まず、伊豆サイクルフェスティバルの開催についてでございますが、昨年3月、伊豆サイクルフェスティバル運営協議会設立総会が開かれまして、第1回伊豆市サイクルフェスティバルが昨年5月に開催されました。フェスティバルが終了後、次回、今年ですが、開催に向けて、第7回幹事会が8月4日に開かれ、伊豆市がその事務局を担当することになり、観光商工課に事務局を設置し、企画課職員と共に事務を進めております。

第2回の会場は、昨年と同様のサイクルスポーツセンターと伊豆スカイラインを舞台に、5月20日土曜日に開催を予定しております。いろんな関係機関との折衝がありまして、5月20日の予定となったわけです。

フェスティバルのメインレースであります「ツアー・オブ・ジャパン」のコース設定につきましては、これも関係団体等と協議を重ねておりましたが、ようやく先日決定したところであります。今後は、このコースに基づき各種事業の調整を行うとともに、必要書類を作成し、関係機関に提出する予定でございます。

また、事前PRとしての講演会の開催や、フェスティバル当日の子供自転車大会などの会場イベントについても、現在内容を詰めているところでございます。

伊豆サイクルフェスティバルは、伊豆市のみならず、伊豆全体の観光の戦略的イベントとして定着化を図り、伊豆をサイクルレジャーのメッカになるように、また議員おっしゃるように、ツール・ド・フランスに匹敵するようなツアー・オブ・ジャパンになれば、と願っているところでございます。

続きまして、2点目の市道上和田線の拡幅改良工事についてですが、ご指摘のとおり、上和田地区の生活道路でありまして、定期バス路線でもあります。道路台帳では、2級市道に指定しておりますが、上流部にシダックス・ワイナリーヒルズがあり、行政当局といたしましても重要な路線であると考えております。

合併協議におきましても、この路線の改良計画を継続する必要があると認めた経緯があること、一昨年22号台風の災害の時に大きな被害を被り、崩土除去及び倒木、電柱電線の被害除去に2日間ほどを費やし、バスが止まって地域の皆様に大変ご迷惑をお掛けしたこと、一方、現状ではワイナリーヒルズやホテルワイナリーへの大型バス往来が、大京分譲地内を通行しており、分譲地内を大型バスが往来することへの苦情があることなどを考慮すると、上和田線の速やかな改良が必要と考えております。そのため、現在この路線の測量設計を進めておりますが、大型バス運行に対し、幅員が狭隘であるばかりでなく、カーブや勾配もきつく、橋の強度も不足しております。改良には相当な時間と経費が掛かるとは思いますが、順次進めたいと考えております。

また、中伊豆町時代に、上流部の下荒区線をふるさと農道整備事業で改良している経緯も

踏まえまして、引き続き整備促進を図ってまいりたいと思っております。

3点目の宮上区集会場の移転建て替えについてでございますが、現在宮上地区の集会場は、議員おっしゃるように大変老朽化が進んでおりまして、土石流危険渓流と急傾斜地崩壊危険箇所にもたがる、ハザードマップに指定される危険な区域であることは認識しております。

ご質問いただいた中で、市有地の貸付については、集会場の移転予定地として挙げられている土地が、現在、狩野川漁協で所有している土地であり、市有地との交換により、この土地を取得し、宮上区が集会場を建設できるように検討を進めております。

次に、集会場の建設費補助についてですが、市ではコミュニティ施設整備補助制度により、地区集会所の建設費の補助を行なっています。宮上区からは、このコミュニティ施設整備補助制度のご要望をいただいております。今後、宮上区より詳細情報の提供を受け、進めてまいっている所存でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

14番（杉山羌央君） 合併3年目を迎えまして、整備しなければならない事業が山積みとなっておりますが、市長よく言われます、金があれば知恵を出せという格言のとおり、十分な検討をお願いしまして、夢のある事業を目指していただきたいという期待を込めまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで杉山議員の質問を終了いたします。

ここで休憩を取ります。14時30分を再開として、休憩をいたします。それでは休憩に入ります。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

木 村 建 一 君

議長（遠藤正寿君） 引き続き一般質問を行います。

次に26番、木村議員。

26番（木村建一君） まず最初に、木太刀荘のアスベストの調査の経過と雇用補償の問題についてお尋ねします。

まず第一に、市のアスベストの調査方針というのが、総務の財政の方でしょうか、8月に出たということを担当職員からお聞きしました。全市の公共施設をアスベストがあるかどうか点検しようじゃないかというのが8月だと。それで、木太刀荘にアスベストがあるのでは

ないかと判明した時期はいつでしょうか。

二つ目に、1億円以上、1億5,000万円、結果となるであろう売却損失の責任はどのようにお考えなのか。

三つ目、私は今回の件は市の責任が非常に大きなものがあると思います。そういう立場から、3月から仕事につけなくなったなど、市民への補償を考えているのかどうか、お尋ねします。

二つ目に、今さんざん論議しています競輪投票サイトにアクセスした職員の処分の件についてお尋ねをいたします。市長は事件発覚当初、モラルや自覚に任せるしかない、今回は注意を喚起するとの新聞報道でした。そして、今回についての他の議員の質問に対して、当初は二度と行わないように、再発しないようにすることが緊急かつ重要なことと考えているというふうなお話をなされました。その件のダブリは結構でございますが、私がお尋ねしたいのは、24日の全員協議会の席上でも質問したところ、新聞を読んでいる職員とどう差をつけるのかとということで発言がなされました。そうしますと、新聞報道と、そのとき、同じ姿勢ではないかと判断したわけです。しかしながら、現在は新聞報道等にありますように、また議会でも答弁なされましたように、注意から減給処分へと変更されましたが、その理由を伺います。

二つ目に、処分した職員の勤務場所と人数は公表されましたが、市民から見れば誰が処分を受けたのか、まだ不明です。勤務地の全職員が疑いの目で見られているという状況に当然なってくるというふうに私は思います。その勤務地の中では当然まじめに働く職員がいらっしゃいます。その方から見た時に新聞報道の公表止りでいいのかなということが当然投げかけられてきますので、今の現在の時点の公表でいいのかどうか、お尋ねします。

三つ目に、社会的常識から見て、このような競輪投票アクセスをした職員の処分に対して、1ヶ月10%の減給処分は妥当と考えるのかどうか、お答え願いたいと思います。

次に、遠距離通学費の制度の改善見直しの件についてお尋ねします。これについては何度となくお尋ねしておりますけれども、一つ目に、12月議会で教育長は義務教育で子供たちに応分にかかる費用として、例えば学級費だとか教材費、給食費などがあるんだけれども、唯一地域差が出る費用が通学費だと、こういうふうに答弁なされました。そうであるならば、その差が最大限出ないように制度を考えることが私は大切なことではないかと思っておりますので、この点について、まず最初に伺います。

二つ目です。同一条件での通学でも、当然ご存知だと思うんですけども、入学年度によって、新入生のみについて質問しますが、在校生は除きます。非常に計算がややこしくなって数字が出てきますので、わかりにくくなりますので、新入生についてのみお尋ねしますが、当然、補助額に今の制度だと差が出ます。しかしながら、何度となく聞いておりました今までの答弁で、この矛盾も数年後には解消されるからその間は保護者は我慢してほしいということまで言っているのか、お尋ねします。

三つ目に、補助制度の変更によって、土肥地区で歩道もなく徒歩通学に危険が予想されるため、徒歩を認めていなかった中学校の方針が、徒歩通学を許す結果となりました。こういうことに対する教育長の所見を伺います。

四つ目に、補助制度の目的、このようにあります。通学に要する経費の一部に補助する、とありますけれども、一例として今回、ちょっと論議をしてみたいのは、徒歩、自転車、自家用車送迎の経費と、補助基本額×0.35が今の補助制度になっておりますけれども、その関係について伺います。

最後に、入札制度の改革の問題について二つお尋ねします。一つ目、入札予定価格、入札者の入札金額を契約終了後です、公表する考えはないでしょうか。

二つ目に、随意契約に、その解釈に差があってはならないと思います。随意契約した根拠が客観性を持つように運用基準をつくる考えはありませんか。また、随意契約とする理由及び施行令の該当条項を明確にした内容で公表する考えはないでしょうか。

お答え願います。

議長（遠藤正寿君） ただいまの木村議員の質問に対し答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

まず、木太刀荘アスベスト調査の経過と雇用補償についてでございますが、そのなかのまた三つほどに分かれておりまして、木太刀荘にアスベストがあるのではないかと判断した時期はいつですかということですが、昨年8月上旬に、事務所屋根裏付近にアスベストらしきものがあるとの報告を受けました。

それから2点目の1億円以上の売却損失に対しての責任ということですが、確かに3億円の提示に対し、アスベスト問題等により半分程度の売却額となることによる損失は、議員のおっしゃるとおりかと思えます。本来、業者が決定次第仮契約し、契約額を留保できれば、アスベスト除去費用と営業保証額の支払いにより、それほどの損失にはならなかったものと想定しております。しかし、行政財産の処分に当たっては、地方自治法第238条の4第1項により、売り払いはできないと規定されております。木太刀荘の営業中は、行政財産としての位置付けであったことから考えますと、これはいかんともし難いもので、その責任の有無は問えないものと考えております。

3点目の、3月から仕事に就けなくなった職員への補償ですが、臨時職員との労働契約は雇用期間を1月31日までと決め、契約を取り交してきました。臨時職員の給与は、月給制と時給制の職員がいますが、年金受給者以外の職員には雇用保険に加入していただいていることもあり、2月から失業保険をもらえる手続きをいたしました。いずれにしても早期再開をして、こういうところへ職員の方が再就職できることを希望していますし、努力したいと思っています。

次に、競輪投票サイトへアクセスした職員への処分ですが、処分をなぜ変えたかというこ

とについては、先ほど三須議員のご質問へ回答したとおりでございます。最初は全貌が見えなかったということでございます。被処分者が誰かにつきましては、処分を検討した結果、当市には懲戒処分の公表基準がなく、他の自治体の事例を調査しているところでありますが、現状では、氏名の公表は刑事罰を受けたケース等であります。この、サイトへアクセスした職員は20代、30代の将来のある伊豆市民であります。反省して立ち直ってくれることを切に願ひ、罪を憎んで人を憎まずということで、氏名未公表といたしました。

また、この事件については、全職員がやはり真摯に受け止めるべきだと、私を始め、受け止めることを望んでおります。また、社会常識からみて、1ヶ月10%減給処分が妥当と考えるかとのことですが、これはそれぞれご意見があるところだろうと思います。が、今回は妥当であると考え、処分いたしました。まさに一罰百戒として、お認めくださるようお願い申し上げます。

3点目の遠距離通学費制度の改善見直しについては、教育長から答弁してもらいます。

続きまして、入札制度の改革についてのまず1点目、入札の予定価格の事後公表につきましては、現在、公表する予定はありません。予定価格の公表は、予定価格の漏洩による不正入札を排除するための制度でありまして、当市のような小型の市には合わないのではないかと考えております。工事の発注状況は、同種・同程度の工事が多く、次に予定する同種の入札の予定価格を推測させる可能性があることや、入札が不調に終わった場合の再入札のときに、予定価格の事前公開になってしまうからであります。これは大変難しい問題であると思ひます。大きな市では、広範囲な業者を集め行う入札なら、効果も上がるかも知れませんが、小さな市の中で、また、市内業者での指名競争入札を行うときは、落札価格が逆に高止まりしてしまう恐れもあるからです。

ただ、予定価格の公表制度の普及や、随意契約における予定価格のあり方など、予定価格そのものの意義が変化していることも事実でありまして、契約を進めるうえでの基準額であるという考え方であるならば、市の現状を踏まえたうえで検討してまいりたいと思ひます。

次に、自治法施行令の解釈がまちまちであってはならないと思ひます。しかしながら、随意契約は、その性質及び目的から、その運用が公正に行われるのであるならば柔軟に適用すべき、また適用されるべきであると思ひます。特に運用基準を定めたからといって、個々の具体的に記載された理由のみにこだわることは、業務の硬直化をきたすこともあります。また、運用基準に適合するからといって、なんでも随意契約とすべきものでもないと思ひます。すでに内部的には、判断の基準として県や他市の運用基準を参考にして随意契約を締結しております。あくまでも基準でありまして、これが一人歩きしてあたかも法律のごとく拘束性を持った解釈をされますと、自治法で定めた本来の意義を損なう扱いとなってしまいます。

また、現在係争中の件でございますが、現状では成文化はもう少し時間をいただく必要があると考えております。あくまでも、法令に定められている随意契約の理由は、施行令第167条の2第1項各号であることを申し上げます。随意契約の公表につきましては、毎年4月に

前年度の随意契約一覧表を公表しておりますが、該当号がありませんでしたので、平成18年度分より該当号を明示するようにしたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは遠距離通学費の改善の見直しについては、教育長。

教育長（室野純司君） それでは遠距離通学費制度の改善見直しについて、4点ご質問が出ておりますけれども、私の方から1点目と3点目について、私の考えを申し上げます。2点目と4点目については局長の方から答弁を申し上げます。

まず1点目のことにつきましては、通学費というのはバスを利用する者、あるいは自転車を利用する者、自家用車で送る者、歩く者、いろんな家庭の考えやあるいは地区の事情、距離などによって、通学手段は異なってまいります。親としては、もちろん議員がおっしゃいますように、最大の補助を受けたいと考えるのはもちろん当然でございますが、財政状況もありますのでなかなかそうもいきません。そういうことを考慮して、今回は主に通学距離と通学手段に応じてその補助額を決定いたしました。

それから3点目につきましては、昨年6月の議会で議員から同じようなご質問をいただいております。再度申し上げますと、現状は道幅も広がりまして、サンセットブリッジも完成しております。徒歩通学で危険という状況は大幅に改善されているというふうに私は理解しています。中学校の方針の変更というのは、これらの状況を踏まえまして、また、保護者から徒歩通学を許可してほしい、こういう要望もあったというふうに私は聞いています。

今回の学校の変更というのは、徒歩通学が基本であるというふうに私は考えまして、決してバス通学を認めないというものではないというふうに考えております。通学方法につきましては、これは保護者の判断と責任において決めていただくことかなというふうに私は考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 2番目についてお答えをいたします。我慢してほしいということかというようなご質問でございますが、これに対しましては違いますということになります。

4番目につきましては、この補助制度は合併前の平成15年度の補助実績をもとに、新制度へシミュレーションを行って作成しております。予算の範囲の中で、旧4町を統一するべく、数値を定めたものでございます。そのような関係になります。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） アスベスト問題についてお尋ねします。今、一つ目のいつわかったのか、8月上旬にらしきものがあつたと。少し具体的にお尋ねしたいのは、10月25日の全員協議会で、その前日の24日現在、アスベストらしきものを含めて吹き付けの箇所9箇所あります。そのうち8施設については検査結果が問題なかったという表をいただいて、報告を受

けた。それで、天城湯ヶ島の農村改善センターホールの屋根裏はただいま調査中です。11月中旬か上旬辺りにはその結果が出るでしょうと、こういう報告があったんですね。そのほかに天城ふるさと広場にある機関車についてはアスベストがあるので処理をすとの報告が、その時にありました。天城支所でいつ機関車にアスベストありとわかったのかと聞きましたら、8月26日、JRの広報センターからの連絡によってわかりましたということなんですね。

今の経過を含めて具体的に少し木太刀荘の件についてお尋ねしますけれども、8月の頭にみんな調べましようと言っていた。そして、8月上旬にはらしきものがありました。そうすると、天城ふるさと広場はいつ頃だったか、9月頃らしいと、去年ですから、ちょっとわからないのですが、そうすると、木太刀荘の調査は8月上旬にらしきものがあるよと言って、そうして10月13日、経過報告をいただきましたけれど、全協の全議員に。このときにも、現地説明会でアスベストらしきものがありますと。2ヶ月経過しているんですよ。2ヶ月経過して、10月13日、現地説明会においてもいまだにアスベストらしきものがある。じゃ、一体全体この2ヶ月間何をやっていたのかということですよ。

その時に、今検査しています、せめて10月13日の時点で、検査していますよ、もう少ししたら結果が出ますということだったら、少しは理屈が合っている。2ヶ月間何もしなかったということか。

そしてもう一つ、疑問がわくのは、今言った10月13日の、売却にあたっての現地説明会で、市はその業者の方々にアスベストらしきものが事務所の天井にあると説明した。らしきものがあると判断したのは、この13日より前だから今言ったように8月上旬だと。そうしますとちょっとおかしいのは、その業者が、今度3億円の契約がなしだよとなった、業者も知っていたと仮定して、らしきものがその時にありますよと報告を受けていて、仮契約を結ぶでしょうか、普通。ちゃんとやりなさいというのが普通でしょう。そして、結果的にどうだったか。経過を詳しくは時間等の関係で言いませんけれども、1月中旬から末にかけて伊豆市と契約しないと、破棄になってしまった。白紙撤回、結果的にはだめだとなった。そしていろいろとお尋ねしたところ、今度は向こうが結局主導権を握るといような、そういうふうなやりとりで、向こうに頭を下げてお願いしなくちゃならないと。そうすると業者はアスベストらしきものがあるということで11月18日に売却するという内定通知書を出したということも私は聞きましたけれど、そうすると、それまで業者、I & Pという名前でしたけれど、そこずっとそのことについては何もやらなかったのか。相手方はアスベストらしきものがあるということで内定通知書をいただいたということなんですね。そうすると、相手が悪いと、こうなるわけですよ。相手が悪いと思っているのかといたら、そうではない、こちらから頭を下げてなんとか1億5,000万円で契約してくれませんかという話になったと。

なぜそういうふうになったのか。2ヶ月間、現場の人たちはさぼっていたのか、部長はそういうことはきちっと指示したのかという疑問がどうしたってわくんですよ。前もって着々とやっていけばその辺でわかって業者とこういう状況になったもので、3月のあなたたちが

営業するのにもう少し伸ばせないかという話ができなはずなんですよ。

だからそういう意味では、その2番目に移る、あなたたちに責任があるんじゃないですか。誰が責任を持つのか。今、市長が言われた売却の責任については、法令上はそうですよ。議会が市有地だからちゃんと契約していかないと売れない、その点はわかります。当然、それは当たり前のことだけれど、そこに行き着くまでの経過というのが当然あったでしょうと私は言っているんです。いかんともし難いじゃないかと私は思います。市民の財産ですよ、はっきり言って。3億円を1億5,000万円に減らされちゃったと、今度もそれで契約しようということですけど、1億5,000万円減って、いかんともし難い、ただ頭を下げて申し訳ありませんでしたということで済む問題なのかどうかということなんです。

別に部長が悪いとか誰が悪い、その責任について追及してけしからんではなくて、こういう結果を招いた責任というのは、きちっととるべきだと。何らかの形で。申し訳ありませんで済む問題なのか。

それから、三つ目に関連していますけれど、確かに今後、3月から新しい施設で新しい会社のなかで働く人たちにも聞きました。雇用保険に入っている方にも聞きました。でも、残念ながらそのなかにはわずかな年金で生活をしている、その生活の補償として1ヶ月間我慢しようと、雇用保険も何も無いけれど。3月から働けると思っていた方が働けなくて、いまだに不明だと、わからないという状況も聞いているんです。

そういうことを、経過を見たときに、本来は3月から働ける状況だったのに、私は今回については結果的にはだめになって、今の時点では契約はいつになるかわからないんですけども、その責任は、この方たちに対しても考えるべきだと思いますけれども、ご意見をお伺いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。この辺の状況と、木太刀荘については、企業部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） それでは、1点目、2点目、3点目の関係にお答えいたします。

まず最初の、2ヶ月間の猶予の期間ということでございますが、基本的には我々として、このアスベストに対する認識の甘さ、これは確かに否めないというふうに考えております。しかしながら、その8月上旬にらしきものがわかりましてから、その中で、法律的には囲い込みであるとか撤去するであるとか、そういうような一つの条件と言いますか、そういうものであればいいという指針もございました。アスベスト対策に関してですが。そのなかで木太刀荘の場合には基本的に壁で囲われているという状況がありましたので、そのときの認識の甘さが結果的にはこういうふうになったものというふうに考えます。

それから、先ほど8月にそういう通知があったかということなんです、実質的には7月中旬に総務部の方からこの通知があったというふうに理解しております。というのは、この

法律自体が7月1日の施行ですので、その後そういう調査をなさいということで、我々は7月いっぱい調査をしまして、8月上旬に報告をしたという経緯でございます。

もう1点、これは弁解でも何でもありませんが、この段階で既に予約は12月末日、お正月の分まで取っております。そんな関係もございまして、今後のやり繰りを、早い対応が取ればというお話もございましたが、実際問題としてはなかなか取れなかったというのが実情としてあります。

それからもう1点、10月13日に現地説明会を確かに行いまして、アスベストらしきものが当初の事務所以外に山側にあります鉄骨造りの部分に吹き付けられているというようなことが指摘をされました。しかしながらそちらは、皆様方にももう経過報告してございますが、岩綿というものでありましたので、今回の対象にはならなかったというような状況でございます。いずれにしましても、このアスベストの問題が大きな状況を生んだことは間違いございませんので、私どももその辺については非常に反省をしております。

しかしながらこの認識、要するにアスベストはこの7月に降って湧いた物件でして、我々もよくわからなかったというのが実情で、結果的にはこういう2ヶ月間の余分の期間を生じてしまったと。決して何も隠しているものでもございまして、職員に瑕疵があったという状況でもないというふうに考えております。

それから3点目、仕事に就けなくなった市民への補償、先ほど市長の答弁にもございましたように、1月末で雇用は終了するということは事前に通告してございました。結果的にそういったパートの方々のなかでも休業補償を取れる雇用保険に入っている方、そうでない方、それぞれいます。確か13名の雇用者のうちの、時給の人が1人と、13名のうちの6名の方々が休業補償を受領できることになっていたわけですが、7名の方については基本的にその分は入っていませんでした。要するに月々の掛け金をかけていなかったという状況もございまして、今回はその対象にならなかったということでございます。

それからもう1点つけ加えますと、この1月31日に終わって、2月1日からは新たな会社が雇用するという状況であったわけです。ですから本来的に言えば新たな会社はその雇用に対して何らかの補償をするというのが本当の話だと思います。我々もそういうことであれば、基本的に新たな会社の方に補償要求するということは可能と思いますが、実際の問題としては、I & Pさんはもう撤退してしまいましたので、なかなかその辺はできないのかなというふうに思います。

ですから先ほど市長が答弁したように、できる限り早い雇用の機会の創出をすることが我々の与えられた任務かなというふうに考えています。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 時間の関係があって、次をいっぱい聞きたいので、次に移りながらちょっとお答え願いたいのは、アスベストの認識の甘さがあるということなんです、今、

例として天城改善センターを出しました。天城改善センターはすぐに調査が入ったんですね。1ヶ月弱のなかで。ここは10月13日で2ヶ月たってもまだ、らしい、らしいと。でもあれだけ世間を騒がせて、市の方からも通達が出た。今、部長がお話なされたように、7月頃かという話、8月でもいいでしょう。で、2ヶ月間何をやっていたのかということをも最初に問いました。ましてやあの施設は不特定多数のお客様がたくさん出入するところですよ。そうしたときにアスベストらしきものがあるのかどうか、健康被害の問題で社会的に大きな問題になったときに、らしきものが、なぜ2ヶ月間も経過していたのかということが、どうしても私は疑問として残ってしまうんですよ。

事務所の天井にあらうがなかろうが、もしここにあったら全部点検しようということで、それはI & Pの方から調査依頼が出て始めたという経過ですよ。でも本来は、甘いとか甘くないとかいうことじゃなくて、実際に2ヶ月間のなかで、アスベストというのは一体全体どういうふうに健康被害を与えるのかというところをしっかりと私は捉えて、早めにその検査結果を出していく、あまりにも天城改善センターのやり方と木太刀荘の対処の遅れのやり方の違いというのは、あまりにもひどすぎると思うんです。だから甘い、なぜ甘くなったのか、それをお尋ねします。

議長（遠藤正寿君） 企業部長。

企業部長（渡邊玉次君） 改善センターの場合のケースと、木太刀荘の場合、ちょっと違うのは、かなり建物のなかの天井裏ということですので囲い込みをされている、要するに通常目に触れない、あるいはアスベストの場合、飛散ということを基本に言っていますので、そういった部分ではこの木太刀荘の場合にはほとんど飛散しないという状況があったものだから、そういう状況になったのではないかというのが1点、それからもう1点、事務所裏という狭い範囲の面積というふうに当初考えておりました。おおむね40平米の面積の中で、そのものがもし例えば工事をするとすれば、十分1ヶ月もあればできるという甘い考え方の部分もあったのかも知れません。結果的には209平米という大きな対象の分野になってしまったわけですが、そういった諸々のなかで結果的に今言うように、木村議員がおっしゃられるように、そこら辺の認識の甘さがあったというように考えます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） ちょっと言いますけれど、答弁はいただかなくて結構です。見通しと言いますが、私現場に行ってみたら、いろんなことを説明を聞いたら、30センチ四方ぐらいですか、空気孔みたいなものが天井にあるんです。だから、少し心配だなという話は聞いている。だから密封されていないんですよ、あそこは。現実に部長もご存知のように密封状態ではないんです。だから、どうしようかという話になった。あとでまたいろいろと、私なりに調査をしたいと思えますけれど、そうすると甘さがあったのは現場にいる責任者の方も含めてというふうに私は理解して、次に移ります。

競輪サイトの件。罰することを何でもかんでもだめだということから出発するんじゃなくて、市長、助役、教育長は別として、こちらにいらっしゃる部長、全職員が入社するにあたって、伊豆市職員のサービスの宣誓に関する条例があって、その中に宣誓書というのがあるでしょう。皆さん、これは書いたと思います。書かないと仕事ができないんですから、ご存知のように、何十年前かたぶん書いたはずですよ。何を書いているか。「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。」もう一つ、「私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」この角度から見て競輪サイト、どうなのということをお聞きなくちゃならないですよ。

モラルがどうのこうのと言ってもあまりに広くて私にはわからない。この基準に則って、競輪サイトをやっていた職員はどう考えるのか、と同時に、ただこれは競輪サイトをやっていた5人の職員がどうのこうのという問題ではないんですよ。全職員がこのなかからきちっと教訓を学んで、自分たちの仕事、今、一体全体何をすべきかということをしかりともう一度自分の仕事を振り返るいいチャンスと捉えていかなければだめなんです。

具体的にお尋ねします。市長が注意から処分へと変わったとき、僕はこういうふうにつかえた。競輪で車券を買うことそのものがだめだと言っているんじゃないんですよ。こういう公の施設を使って、競輪サイトを結ぶという職員、ひょっとしたら職務上インターネットから聞いているかもしれない。賭け事をやって、自分の懐に小遣い金を稼ごうとしたこと自体が私は許せないんです。

それで、市長は何を考えていたのかと思って、これは推測です。新聞を読んでいたって仕事中じゃないかと、それとこっちも競輪サイトを結んでいたのも仕事中、差がないから、どうしようか、買い物や、さんざん論議したゲームをやっていたとか何とかというところと、やっているのは時間中というのは同じじゃないかとみたから、私は注意というふうにしたのかなど。でもそうじゃないんですよ。中身の問題でしっかりとやっぱり見ていかないと大きな間違いを起こしますよということです。

先ほど言ったように、競輪サイトって一体全体なんなのかな、自分の小遣いを稼ぐためにやろうとした。確かにゲームをやったりとか、ほかのスポーツ欄を見たりとかという人もどうもいたらしい、聞くと。それもよくないですよ、確かに。でも、あまりにもがんじがらめにインターネットにつなぐことを全部だめだということになったら、自分の仕事上で、例えば出張に行きたいと思う時に旅行のサイトに結んで、その施設を見たりとかやるんですよ。それと遊びと区別するとなるとまた大変になるから、そうじゃなくて、先ほど言ったように、自分の仕事で本当に必要だということであんな旅行サイトに結ぶのかどうかということが今、問われているんです。一人一人の職員に。それを指導する、ここにいらっしゃる部長の方々が問われている。

その5人の処分を受けた方の気持ちからすると、なんで俺だけ、ほかの奴だって遊んでい

たじゃないかと、こうなっちゃうんです。いろいろ聞きますよ。時間中にどこかふらふらと出て行って、管理職あたりの職員もいるとか聞いているんです。それは噂だからなんとも言えないですけど。その処分を受けた人からするならば、なんで俺だけが、それじゃ、その10%減給処分を受けた人の反省は何もない。

だから私は結果責任をしっかりと持つ必要があるというように思うんです。だから、社会人になれば自らの誤った行動に対してきちっと責任を持つというところが本当に私は問われていると思うんですよ。

それで、ほかの市民の声です、これは。「職員は暇だそうですね。遊んでいて給料がもらえるんだから本当にいいご身分だ」ということなんです。それで、私はその民間に対してどうかという、社会状況からいってということをお尋ねしましたが、確かに地方公務員法、及び職員の手続及び効果に関する条例がありますが、このなかに確かに市民への約束事、市長といわゆる管理者と職員とのミスをしたときの約束事、これについてやるのは当然ですよ、これ以外にやってはまずいから。ただ、このなかに言っているのは、1日以上6月以下、これを給料の月額10分の1以下、こう書いてある。10分の1以上はだめだという約束事ですよ。

そうすると、より具体的に考えると、普通は、いわゆる賭け事をやっていて10%処分というのが妥当かどうか、これはまた論議の分かれるところですが、通常は停職ぐらいは当たり前じゃないかなと私は思っているんです。そのぐらい厳しさが問われている。

もう一つ、10%処分した、1ヶ月間。それは、私は今回の責任者で助役、市長もそれにOKサインを出したと思うんですけどね、その懲罰委員会の参加した方々の、いろいろな論議をしたかも知れないが、結果としてこういう競輪サイト、仕事中に賭け事をやっていた、その人に対する罰というのは、処分を下した方々のそれぐらいのレベルだろうと、自分たちのレベルがこういうミスを犯したときの職員に対するレベル、相手方に対してじゃなくて、自分たちのレベルがその程度だよと、処分に対する程度が。その反映だと思うんですけども、議論を大いにしていきたいんですが、10%って普通ありうるのか。

最後にちょっと付け加えると、時間中にどのくらいやったのかわかりません。公表されていないんだけど、時間中はちゃんと1月は給料をもらっているんですよ、その職員は。遊んでいたんです。遊んでいたのは横に置いておいて、とりあえず今回やったことに対して10%減給だということになると、普通、会社では考えられないですね。仕事をさぼっていたら、賃金カットですよ。それも含めて処罰するというのが一般常識じゃないかなというように思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

それからもう1点、公表しろということもあります。今、市長が言われるように、刑事罰のみ公表だと、こういうことを言われましたけれども、私は中伊豆だとわかったと。たぶん管理職も入って処分したというからここにいらっしゃる幹部の方たちはその中に入っていないでしょう、たぶん。でも、まだ中伊豆の全職員がまだ対象になっているんですよ。市民の

目から見て。もう少し絞り込んでいくということだって、これはやった方の社会的責任ですから当たり前じゃないかな、公表することも。どここの何課というぐらいは、言っても、その人のやった行為について本当に反省しているならば、そのぐらいの社会的責任も取るべきではないかなと思いますけれど、いかがでしょう。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員から、いくつかご提案もあったように思います。

宣誓書があるということは、これは役所だけでなくこういう組織に入るときには何がしかのセレモニーとしてあるわけです。しかし今回の事件は、全職員が厳粛に受けとめるべきだと私は思っております。

それから競輪サイトへのアクセスが新聞に載ったとき、私が就業時間中に新聞を読んでいるのと同じだと答えました。その後、少し考えが変わったんですけど、その時点はまだ、先ほども何回も申し上げていますように、競輪サイトへあるパソコンからアクセスしていたのはわかるわけですが、誰がやったかという事実関係はわからないわけです。それは警察が調べるんだったら裏付けをしなきゃならないわけです。私ども全部裏付けはできませんけれども、最終的には本人の自白と言いますか、説明でもって間違いのないということでこういう処罰という結果になったわけでございます。したがってその時点では誰が、その競輪サイトというのは賭け事ですね、これは賭け事ですけど、いわゆる日本で普通の時には認められている賭け事ですから、それが就業時間中に賭け事をやったら、それは大変なことだと。でもアクセスしたのが賭けたのかというのはまだその時点ではわからないわけです。ということで、その職員がやったかどうかを確かめて、こういう事実関係を、一応我々としてはここまでは事実らしいということで処罰を出したわけです。

議員おっしゃるように、今回この5人というのが出ました。その方たちとも一応面接して、処罰の指示を出しました。何か言うことがあるかということも私は問いただしました。済みませんでした、言うことはありません、ということで、反省をしております。細かく言うと、なぜ俺だけと思う方も心の中にはあるかも知れませんが、でも、何回も申し上げますが、そうやってお前やったじゃないかという、交通違反を追いかけるようなことは、あまりやりたくないなと。

それで元へ戻りますけれど、こういう事実を踏まえて、私以下全員が厳粛に受け止め、襟を正し、姿勢を正して業務に携わるべきだと、そういう基にすべきだと思います。いつまでも告発合戦のようなことはあまりやりたくないなと、してもらいたくないなと。まず合併して3年目を向かえる我々職員は、業務をしっかりとやるべきだと、そんなふうに思っております。

時間的には新聞に出ております、トータルすると12時間51分ですか、その時間が本当に就業時間に入っているのか休み時間に入っているか、休み時間でも本当に賭けていたらまずいと思うんですけれどね。そんなふうに思っております。

それから、市の職員としては、処罰のときにも申しあげましたけれど、本来ならあまり私の時間でも、やるべきじゃないだろうと。もう一回よく考え直してくださいということをお願いしたところなんです。本当にこれから、ずっと同じようなことをやるんだとしたら、今、生き方を考えなさいと、そういうことが許されるどころへ行ったらいいかも知れないということも説明しました。

そういうことで、大変行政に対する信頼を失ったということは、私以下全職員が受け止め、姿勢を正すべきだということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員、あと4分30秒です。

26番（木村建一君） もう少し絞り込めないかという話はどうなんですか。

議長（遠藤正寿君） 公表についてですか。

市長（大城伸彦君） 絞込みを、当然私どもはわかっております。処罰をしましたから。どこまで公表すべきかということは、警察ではありませんから、慎重に考えるべきだと思います。いずれにしても、20代、30代、将来のある者です。同じ伊豆市民として、悪いことは悪いですけど、やっぱり1回は許してあげる度量も必要じゃないかと、それをお願いする次第でございます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） 次に移りましょう。一つだけ、全貌がわからなかったから注意で云々と言ったんですけど、当初、でも私は、市長の立場からすると、やっぱりきちっと全貌がわかってから注意をすとかしないとかいうところを公表していかないと、あの時は注意するで終わったのかなと私は思ったものですからね。

もう一つ、機密漏洩どうのこうのという話がありました、内部告発ではないかと。その機密漏洩、誰かがたぶんやったんでしょう。こういうことをやっていると、報道機関に。それが機密漏洩だったらどんでもないことですよ。機密漏洩の中身がまったく違う。機密ですか、これは。機密じゃないですよ。その点はしっかりと受け止めていただきたい。

時間の関係で、遠距離の問題に移ります。距離と交通手段で今回決めましたと。時間の関係で具体的にお尋ねしますが、これ、どうなるんですか。例えば5.8キロ離れているところ。平成17年度中学校に入学すると6万6,000円です。平成18年度6万2,000円、平成19年度5万8,000円、平成20年度5万5,000円です。計算するとこうなるんですね。前も聞きましたけれど、同じ条件なのにこれだけ狂っていいんですかということ、これが平等ですかと私は何回も聞いています。平等ではない、過渡期だから仕方がないという認識であるならば、いくら提案したって教育委員会の方で今の制度が一番いいと思っているのであるならば、いくら論議したって次に進まないんですよ。少しは改善すべきところがないのかなと、その点、どうでしょうか。

それから、歩けなくて交通手段がすごくまずくて、危険だから歩けないと指示したのが土

肥の通り崎という辺りなんですよ。今、教育長は、橋ができれば改善されましたと。確かにそこまではできたんですよ。それ以降じゃないですか。港に着くまでの距離というのは見てください、歩いてください。路側帯が30センチぐらいしかないところがあるから中学校では、今までは通学しなさいと言っていた。なぜできなくなったのか。

通り崎から今までは、平成17年度でいいでしょう、合併前の制度ではまたごちゃごちゃになってしまうから。今まで補助額が1万4,000円あったんですね。平成17年度はあったんです。前の過去があったから。平成18年度からゼロです。通り崎から通う子は、全額で約4万8,000円自己負担なんですよ。保護者にとってはこれは大変なんですよ。だから歩いてもいいですかという申請が出た。苦肉の選択です。それでもいいのかなと。

それから、こういう制度が違うということで我慢しろとは言っていないんですけども、実質的にはそうですね。制度が3年間通り過ぎれば、平成20年度からは一番低いその制度になって動き始めるということではないでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 第1点目の5.8キロの具体的な例が出ました。これにつきましては、通学補助の方は5万5,000円、平成20年度ですか、21年度ですか、最終的にはそれになる。これが基本的な考え方ですけども、ただ一度にそれだけの負担を急激にするのはいかなるものかということで、補正をかけたと、これは前回からも申し上げているとおりでございます。

それから、例の土肥中学校の件ですけども、実際に歩道整備につきましては、これは例えば土肥の問題だけではなくて、あちこちに正直言ってございます。要するに国道の問題あるいは県道の問題、もちろん市道もありますけれども、すべて歩道ができているとは限りません。確かにほかのところでも、私の方へは、「ここはともかく交通量が多くて歩くのが大変だから、うちで送ります」と、こういう事例も実際ほかからも出ております。これについても私どもは、交通手段については、これは親の考えですからそれでやってくださいと、こういうお答えを申し上げております。

ですから、今の例えば、去年1万8,000円ほど補助が出たと、こういうお話ですけども、これはもう現行の補助制度を使ってやるしかない。特定のそのところだけ旧町並みに補助するというわけにはまいりませんので、そこらあたり、親が、例えば危険なところまでは自家用車で送っていかう、あとは歩きなさいと、こういう手段方法を考えるか、あるいは少し車に気をつけながら危険を回避して自分で歩いていけ、こういう指示を出すか、あるいはまたバスに乗せるか、このような交通手段については親の考えに任せるべきじゃないか、そんなふうに考えています。

それから先ほどの最後の点については、局長の方から答えます。

議長（遠藤正寿君） 教育委員会事務局の方から。

教育委員会事務局（山本準次君） お答えいたします。

2番目の質問でございますが、これは新入生補正というのは、新入生が前年度、補正が受

けられないと。前年度のバスの補正があるわけで、それが受けられない。つまり前年の実績がないと。直ちに新制度へいきなり移行してしまいますので、それではなかなか大変であろうということになります。その影響する地区があるわけですが、そこだけそういった制度をとるわけにはいかない。やはり全市的に対応しなければいけない、そういったことで全市的に新入生補正というものを設けておりますので、その点をぜひご理解をいただきたい。このように考えます。

議長（遠藤正寿君） 木村議員。

26番（木村建一君） あと1分だということで早めに行きます。

今の通学費の件については違うんです。市民の考え方と教育委員会の考え方が。教育委員会の考え方は平成20年度を基準にしているんです。だから違うんですよ。市民は今の制度、1.2掛けとかなんとかいう制度、すべて悪くなったけれど、なぜそれから引いていくのかということなんです。

答えはいいです。また論議していきたい。

入札の件について。予定価格を公示しないと。今、市長が言われた類似契約があるからということもわかります。ただし、この伊豆市の入札の公表に関する規定、入札にかかる予定価格とあるんですね。ちゃんと公表する、ただし、この上にある、他の契約の支障になる恐れがあるときは公表しなくてもいい、とこうなっているんですね。ここを厳密にやっているのかどうか。

それから、随契について、ほかの議員も1年以上にわたってやっているんですけど、随契が7項目あるのはわかります。私は随契が絶対だめだとは思っていません。ただし、施行令を読んでもよくわからないんですよ。何が適応されるのか。

具体的に、時間の関係で一つだけ読みます。「競争入札に付することが不利と認められるとき」。今現在、契約で工事をやっていて、その方たちがさらに追加工事的な形が入ってきた時には、随契でやった方が工期の短縮とか経費の節減を確保できると思った時にはやりませ、ということなんです。

基準をもう少し明確にしていかないと、最後に一つだけ質問してお答えください。平成16年度の契約が760ぐらいあります。全部調べた。インターネットを見て。そのうちの約4割が随意契約なんですよ。全部だめだと、違法だとは思いませんよ。ただし、わからない。何のために随意契約をしたのか。

随意契約というのは、一般競争入札が基本ですよ、これは特例ですよ。そうすると、随意契約というのはもっとわかるようにする、あれはいくら読んでも、なんでこれが随契なのかというのがあちこちに出てくるんですよ。だからそれをもう少し基準というのをきちっとやるべきではないですか。それが本当に公明正大な契約に発展してくると私は思う。施行令だけでやったからと言ったって、わからないですね。もう少し公明正大、改革というのであれば、この点についての改革も必要だと私は思いますけれど、お考えをお聞かせください。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

随契につきましては、森良雄さんからの告訴もされてますから、その中身というのは、はっきりわかってくると思います。

それともう一つ、この契約の方法について、首長が全貌を知っていることは近隣の例から見るとあまりいいことじゃないと、私は、そのシステムにおいて、むしろ知らない場合の方が正しく運用されるという理解もございませう。施行令の内容の意味あいの明確化はこれから努めていきたいと、そんなふう考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで木村議員の質問を終わります。

小 野 忠 宏 君

議長（遠藤正寿君） 次に20番、小野議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野忠宏です。私は市長と教育長に各1問ずつ質問をさせていただきます。

最初に市長。内容は、防災組織のことでございます。強力な防災組織を目指して。

「災害は忘れた頃にやってくる」ということはよく聞くことなんですが、伊豆市の場合はずっと昔、昭和5年頃ですか、伊豆震災だとかいう大きな地震があったとか、それから昭和33年の狩野川台風、台風22号は大きな被害があるにはあったんですけど、狩野川台風とか伊豆震災に比べたらまあまあかなという感じで、このところ伊豆市、伊豆地域は平穏な年月が続いている。こういう平穏なときこそ、非常時に備え、手を打っていく必要があるんじゃないだろうかというような観点に立って、いろいろなことを考えたわけでございます。

消防団と自主防災会、消防団はずっと昔からある。いつの日か自主防災会ができてきた。さらに消火班というのがありますが、これはいずれも防災活動が目的で、それであるにもかかわらず別々の組織で運営されているように感じております。こういうことでは非常における指令系統が統一できないというような心配がございませうので、私は、この命令指令系統の一本化をするために消防団と自主防災会というのは、例えば消防団長のもとに統合するとか、そういうことを考えてみてはいかがでしょうか。こういうことを提案するわけでございませう。これが1問。

次に教育長に環境教育のすすめ、というようなことで質問をさせていただきます。

安全とか環境、教育というのは、私は地方自治体の重要3点というふうに理解しております。環境は今後特に重視していく必要があるわけでございませう、非常に長いロングレンジでものを考えていかなきゃいけないというようなことで、小学生、中学生の頃からそういう教育をやっていく必要があるんじゃないだろうかという観点から、小学校、中学校での環境に関する教育について、教育長さんにお伺いをしたいと、こういうことでございませう。

よろしくお願ひいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの小野議員に対して、答弁願ひます。

市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員の、強力な防災組織を目指して、というご質問に対してお答えいたします。

「災害は忘れた頃にやってくる」と言いますが、最近は災害は忘れなくてもやってくるというような感じがしないでもないわけでございます。

お答えする前に、一つご報告でございますが、県が総合防災訓練を毎年9月1日にやっております。来年、平成19年9月1日に、伊豆市を中央会場として県総合防災訓練をやるよという方向で、今調整されております。去年は焼津市だったようです。今年が浜松市、来年が東部に来るということで伊豆市、人口的にはやや少ないわけですが、こういう中山間地域の災害も重要であるということで、受けて、これから体制を整えていきたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

消防団と自主防災会との命令・指令系統の一本化のために、組織の統合を検討してはいますが、とのご意見でございますが、現状の各組織について申しますと、消防団が14分団、自主防災会は、133自治会中117組織、消火班については、33組織となっており、自主防災会は、おおむね立ち上がっていると認識しております、ただし、修善寺地区以外は、区自治会と自主防災会は、同一の組織となっているのが現状であります。できれば、別組織の方がいいのかなとも思います。また、消火班については非常に少ないと思います。できれば、消火班も自主防災会の組織の中に含めて検討いただけたらと思っております。

小野議員のご質問ですが、命令・指令系統の一本化、組織の統合については、どちらがいいのかなと、ちょっと迷っております。現状では、なかなか一本化は難しいのかなと。ただ、どういう系統なのかということにははっきりさせる必要があると思ひます。災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆様が一緒になって防災活動に取り組み、「地域のことは地域で」ということをモットーに、組織するのが自主防災組織であると認識しております。

災害時には、消防団の協力なくして地域は守れないということも当然でございますが、消防団員は、消防団長の指揮・命令に従って、消防活動に専念しなければならない任務となっております。また必ずしも地元の消防団が、最寄りの地域で活動できるとは限りません。隣接集落で火災・災害があれば消防団長の命令により出動しなければなりません。

一方、自主防災会は、自主防災会長の判断によって、その活動をしなければならないということでございます。区・自主防災会・消火班・消防団と日頃からの連携を深めると共に、地域での防災訓練において、それぞれ連絡・命令系統が確実にできるよう、確立をお願ひしていきたく、そんなふうを考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは次に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは環境教育のすすめについて、お答えをいたします。

環境というのは、生物あるいは私どもの生活している上でのいろいろな諸条件でございますので、大変多岐な分野にわたっております。大気環境、水資源、土壌、自然環境、人口、食料、廃棄物、化学物質、資源、エネルギー、こういうふうにいるんな分野にわたっているところでございます。

学校教育の中では、児童生徒の発達段階に応じまして、すべての教育活動を通して、自然保護、あるいは環境美化、環境保全等について理解を深めるとともに、自然を大切にする実践的な態度や、あるいは心情を養うように努めているところでございます。

平成元年に指導要領改訂にあたりまして、環境教育、あるいは環境学習、これらは非常に大切だということから、各教科等の内容に、環境保全、資源、エネルギー等に関する項目が大幅に取り入れられました。これが新しい指導要領にも受け継がれているところでございます。

もし議員さんの方で実際にどんな活動が学校教育のなかで行われているのかという再質問があれば、後ほどお答えいたしますけれど、私の方からは一例だけ申し上げます。

例えば小学校中・高学年、要するに3年生以上、この社会科では、こんなふうに指導要領の方には載っています。「地域のゴミ処理場や水処理場の見学などを体験し、地域や国土の様子について理解できるようにし、環境の保全と資源の重要性への関心を深めること」、こんなふうに書いてございます。これは例えばほかの教科で、生活科でも環境問題に触れていますし、あるいは理科にもありますし、保健体育にもありますし、道徳にもございます。それからまた、今新しくできました総合的な学習の時間、このなかにもやはりございます。

そのほか、実践的な取り組みといたしましては、これは各学校まちまちでございますけれど、例えば大々的にやっている修善寺中学校の「アルミ缶回収」、これは長年やっております。それから、あるいはこの間の新聞報道で出ましたけれども、地域の方たちと協力した地域清掃、これあたりも大切な環境教育かなと、こんなふうに思いますし、あるいはこれは環境衛生課と、本年度も事業を実施いたしましたけれども、例えば来年度につきましても、川への親近感や水辺の環境を思いやる心を育てる事業として「水生生物観察会」、こういうものも実際にやりますし、あるいは住みよい環境をテーマにした動物愛護教室、また、環境や自然をテーマにした作文コンクール、標語コンクール、こんなことも平成18年度には実施することが両課で合意しているところでございます。

これは学校教育のなかで環境だけを取り上げましても、どちらかという実践的な部分というのは非常に限られるわけです。大切さというのは、例えば大気汚染について大切さというのを考えながらも、お父さんの黒い煙を出している自動車に乗ることも実際にございますし、家庭における環境教育と言うんでしょうか、こういうものはやはりまた学校教育とは違った面で大切かなと、それあたりも、正直言いますと私どもも少し啓発していかなければならないことかなと、そんなふう考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） では、再質問をさせていただきますけれども、最初の市長の統一は困難かなというような話でしたけれど、なぜ困難ですか。これこれこういうことだから困難なんですと、そういうふうに答えていただければいいんですけど。

それで私は、これを取り上げたのには、三つほど感じたことがあるんです。一つは自主防災会は地域により大変温度差があるということ、あちらこちらから聞いております。大変温度差があると、こんなことではしょうがないということが一つです。

それから二つ目、消防団へ入団しない若者が多い。これは若者自身もさることながら、親がそれを拒否するというようなことをよく聞きます。これが二つ目。

三つ目、高齢化が進んでまいりまして、定年退職年齢になっても元気な人が相当多い。だからそういう人たちが消防団など組織できるのではないですか。

こういうような三つのことが私は理由で、こういう質問を取り上げました。そんなことで、市長、これに関して注釈をお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

消防団は入った消防団員が指示をする権限ですね。それで地区防災、区と一緒にいるところがありますけれども、これは地域住民が立ち上がってくれた組織で、当然守る範囲も消防団と地区と、守備範囲が違っていると思います。そのときの区長さん、防災会長さんと、消防団との連携というのが当然必要だと思います。そういう意味からすれば、ある流れのなかに乗るわけですが、そのテリトリーとか権限とか言うと、一つではいけないということでございます。

おっしゃるように、各地区防災の活動が温度差があるなということは私も感じております。大変一生懸命やってくれるところとやや、もうちょっとがんばってほしいというところがございます。見るところ、過去にそういう大きな被害を被ったところは一生懸命やってくれるし、あまり被害がなかったところはちょっとそういうところから比べると低調であるというような感じがしております。

いつ災害が来るかわかりません。やっぱりそういう緊張感を持ってやっていただきたいと思えますし、それから消防団へ入団しない若者、これはちょっと考え方で、入ってくれないですね。少子高齢化になって、消防団員が定員に達しないというところがあちこちでございます。消防団へ入るということも半分以上義務的に感じていただけないのかなと。昔はと言うと私の年がわかっちゃいますけれど、ある程度消防は優先で企業なども消防活動という認休などと言って、給料は出さないけれど休みにもしないというような、そういう組織がありました。最近企業が厳しくなって、それだったらずっと会社に来なくていいよみたいなことを言う会社もあるようでございまして、それはちょっとけしからんと思っております。

れども、何とか団員になってもらいたいし、そういう意識付けをしていきたい。大変交通が便利になって、通勤が遠くになって、親御さんとしてはうちの子は忙しいから、疲れて遅く帰ってくるから消防団に入っても何も活動できないと。でも、入っていただきたいと思いません。

私も6年間、団員をやりまして、途中でその次の役が来た時に家庭内で事故があったために活動できなかったんですけど、消防団に入るとは大変いい経験です。年を重ねてくると、そういう仲間もありますし、そういう意味からするとぜひ入っていただけるようお願いしたいと。

高齢化について、と一緒になりましたが、そういう活動をぜひお願いしたいなと思います。その中で、地区防災との連携というのは絶対必要だと思います。具体的には申し上げません。前日も、最近、あるところで私感じまして、市の防災監にちょっとこういうことがあったけれど注意しておけというようなことがありました。連携は当然必要だと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） これで2回目ですから終わりにしますけれども、統一できるものならば統一した方が、どう考えたって指令系統は一つの方がいいに決まっているんですよ、世の中すべてそうだから。そんなことはわかっているというのならそれはいろいろ考えてください。

今、若者が入団しないなんていうのは、できれば私は、強制力がなくてもいいから、条例をつくって、この地域を愛する気持ちを高めよう、消防にもちゃんと入団しようというような、そういうような気持ちを高めるような、そういう条例があっというんじゃないかと、そんなことも感じますので、これも検討してみてください。防災組織に関してはこれで終わりにいたします。

次に環境教育のことでございますけれども、実は、私の住んでいる地域で、公民館に小学校5年生の書いたポスターが1枚だけ貼ってありまして、それに「地球に優しく、たばこのポイ捨てをやめよう」なんて、こう書いてあって、絵が描いてありました。地球に優しくとか、今の子供たち、我々の子供の頃よりもなかなかしっかりしているな、なんてこういうようなことを感じまして、学校でもこういうことを、教育長さんに伺ってみようというようなことで質問を入れたわけでございますけれども、できれば、私は定期的な、今教育長が空き缶集めを修善寺の方でやっている、私は大変これは結構なことだと感じるわけです。大変空き缶集めをやっていると言われましたね、先ほど。中学校がやっているということを知りましたが、大変結構な、小学校だっていいんじゃないかなと思って。

私は、もっと全市的に定期的な子供による美化活動と言うんですか、これには親は一切関わらないというようなことを、そんなことをやってみたらどうでしょうかと、私は思うんです。

昔、私どもが子供の頃、小学校5年生の頃ですね。正月のお飾りを集めてどんど焼きをやりますでしょう。あれを全部自分たちだけでつくっていました。今は親が全部やっていますね。なんか親が関わりすぎているんじゃないかなと感じるわけです。そんなような、環境教育と同時に、強い子供たちを育てなくてはいけないという、そういう願いも私は込めて申し上げているわけですが、こんな美化活動を定期的にやってみるということも、考えてみたらどうでしょうかということを感じますが、こんな点に関しては、教育長、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） 私の考えを申し上げます。

大変結構なことだろうと思いますけれど、今、もし学校で子供たちだけでそういう外へ出て清掃活動をやれということ、正直言ってできません。と言いますのは、先ほどもちょっと出ていますけれども、もし事故があった場合、これはもう本当に大問題になります。そういうことを考えると、学校では例えば地域に出て清掃する場合でも、その地域の老人クラブと、今度の清掃はどこを中心として清掃活動をやったらいいでしょうかと、協議しながらやって、その後お年寄りから昔の話を聞いたりという交流の場を設ける、そういう二元的な形での取り組みをしているところであります。

ですから学校で、もちろん校長の判断で、お前たちだけでやりなさい、例えば土肥中学校辺りは河川清掃もきつとやっているだろうと思います。これはあるいはPTAも一緒にやるんでしょうか。ただ子供たちだけでやれということまでは、なかなかいかないのかなという感じもいたします。でも、自主的にできるだけ取り組ませたい。

先ほどのどんど焼きのことについても、これは確かに私どもの教育委員会から外に見える、どんど焼きをつくっているある2箇所の地区の状況も見えますけれども、確かに子供たちは周りで遊んでいて親がつくっている。ところが、天城の矢熊地区では、中学生あたりが指導者になって、どちらかという小学生を使ってどんど焼きをつくるという状況です。だから私も校長時代に、できたら各地区で、学校で、例えば中学生に、お前たちやれと言うことはなかなかできませんけれど、各地区で中学生を招集して、中学生に音頭をとらせながらもちろん親の監督のもとで結構でしょうけれど、そういうなかで子供を育ててほしいという要望をしたこともございますけれど、なかなか実現しない。もうこれは矢熊地区などはかなり歴史的に長く中学生を中心につくっている、こういう状況があります。

ですからできたらこういう問題については、各地区で、子供たちも地区の区長さんたちがこうやれよと。例えば防災訓練についても中学生に呼びかけて、近くの段階から入れてもらう。そうしますとなかなか中学生は、言われると結構やるんです。ですが、呼ばれなかったからといって自分から進んで、俺が今度の防災訓練の計画をたてようなんていう子供は、なかなかそうはいませんので、できるだけ皆さんのところで子供たちを呼び込んで使っていただきたいというのが私の思いでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） これで終わりにしますけれど、最初の教育長のケガがあったりしたら大変なことになる、だいたいこういう話が出るのかなと私は予想しておりまして、実は、私はテレビを見ていまして、驚いたんですが、幼稚園、保育園の小さな子供たちがすべり台に登ったりして遊びますよね。こういった子供たちの遊具なども最近では考え方が変わってきていると。小さなケガは発生してもいいんですよ、と。小さなケガはかえってあった方がいいんですよと、そんなことをテレビでやっていました。びっくりしました。そういった、子供は小さなケガで注意力が育つんだと。大きな致命的なケガになってしまっただけなんだけれど、そうでなければその方がいいんだというようなことを、はっきり言われていました。深夜テレビだったんですが。これは真面目な番組でやっていました。

そういうことがありますので、やはり強い子供を育てるにはそうしなきゃいけないのかなと、私は感じているわけです。同時に、これは教育の問題ではないんだけど、不法投棄が発生しているとか、これはみんな行政の責任だとなっているでしょう。確かに行政も責任は一つ持たなくてはならないけれど、地域の問題でもあるわけだと、私はそういうふうに思っています。地域社会がもっとしっかりしなくてはだめですよ。そういうふうに思っていますので、そのためには子供の時からこういった環境教育とかそういった面をきちっとしていかななくてはだめだというふうに感じておりますので、ぜひそういう強い子供を育てるために教育長、強い方針で臨んでいただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） 教育長が答弁があるようです。

教育長（室野純司君） 正直言って私も、危険回避をするには、子供のうちに危険な目にある程度あわせなければいけないという考えは、私も同じなんですよ。ところが実際にも子供さんがケガをした場合、これはなかなかそういう考えの人ばかりではない。そこがやはり問題だろうと。

現在、訴訟社会と言うんですか、本当にケガをしたらすぐに訴訟する、あるいは場合によっては私どもの方ではなくて県教委の方へすぐに通告が行くと、こういう事態がありますので、ここらあたりを親が理解してくれて、子供が危険を避けるような能力を身に付けさせる、そういう家庭教育をやってほしいな、どちらかというとなかなか小さい頃というのはケガをして育つというふうに私自身も思っていますけれど、これはなかなか社会情勢から難しい問題だろうと、そんなふうに考えております。

議長（遠藤正寿君） これで小野議員の質問を終了いたします。

ここで休憩に入ります。16時10分に再開をいたします。16時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

室 野 英 子 君

議長（遠藤正寿君） 次に8番、室野議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。私は三つの事柄について、質問をさせていただきます。

まず1番目、伊豆赤十字病院の産婦人科の存続について。通称・日赤の産婦人科が4月から婦人科のみの診察になるという。伊豆市以南の地域から産婦人科の医療機関がなくなるということは、子供を産み育てる世代のみならず、あらゆる世代から、少子化対策に逆行するゆゆしき事態であるから、何とかならないものかとの声が上がっています。

（1）、市当局もそれぞれ多方面への働きかけをされていることと存じますが、現在の状況と見通しを伺います。

（2）、現在のような形での存続が不可能な場合、在職中の有能なベテラン助産師さんたちを中心に、日赤内に院内助産院という形で嘱託医の確保ができないか。地域で安心して子供を産む医療機関がなくては人口維持は望めません。院内助産院として産婦人科施設を残すことに努力してもらえるか、伺います。

2番目、観光立市及び空き店舗対策について。第1次伊豆市計画、18年3月制定における土地の利用に関する基本構想にも、基本方針として、「市街地や集落の景観向上など魅力の向上には本市の主要産業である観光は、それぞれの温泉場など、観光地の景観や環境の魅力によるところが大きい」とうたわれています。海あり、山あり、温泉ありの伊豆市と、観光を前面に打ち出していたスタート時からそれぞれの業者の努力と汗によって観光を盛り上げていってほしいと、いつの間にか風向きが変わってしまっています。

今、それぞれの観光地を見ると、個々の努力ではいかんともなし難い状況であると、市民の多くが感じています。本年度は土肥地区の空き店舗対策事業に、市と県と商工会で3分の1ずつの予算で執行されます。また、修善寺温泉場でも空き店舗及び店を閉める予定の店が後を絶たない状態です。私は、10年来ボランティアガイドとして修善寺温泉場を案内していますが、街並みの寂れていくのは何とも寂しい限りです。かつての空き店舗対策事業が行われていましたが、その後の経過について伺います。

3番目、御幸橋駐車場の利用について。御幸橋駐車場はいつ見ても自家用車の利用が少なく、駐車料金の機械の代金と同じくらいで、ほとんど収益がない状況だそうです。御幸橋駐車場は観光バスを駐車する目的もあったと心得ています。何とか有効利用を進めてほしいと思いますが、当局のお考えを伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それではただいまの室野議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員のご質問にお答えいたします。

まず、伊豆赤十字病院産婦人科の存続について、現在の状況と見通しでございますが、極めて厳しい状況であると、一言で言いますとそういうふうに認識しております。

今年1月10日に、保健師が妊婦さんから伊豆赤十字病院の産科が休診となるとの情報を得ました。そこで、病院関係者に状況を確認しましたところ、昨年12月に、産婦人科医師を派遣していただいています東海大学医学部より、この3月末を持って2名の医師を引き上げるとの通知があったことを知りました。病院長が何回かにわたって大学の方をお願いをしましたが、大学側でも産婦人科の医師不足は深刻であり、伊豆赤十字病院からの医師の引き上げは派遣先の病院の中でも最後であるとのことでありました。

市といたしまして、伊豆赤十字病院の産科休診は、少子化がさらに進む要因ともなりかねないことから、このまま放置できる問題ではないとして、1月31日に病院長を伴って、県庁並びに日本赤十字社静岡県支部に伺って、産科医の確保について要望書を持参し、お願いしてまいりました。また、近隣市町にもご協力をいただき、産科存続の要望活動を展開しているところであります。

この3月3日には、「良いお産と伊豆赤十字病院の産婦人科の存続を求める母の会」による28,000いくつかの署名簿を添えた陳情があり、この署名運動をしていただいた代表の方と一緒に、日赤の病院長に産科の継続をお願いしたところであります。また、3月9日には、先週でございます、遠藤議長にもご一緒を願いまして、東海大学医学部の産婦人科教授に対し署名簿を持参しまして、産婦人科医師の継続派遣をお願いしてきたところでございます。その時は署名簿が3万いくつかになっておりました。しかし、医学部長からの説明では、現状においては医師がいないという病院長からのお答えと、あるいは県、静岡日赤のお答えとほとんど同じでございました。

婦人科の週1回程度の診療を確保するのが精一杯であり、医師がいないということで、産科の継続は非常に難しい状況と思えます。が、引き続き、病院・大学に対しお願いをしていくことはもちろんのことではありますが、できる限り有効な方法を模索していきたいと思っております。

なお、3月中には、県知事、日本赤十字社静岡県支部並びに伊豆地域選出の国会議員に対しても、近隣市町の連名で産婦人科医の確保策を要望していく予定であります。

次に、院内助産院の件であります。市でも、伊豆赤十字病院には産科の十分な施設がありますので、院内助産院の方法は考えられないかということをお院側に検討をお願いしました。しかし病院側では、医療事故の心配があることや、院内助産院については産婦人科医の確保が条件であると、設置は難しいとの答えでございました。いずれにいたしましても、この院内助産院というのは、病院側の専門項目でありますので、お願いしかならないというの

が現状でございます。

なお、産科施設であります。産科再開に向け継続維持していくとのことであり、産科用のベッド15床については、産科が再開されるまでは一般入院患者用に使用していくとのことでございます。

続きまして、2点目の空き店舗対策及び観光立市についてでございますが、伊豆市にとりまして、商店街の活性化は大きな課題の一つであります。平成18年度に土肥地区で実施される空き店舗の活用は、地域の団体との協働による活性化事業であります。空き店舗対策室の設置についてのご意見ですが、新たな課・室の設置は行わず、現状組織の中で、商工業の推進に対応したいと考えております。

商業の発展は、観光と直接関わりがあるものであり、観光の振興は、伊豆市にとって重要な施策であることは変わりありません。合併当初からその方針は変わっておりませんが、ご指摘のように個々の努力だけでは観光の推進は成しうるものではないことも確かです。観光協会や関係団体が中心となって、積極的な事業展開が必要であります。これはプロである民間があくまでも主役ではないかと、そして行政はそれをいかに支援するか、という立場であると思います。行政アイテムの中のいくつかのワン・オブ・ゼムであると思います。行政のすべてではないわけですから。その辺がプロである業者と行政との連携というのは、重要だと認識しております。

続きまして、3点目の御幸橋駐車場の利用についてお答えいたします。平成14年8月に、ホテルみゆきの土地を、土地取得特別会計にて旧修善寺町時代に取得いたしました。取得の経緯は、裁判所の公売物件とされている修善寺温泉街にある広大な土地を、公序良俗に反するような企業あるいはグループ等に取得されては困るという地元の意見を尊重し、旧修善寺町において購入をいたしました。購入後の利用方法につきましては、御幸橋の架け替え、修善寺温泉街、特に修善寺温泉場の道路網再整備の代替地として考えておりました。

現時点におきまして、地元のまちづくり検討委員会を中心に計画案を策定中ではありますが、その間、この土地を放置するわけにはいかず、一時的ではございますが、駐車場として利用することとし、管理を振興公社に委託しております。駐車場につきましては、普通車1時間300円、延長は1時間毎に100円、また、大型車につきましては1時間800円となっており、観光バスを締め出そうということは、もうどう考えておりません。

また、御幸橋の幅員及び強度の関係上、ご指摘のとおり、国道から嵐山の下を通る経路をとっております。現在あそこが工事中でやや通りにくいという現実もございます。早く復旧したいと思っております。

市といたしましては、これから策定されます地元検討委員会の計画をもとに、有効な土地利用を検討したいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 室野議員。

8番（室野英子君） 日赤のことについて、再質問させていただきます。

私は署名活動をしようとして一生懸命頑張りました。皆さん、声をかけて議員の皆さんにも協力してもらいましたが、結局、3,000名以上の方の署名を集めることができました。その中で、多くの人の話を聞くこともありましたし、またどうなっているのと言われて私が説明したこともありますけれど、現場の助産婦さんたちの話も聞きました。やはり、今ここで日赤の産婦人科がなくなるということは、本当に今後の人口減少、若い子育て世代が伊豆市から減っていくというようなことだけでなく、目に見えないこれからの社会的な問題、商業のこと、産業のこと、学校教育のこととか、みんなが本当に危惧していることがわかって、なんとか、もう想像できない問題がこれからも産婦人科がなくなるということで発生してくるんじゃないかという恐れを皆が感じています。

現在、大変厳しい状態だけれども、再開に向けて、なんとか努力できないかと思っているわけですが、その努力についてはどのようなことを考えていらっしゃいますか。

また助産院外来とか院内助産院というのが日赤のなかで無理な場合でも、とりあえずなんとか産婦人科診療を続けられるという方法が考えられないでしょうか。

改めて質問いたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。糸口が見つかれば、私も何とかしたいと思っております。ただ、お医者さんというのはご存知のように誰でもいいわけではなくて、特に産婦人科医は、最近少ないそうでございます。そんなところから、どうやったら継続あるいは休止期間をできるだけ短くできるのかなということを考えているんですけど、赤十字病院、県、あるいは大学にただお願いをするしか方法はないのかなという、何かいい方法があったら逆に教えてもらいたいのですが。この間、テレビで三重県の方では行政が大分お金を積んで、お医者さんを確保したというような報道もされております。いくらぐらい積んだら、あそこは大分高かったようですけども、この地域でいくらぐらい積んだら来てもらえるのかなと、伊豆市で払えるのかなと、払えなかった場合、近隣の市町がどれだけ協力してくれるのかなと、そんなことを毎日考えております。

それが第1番目のことで、もしそれがかなったら、今度は日赤のところを貸していただけるのか。あるいはどういうスタイルができるのか、先ほど申し上げましたように、日赤のシステムと言いますか、お医者さんの給料というのは、日赤の規定があって、一般の開業医辺りから比べると安いというようなお話も若干聞いております。そういう中へ、別の枠でそういう仕組みができるのかどうか、いずれにいたしましてもそんな思いはいろいろ巡っておりますが、具体的にまわり出していないというのが本当に歯がゆいというか、苦しいですね。ぜひこんなふうにしたらというようなご意見があったら伺いたいと思います。そんなところで、あまりいい方法がありません。

補足することがありましたら、健康福祉部長、お願いします。

議長（遠藤正寿君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） ただいま市長が申しあげたことがすべてでございます。

先日3月9日に、市長、議長同行いたしまして、東海大学の方へ行ってまいりまして、今の現状の産婦人科の状況、全国的な状況を聞いてまいりました。その結果、非常に悲惨な状況でございます、少しご紹介させていただきますと、東海大病院では、今まで、産婦人科を希望する人たちがだいたい3名ぐらい、希望すると言いますか、入局する方があったそうです。ところが、平成18年度につきましてはゼロになってしまったと。誰もいない。

それから神奈川県全体ではお医者さんに新規になる方が県内で約700名いらっしゃるそうです。それが、今回につきましては9名、たった9名しかいなかったと。そういう状況でございます、非常に過酷な状況、産科は過酷な状況でございます、そういったことから非常に全国的に志望する先生方が減っているという、こういったことを踏まえてみますと、大学からこちらに派遣していただくことは、国の制度がある程度変わっていかないと、無理であろうと。少なくとも数年以上かかるのではないかと思っ、非常に悲惨と言いますか、そういう状況も感じたところでございます。

市長が申しあげましたように、今後も、日赤の院長に対しても、また県、国に対しても要望活動を続けてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 室野議員。

8番（室野英子君） 今、市では結婚相談の会というのでいろいろカップルをつくり、子供を増やすという努力をしているわけですがけれども、そのような方たちからも、活動の結果、若いカップルができて、伊豆市で結婚しても、安心して子供を産めない状態だということで、他市に移っていくようなことがないように、なんとかして皆で力を合わせて知恵を出し合っ、産科施設の再開に皆で努力していかなければいけないということを強調いたしまして、この件については終わらせていただきます。

次の空き店舗対策に移らせていただきます。伊豆市の主要産業が観光であるとは、市当局も認識してくださっていますし、数ある産業の中で観光産業が本当に重要なことは、皆さんがわかっていることなんですけれども、こういう状態で空き店舗対策にしてもまちづくりと絡めて観光だけでなく、まちづくりとかいろいろ、まちの活性化も兼ねて、皆でやっぱりこれについても、みんなで協力し、住民が自分たちの利益とか利便性とかそういうことだけでなく、一方通行の条件を飲むとか、いろんなことで協力していかなければいけないことだとは思わんですけれども、空き店舗の対策室とかそういうものは、新たにつくる余裕はないというような、先ほどご答弁があったような気がするんですけれども、そのままではよくなるような気がするんですけれども、なんとかそういう新たに行動を起こすための対策室のような考えはできないものでしょうか。

お尋ねします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 観光について、それから空き店舗対策ということでございますが、まず観光について、観光振興ということについては、大分いろいろ幅が広いと思います。観光の業者といろいろ話し合いもやらなければなりませんけれど、今私ども市が観光振興のために重要だと思っているのは、交通問題でございます。河津の桜が咲き始めると、急にここが交通が渋滞してまいります。大勢来てくれるのはいいんですけど、やはり伊豆というのは、渋滞があって、あまり観光に行ったのではなくて渋滞に行ったような、というようなご意見があって、それはおとといの本立野トンネルの開通等道路網、それから修善寺・天城湯ヶ島線の整備等を進めて、もっと伊豆市がスムーズに流れるようにすれば、もうちょっと来てくれるのかなというようなことも考えておりますが、いずれにいたしましても、観光の方とよく話し合わない、ちぐはぐになってしまうのかなと。

いろいろな施策があると思うんです。結局、私なんか観光は素人でございます。正直申し上げて。いろんなことを考え、思いつきは考えますけれど、それが本当にいいかどうかというのはわかりませんし、過去の観光で成功したというところは、いろいろ戦略を立ててやってきたんでしょけれど、戦略を立ててやってきたから行ったのか、あるいはたまたまそういう風が吹いたのか、ちょっと私もそれもわからないところで、一言で言うと、パターンが一つではないということですね。いくつかのパターンでやっていかなければならない。そんなことを考えております。

そのなかで、空き店舗をどうするかということですが、これもいろんな考え方、やり方、一つの方法じゃないと思うんですね。空き店舗になっているその建屋、お店のオーナーさんのお考えがあると思います。それと、地域の観光協会との現況のなかで、どうやっていくかというのは、私どもも具体的にこうすればいいんだというものが自信をもって打ち出せないというのが現実でございます。それらは先ほど申し上げましたようによく話し合っ、こういうものをトライしてみようかと、小さなトライが少し成功すれば、だんだん中ぐらいのトライができて、大きなトライができると思いますが、なかなか一か八かというのもお互いにできにくいだろうと。それを積み上げることが必要ではないかと思っております。

答えになっているかどうかわかりません。補足を観光経済部長にさせます。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 空き店舗対策と観光という部分は、非常に関わる部分が大いわけですけども、今、室野議員もおっしゃいましたように、市長も、いくつか観光についてはパターンがあるというような話があったんですけども、やはり基本はまちづくりかなというふうにも考えております。

このまちづくりにもいろんなやり方があると思いますけれども、やはり、いかにまちの魅力をアップしていくか、そこらが重要ではないかと思っております。これは遠回りかも知れませんが、そこへ手をつけていかないと、将来的には魅力のある観光市にはなっていないの

かなというふうにも感じます。短期的にやる部分というのはいくつかあると思いますけれど、長期的にはそんなことをしていく必要があるのかなと思います。

それから空き店舗でございますけれど、商工会の調査によりますと、伊豆市内74軒ぐらい空き店舗があると聞いております。空き店舗が増えることによって、街並みの景観とか、地域の魅力、活力に大きな影響が出てくるわけでございます。これについては非常に難しいんですけれども、先ほどもちょっと話がありましたように、やはり地域や商店街の人たちが関わって、自分たちの地域をどうしていこうかという部分から入っていただく。それで、そのなかに行政がどういう形で支援できるか、そこだと思います。ぜひ、ここにつきましては、商工会等とも連携して、考えていく必要があるのかなと思っております。

ちなみに、今年度、土肥地区で計画していますのは、空き店舗を利用して、体験教室とかギャラリー的な活用ができないかなということで、考えております。

議長（遠藤正寿君） 室野議員。

8番（室野英子君） 御幸橋の駐車場の利用について伺います。全部ご答弁のことは承知しておりました。その上で質問させていただいたんですけれども、いつもやはりあのままでいいのかなと思っております。嵐山の下の道路を整備してあそこが通れるようになった場合、ちょっと旅館の前の狭いところがありますけれど、あそこは何とか工夫して、観光バスを利用してもらうようにした方が、総合会館に観光バスを停めて歩いてもらえるような状態の道路ではありませんし、御幸橋を改築することはちょっと無理だと、なかなか時間もお金もかかると思うので、ぜひ嵐山の下の道路で途中まで旅館の観光バスが来ているわけですから、もうちょっとあと100メートル、50メートルぐらいのところを一方通行などにして、観光バスが入れるような形に工夫していただけないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） ご提案いただきました御幸の駐車場に大型バスが入るのは、いずれにしても入りにくいですね。そういうことで、締め出しているつもりはないんですけれど、結果的には、入っていただけていないということだろうと思います。

全体と言いますか、修善寺の道路問題検討会とか、地域まちづくりのなかで、これも行政が一方的にやるのではなくて、よく相談したなかで、それがいいということになれば、検討してまいりたいと、そんなふうに感じています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで室野議員の質問を終わります。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 本日は議事の都合により、これにて散会をいたします。

次の本会議は明日14日午前9時30分より引き続き一般質問を再開いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 4時44分

平成 18 年第 1 回（ 3 月 ）伊豆市議会定例会

（ 第 4 号 3 月 14 日 ）

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成18年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

一般質問

議長（遠藤正寿君） 引き続き一般質問を行います。

関 邦 夫 君

議長（遠藤正寿君） それでは次に19番、関議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

まず、何を根拠に財政難というのか。

厳しい財政ということで市長、助役、教育長、幹部職員手当を削減するとのことだが、そのことでどれだけの効果があるのか。その要因が人口減少による交付金の減少だということだが、財政に対する考え方を伺います。

近隣市町との比較。歳入において伊豆市、伊豆の国市、函南町。当初予算154.8億円、161.9億円、97.2億円。人口3万7,500人、5万人、3万9,000人。市税43億円、63.8億円、45億円。人口比ではほとんど同じだと思います。地方交付税42.23億円、25億円、12.5億円。大きな差がございます。歳出において人件費33.2億円、29.6億円、18.65億円。人件費の差額0、3.6億円、14.55億円。市民1人当たりの人件費約9万円、6万円、5万円。大きな差があります。

さほど違いがない函南町と比べて交付税が30億円多く、人件費が14.55億円、事業費10億円多い。この差54.55億円が函南の97.2億円の当初予算だと思われます。

質問1、今後の交付税について同じような人口、市税の函南町、伊豆の国市に比べて30億円、17.23億円多いが、今後どのように推移すると考えるか。

質問2、新たに大きな事業を行えば単年度の予算では苦しくなるが、何もかもやりたければ公債比率を高くしてもかまわないのではないか。

質問3、伊豆市に比べて人件費が14億5,500万円少ない函南町においても人件費削減が大き

な問題になっているようです。教育しても資質にかける職員の整理をしなければ、有能な職員の覇気にも影響します。仕方がなく、仕事がなくパソコンを覗いて仕事をしているふりをするのも大変だろうと、市民も職員の間でも言われています。職員をかばう優しさは理解できるが、住民本位で考えるべきでノルマを与えれば公務員とて合法的に整理ができると思うが、どのように考えるか伺います。

次に、随意契約の運用について。

随意契約については伊豆市だけでなく、その運用について他の自治体でも大きな問題になっています。政府も談合問題とともに不透明なこのことについて法律の見直しを始めるようです。

現行では地方自治の本旨に基づき、市長の裁量に任されて手法は深くかかわらない。そのため疑惑が指摘され住民訴訟となるが、勝訴となるのは7パーセントぐらいでその上時間がかかるので訴訟をためらう。それをいいことに当然のように安易に適当な理由をつけて随意契約で業務委託をする。

質問1、他の多くの自治体は運用についてどこも似たような基準を定め、問題が起きないようにしている。伊豆市においても運用基準をつくり、安易に随意契約を行うことは慎むべきだと思うが、いかに考えるか伺います。

質問2、あたかも当然のように行われている業務委託について考えを新たにする必要があるのでないか。大きな人件費を抱え、なお多くの委託料の支払いをするのはどういうことか。職員を教育し、資質の向上を図れば多くのことが解決できると思うが、いかに考えるか伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの関議員の質問に答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 関議員の御質問にお答えいたします。

まず、何を根拠に財政難というのか、というご質問でございます。そして冒頭で市長、助役、教育長、幹部職員手当を削減するとのことだが、そのことでどれだけの効果があるのかと。確かにこの後、議員が比較しております数字はこのとおりだと思います。金額だけを見ますと、この幹部職員と市長の手当てを削減しても、これに追いつくものでないことは承知しております。

ただ、このように合併した伊豆市が厳しいということで、私以下幹部職員が気を締めてやっていくことが重要だろうなという、多分に精神的な面がございます。その辺をぜひご理解いただきたいと思っております。

そして1番目の今後の交付税の見込みについてですが、普通交付税は基準財政需要額と基準財政収入額の差額として算定されます。基準財政需要額についてはこれまでもご説明してきましたが、人口、面積、道路延長、高齢者人口、児童生徒数、学校数などの基準に応じて

単位費用と補正係数を乗じて算定されております。また、基準財政収入額は市税、交付税について100分の75、譲与税については100分の100を収入と見込額に乗じて査定しております。

また、これも既に御承知と思いますが、合併から10年間は合併算定替えて旧町ごとに算定した額の合算額、11年目から5年間の15年目までは伊豆市として算定した額との差額を段階的に引き上げることで、最終的に合併後16年目において調整が終了するということになっております。

現在、国において三位一体の改革により交付税の見直しがされて年々減少していることはご承知のとおりであります。ちなみに平成12年度の旧四町の合計交付額は65億7,785万円でしたが、平成17年度の交付額は42億8,280億円ですので22億9,505億円減少したことになります。

一方では税収は平成12年度に49億1,919万円でしたが、平成17年度の見込みでは43億円程度ですので、6億円減少したことになります。合計いたしますと約29億円の減少となっております。

さらに1本算定と合併算定替を比較しますと、平成17年度ベースでは29億1,990万円となっております。少なくともあと13億6,290万円は減少することになります。

2番目に、大きな事業を行えば公債比率を高くしてもかまわないのではないかとということですが、議員ご質問の新たに行う大きな事業というのは何をご指摘いただいたのかよく分かりませんが、一般的には大きな事業は最低でも3年から5年かかりますので、事業費も数十億円の規模となります。そのほとんどが地方債となります。10年で例えば返還するということになれば、年間数億円の返済となり市民サービスへの影響は大きなものになります。やはり返済のできる範囲内の計画を立てて事業を進めることを検討すべきと考えております。

3番目の職員の整理についてでございますが、職員の減についても昨日も一部お答えをいたしました。人口が同程度の函南町と比べて、4町が合併した伊豆市2年目の職員数はまだ多いと思います。現状においては人件費の負担はやや大きくなっていることはご承知のとおりです。しかし着実に職員の減員を進めております。資質に欠ける職員についても適材適所を考え、職員のやる気を喚起し職員教育や組織づくりをしていきたいと思っております。

ご承知のとおり公務員には公務員法というのがあります。現状では人員整理はできません。今までの計画に沿って人員計画を進めてまいります。

また昨日申し上げましたように3年ぐらいたったらもう一回、計画を見直したいそのように考えます。

続きまして大きな2番目の随意契約の運用についてでございますが、議員が安易に適当な理由をつけて随意契約を行っているというご指摘ですが、安易に随意契約をやっているつもりは毛頭ありません。随意契約がなにか大きな問題になっているということですが、どういう問題なのか具体的にお示しいただきたいと思っております。むしろ競争入札の中にも世間を騒がすような品質保証の問題や談合の問題があるように思います。

随意契約が地方自治の本旨に基づき、市長の裁量に委ねられていることはご理解いただい

ているとおりであります。しかしながらこれにつきましても行政事務の膠着をきたさない範囲で執行をさせていただいているもので、あくまでも良質な調達を図ることが目的であります。

さて運用基準につきましては昨日木村議員のご質問にお答えしたとおりでございます。現実的には市民の皆様にご不便をきたさないようにすること。要はより良いものが適正な価格で調達できることでありまして、執行部が発注に関し不公正な行為があるならば、それはそれでしっかり前後関係証拠を出してご指摘いただければと思います。

随意契約事態が不正な行為に扱われていることは、自治法の解釈にやや誤解があるのではないかと存じます。随意契約についても法律上の改正があるかのようにおっしゃられておりますが、私は競争入札の進め方について県や国が苦労しているように聞き及んでおります。

その例としてはV E 提案方式や、総合評価方式の導入があるように技術的なものは既に民が持っております。単に、発注者側の設計書に基づく入札では民間技術の導入や経済性を求めることは難しくなります。

やはり随意契約を含めた新しい契約方式の開拓であると思います。随意契約はその運用を間違えば情実に流されまして、また業者の固定化や契約額の高止まりを招く恐れがあるといわれております。しかし、競争入札で満たすことのできない業者の技術力、信用、経験、資力など資本力ですが、相手側と能力を精査した上で選定できるもので、適正な運用のもと初期の目的を効率的に達成することができます。

平成17年4月1日に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行をされました。いわゆる品確保でございます。自治法上では指名競争入札随意契約は一般競争入札の補完的な契約、特殊な契約方式のようにいわれてきましたが、今はその扱いが変わってきていることをぜひご理解願いたいと思います。

業務委託につきましては、ご指摘のとおりと思います。職員にできることは職員に、との指示をしております。ただ議案質疑の折に、各部からの説明をいたしましたように職員にできない専門技術を必要とするものにつきましては、また仕事の緩急で急ぎで回らないような場合もあろうかと思っております。そういう時には業務委託をしても進めるべきものがあるということをご理解していただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 自らの努力で無駄を省き、自主財源を確保して自立することを国は地方に求めています。伊豆市においても何時までもこのような大きな交付税を当てにすることはできません。伊豆市の市税の伸びは景気に期待するしかありません。

将来の財源確保に不安を感じる多くの議員が何回も自主財源確保について質問してきました。市長は「よい話があったら教えてくれ」といつも消極的な答え方です。市民は希望の持てるような施策を積極的に進めていただくことを求めています。

平成18年度の予算において厳しいということですがこれで厳しいというなら、交付税削減はどうなるでしょうか。市長の掲げるウエルネス産業、地産地消、新エネルギー開発で潤う方もあるでしょうが、合併後2年経ちわかるように補助金削減等で不安は増しても市民生活が向上したようにも方向も見えません。

近い将来、函南のように大きく交付税が削減された場合、特別職の更なる手当でのカットでは解決できるような問題ではありません。その場しのぎの対策でなく、交付税削減にかわる自主財源確保の対策を早期に考えるべきだと思います。企業誘致と職場確保の要望に対し、よい話があったら教えてくれとの回答では前向きには感じられません。ウエルネス産業、地産地消、新エネルギー開発では税収の伸びはあまり期待できません。

以上のことから少しの財源移譲があっても、大幅な交付税削減後の財政に対しどのような対応をするつもりか伺います。

2、合併以前に解決すべきような大きな事業がひ弱な政治力で解決できないまま多く残り、今日に至ったように見受けられます。過去はともかく財源に問題があるのに大きな事業を行えば財政が厳しくなるのは当たり前です。一連のこの事業が完了する間、公債比率を大きくしても問題がない合併特例債等の関係を説明し乗り切るか。説明がつかなければ事業を縮小するか延期すべきではないのか。

伊豆市が始まった当初から手当等での切りつめなど姑息なことをして、内外に大変だと言いつら必要がなぜあるのか。財政が大変だと啓蒙するつもりなのか知りませんが、この行為により伊豆市建設の大きな事業は当分の間、市民の賛同が得られなくなったと思います。そのため合併特例債運用に関しても財政の勘定的な硬直化現象が起これ、進められなくなったと思われま。

膨大な固定資産の流動化でやり繰りするとか、ほんの僅かな市債の増額をなぜためらったのか伺います。

3番目。函南は人口が似ているので例にしましたが、人件費の削減を図っている市町村は全国にたくさんあります。函南では人件費は少ないがいろいろの条件があるので数字の上では多い少ないは分かりませんが、これが正しいかどうかは分かりません。

市税も少なく100億円足らずの予算ではもう維持できなくなると思われま。人件費削減の効率も合併の大きな要素です。10年間で110人削減するという考えだと、伊豆市はそう長くない間に人件費の問題だけで財政は硬直化に進みます。

平成18年度の予算において2年過ぎているのだから当初から仮に人件費を大きく削減していたとすれば、削減の費用はかかっても財政に対する方向も見え、多くの市民の期待に少しは対応できたと思われま。

市長の答弁から考えられることは10人減らせばそれだけの影響があるということですが、月に幾日かは仕事があっても毎日の仕事に事欠く人が大勢いるということが職員の間でも言われ、多くの市民もそのことを知り削減を望んでいます。

行政改革の意義は現組織を根本から検証し、縦割りで暇でも何でも自分の仕事だけしていればいいという考え方に対し、無駄なく有効に機能するように改革し、それを短時間で実行することを意味しています。

合併協で決めたからということで10年かけて110人削減しているのでは間に合いません。それともそれは暴論で、公務員の削減は定年退職による自然削減しかなく、無駄があっても合併協で決めたから仕方がないとの考えなのか。

施設の統合を進めないこと、幹部職員の自分のところは余剰がないという意見を鵜呑みにしていることなど、改正できることを怠り市民に損害を与えている行政行為をどうして厳しい財政というのか、その論理的根拠を伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 関議員の再質問にお答えいたします。

前半は、ご質問というよりもご意見のような感じでありました。大分そういう部分があると思います。同感いたします。その中で、財政難というかということですが、やはり今まで旧4町のいわゆる財政を見てみますと、それから比べると下げていかなければならない。

歳入が減ってきております。今後も先ほど申し上げましたように徐々に減らされるといいですか減っていくことはわかっております。したがって、今からそういう体制をとってやや緊縮な方向にとらざるを得ないというのが私の考えでございます。

財政をよくする具体的な対応がウエルネス産業の振興、地産地消、新エネルギーでは駄目だと。工場誘致等をやるべきだとそのとおりだと思います。しかし、これは即効的な効果というのはそうないと思うんですね。いきなり大きな会社に来て、来年から北の方のまちのように2,000人の工場が来てくれればよくなる可能性はあると思いますけれども、今のところその可能性は少ないと思います。

もう一つ、私はこの市を活性化するのは昨日来いろんなご意見の中で、観光が中心でしたというご意見でございます。したがって、観光を振興するための行政がやるべきこと、これはやはり交通網だと思っております。それは国、県を通じて交通の伊豆市へのアクセスを良くしていただきたい。フェリーも去年はエスパルスドリームが2隻体制にしてもらったと、伊豆空港がどうなりますかわかりませんが、そういうことで徐々にはありますがアクセスが良くなることによって、このまちがよくなるというふうに関議員さんとはもうちょっと僕はロングスパンで考えていますけれど、いい特効薬というのはないのではと思います。

それから市債についてですが、やはり返済のことを考えてやっぱり市債は起債すべきだろうと。返す当てがないものを借りて後で大変苦しい思いをする。それはやはりコントロールすべきだと思います。これは一家の家でも、国のほうは大分膨らんでいるわけですからやはりコントロールすべきだと私は思っております。

3番目の人件費についてですが、職員を減らすということについて昨日も申し述べました

ので再度申し上げますが、110人をもっとたくさん退職していただけるようなそういう勧奨退職そういうことを続けていくわけでございます。議員おっしゃるように少しぐらい手当を減らしたって大したことはないんじゃないかというご意見もあるかもしれませんが、やはりこういうときは塵も積もれば山となる。

それから今日本ではトヨタが大変世界のトヨタになっております。これはいきなりトヨタという会社があのようになったわけではなくて小さな改善をやって、改善というのは世界語になっております、そういう積み重ねでもって世界のトヨタになったんだらうとこれは私は強く思っています。いきなり良くなったり、いきなり悪くなったりするものではないと思います。

論理的根拠ということですが、論理的にはなかなか説明しにくいですが、ただいま申し上げたそれが私の考えでございます。ぜひご理解とご協力をいただきたいと思っておりますし、もう一言申し上げますと民間の方がやや活力を持っていた。バブル以降景気が回復しているということで早ければ2、3年かな4、5年かな、そうすればやはり市の財政も民が活性化すれば良くなって来るだろうとそういう望みは持っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） もう一度質問をさせていただきます。

伊豆市には前にも一般質問でさせていただきましたけども、膨大な固定資産があるわけですから、これをなんとか流動化して活用できるようにできなかったかどうかということをお伺いわけですが。

大きな問題はこれから進んでいくとありうる財政不足です。再合併をもし繰り返しても生活環境で大きなハンディがあるところは効果が期待されず、むしろ粗い社会生活を余儀なくされます。伊豆市よりも悪い条件で頑張っているところはたくさんあります。

景気回復の兆しが報道されているときに、小手先の政策でなく勇気をもって取り組んでもらいたいと思います。

市長の職員をかばう優しい気持ちが人件費削減の改革を遅らせ、裏目に出ています。就業時間中の私事の事件は、起こるべくして起き、氷山の一角だと市民は思っています。

平成18年度の予算に関しては努力をすれば人件費だけでも大きな経費が節約でき、財政が厳しいとはとても考えられない。合併当初の対応に大きな遅れがあったのではないかと伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

順番逆ですが、合併当初の地方に大きな遅れがということで、どこを指しておっしゃっているのかよく分かりませんが、私としてはこういう4町が合併した中で、まず足並みをそろえることそして、一歩でも二歩でも前へ進むことを念頭において日夜業務に精励してきたつも

りでございます。またそのような考え方で今後も進めたいと思います。

それから固定資産の流動化ということですが、これも具体的な何をおっしゃるのかよく理解できませんが、伊豆市の面積は364平方キロということで静岡県内でも広いほうから数えて何番目かの土地持ちといえますか広さを持っております。国有林、市有林、私有林含めて、山林が83%です。6分の5が山林でございます。それらをどういう格好で流動化して最終目的がどこにあるのか。流動化の仕方もいろいろあるかと思いますが、要はその土地を利用する方法を、また利用してくれる方がいないと、流動化してもその工事費だけで焦げ付いてしまいます。

現在、今までの例を見ますとここバブルが弾けて十何年ありますけども、そういう何とか団地というのを造って焦げついている例がありますので、その辺は今後臨機応変でやはり最終目的をしっかりと決めないと、ただ土地の流動化してもかえって傷を深くすると思います。

それから、これは私も含めての日本人の土地に対する感覚といえますか土地本位政策といえますか、土地に対しては大変平野が少ないので執着を持っております。人口がやや少なくなってくる日本では、都会では価値がある地価は上がると思いますが、やや人口が少ないところはこれから地価はどうなるのか、上がっていくのかな、むしろまだ下がるんじゃないのかなとそんなふうに考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 2番について再質問いたします。

自治法にある随意契約に関するものの取扱いについて多くの自治体で運用の基準を定めています。同じような決め方をして、自らの暴走に歯止めをかけています。競争入札によらず随意契約にする理由については小森議員が質問されました。それとなく理解できるものもありましたが、何でもこじつけて当てはめているように感心しました。

多くの自治体で随意契約の運用基準を定めているが、これに該当するものは直ちに随意契約にするというものではなく、あくまでも競争入札による契約方式を原則とするとしています。例として法令167条の2第1項の2の取り扱いにおいて緊急の必要により競争入札に付すことができない場合。これを例とします。とは多くの自治体で次のように解釈しています。

ア、堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事。イ、電気、機械設備等の故障に伴う緊急復興工事。ハ、災害の未然防止のための応急工事。運用基準がもし上のような運用基準があれば今問題の修善寺総合会館の随意契約問題も起きなかったのではないかと。時間がなかったとか、この会社が最適などということに当てはめることはできない。金銭にかかわることを運用基準なしで裁量で行っている問題について伺います。

二つ目として、岐阜県に対して随意契約の抑制を求める要望書が愛知県との比較で出ているのを例にします。新規事業の立案に当たり5年間で岐阜県では36件中35件が、愛知県では24件中、10件が随意契約で行われたことを問題としています。どの県においても随意契約は

そう多くはありません。

伊豆市では毎年多くの業務委託が当然のように行われています。災害時に世話になるとか、競争入札でも同じことだとか安ければいいということではないとか答えられています。この入札について市長の考えは市民本位の行政の取り組み方が感じられません。

多くの仕事が委託の形で伊豆市以外に流れているし、大きな仕事は大手が行っているのが現状で相対的に伊豆市の業者をかばっているとは到底考えられません。企画関係の事業は市の将来を決める特に重大なことです。骨子は市で作成するといっても、委託して策定されたものを見て、ほとんどが固有名詞や数値を変えただけとしか見受けられません。

中央官庁の役人がまちづくり何とかというような型にはまった講演をし、コンサルタントはこれを取り入れて補助金確保がスムーズにできるように書類を作成しているだけで中身の薄いように思えます。今まではとにかく自力で何もかもけりをつけることは無理としても職員の資質を高め、仕事の質を伝統的に高めれば多くのことが委託でなく解決できると思うし、コンサルタントにできることが市の職員にできないはずはないと思います。

この業務委託も忙しいとか時間がないとかでなく運用基準を作り、市民の納得のいくことのみ委託する。予算書であまりにも業務委託が多すぎるとは思わないのか、また、おかしいとは感じないのか伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

随意契約に関してと業務委託に関してご質問がございました。先ほど申し上げましたように、随意契約、何でも理由をこじつけて随意契約やっているつもりはまったくありません。議員おっしゃるように自治法に随意契約が出ております。昨日も解釈がなかなかわかりにくいというご意見がございました。ただいま緊急の例だけをおっしゃっていますが、全部で七つぐらい理由があります。それに当てはめてやっているつもりでございます。

安ければよいというような理由ということですが、金額は安い方がいいです。ただし安ければよいだけではないわけです。品質も必要なんです。世の中でご覧になってください。今、姉齒の事件とかですね、そういう金額だけ安くして後から品質の大問題が起きている事件もございます。そういうことを十分考慮に入れてやる必要があります。

私はそういうことも考慮に入れてやらないと、かえって市民に迷惑をかけるその辺の判定というのは大変難しいと思いますが、技量を上げてやっていかなければと思っています。

それから業務委託でございますが、議員おっしゃることは理解できます。先ほども申し上げましたように専門性のあるものとかやはり緩急、緊急を要するというものは業務委託がする場合があつていいと思います。

職員がやるべきだということは私もまったく思います。しかし、職員に能力がないと、あるいは資格がないとそういうことができないわけですね。委託業者で専門性を持っていて経験のあるところにやったほうが経済的に安くいいものが委託できるということで、現在冒頭

の財政に関してやはりこれからはすぐに委託を全部やめるというわけにはいきませんが、委託をする場合には職員がその業者から教わるといいますが、盗むという言葉はあまりよくないですが技術を習得して自分たちでできるようになるように指導していくことが重要だということでその方向に進みたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 2番の問題について再々質問をさせていただきます。

私の言いたいのは、この運用基準を作っておけば揉めることもなくスムーズにいくのではないかと。運用基準がなくてやっていくといつまでたっても裁量だか何だか正しいか悪いだか何だかわからなくなるから、作ったらどうだというような事を言っているわけですが、歳出において工夫され努力されていることはよく理解できます。

しかし、運用基準を作成し裁量による随意契約を競争入札にするとか、自らできることは業務委託をなるべく避けて経費を大きく削減した自治体はいろいろインターネットで調べても多くあります。

皆が長年かけてやっと取り上げてもらった最低限度のいろいろな補助金の削減などにも手をつけられました。地方自治の本旨に基づいて何をやるべきかを住民本位で考えるべきで、運用基準作成で大幅な経費削減を行わなければならないと思います。

これは伊豆市はできるかどうかはわかりませんが、多くのところで大幅な削減をしたという例はあります。知恵も出さず努力もせず業務委託を当然のように行い、その価格決定も運用基準がなくその裁量任せにして果たしていいものかどうかということについて再度質問いたします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 随意契約あるいは業務委託に対する運用基準をつくれというご意見でございます。作ってやったほうがいいと思います。しかし、運用基準というのは運用基準を運用する運用基準が必要となってくる。これは時代が変わると相当考え方が変わるわけです。そういうフレキシビリティを持った運用基準がないと、往々にして基準に縛られてしまって、基準ですからここから先はできませんと。今まさに関議員がご質問された基はあるんですが、時間がたってやはりその辺がごちゃごちゃになっているケースがままあるんじゃないかと思っております。

その辺を注意しながらこれから検討させていただきます。

議長（遠藤正寿君） これで関議員の質問を終わります。

加 藤 章 君

議長（遠藤正寿君） 次に7番加藤議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤章。私は廃棄物処理施設の進捗状況について質問させてい

たきます。

伊豆の国市との共同建設計画の廃棄物処理施設の進捗状況はということで一般質問出しましたが、3月6日の総務委員会で伊豆の国市との廃棄物処理施設組合設立準備会の状況についての報告を受けましたので、ここではこれに関係していない議員と一般市民が現時点で納得できる答弁を得られるならば、伊豆の国市との話し合いの中でここでは再質問は得策ではないと考えますので再質問しませんが、ご答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの加藤議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 加藤議員の廃棄物処理施設の伊豆の国市との廃棄物処理施設組合設立準備会の状況と伺いますか、それをご質問でございます。

昨年の9月26日に伊豆の国市と廃棄物処理施設組合設立準備会を立ち上げました。この準備会は、2市共同による廃棄物処理施設の整備並びに管理に関する一部事務組合の円滑な立ち上げの準備のために設立されたものです。少し回りくどいですね。まだ一部事務組合はできていません。一部事務組合を将来するための、その準備のために設立されたものであります。

これまでに次のような取り組みを行っています。まず、昨年の11月21日に、山梨県の大月市それから、韮崎市にあります新しい廃棄物処理施設の視察を行いました。本年1月20日には、焼却の処理方式等を含めて研修会を行いました。また、施設整備に係る本年度の取り組みとしては、先の12月定例会において、ご審議いただきました事務委託の協議に基づきまして、「建設候補地の選定業務」を1月16日、伊豆の国市において委託発注したところであります。

したがって、最も重要な候補地選定につきまして、委託業務の進捗状況に合わせて、都度、2市で協議調整を図りながら、現在、候補地選定に向けて精力的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。これで加藤議員の質問を終了いたします。

酒 井 勲 一 君

議長（遠藤正寿君） 次に16番、酒井議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。議長の許可を受けましたので発言通告により質問をいたします。

当市の人口減少は予想以上にスピードアップして進んでいると感じているのは私だけではないと思います。国全体が人口減に転じている現在、人口減を止めるということは並大抵のことではないなと感じている次第であります。

そこで本日は、人口減について対策となると思われる三点について絞りまして市長はどの

ようにお考えをお持ちか伺います。

まず、結婚相談の会について。今この時間よりお金がいらなくて、誰でも市民があるいは職員ができることは、私は当市にある結婚相談の会の応援ではないかと考えております。当市では結婚相談所が開設されておりますが先日調べてみましたところ、登録者数は男性が30数名。女性が10数名ということでした。私は成婚率のアップは登録者カードの枚数に比例すると思います。市役所の皆さんも登録者数を増加させることに真剣に市民にアプローチすれば必ず1人2枚や3枚の登録カードはできると思っております。

市長、助役、部課長の伊豆市のリーダーが人口減少の期間をどのように考えているのかよい機会と小生は考えるものであります。

市長のお考えを聞きたい。

2番目といたしまして、新たなる合併について。先日ある会合で市長のスピーチを聞く機会がありました。その中で興味を持ったことがあります。当市にお嫁さんに行きたい云々のくだりであります。差し支えない範囲で結構ですので教えてください。

3つ目といたしまして、市有財産を固定資産から流動資産へという項目であります。今、国、県等において固定資産から流動資産へとバランスシートの見直しが実施されようと議論されています。当市においても不用土地、塩漬け土地が各部課にてリストアップされてきていると思いますが、市民に公開し議論を高めたほうがベターと私は思慮いたしますが市長の見解を賜りたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの酒井議員の質問に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員の結婚相談の会についてお答えいたします。

まず1点目の結婚相談所の開設の件につきましては、伊豆市発足当初から毎月第2土曜日の午後、生きいきプラザの会議室を会場に相談員の皆様が2名ずつ交代で相談に応じてもらっています。合併2年が経過しようとしておりますが、現在までに男性が42名、女性が10名結婚相談に訪れ、結婚希望者登録カードに登録をされました。この登録者数が多いか少ないかの判断にはやや見解の相違があるかと思いますが、カードを登録せず直接お見合いを進めるケースもあり実際の数が多いものと思われまます。

さらに、年2回実施されておりますパーティーは旧4町の時代から職員も参加し出会いの機会を求めていることから、今後も機会あるごとに参加するよう要請してまいります。

いずれにいたしましても、現代の若者の価値観の変化や生活様式の違いなど、さらに晩婚化等の問題を検討し、ふれあいパーティーの開催内容や結婚相談の対処の仕方に工夫をこらすよう、努めてまいります。

続きまして2点目の新たなる合併について、結婚の申込みがあったということで、その件についてお答えをいたします。地方推進分権法の合併特例法が、17年3月31日で終わりました。

た。合併新法というのができて、それに基づいて県がいろいろ新しい合併について進めております。それは、静岡県市町村合併推進審議会というのを、審議委員を選定してつくって、それに基づいて、県が次の合併を推進しようということで、新聞等でお読みになったと思いますけれども、合併を推進する市、町の組み合わせということで、細かい点はちょっと省かせていただきますけれども、1番目に南伊豆地区、いわゆる下田市と賀茂郡ですね、1市5町の合併、それから静庵地区ということで、静岡市と由比町の合併を進めるべきであるという答申がなされました。それで県は動き始めております。そのほかに、富士地区、志太地区も進めようとしております。

これを受けて、あるところから私のところへ打診がありました。と言うのは、賀茂郡のある町と再合併をしないかと。私ども2年前にやったので、もう1回合併する気持ちがあるかということを知られました。しかし、私は「伊豆市においては4町が合併して、ようやく2年が経とうとしているところで、今は、次の合併というのはまだ考えていません」と答えました。

しかし、その後よく考えてみると、今後は県及び近隣の市町の動向を、またさらに伊豆市民の考えを十分お聞きして方向を決める必要があると、そんなふう考えております。

続きまして、3点目の市有財産の固定資産から流動資産へのご質問ですが、未利用地の中でも不要物件ということで、各支所で調査をしていただきまして、リストアップしてあります。また、市有地、伊豆市の土地ですね、で個人住宅敷地に貸し付けているものも相当あります。これらは、居住権なども絡みますので、その実情を調査し、一度整理したいと考えています。

また、公開につきましては、その後、精査した上で実施を検討したいと思います。斡旋等につきましては、皆様方のご協力などをお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） それでは、一つずつ再質問に移らせていただきます。

まず、結婚相談の会についてでございますが、先ほど、質問で市役所の職員の協力云々と申し上げましたが、私は、二つあると思います。

一つ目は、独身の職員の方には差し支えない方は、登録をぜひ進んでお願いすることを勧めたいということであります。

二つ目は、庁舎には市民の皆様がいろいろ各部署において職員の皆様との接点が非常にあると思います。

その中でやっぱり市民の家庭の中をよく知っているのは市役所の皆さんだと思っております。そういうなかで情報を集めていただき、「ぜひ協力してください」ぐらいの一言は言った方がいいんじゃないかなと、私は思っているわけであります。個人情報の問題もありますが、本人が納得した上であれば問題はないはずであります。カードの増加をぜひ図っていた

だきたい。

縦割り行政の弊害でこれは私の仕事ではないとかいうことがよく言われますが、ぜひ伊豆市全体、伊豆市市民も一緒になって、この危機を乗り越え、適齢期の女性、男性が伊豆市からゼロになるようなことを目標にしまして、みんなでがんばっていきこうじゃないかというようなことを、私は考えております。

市長のお考えをお聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） 職員の加入はまずそれとなく勧めておりますけれども、なかなか今の若い人の価値観といいますか、個人の感性といいますか、強制的に勧めると反発するというようなことがありまして、これから、議員おっしゃるように勧めて、結婚して子供さんを産んでもらうようお願いしたいなと思います。

それから情報ですが、まさにおっしゃるように結婚もいろんな情報、いろんな人と触れ合ってみないと結婚に今いかないわけですね。そういう情報もできるだけ個人情報の問題もご指摘のようになります。納得していただいて入ってもらいたいと思います。

私の近くにも居ますけども、なかなか昔のように親が言っても結婚しないという風潮でもって、親が言えば言うほど反発するというようなことで、どうい話をしたらそういう方向になるのか勉強しながらやっていきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） ごもっともなお話でございますが、実は私は相談員の方に依頼されてその方のサポーターみたいなことをして応援しております。現在13人ほどリストアップして順次時々訪問しては面談しております。半月ほど前、女性がようやくカードを提出して下さることになり、相談員に報告したばかりでございます。

個人の生活が非常に大事にされる現在の環境におきまして、先ほど市長が言われましたように、親父も子供に対して気を使ってなかなか言えないというようなやっぱりお宅でした。非常に慎重に対応しなければと感じたところであります。そういうわけで、ご両親も非常に子どもさんにはナーバスに接している節があったわけです。

しかし、カードができたよと本人に面談してお父さんお母さんに言いましたところ、ご両親は嫁に行く気があるんだと言って非常に涙を流さんばかりに喜ばれたのも事実であります。

しかし、この件も結婚まで行かなければ何もならないわけで、それには30、40枚の男性のカードとカードだけではないよと先ほど市長が言われましたが100枚、200枚、300枚。職員一人やっていたら500枚になるわけです。そういうことになれば確率も高くなると言うことが予想されます。

答弁は結構ですので、来月は登録者数が3倍増ぐらいになるようなことを期待しまして次の質問に入ります。

合併についての再質問をいたします。伊豆市に隣接する自治体としては沼津市、伊豆の国

市、伊東市、東伊豆町、河津町、西伊豆町があります。人口を一気に増加させるには合併という意見が出てもおかしくないと考えます。なぜならば、国の交付金の計算方法の基本は人口ですね。人口密度は全然言っていない。

また合併して2年になろうという伊豆市は今、ぶらさがった飴を一生懸命なめながら新しい伊豆市を作っているわけであります。飴なんか舐めさせてもらってないよというご意見もあるようですが、大量に私は舐めていると思います。合併を選択しなかった市町村の財政状況は今は大変なようですね。平成18年度予算の当初は大きな数字で私は組めたと思っております。そういうことで飴を舐めているということが証明されているのではないかと私は思っております。

私どもの市では合併した後の構造改革が全然進んでないのに、平成18年度予算が大きな数字で組めたということで証明されています。合併後の処理をこんなのにんびりやっていると、再来年の19年度予算では早くもパンクするのではないかなということになりかねません。こののんびりムードを続けていくには新しい合併を計画し、もっと大きな飴を手に入れようではありませんか。これは多少皮肉をもって言っております。

私は本来「伊豆半島は一つ」の論者であります。しかもスピードアップすればするほど効果が早く出てくると思っております。ぜひお嫁さんとお見合いの準備を進めましょう。

市長どう思いますか。所見を伺います。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） のんびりムードに対するご批判は真摯に受け止めたいと思います。伊豆地域の合併の最終的な姿はどうあるべきかということにもかかるわけですが、やはり広域合併と言うのは、この次はあるのかなと思っております。いつごろどういう格好であるのかというのはわかりませんが、まああるだろうと。伊豆が一つか二つくらいになるのかなと、そんなふうには感じております。

今回のお話はある町ですから、それだけとはちょっとというお答えをさせていただきました。ですから議員おっしゃるようにもっと広域で、例えば伊豆市と間違いやすい市がありますけど、そういうところか、東の方とか、あるいは南の方とかですね、そういうところが一緒になって一対一ではなくて、今回の話は吸収合併みたいな話だったんですけども、やっぱり広域合併するならば、もう一回市民の皆さんのご意見を聞いて検討すべきだというふうに思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 先ほど市長も賀茂郡を云々という話がありましたが、今県では下田市を中心とした賀茂郡の合併を強力に推し進めようとしておりますが、そういう中で賀茂郡の人たちにお嫁に来いというのも何か県に睨まれるかなと思ったり、市長は困るかなと思ったり、いろいろ私も考えるわけですが、新聞報道等によりますといろいろ大変な温度差があ

り、この合併は容易ではないなというふうに感じている私は一人でございます。

いずれにしましても、これから当市の市民にとって将来利益になるよう攻撃的な合併をそろそろ仕掛けようではありませんか。立場上答弁に困るでしょうから、答弁は結構です。これにて合併の質問は終わります。

次に市有財産の件です。固定資産を流動資産に変えることがどうして人口問題に結びつくのかと思われるでしょうが、私は次のように考えるものであります。

例えば、修善寺東小を修善寺南小と一緒にし、東小の跡地を個人住宅地として分譲する。あるいは企業を誘致する。ネックとしてあまり安く分譲しますと地元の不動産屋さんの民業を圧迫するかなということも少しは思うわけですが、実は1週間ほど前、知人の企業経営者より伊豆市の方より若い人を10人ほど労働者として採用したいから探してくれと依頼されました。内容を詳しく聞いてみると、工場が手狭になったので拡張するのだということではありませんか。私はチャンス到来と思い、すぐに飛んで行きました。社員ではなく工場を持ってきてくれと依頼しました。しかし、面積を聞いてみましたら5,000坪ということなんです。私ははたと困ってしまいました。手持ちがないからであります。何時できるということがないからであります。

社長さんに聞きますところ、沼津市、裾野市、長泉町は日参しているよと。いろいろな条件をもって、市の幹部が日参しているよということでした。また、全国的にみても、資料が段ボール箱一杯ぐらいあるんだよということでした。

また昨日新聞を見ていましたら、関東自動車の社員が横須賀支社より1,800人ぐらい東部のほうへ来るといような関東自動車民族の大移動が新聞で報道されております。こういうことにも乗り遅れないように先手必勝で行かないと、どんどん関東自動車の周りの市にやられてしまいます。

社宅は工場の周りでしょうが、所得が6、7百万ぐらいの人が伊豆市にでも住みたいなという人が出てくるのではないのかと。アプローチをすればですが、ぜひ市からもそういうことを考えていただかなければならない時代じゃないかなと私は考えます。このようなまちに対応するためにも塩漬け土地、不要土地をリストアップし、市民の協力を求める必要があると思ったからです。

市長の所見を伺いたい。

また、先ほどの企業には、市の幹部の人にぜひ来てもらうからというような話もしてありますので、どんな条件をぶら下げて行けるのか、他の市に負けない条件を持っていかないとおそらく私は来ないと思います。そこらの調査も必要だと思いますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

市長の所見を伺いたい。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員から大変ありがたいお話、ご提案をいただきました。ぜひど

んな条件がよく戦略、作戦を練って一度お会いしたいと思います。

また、その私有財産の流動化ということにつきましても、この物件とすぐにぴったりするかどうかわかりませんが、その都度やはり柔軟に対応すべきだと考えております。ぜひこの話は前向きに進めたいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 平成18年度予算が今議会で可決されようとしておりますが、市の幹部の皆様が議論して組まれたものですから心配はしておりませんが、私は民間で経理を担当したことがありますので、実は資金ショートしないか非常に心配でございます。

市の財布も私もサラリーマンの財布も、考え方は基本的には同じではないかと私は考えております。収入以下の生活をし、残った分を予測しがたい支出があった場合のために積み立てておくということであります。

平成18年度予算を見ても1ヶ月分の経常経費は民間と官公庁では違いますでしょうが、民間ですと6ヶ月分位の資金を手元に置いておかないと、どうも気持ちが悪いというようなことがあるわけです。市の会計課長さんは、何か気持ちが悪いのではないかなと思うからであります。課長さんの頭を悩ませないためにも、流動資産の残高をもっと多くする必要があったからであります。

もっとも市役所は約束手形やそういうものがないから、これだけあればいいのかなと思ったりするわけなんです。市有財産の固定資産から流動資産へは自治体あるいは国の流れです。損失を少なくしながら少しずつ流動資産へ移したらいかがかと思うわけであります。

市長の所見を伺いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（遠藤正寿君） ただいまの質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 市の財政といわゆるサラリーマンの家計との考え方は同じだということには全くそう思います。多少その単位が違うだけで、昔学校で習った時は行政では出を図って入るをせずということを知りましたが、まさに入るを図って出をせずだろうと思いません。

これは一般家庭でも行政でも同じだろうと思います。そういう考えで私は財政運営を資する考えでおります。また今後そういう考えで進めたいと思っています。流動化については、どこをどうと具体的なことは申し上げられませんが、先ほど申し上げましたようによく精査して対応できるようにしたいと思っています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで酒井議員の質問を終了いたします。

これより11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。引き続き一般質問を行います。

内田勝行君

議長（遠藤正寿君） 次に4番、内田議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。通告に従い質問をさせていただきます。答弁を求めるもの、市長。

結婚相談の会について。伊豆は住むところではなく遊びに行くところとよく耳にします。確かに大動脈から離れ、地理的にも地形的にも恵まれているとはいえません。今後、企業の縮小や撤退が懸念されます。すでに伊豆市も人口減少へ移行しております。とりわけ若者の流失やお嫁さん不足など問題が表面化しつつあります。

今、伊豆市では総合計画の中に将来の目標人口が示されました。これからこの目標に向かってあらゆる手だてを講ずる必要があります。特に、結婚相談の会がより一層使命を強く自覚しお嫁さんの更なる獲得に向け指導的役割を果たしていただきたい。今まさに結婚相談の会の存在価値を示すときが来たところのように思います。

そこで再度質問をいたします。

- 1、結婚相談の会の現状をどのように認識しまたどう評価しているか。
- 2、3月末日に相談員の任期が来るが、この機会に会のあり方や組織の見直しをする考えはないか。
- 3、予算が減少の一途であるが適切か。

今回の質問は、成果や実績に対する批判あるいは苦言を呈するつもりはありません。市長には、ぜひ前向きな答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの内田議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員の結婚相談の会についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の結婚相談の会の現状をどのように認識し、また、どう評価しているかとのご質問ですが、少子化の問題が社会的にもいろいろ取りざたされる中、農山村の嫁不足も深刻な問題であり、結婚適齢期を逸した男女の年齢構成も高年齢化してきております。

結婚相談の会は、このような状況を少しでも解決するため、相談員の方々が日夜努力され、一人でも多くの成婚を目指して活動されております。その奉仕の精神には頭が下がる思いで感謝をしております。

また、2点目のご質問でございますが、相談員の任期についてです。本年度をもって、伊豆市発足当初の相談員の皆様方は全員2年の任期満了となります。現在、相談員の皆様の推薦によりまして、新たな相談員となっていただく方、また、継続して活動をされる方の名簿が提出されておりますが、伊豆市3年目を迎える平成18年度から、現行の組織を見直すことは少しまだ時期尚早かなと思っております。しばらくの間、現状の組織形態の中で運営の継続を予定しており、また委員さんのご意見等も伺って方向づけをしたいと思っております。

3点目の予算減少についてでございますが、平成18年度予算説明でも申し上げましたが、逼迫する財政状況の中、各種団体や補助金の見直しをした結果であります。特に、平成16年度から17年度にかけて、その減少幅が著しく大きくなっておりますが、平成16年度には、合併当初の持ち寄り予算であったため、その額が膨らんでおります。実質では平成17年度から18年度にかけての15パーセント減額が妥当かなという数字になっております。

伊豆市では、次世代育成支援行動計画に基づき事業を実施してまいりますが、少子化の背景にある、個人の生活様式や価値観の変化、晩婚化等をクリアし、安心して子育てのできる環境整備に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4番（内田勝行君） 今の答弁は想定内だったわけです。少し質問はしにくいものですから、少し提案と言う形で話をさせていただきます。

この伊豆市の結婚相談の会は今年で3年目を迎えるわけですが、その前身である結婚相談所。この開設は昭和61年であります。当時嫁のいない家庭にとりましては待ちに待った出来事であり、これでうちにも嫁が来ると大いに期待を膨らませこぞって申し込みをいたしました。そういうふう聞いております。当時の切実な家庭の思いが心情がうかがえるわけあります。

当時の相談員の方々は大変やる気に満ちており、実績を強く意識して行動しておりました。それがいつしかパーティーの開催、これが主役になりました。それまでの活動は徐々に影を潜め人集めが主な仕事になり、それが今日まで続いてきておる。こういうふうに分析を私はしております。

一方パーティーに幾度も足を運んだにもかかわらず幸運をつかめなかった男性の中には、このパーティーの運営そのものに不満を漏らしております。確かにパーティーのメニューによってはパーティーの雰囲気あるいは盛り上がり、これも違ってくることも事実であります。今後は参加者の意見を聞くのも良いのではなかろうかとそんなふうに思います。

先ほど市長から説明がありましたように、4月から新しい相談員さんが入れ代わり、約半数の方が入れ代わると聞いております。ぜひ若返りになることを期待しておりますが、既にこの活動も21年を、通算ですが、数えているわけあります。

この辺で過去の取り組みそういうものにあまりとらわれないで多様なやり方、手法を模索

して試してみてもはどうだろうか、そんなふうに思います。ただし、予算の範囲という条件がついておりますので、その辺の問題もクリアしなければいけないとは思います。そこで市民の知恵を借り、またアイデアを募るという方法も良い方法だと、こんなように思います。

昨年の4月に市長を通じまして、結婚相談の会への議員会員を古見議員と連名で申し込みをいたしました。ところが丁重に断られた経緯があります。相談員の皆さんと同じ熱い思いであったわけですが、私どもの気持ちが届かなかったことは大変残念でありました。しかしながら、今でもその気持ちは何ら変わってはおりません。どのような形であれ、もし受け入れていただけるなら喜んで協力をさせていただきたい。

4月に市長から相談員さんの方に委嘱書を渡す場面があるかと思いますが、私どもの気持ちを伝えていただければ大変ありがたい。また、できれば柔軟に対応してくれるよう説得をしていただきたい。重ねてお願いをします。この点いかがでしょう。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） いくつかご提案をいただいているわけでございます。昭和61年からこういう活動をやられている結婚相談のメンバーのご努力には敬意を表する次第でございます。通算21年ということですから、最初に結婚された方はお子さんが生まれていれば成人を迎えられているわけでございます。その間20年というふうに時代の流れていろいろ変遷があったように今お話がありましたが、やはり意識の変化というのは当然時代とともにあるかと思えます。あの当時から比べて若者たちの意識も少しずつ変わっているように思えます。

いずれにいたしましても結婚というのはご縁だということで、その参加した男性の方から不満があったということですが、どんな不満がよく分かりませんが、そういうものが少しでも全部解消できるかわかりませんが、いいご縁ができればいいなど、それを願っているわけでございます。

それから2番目に、議員大変良いご発言をされております。したがって、過去にこだわらないで変えたやり方をやったらどうかというようなご意味のご発言がございました。私も昨日と同じようなことをやるなよとよく言うんです。去年と同じ、前年と同じ、昨日と同じことじゃ進歩がないよということを言って、改良、改善するところは変えていくことが必要だと思えます。ただ私の言っている変えるというのは、今までやっていたことを全部とっぴらって新しくやれではなくて、今までやっていたとこの良いとこ、残すべきところと変えるべきところをよく精査して少しずつ変えていくことが改良、改善だと思っています。いきなりモデルチェンジすることはやや危険だと思っています。危険な場合があると。すべてが危険ではないでしょうけれど、危険な場合があるというふうに私自身の個人的な考えです。

そういうことで少しずつ時代にあった変え方をご討議いただきたいと思えますし、その中で予算が厳しいということですが、予算の使い方も研究していただけたらと思えます。

参加者のご意見、アンケート等も取っているようでございますので、その辺の分析もお願

いしたいと思います。それから、議員さんからこの会へ参加したいという申し出があったんだけど、なにか断られたと。その事実は私は知りませんが、大変申し訳ないと思いますが、どういことでお断りになったのかよくわかりませんが、現在想像する中では議員さんの活動と結婚相談の委員さんになることについてやや慎重な態度をとったのかなとそんなふうに想像をしております。その辺がクリアできればよろしいんじゃないかと、そんなふうに思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 内田議員。

4番（内田勝行君） 最後の質問をいたします。

この予算についてであります。財政が大変厳しいということで応分の減額であると理解はしております。ただ、ずいぶん減りが著しいものですから、事務局も相当工夫をしておりますという話でありました。

パーティーも年2回で、今まで計4回のパーティーが実施されてきているわけですが、18年度も2回予定しています。85万円という予算は大変厳しいわけですが、とにかくこれでも切り切るといふふうに話をしております。今、現行の参加費男性が3,000円、女性が1,000円。この女性の分を2,000円に上げて、これで対応したいといふふうな考えであるようです。それで過去の4回の決算書を見ますと、会場使用料これと食事代の合算合計が支出の約9割を占めております。大変会場の使用料が高いわけですね。ですから、できれば民間に適当な場所がなければ市の施設を利用するとかそういうことも可能ではないのかなと私は思うんですが。

また、移動にも市のバスを使うとか工夫がまだできるんじゃないかなと考えるんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長

市長（大城伸彦君） 予算が減らされたことについて応分の減額だとしてご評価いただきまして誠にありがとうございます。予算については去年と同じという考え方は採っておりません。ただ減らすだけではなくてそういう知恵を出してまた昨年の実績等々を踏まえてですね、そういう新しいやり方で、私は職員にもプラン、ドウ、チェック、アクションというその四つのストーリーを作って、去年こういう計画をしてこういうことをやって、その結果こういう成果が出たよということが、その前の年と比較してやれば予算の増額があってもいいと思います。

絶対額は決められているわけですが、全部が増額というわけにはいきませんが、逆に成果がなければやはり縮まざるを得ないのかなと。そういうやや活動の成果主義といえますか、そういうこともあってもいいんじゃないかなと思います。そんなふうに考えています。

それから会場の使用料と食事代で90%かかると。そうですねなかなか大変だと思います。ご提案のように市有施設で他の団体とのダブリといえますか取り合いがなければ大いに使っていただいてよろしいんじゃないかと思えます。ある施設をそのまま使わないで置いたって

ご存知のように減価償却はかかるわけですから、やはりある施設を有効に使うということにはぜひお願いしたいと。バスについては先般全協でご説明しましたように、やや老朽化していますので台数が減りますけれども、その中で使える時間帯とかですね、そういうことがあったら大いに使っていただくことがよしいんじゃないかということでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで内田議員の質問を終了いたします。

大 川 孝 君

議長（遠藤正寿君） 次に21番、大川議員。

21番（大川 孝君） 私は議長に通告いたしました3つのことにつきましての一般質問に対し市長に答弁を求めるものであります。

まず一つ目でございます。市職員による自衛消防の創設ということでございます。併せまして充実されるべき田方消防署も合理化という再編でございました。また伊豆市消防団も再編成されましたが、団員の皆さん方は日夜勤務に精励され活躍されていることは言うまでもございません。

そこでもう一つ、やはりこれからの安心と安全に暮らせるまちづくりの中におきましては、やはり新しい消防団の創設も必要であろうかと感じましたので、ここに掲げさせていただきました。市内で一番多くの組織を持って働いている場所をご存じのように市役所でございます。

そうした中、この市役所の皆さん方には市民の方々が大きく行政サービスを望んでおります。その行政サービスに応えるためにもまた、この有事の火災や災害に対しては主に昼間等の発生には真っ先に急行できるわけでございます。そういう意味で安心して暮らせるためにも自衛消防隊を率先して創設すべく市長の見解を伺うものでございます。

二つ目としましては水泳教室でございます。この3月まで直営でやってきたわけですが、4月から指定管理者制度によりまして、行政の方もいくつかの会社と入札をした中で新しい会社に委託されてきたわけですが、利用者から見ますと利用料金が約2倍に今度はなっているということでございます。

そうしますと、せっかくのこの利用者が非常に減ってくるものと心配されるわけでございます。水泳教室は庶民のささやかな体力増進また交流の場にもなっていると思います。そういう意味で従来どおりの利用料金に安くし、また多くの市民ができるようにしていかなければならないと思います。

この水泳教室もウエルネス産業の原点でもあるのではないのでしょうか。こういう健康増進を広めていくことにより予防医学の推進にもなっていくわけでございます。ひいては健康保険制度にも大変貢献できるものでございます。

市長の見解を伺います。

三つ目といたしまして、公僕のマoralについてでございます。昨日も多くの方々から出された問題でございます。既に報道されましたように、職員が勤務時間内に市所有のパソコンで就業時間内に競輪投票サイトしたという不祥事が起きたことは、非常に伊豆市のイメージをマイナスにしまして市民に対し裏切る行為であったことは言うまでもございません。将来の伊豆市にこのようなことでは光明が見出せないと思います。

これからの伊豆市はやはりなんと言いましても人が財産でございます。従来からの考え方では、これからの難局はもちろん乗り越えられないと思います。21世紀の自治体は、自立を目指した設計運営が問われてくるのであります。

合併時に一番必要なことはやはり職員の意識改革ではなかったかと思えます。伊豆市活性化のチャンスでもあったのではないかと思います。

市民の間では、今回の問題に対する処分は余りにも甘すぎるといふ厳しい批判がございます。そうした中、私は、この便利なパソコンや携帯電話など通信機器の画期的技術革新によって時間と空間を超えて公的なものと私的なものの関係が非常に曖昧になってきております。これらはプライバシーの問題も含みまして、非常に監視や指導などといった行為では解決されないことが多いと思います。

まず、襟を正して公僕としてのMoral確立が急務だと思いますが、市長は次のことにつきましての見解を伺うものでございます。

一つ目は、合併時から今日まで全職員に対しましてのMoral教育と申しますか、どのような方法でこの教育をなされてきましたでしょうか。

二つ目としましては、今後この公僕としての自覚ある教育をより一層厳格に自覚させるために、どのような方法で教育をしていくのでしょうか。

三つ目には、いろいろと独自の懲罰委員会というようなものもあるように聞いておりますが、やはりこれも条例改正等をした上で、その委員の中には市民の代表者も入れることによって喚起を促すということが非常に大事ではないかと思うわけでございます。

以上のことにつきましての市長の見解をお伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの大川議員の質問に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

まず市職員による自衛消防の創設についてでございますが、議員ご提案の方法も良いのかなと思えますが、実際に創設とするならば、どんな問題点をクリアしなければならないかと考えますと、まず活動面では、平常時の勤務時間中の8時間の活動に限られてしまうと共に、夜間及び休日にあつては、常設消防と消防団との指揮命令系統をどうするのかということが考えられます。

経費面では、消防車両や器機材の購入、更新、修繕、維持費、職員研修費、被服費、何かあった場合の保険等々、限られた活動の中で、経費だけは通常の消防団と同様の経費が必要

になると思われます。また、災害に対して真っ先に急行を、という事ですが、災害時には、本庁及び支所の職員は、地域防災計画に定められた職員配備体制がございます。いち早く現場へ急行することも必要でございますが、与えられた、それぞれの職務を遂行しなければ、市の防災組織の機能が成り立っていかなくなります。

こうした問題点を考えながら進める必要があるかと思いますが、すぐにはいきませんがよく検討、検証すべき課題であると受け止めております。

2番目の水泳教室でございますが、これは教育委員会の所轄になっておりますので教育長から答えていただきます。

続きまして、3番目の公僕のマoralについてでございますが、ご指摘のように目まぐるしく発展している情報通信機器産業の技術革新には目を見張るものがあります。これに伴い、プライバシーの問題、セキュリティの問題等々大きくクローズアップされてきており、伊豆市においても職員に常日頃、喚起をしているところでございます。

1月に入り、全職員を対象に情報セキュリティ研修会を実施しております。情報システム全般に渡り、セキュリティやMoralの研修を開いたところであります。まさに、職員一人ひとりが自覚を持ってことにあたり、責任ある行動と発言が求められるわけでありまして、社会人としての自覚と責任ができるように、定期的な研修会が必要であると思っております。

現在、市では職員の分限及び懲戒処分審査委員会規程があり、合併当初から施行されております。地方公務員法第28条及び29条に規定する処分に関し、分限や懲戒処分の対象になるべき事由について調査し、その処分について審査するために置くものであります。委員会に、市民参加を求めると、市長からの諮問機関になりますので、規程ではなく新しい条例の制定になります。他の市町の制定状況をも、内部機関のものであることから、大都市の一部を除いて、規程等で審議条項を定めております。このようなことから、現段階においては、現状の規程を適用していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは水泳教室について、教育長。

教育長（室野純司君） それでは私のほうから水泳教室についてお答えをいたします。

ご理解していただいておりますように、18年度から、天城温泉プールそれから中伊豆温泉プールこの二つにつきましては、指定管理者制度の導入で伊豆スイムサポート。こちらの方に指定業者として決定いたしました。4月1日からそちらで実施をしていくということになります。

この管理委託は、水泳教室だけではございませんで、電気料から施設保守点検あるいは限度を超える修繕以外のもの、これをすべて業者に委託するものでございます。利用にかかわる収入も当然これは指定管理者の方に入ることになります。

教育委員会といたしましては、一応プールの入場料これについては一応現行どおりという指定をいたしました。しかし水泳教室の利用料ですけども、これにつきましては現行ですと、

議員さんも利用しているかとも思いますけども一人3,000円。これをいただきまして、それ以外に利用料は別途いただいております。2ヶ月半で10回の教室でございます。応募人員の多少にかかわらず、この教室を一教室開きますと、業者の方にその事業費として6万円の支出をしております。ですから、例えば定員20名で募集いたしますけれども、この20名を超えた場合には、どちらかという市のほうは黒字といいたいまいしょうか、要するに事業実施料金よりも余分な収入がある。ところが20名が欠けた場合には、これは市の方としては赤字ということになります。現在としてはトントンでいっているのかなと。そんなふうに私自身は把握しております。

今回の管理者指定では、利用料金を示しましたが、この水泳教室につきましてはこちらでは指定してございません。ですから今回利用料金を見ますと水泳教室の参加料というのは、週1回、そして月に大体4回です。これで2,000円と聞いています。一教室あたりの料金は上がることとなります。しかし、私ども考えますと利用される方が、例えばご自分たちで教室としてではなく、仲間同士で交流を深めながらその教室で教えていただいたことを参考にしながらのプール利用もあるのかなと、そんなふうに思います。

ただ利用料金については、こちらで指定をしましたが、先ほど業者の方から教育委員会に提案がございました。私どもも一応認めたくてございますけれども、今回は同じプールを利用する場合に回数券制度ですか。そういうものも導入されていますし、例えば一教室当たりを利用するときに、同じ月に二つ利用する場合にはもう一つのほうの利用料金は1,500円の減額とすると、こういう話も聞いているわけでございます。1ヶ月の利用料も、例えば大人が4,000円ですか。月額4,000円で1ヶ月自由に使えると。毎日入っても結構ですと。こういう利用制度もありますし、小学生の方では2,000円で同じように子どもたちは月に何回でも利用できると。そういう利用をしていただければ安く活用してもらえればなどこんなふうに思うわけでございます。

これは指定管理者のほうでこれらの料金設定につきましては、例えばそれによってもし入場者が減るということになると、これはそれだけ業者の赤字が多くなるということでございますので、業者もそこら当たりを考えての料金設定かなというふうに思っております。

いずれにしても指定管理者制度の一つの弱点かなと思いますけども、指定管理者はそれなりの努力をしていると。こういうことでご理解をいただければとそんなふうに思います。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 再質問させていただきます。

市の消防団の職員による自衛消防の創設でございますけれども当然、昼間の就業時間内の消防創設ということになるかと思えます。そうした中、いろいろ災害時の発生にはそれなりの市の方でもそれに対するそうした任務の組織もあるわけでございますが、それ以外にですね、伊豆市の消防団員の方も異業種にお勤めされて、なかなか編成されるのも難しいような状況もございます。でございますので、直ぐに来月からとは言いませんが、こういうこと

も研究していただきまして、そして管理費の経費も相当にかかると言われておりますが、やはり見渡した今の消防団の中で使えるものは使わせていただいて、経費をうんと削減をした中でスタートしていくというようなことが必要だと思えます。

なぜならば、伊豆市はご存知のように先ほど市長から言いました83%が山間部であると。市の面積が非常に広いわけでございます。また、お一人の生活をされて暮らしておる方も多いわけでございます。

伊豆市の消防団の皆さんの中にもやはり若者が団員として入団できないと、しないというような面、あるいは団員にもその地域では定員に満たないという面もあるようでございます。そういう中、行政の皆さん方の中におきまして、編成をしていただきまして創設をし、住民の皆さんの安心と安全の暮らしを守る面でも行政サービスの期待に応えていただきたいということでございますので、もう一度市長にこの考えをお尋ねしたいと思えます。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 市の職員による自衛消防の創設についてでございますが、逆に答えは大川議員がほとんどしてくれたと思うんですけども。あともう一つ、市の職員も消防団員に加入している方がいるんですね。ですからそういう場合、田方消防は公設ですから自動的に動きます。消防団と市の職員の消防団はどうするかということも、やはりよく精査する必要があるかと思えます。

それから災害時ということがいろんな災害が想定されるわけですね。災害本部を設置するような場合には、職員はやはり市の作った災害本部の配備体制に入りますから、その辺とのやり取りもあるかと思えます。

従いまして、私は職員が消防団に入っているんで地元とか近隣に行くときには早くその消防団の指示命令系統に入るべきであろうと考えていますし、一般の方にもそういうことで消防団に入ってもらうことが市の防災体制には大きな力になるだろうなと思っております。

昨日申し上げましたように、なかなか入っていただけないのをどうやったら入っていただけるのかなと職員も含めてですね。職員は大体入っていると思えますけども。そんなふうに考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 市の職員の中にも当然市の消防団に入団されている方もあるわけでございますけれども、一編成と言いましてもそんなに多い人員でやるわけではございませんので、やはり450人内外の組織があるところでございますので、よく研究をしていただきまして、できましたらそうしたものを一つ前進をしていただけるようお願いしたいと思います。

それでは二つ目でございますが、教育長の方からもいろいろと利用料金についてもお話がございましたが、直営のときには今月までですが10回で大体3,000円ということでございます。4月からになりますと委託会社からの今度は募集ということで、大体月に4回で1教室2,000

円、入会金が1,000円ということです。ですから直営を考えますと、大体5,000円くらいでしょうか、なっていくますから利用者としましては若干約2倍近く高くなっていくわけでございます。

そういうことでやはり委託料も、大変だと思いますがいろいろ研究をしていただきまして、またより多くの市民の皆さんが水泳教室でやはり健康増進に来ていただけるような、また経営運営を考えていただきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

それから三つ目の件につきまして、再質問をさせていただきます。まず市長は500名、450名といわれております職員を一同に集めまして、顔を合わせまして目を合わせまして伊豆市としての行政のあり方等につきましてのそういうことの教育と申しますか、訓示をなさったかどうかということの一つお尋ねしたいと思います。

それから500台あるといわれています、この一人1台のパソコンでございます。これもアクセスすれば、ご存じのようにいろいろの取引ができるわけでございます。お買い物からJRの切符、入場券、旅館の予約、全て飛行機の切符から何でも株の取引からできると思います。そうした反面、恐ろしいいわゆる道具にもなっているわけでございます。

そういう意味でこうしたもの一台備え付けるには電気料とか、維持管理費とか相当なものも莫大にかかってきていると思いますので、こうした台数の見直しというものも考えられるかということの一つお尋ねしたいと思います。

それで懲罰委員会につきまして再度質問でございますが、やはり市民を委員に入れていけるような新しい条例改正ですね、こういうものも進めていただきたいと思いますが、再度質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 公僕のモラルについての再質問にお答えいたします。

一同に集めて訓示をしたことがあるかというご質問でございますが、一つの本所と三つの支所に分かれておまして一同に集めてはやっておりませんし、物理的に無理だと思っております。したがって私が各支所に回って訓示等をやっております。この正月にも回って訓示をして参ったところであります。

また今回の反省をして新年度が始まります。そういうときには、本所はもちろん支所を回って訓示をしたいとそんなふうに考えております。

それからパソコンの台数を見直す、電気料等あって見直す考えはあるかというのは減らせという意味でしょうか。なかなかやっぱりこういう便利なものというのは皆さん使いたがりますし、なかなか減らすというのは難しいかな、減らす場合にはどういう基準で減らしていくかなど。そのためにサービスがどういう影響があるのかなという検証をしていく必要があるかと思えます。

昨日も申し上げましたように、私は合併でやや広いこの伊豆市の情報を共有するためにIT、このネットワークの推進だとかパソコンの推進をした経緯があります。そういう道具を

与えたためにこういう事件を起こしてしまったということは私にもやはりイージーに道具を与えた責任があるのかなと反省しているわけですが、やはり正しく使っていただくということを組織を通じて再徹底したいとそんなふうに思っています。

それから、市民を入れた懲罰委員会をとというご意見ですが、少し時間をいただいてよく検討する必要があるのかなと思います。確かにこういう問題を再発しないためにどうしたらいいかということですが、市民を入れた懲罰委員会をつくれればこういう問題がなくなるかとうかなということがありますし、いずれにしてもモラルを高めて見識を高めて襟を正した職員をどうやってつくるかということだろうと思います。そういう意味ではいろんな政策をとっていきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 大川議員。

21番（大川 孝君） 職員を一同に集めて訓辞をするということはこの事件があったからということではなく、やはり集めて訓辞をするということは決して不可能ではないと私自身は思うんですね。もちろん就業前の7時にどここのグラウンドに集合しなさい。あるいは、どここの駐車場に集合しなさい。やはり市長さんと職員の方が向き合って、市長自身のそうした施政方針というものです。よく協力をしてそうしてまた職員の方々もそれに応じて自覚を持っていただくということも必要だと思います。

また、やっているとは思いますが各部課におきましては部長さん、課長さんなりがやはり職場の職員を集めて今日一日しっかりやろうというようなご挨拶というものも、それはやっていると思いますが、そうしたことも一同に集めるということも決して私は不可能ではないと思ひまして、またそうすることの方がより一層職員に対しても効果があるのではないかと、思うから意見を述べたわけですが。

ぜひこの懲罰委員会等におきましての関係もいろいろとご研究をされ、また検討して前向きに進めていただきたいと思います。

公務員というものは市民に対し範を示して、そしてすることによる職業でもあるわけですが、でございますので、こうした起きるといことが今後ありますと、それだけ非常に厳罰なやはり職務処分をしていかなければならないということで、今回の場合も市民の方々の憤りは大変なものがあるということの一つご理解をしていただきたいと思います。

それで昨日市長はこの件につきまして、サイトで賭け事をしたかどうかはまだわからないということがございまして、今後調査していくというようなお話もありましたのでその一点を聞きまして私の一般質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 昨日、ゲームとかその他のサイトへのアクセスしたのを調査し公表するかというご質問に関する再質問だと思いますが調査は進めます。公表するかどうかはその結果によってにさせていただきますと思います。

議長（遠藤正寿君） これで大川議員の質問を終了いたします。

これで休憩に入ります。それでは13時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 0時03分
再開 午後 1時15分

議長（遠藤正寿君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。午前中に引き続き一般質問を行います。

古見梅子君

議長（遠藤正寿君） 次に11番、古見議員。

11番（古見梅子君） 11番、古見です。私は、2点について質問させていただきます。

1点目は教育長、市長にお尋ねいたします。1点目、少子化による小学校の統廃合と幼稚園、保育園の統合問題について。昨年の9月議会では教育長の答弁に、「地区の人々は学校がその地域の文化の拠点であるという意識が強い。児童・生徒が減ったからといって簡単に統廃合というわけにはいかない」という教育長の答弁がございました。

平成16年度の出生数は伊豆市全体で208名であるということを伺い、大変驚いたわけでございます。人口減少社会に日本は1年早く突入したという記事が載っておりましたが、この208名がどういうふうになっているのか、教育委員会にお尋ねしました。そうしましたら、小学校通学区域別出生人数を教えてくださいました。それによりますと、修善寺地区に4校小学校がございしますが、4つの学校のこれからこのまま行きますと、小学校入学する子供たちは122名。これは前年度の18人増でありました。土肥地区においては2校あって21人。これは前年度より1人減で、天城湯ヶ島地区は3校あります。合わせて23人。これは27人の減であります。中伊豆地区においては3校あって、42人、これは20人の減ということであります。合計208名であり、前年度、平成15年度の子供たちは238名ということですので、1年で30人の減になっているということでありまして、本年度平成17年については、この4月1日にならないと数字が出ないということでありまして。

この平成16年度に生まれた子供たちが平成23年度に小学校に入学するときは、10名以下が4校出るということです。そのうち5人以下が3校、2人が1校、3人が1校、4人が1校。入学式は2人、3人、4人という学校が出てくるという、非常に少子化が進んでいるという現状である。

子供には共に育つ環境が必要であると思います。子供の健全な成長を第一義に考えた政策を求めます。少子化の現状を目の当たりにして、統廃合が検討されても早過ぎることはない、重要政策だと思います。

小学校の統廃合について、教育長の所見を伺います。

また、市内にある幼稚園6園のうち、園児数を合わせましたら255名でありました。このす

すべての幼稚園で定員割れである。現在、24名の園が2つあるということであります。合わせて幼稚園と保育園との統合についても積極的に検討する必要があると思いますが、所見を伺います。

二つ目であります。職員のまちづくり研修視察についてであります。若い職員ということで、20代、30代の職員の不祥事は大変残念でありました。しかし、過去にとらわれているということは進歩できませんので、しっかり過去を反省し、一部の人のために他の若い職員まで大変萎縮しているのではないかと思います。今後、どうこの伊豆市を発展させていくか、若い職員に期待したいと思ひまして、質問させていただきます。

若い職員を対象に、まちづくり活性化のために全国のまちづくりに取り組んでいる事例を見る視察研修に派遣してはどうか、伺います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの古見議員の質問に対して、まず先に、それでは教育長。

教育長（室野純司君） それでは、少子化による学校の統廃合について、私の方からお答えを申し上げます。

議員が一番最初に述べております、地区の人々は、学校がその地域の文化の拠点であるという意識が強い、あるいは児童・生徒が減ったからと言って簡単には統廃合というわけにはいかない、こういう考えには、私、変わっておりませんけれども、学校の統廃合については、もう、議員がおっしゃるように、こう人数が減ってまいりますと、避けては通れない問題かなというふうに考えております。

議員のおっしゃるように、子供たちの出生数は年々減少しております。今の小学校2年生までは328人というふうに300人台を維持しておりますけれど、これは平成10年度生まれですね。ここから下はすべて200人台と、こういうふうになっております。おっしゃるように今の1歳児、これは208名。本年度生まれた子供たちも12月の段階では197名というふうに、これは1月から3月までありますから1歳児並みの人数はできるのかなというふうに思いますけれども、減っていることは事実でございます。

そのなかで、入学生が一桁になるのは、私も調べてみましたところ、土肥南小、これが今のちょうど幼稚園の年長、これが来年1年に入るわけですが、そこから下を見ますと、13人、12人、6人、7人、9人、4人と。だから今のちょうど幼稚園の年長の子供たちが6年生になったときの学校の児童数が51名というふうになります。同じように大東小学校が9、8、9、10、7、3、これは46名。それから月ヶ瀬小が9、14、8、9、14、2と、合計56、こんなふうな数になります。なお、年度的には八岳小学校、あるいは湯ヶ島小学校においても一桁の学級ができてくる、こういう状況でございます。

子供たちのことを考えますと、何人以上、あるいは何人ぐらいが適正規模かということは私も基準がありませんので、この人数だということは言えませんが、端的に言いますと、天城地区、あるいは中伊豆地区、土肥地区、この地区においては1校であっても決して

多くはない人数だというふうには認識しております。

いずれにしても、早急に考えなければいけない問題ということで、教育委員会としては、来年度、土肥南地区、それから大東地区、そして月ヶ瀬地区、この3地区において、学校の統廃合を視野に入れまして、最初は子供たちの保護者を対象にした地区の懇談会を開催したい。そしてその後、地区の住民の皆さんを含めた懇談会を、まずそこから始めていきたいなと。そして地区の皆さんが学校の統廃合について一体どんなふうを考えているのか、子供たちの将来を見据えて、どういう思いがあるのか、そういう意見を聞きながら学校の統廃合について進めていきたい。まずこれを皮切りにやっていきたいというふう考えております。そこからどういう意見が出ますか、なかには猛反対も出てくるかも知れませんが、あるいは場合によっては、学校の跡地の問題をどうするのかという意見も出てくるかも知れませんが、それらについてはともかく意見を聞く会という形で始めたいと、そんなふう考えています。

ほかの、例えば土肥小学校区、あるいは八岳小学校区、ここらあたりについてはどうするかというご質問もあるかと思えますけれど、とりあえずはその3校から始めていきたいというふう考えています。

なお、幼稚園と保育園の統廃合につきましては、これは私も小学校の方を先にやりたいものですから、幼稚園の方はまだ、特に保育園との統合については、これはまた他の課とも相談しなければならぬ問題もございますし、これは早急にとするのはなかなか難しいかと思えますけれど、ただ、できたら土肥ふじみ幼稚園については、これは土肥南小の学区とまたがりますので、ここあたりと一緒に保育園の保護者の方々の意見も聞いていきたい。そんなふう考えています。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長の方から第1回目の答弁を願います。

市長（大城伸彦君） 古見議員の、職員のまちづくり研修視察についてお答えいたします。

合併して広域となった伊豆市を、活力ある魅力的な市としていくためには、地域の住民の皆様が主体となったまちづくりが重要と考えております。そのためには、市職員は地域づくり・まちづくりの研修や体験等で、その知識を十分に取得し、各地域で考え、進めようとしている活動を理解し、支援できることが必要であると思えます。

その一つとして、議員ご指摘の視察研修は有効な手段と考えられます。伊豆市職員研修計画に取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 古見議員。

11番（古見梅子君） 合併に対する意見を聞く会ということが来年度から始まるということでございます。昨年の9月に伊豆市教育振興審議会条例が多数で可決されました。12月には第一次伊豆市総合計画によりますと、統廃合や総合施設の調査・研究をするということが

多数で可決されております。

ぜひ、審議会も立ち上げも同時にして、合併はすぐできることではないと思うんですね。やはり意見を聞きながら住民合意を得ていくと。その過程が非常に時間を要すると思います。同時に審議会の立ち上げをしながら、住民に情報公開をして、このように人口減少が進んでいるということがわかりますと、理解も得られるのではないかと考えます。

それから、ふじみ幼稚園のことを合併と同時に考えていくということではありますが、昨日の一般質問にありました幼保一元化法案というのが7日の閣議で決定されたということで、10月1日から新施設スタートの方針ということが国から打ち出されております。ですので、これからは保育園は親が共働きでなくても利用できるし、幼稚園の預かり時間が4時間から8時間に拡大されるということは、非常に幼保一体で子育て支援をするという国の政策が打ち出されております。

10月から施行ということですので、伊豆市においても学童保育は健康福祉部、幼稚園は教育委員会、何か縦割りで、非常に利用者の子供や親にとって、不都合があるように思います。例えば、ただいま学童保育で熊っこクラブというのがありますが、福祉文教で視察をいたしました時に、1回目の視察の時には大変狭くて、大変多くの子供たちが利用している。ところが学校の方には空き教室がある。しかし、縦割りということでしょうか。教室は使えないと。そこによって2回目に行きましたときは増設されておりました。増設されておりましたけれど、やはり狭いために子供たちは天気のいい時は外で遊ぶ。外で遊ぶんだけれども、学校の校庭の方は教育委員会の管轄であると。非常にそこら辺も利用時間に制限があるんじゃないかということで、教育委員会が学童保育の方を管轄できないものか、と思っております。

他の自治体を見ましても、保育園も教育委員会の管轄であるということがたくさんあります。近くでは先日の函南の私立保育園の統合で今、マーガレット保育園というのが建設中だということで、それについて、1年遅れたために耐震工事ができない。耐震工事が無い学校に子供を預けることで大変揉めたという記事が載っておりました。その回答をしているのは保育園であるにもかかわらず教育委員会が担当しているということが、すぐ近くの函南町であります。

伊豆の国市はどうなっているか聞きましたら、やはり教育委員会だったんですね。伊豆市でどうして健康福祉部にこういう子供のことにすることがそちらの管轄なのか。一つにしてももらった方が、親にとっても非常に学校教育の面からも、幼稚園や保育園に行く子供たちも、同じ小学校へ行くわけですので、そういう点も少し改革をされたらどうかなということをおもっておりました。

差し当たって、10月からはこういう統合、幼保一体の子育て支援をするということですので、こういうことも検討していただきたいと思います。

いかがでしょうか。熊っこクラブの校庭のこと、それから放課後児童クラブの件、教育委

員会で、管轄するという事は子供にとって都合がいいことだと思うんですが。

これは統合の問題とちょっとはずれましたんですけど、将来、10月から幼保が一体になるということですので、ぜひそういう不便を感じているという意見も聞いておりますので、お伺いしたいと思います。

議長（遠藤正寿君） 教育長。

教育長（室野純司君） まず最初に振興審議会の件ですけれども、このことについては前の議会の中でも、振興審議会の委員を公募しないかというご意見も出ています。私ども、人選を考えてみましたけれども、正直言って、大変難しいんですね。いざ人選をしていこうとすると。結局、利害関係に合わないと言いますか、例えばその地区の人を入れるか入れないかという問題も一つはございますし、あるいは本当に専門的な、例えば大学の先生なんかをそういう中に入れていくべきか、あるいはそうしたときにそういう人材がこの近くにいるのかどうか。日大の先生のなかにも、どうもそれらしいことをやっているような先生も伺っていますので、そんなことなんかも考慮しながらなかなか人選をこの人に、というのができないで現在まで来ているのが状況でございます。

ですから、前回の答弁の中で、振興審議会の中でそういう地域の意見を聞くということをお願いした訳ですけれども、とりあえずはともかく教育委員会主導で、そういう意見を聞く会を始めようと。それについては、できたら議員さん方も是非そういう会へは参加していただいて、地域の住民の声を生で聞いてもらうことも大変大切なことなのかなと、そんなふうに思っています。

それから、保育園と幼稚園の統合問題につきましては、これは今私の方で、では統合するよとかいうことはちょっとできかねます。これあたりも健康福祉部との兼ね合いもございませし、あるいは健康福祉部の方で現在検討をしている保育園の民営化の問題もございませ。それに幼稚園を統合するという事はちょっとどうなのかなと。保育園が独自でもし民営化していくならば、ちょっと幼稚園はそれに統合できるのかどうかという問題も、正直言ってあるというふうに思いますので、ここで一概にこうしようとは言えません。

また、そこについては健康福祉部と協議しながら、いい方向、あるいは木内議員のときにお答えしましたように、新しく認定子ども園というのが今度できますので、これは私、ちょっと総合施設と異なる形かなという感じも正直言ってしていますので、まだ法案そのものを精査していませんので、よくわかりませんけれども、そんな考え方で今後研究課題かなというふうには思っています。

それから、子供たちのことについて、教育委員会で全部おやりなさい、これは市の方針でそういうふうに出れば、これは決して不可能ではないだろうと。ただ、福祉と教育とは全く管轄省庁が違いますので、ここらあたりをうまくやっていけば可能だろうと。確かに伊豆の国市では、課ができています。これは教育委員会の中にこども育成課という課をつくって、そしてそれが要するに子供たちのことについて行う。だからこれに職員を3、4名つけて、

実際運営していますので、そういうふうに入をいただいて教育委員会の中にこども育成課というのを、まったく今と別の課でつくれば、これはかなり可能性はあるだろうと、そんなふうを考えています。

それから熊っこクラブの問題、要するに学校の施設の中にそういう放課後児童クラブのような施設はできないのかという意見につきましては、私はちょっと法的なことはよくわかりませんので、局長の方にそれについては答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 具体的な、熊っこクラブというところが出たわけですが、施設につきましては、そこにお世話をいたします責任者の方で大人の方がいらっしゃいます。その方の管理下のもとにグラウンドでも使ってかまいませんよということになっておりますので、現状でも不都合はなかろうかと存じます。

ただ、子供たちは、チャイムが全市内的に鳴りまして、4時半、4時ですか、帰りましようというようなことになりまして、多くの子供は帰るわけですが、熊っこクラブと言いますか、その学童保育の子供たちだけは学校で遊んでいると。どうしてあの子たちは帰らないのというような、小さな子供さんですと、ちょっと疑問に持つようでございますけれども、そういった関係から、多少使うときの時間に差があるかも知れませんが、基本的には、そういった責任者がいらっしゃる限りは、その責任のもとで是非、やってくださいということにしておりますので、特に支障はなかろうかと思えます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 古見議員。

11番（古見梅子君） 教育費の平成18年度の予算を見ますと、総予算は154億円と、大変高額なんですけれども、教育費の中身を見ますと、教育管理費というのがかなり、その中でも消耗品という、非常に子供たちの必要な消耗品が5万円、10万円ではなくて、減り方の単位が違うんですね。そういうことを考えて、もう予算が本当にぎりぎりのなかでやっているんだということを、そうしますと、やはり行財政改革の面からも、施設の有効活用、統合も人口減少とあわせて考えていかなければならないのではないかと思います。

先ほどの熊っこクラブのことでありますけれども、管理者、責任者がいても、その時間になると使用ができなくなりますということでしたけれど、今お伺いしまして、使っていいということですので、ぜひ子供たちは同じ小学校の子供たちでありますので、ぜひ経費のない今でありますので、校舎の空き教室も増設することなく使えるような形で進められたら一番いいんじゃないかと思えますので、よろしく願いいたします。

次の2点目の職員視察研修のことでありますけれども、20代、30代の若い人たちの研修の場というのをぜひ設けていただきたいわけですが、それは取り入れてまいりたいという市長の答弁にありました。

今回、初日に議案第1号、第2号において、専決処分になりました交通事故の、それから

損害賠償の件、二つも不祥事でありました。非常にタガがゆるんでいるのではないかと、ちょっときつい言い方も知れませんが、こういうことは、人間として過ちはあるわけなんですけれども、重ねてこういうことがあって、またこの不祥事と、大変憂いております。

そこで、先ほどの小学校の統合ということは地域が衰退していくということで非常に心配もあります。小規模校において素晴らしい教育、もう本当に光るものがある教育をしているということも視察で見えてまいりました。しかし、金がない今、やはり行財政改革と職員のやる気というのによって伊豆市が発展できると思いますので、ぜひこの視察というものを取り入れていただきたい。

その中で、議員も1年に1度研修に行かせていただきます。委員会ごとに行かせていただいております。昨年の研修視察の結果報告を伺いますと、どの委員会も大変素晴らしい研修視察であったと思います。そういうのをやはり費用がないときでありますので、福祉文教委員会が行くときには福祉文教の関係の方も一緒に行って、同じ目的を持って研修ができれば、予算のない中でも効率的な研修ができるのではないかと、そういうことも考えますけれど、いかがでしょうか。職員研修と議員研修を一緒にやってはいけないということもないと思うんですね。同じ目的ですから。いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 職員と議員さんとの一緒に研修ということは、いいことだと思います。ただ、あまり馴れ合いにならない方がいいと思います。

研修について、取り入れたいと思いますが、研修をやってきてすぐに効果が出るものと、なかなか効果が出ないものという、研修の結果というのもいろいろあって、それをどう検証していくかということがその次の課題になってくると思います。

研修慣れしてはいけませんけれど、やはり研修して良かった、で終わったのでは研修の元が取れていないと思うんですね。一つでも二つでも取り入れてトライしてみるということが私は必要だと思います。どうも私が見るに、行ってきましたという報告は聞くんですけど、良かったとか何とか言う、どうも方向がプロテクトモードの報告をやや聞きます。むしろ、昨日から間違いのことを言っていますけれど、多少失敗をしても、そういう良いと思ったことをトライしてみるという気構えがないと、やっぱり行財政改革、意識改革はできないんじゃないかと思っております。

そういうことで、大きな失敗があってもいいと思いますが、小さい失敗はそういう成長の過程だというふうに見ただけだとだんだん研修も効果が出てくるんじゃないかと思っております。

ぜひご理解いただきたいと思っております。やりたいと思っております。

議長（遠藤正寿君） 古見議員。

11番（古見梅子君） 私たち議員の研修に行きました結果、本当に良かったことがたくさんありました。それを生かしてもらうのに、口で言うより、やはり職員の方も一緒に行って、

共に同じ勉強をして、それをまた生かしていただきたい。そういう点からもぜひこれは必要だと思いました。その研修のために行く目的地を、目標を持って、インターネットで探すわけです。そこからもう研修が始まっているわけですね。それで現地に行って、大変いい勉強をしてきます。目標以外のものも百聞は一見にしかずと申します。本当に素晴らしい職員が活気ある仕事ぶりも見てまいりました。こういうことは取り入れられるなという制度も入っております。

それを私たちが言うよりも、やはり職員の方も一緒に行って勉強したら、これは本当にいいなということも感じております。それで、研修が終わった後はレポートを出して、お互いに報告会をして、議長に報告を出しているわけです。それが生かされるためにも、ぜひ研修をより充実させてもらいたいと思います。

それから、一昨日、伊豆縦貫道本立野トンネル貫通ができて、また、近い将来平成21年の予定で静岡空港も開港予定だということでもあります。人口減少で非常に地域が衰退している時でありますので、ぜひ交流人口を増やすことによって、産業を活性化して、地域を活性化するというので、もう残された期間は10年もないわけですね。この間に、職員が多い時に、職員を有効活用していただきたい。

観光だけではありません。地域活性化だけではなくて、今、高齢者が非常に地域は多くなっております。地域福祉ということで、社協から委託されて各地域ではいろんなふれあいサロンであるとかやっております。自分たちで計画を立てて、地域の人たちの主導でやっているわけなんですけれど、年間計画を立てるとき、ここで保健師さんに来てもらいたいとか、いろいろあるわけなんです。ところが統合しましたので、今までいた保健師さんがいなくなって、どこか職員にお願いしたい。それは健康に限らず、環境であるとか、行政の報告であるとかということ、職員による研修を地域へ出てきてもらって、地域住民との交流もしてもらって、こういうようなことも、非常に活性化する、住民と職員との交流もありますので、ぜひ若い職員にそういう現地へ行って、次はここへ行くんだという、緊張ある仕事振りをしてもらいたいと思います。

いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） それでは、市長。

市長（大城伸彦君） まったくおっしゃるとおりでございます。研修、百聞は一見にしかず、まず見ることに、そして自分でやってみることに、今度はこの伊豆市へ移転をすること、それが必要だと思います。それが全部が全部、まるになるかどうかわかりませんが、いいと思ったらやってみることが、これからの時代、行政にも、私は必要だと思っています。

それを若いうちにそういう訓練をしておかないと、先ほどいろいろな条例だとか何とか言いますが、条例に縛られちゃって身動きできなくなって、今までやってきたことをやっているという場合もありますので、その辺はなんとか打破するように、議員さんと一緒になって、その研修したあと、いろいろたまにはアルコールも入れて、ブレイクストーミングを

やることも必要だと思えます。発想が柔軟になることも必要だと考えています。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これで古見議員の質問を終了いたします。

堀江昭二君

議長（遠藤正寿君） 次に23番、堀江議員。

23番（堀江昭二君） 私は、通告しております三つの問題について、確認をさせていただきたいと思えます。

まず1番目につきましては、伊豆中央道の無料化、これはただいま工事をしております、2月21日には貫通式が行われました修善寺トンネルが19年度中には供用が開始されるということになっております。それに合わせて、修善寺中央道路の無料化を要望していくべきだと考えておりますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

2番目、これは有害鳥獣の駆除についてですが、16年10月1日から19年3月31日まで、3年間で8,200頭の鹿の駆除が決定をしております。1年目が3,000頭、2年目が2,700頭、それから3年目が2,500頭ということで、計画がされ、実行されているわけですが、その後の計画について、お聞かせをいただきたいと思えます。

3番目は、合併支援道路についてでございます。合併支援の指定が決まってから2年が経つわけですが、日向地区、天城地区、合併支援道路の進捗状況についてお伺いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それではただいまの堀江議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 堀江議員のご質問にお答えいたします。

まず、伊豆中央道の無料化についてでございますが、本立野トンネルを含め、天城北道路の供用開始に合わせて、修善寺道路の無料化について要望すべきとのご意見でございますが、この件につきましては昨年3月議会でも、飯田正志議員からご質問をいただいております。堀江議員も合併支援に関連し、発言されております。

市といたしまして、修善寺道路の無料化が、横瀬や駅前の渋滞解消に効果があると考えており、要望活動を具体的に、またどう進めたらいいか検討する中で、伊豆市幹線道路網整備促進期成同盟会での要望はもちろんですが、現在、伊豆市が加盟する道路整備関係同盟会や、賀茂地区の市町で組織する道路関係同盟会にも働きかけ、それぞれの要望活動において、修善寺道路無料化を謳うことを提案しております。また、田方市町会や賀茂郡市町会にも提案し、様々な機会を通じて要望していただくことも考えております。

続きまして、2点目の有害鳥獣の駆除についてお答えいたします。現在、伊豆地域のニホンジカに関して、静岡県による特定鳥獣保護管理計画が策定されています。この計画は、ニ

ホンジカの個体数を科学的・計画的に保護管理し、二ホンジカによる被害や影響の軽減と、人との共存を目指すものであります。計画書の中で、平成15年現在の推定生息数は1万700頭とされ、平成16年度から平成18年度の3年間で8,100頭余りの捕獲を行い、平成18年度末には、生息数を7,250頭とすることを目標としております。

現段階では、平成18年度までの計画書であります。保護管理の目標として農林業被害があまり大きくなりえない平均密度は、1平方キロメートルあたり1ないし2頭で、この地域の面積に当てはめると1,400頭から2,700頭としております。

今後、静岡県では、これまでの捕獲頭数や、モニタリング調査の結果等を踏まえて、有識者による保護管理検討会を開催し、特定鳥獣保護管理計画の継続が審議される予定とされております。

市では、引き続き関係市町等で組織する伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会を通じて、目標の早期達成を要望してまいります。

続きまして、3点目の合併支援道路につきまして、県の合併支援重点道路整備として、現在、日向地区及び矢熊地区において、いずれも県道修善寺天城湯ヶ島線の改良計画を進めております。まず、日向地区の進捗状況ですが、昨年基本計画路線が決まり、測量及び用地調査を進めてまいりましたところ、区内の一部より路線変更の申し出がありました。現在、県土木事務所と共に、地元と再調整をしております。変更後の路線に対応する地権者のご理解と、新たに住宅移転を余儀なくされる方の基本的了解も得ているため、路線としては、地元意見を反映した結果になっていると考えております。

地元の皆様にも、この路線が伊豆市の将来にとって重要な路線であり事業であること、公共事業に対する予算配分がますます厳しくなることが予想される状況下で、この機会を逸すると再び俎上に上ることは極めて困難になることを改めてご理解いただき、18年度中には用地買収を完了させたいと思っております。

続いて、矢熊今垂地区ですが、もともとこの地区は、合併支援以前から、いわゆる地方特定道路整備で事業を立ち上げていたと伺っております。従って、現在、道路線形や工法等、これまでのデータ精度を高め、早期に河川協議に入るための準備中とのこととあります。両地区とも、時間管理が厳しく、早期着工・早期完成が望まれるところですが、前提といたしまして、用地買収支援に、一層協力する必要があると思われれます。議員の皆様方のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 堀江議員。

23番（堀江昭二君） 前にもこの件については質問があったということですが、今年度の、平成17年度の田方連絡協議会、これは自民党系の田方の連絡協議会でございますけれども、この中で要望事項を、最重点要望事項を出せということで、田方は一つだから何かまとまって要望しようということがありましたので、その中で、中央道路の無料化を伊豆市とし

では要望してきました。そうしましたところ、伊豆中央道には3ヵ所の料金所があるわけですが、伊豆の国市支部、函南町支部もこれには賛成してくれまして、要望事項の1番に載せてくれたわけです。

そういうことで非常に気を強くしておりますので、我々の中だけではなく、行政も、今市長が言っておられましたように、南の地域、これもいろいろお願いをして、それに賛同してもらうんだというお話をしておりましたけれども、伊豆北の方についてもそういうことで、なんとかなるんじゃないかという思いがしましたものですから、この一般質問に出させていただきます。

これは天城湯ヶ島町時代、中伊豆も修善寺も連絡協議会をつくってありました。そのときには5年も前から、とにかくこの中央道を無料化しなければどうにもならないということで、要望はしてきておりました。県議団に聞きましたところ、非常に難しいんじゃないかということも言われておりますけれども、伊豆の観光のためにも、ぜひとも先ほども市長は観光はアクセスが大事だというような話をしておりましたので、なんとしてもこれは伊豆全体で考えて、それを伊豆市が中心になって行っていくべきではないかと私は思います。

そういうことでございますので、市長もよくわかっていておりますので、次に移らせていただきます。

有害鳥獣の駆除については、3年間の後のことが非常に心配になっておるわけです。駆除をしたあとの7,000頭以上が残るということであるわけですが、1万1,000頭いたものを3年間駆除していったら、残りが7,500頭だということ。そうしますと、例えば仮にオスが2,500頭いてメスが5,000頭いたとしますと、1年で元に戻るのではなくて、元より多くなってしまおうというおかしな計算式があるわけですが、これは実際にそういうことがあります。それで今、月ヶ瀬の梅園なども6町歩ぐらいの梅園があるわけですが、ここへは全部金網を張って、この間終わったのかな、そういうことで、食害があるために更新ができないという状況が続いております。山葵もそうですし、椎茸もそういうことで非常に困っております。

中山間地の事業で結構大きなお金が入っているわけですが、どうにもならない状況があるわけなものですから、この後の駆除について、どうなっていくのか。

ここで、平成18年2月8日に河津町役場でニホンジカの特定保護管理計画という会議をやられているようですので、そのときの状況がわかればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがですか。2月8日ですから、最近のことです。

それから日向地区の道路の問題は、5年間の期限付きの支援だということで、ここでもう2年経ってしまっているわけで非常に心配したんですけれども、調整の努力、日向地区の皆さんのご理解ということで、話がだいぶ進んだように聞いておりますけれども、これが没になりますと、この東線の道路の改良というのはもうできないのかなという心配をしておりましたけれども、部長の方からもその苦労話がありましたらお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） それではまず、鹿の駆除ですか、19年以降、これについては、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それではお答えしますけれども、河津の資料を今持っていないんですけど、この鹿の被害につきましては、本当に深刻な状況でございます。特定の鳥獣保護管理計画が策定されまして、それに沿って頭数の調整が行われてきております。実績としては、平成16年につきましては3,000頭を予定していたのが3,600頭ということで目標は達成してきております。これはメス鹿を撃つことが解禁になったとか、猟友会の方々のご協力によってこういう成果が出てきたんだと思います。

今後のことでございますけれども、先ほど市長の答弁にもありましたように、県でも実績、またモニタリングの調査等も行ってきております。それらを踏まえまして、本管理検討会、その検討会で今後の管理計画を決めていくということとなっております。これにつきましては先ほど言いましたように、伊豆地域の有害鳥獣被害対策連絡会を通しまして、引き続き強い要望をしていきたいと思っております。

以上です。

23番（堀江昭二君） 具体的にどういう対策を打っていくのか、成る丈早く皆さんにお知らせをしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それではもう1点、合併支援道路について、部長の方からありますか。

土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 合併支援道路だけでよろしいですね。

先ほどの市長の答弁のとおりでございますが、数字的なことを申し上げますと、県の合併支援重点道路整備、日向地区と矢熊で行っております。計画段階ですが、日向地区が全体ですと約1,700メートルです。そのうち合併支援重点道路整備で行うのが1,150メートル。それから北側になりますけれども交差点までつなげるために別の整備事業、緊急地方道整備事業ということで行っております。県が行っているわけですが、これが560メートルございます。矢熊地区は370メートル。

先ほどの進捗状況の中で市長が申し上げました、昨年6月に日向の方、基本路線というのは決まったわけでございますけれども、その後用地調査、用地の買収をするための準備を進めておりました。ところが昨年12月に、路線の一部を変更してほしいと、北側の予定ですと緊急地方道で整備をしようとしていた方にかかるわけですが、それについてちょっと時間をかけて調整していたわけでございます。

実は委員会の方でも申し上げましたけれども、この間の9日の夜、第4回全体説明会という形で最終的な調整をいたしました。その結果、今申し上げたように、伊豆市の将来にとってかけがえのない路線であるというふうなことをご理解をいただきまして、この路線の変更に対する区民の皆様のご理解、ご了承と言いますか、それをいただきまして、県の方もそれ

を承知で、改めてその部分の調査をします。それから、役員さんも特別に発言をしていただきまして、その変更と、それから、これからのさらなる事業進捗について一つがんばろうということで、閉会になりました。

それで、議員ご指摘のように、時間が大変かかってしまったわけですが、公民館を移転しなくてはならないものですから、県の説明ですと公民館の移転には新しい敷地が決まってから約2ヶ年かかるということです。手続等にすぐ入りたいということで、これも役員さん、それから地元の議員さんの方にもお願いして、これから早速その準備をしていただこうと思っております。

そのようなことで、これからは一生懸命やっていただいて、県の仕事ですと、お話ですと用地が決まってしまうと事業そのものは2年間で何とかできるというふうなお話ですので、そういう目標が定まりましたから市の方も一生懸命、用地買収などの協力をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） よろしいですか。これで堀江議員の質問を終了いたします。

杉 山 誠 君

議長（遠藤正寿君） 次に1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。

最初に、若者の定住促進と子育て支援策について伺います。伊豆市の人口減少に歯止めをかけるために、若者が住みやすいまちづくりを進める努力が必要です。伊豆市の未来、そして地域活性化の鍵は若い人たちが握っております。現在、若年者を対象とした定住支援策は、どのようなことが行われているのでしょうか、伺います。

なお、通告してありました保育サービスの計画については、昨日より答弁が出されておりますので、新たな答弁は求めません。

次に、強い農業づくりのための施策について伺います。働く場の確保や、農地保全、そして食の安全や健康、さらに観光とも連携する景観の保持など、多面的な役割を担う農業です。国の補助金制度も大きく見直され、地方の裁量性、自主性を高めるための改革が行われました。農業後継者育成や、これから大量退職を迎える団塊の世代の方々の就農など、行政としてどうかかわるか、考えをお聞かせください。

また、農業経営の大きな障害となっている有害鳥獣対策の現状についてもお伺いいたします。この件について、鹿のことではお話いただきましたので、シシのことについて、お願いいたします。

最後に、地震に強いまちづくりについて伺います。いつ起こるかわからない大地震に備えて対策が急がれます。木造住宅の耐震診断と改修、補助事業のことでございますけれども、利用状況、そして公共施設で未耐震の施設とその耐震化をどのように進めていく計画か、お

伺いたいします。

以上、3点よろしく伺いたいします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの杉山議員の答弁を伺いたいします。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

まず、若者の定住促進と子育て支援、子育て支援の方はいいということですから割愛させていただきます。

若年者を対象とした定住就労支援として、主に就業に関する情報の提供事業を実施しております。市内の求人情報の伊豆市ホームページへの掲載や、昨年11月に修善寺駅前に開設されました伊豆市地域職業相談室による職業相談・紹介・情報提供など、ハローワーク三島との連携による就業の促進を図っております。

また、新規の事業立ち上げの支援として、各種助成制度や融資制度の情報提供、創業・新事業開拓の相談事業を実施するほか、勤労者の住宅建設に対する利子補給事業を行っております。

次に2番目の、強い農業づくりのために、につきましては、議員ご承知のように、伊豆市の特産物として、山葵、椎茸は、特筆すべきものがあります。いずれも県下の市町の中で生産量、産出額とも一番となっています。こうした産物の振興が、伊豆市の農業を左右するものであると考えております。

また、伊豆市のような中山間地域の農業を守っていくには、地産地消やグリーンツーリズムなどの、都市との交流による農業を推進する必要があると思います。

こうした中、農業後継者の育成や、団塊の世代の就農については、JAや農業団体に技術的なことをお願いして、農地の利用集積による幹旋、あるいは、農業資金等の幹旋及び各種の情報提供などを進めていきたいと考えています。

なお、平成18年度は、強い農業づくり交付金100万円を取り入れ、地産地消、特産品の宣伝等に努めたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策の現況でございますが、大きく分けて防護柵などを設置して農作物を守る方法と、有害鳥獣を捕獲する方法があります。現在、防護柵などで守ることに対する補助事業として、県によるものと、それを補完するための市単独で補助するものがあります。一方、それでも被害防止できない状況に鑑み、猟友会の協力による有害鳥獣捕獲も、市長が許可できる範囲内で実施しております。

また、ニホンジカにつきましては先ほどご説明したとおりでございます。

続きまして、3点目の地震に強いまちづくりのための施策についてですが、木造住宅の耐震診断と改修の利用状況について、後ほど担当部長より説明を申し上げます。

次に、公共施設で未耐震の施設と、耐震化をどのように進めていくかについてですが、公共施設は、大きな施設から小さなものまで含めると、約180前後、施設がございます。現在、

総務部防災担当では、これらの施設の耐震状況を、各部署からのデータを基に集計作業しております。この集計は、今年度3月中に完了し、データに基づき、今後の伊豆市全体の耐震計画を策定する予定であります。集計が完了するまでには、どの程度の補強で済むのか、建替えが必要なのかは定かではありませんが、学校教育関係施設・保育園・広域避難所等、緊急性のあるもの、最も耐震度のないと診断された施設から、順次、耐震補強や建替え等を実施しております。

それぞれの施設の耐震状況等については、ご質問があれば、それぞれの担当部長より説明をいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 最初の項目から再質問させていただきます。

伊豆市の人口が非常に早いスピードで減少しているということで、主な理由として、観光の衰退ということが挙げられておりました。確かにそれもあると思いますけれど、やはりこれからの地域を担う若い人たちを支援していくということは、伊豆市の将来にとって非常に大切なことであると思います。それで、今さまざまな就業支援を伺いました。また、住宅の利子補給というお話も伺いました。

このなかで、私がちょっと心配なのは、今、若い人たちのなかで仕事に就かない、また学校にも行かないというニートと言われる人たちが増えているということで、伊豆市でも少なからずそういう状況はあると思いますけれど、そういうことに対する対策は取られておいででしょうか。

企業の誘致というお話もたびたび伺っておりますけれど、なかなかうまくいかないようでございます。また、近くに企業がないからということで、遠方に通勤されている方もかなり伺っておりますけれど、交通の整理とかの話は伺いましたけれども、かなり長距離になると自動車通勤というのはきつい面がありますので、電車を利用することになると思いますけれども、その場合、駅周辺に駐車場がないとか、そういう問題もありますけれども、電車の方の交通体系の、市としてできること、例えば公園の駐車場ですとか、そういうお考えはおありでしょうか。

お伺いいたします。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） 就業支援としてニート対策はあるのかということですが、今、国の方でいろいろ対策を練っておられるようですが、市としてはまだ具体的に立案してございません。なかなかこれは、若者意識とかですね、どうやったら働く意欲を出すとか、多分にメンタルな面と言いますか、精神的な面、それからまわりの環境ですね。はっきり言うと、遊んでいても食べることができるというような環境、そういうことで大変これは深刻で、また難しい問題だと思います。

いずれ国の方で方針が出てくると思いますし、それに沿った格好で方策を立てたいと思っております。

それから企業誘致については、先ほどご質問があった、それにお答えしたとおりでございますが、駅周辺の駐車場ということですが、ご質問のように、そういうところがあればいいなと思いますが、やはり駅周辺というのは地価もありますし、それからどれだけ面積もキャパ、希望者にすべて出ないと思うんですね。どうしてもやっぱり個人の有料の駐車場ということになってくるんじゃないかと思えます。

伊豆市では、駅というと修善寺駅と牧之郷駅の二つでございますね。電車の駅は。その辺はちょっと難しいんじゃないかなと。土地の面積からしても、民間にお願いするしかない、そんなふうに使っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） ニート対策につきましては、国の方のというお話でしたけれども、実際に県の事業としてそういった事業があるんですけれども、確か去年も質問させていただいたんですけれども、これは県で3カ所、この辺でちょっと遠いんですけれども、沼津になるんですけれども、ヤングジョブステーションというのがございまして、就職活動に関する悩みや方法について、きめ細かなアドバイスとかまた、提出書類の書き方や面接の受け方などの就職関連の指導あるいはいろいろな基礎知識の習得する講座など、いろいろな事業がありまして、実は先日先ほど市長がお話くださいました、地域職業相談室、思い出しまして、現状を伺ってまいりました。そこでのお話ですけれども、かなり予想していたよりも相談者が多いということで、日に3、40の方がみえているそうです。その中に35歳以下の若い人たちが担当者の大体の勤ですけれども、半分以上じゃないかというようなお話もありました。

相談室にみえる方はいいんですけれども、先ほど話が戻りますけれど、ニート対策、就業の意欲のない人もまたみえない方の中にもかなりいると思えますので、そういった、地域職業相談室というのは完全にハローワークの主催で、伊豆市としてはその内容についてはフリータッチなのでしょうか。その辺ちょっとわからないものですから、その事業と伊豆市との関係について、ちょっとお伺いいたします。

それから、駐車場は難しいというお話がありました。この人口減に歯止めをかける政策といたしまして、旧中伊豆町では住宅宅地の分譲とか、町営住宅をつくりまして分譲しまして、かなり人口が増えた時代がございました。今、この時代になかなか市営住宅というのも財政的に難しいとは思いますが、撤退企業の社宅を利用した借上げ民営住宅などもありますけれども、公営の住宅のそういうことに対するお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは3点、市長。

市長（大城伸彦君） ニート対策、それから市営住宅の企業の借上げというのは、ちょっと

ここに詳しい資料を持っておりません。ここで考えますことは、ニート対策について県の事業がそういうことがあるならば、もう1回よく精査するべきだと思います。

それから、企業の社宅を市が購入して提供すると。市営住宅というのを何戸か持っております。いろいろありますが、これも定住者、人口増にどうつながるかというのは、よく精査する必要があると思います。住宅の提供というのは、人口が少なくなるのが伊豆市だけではなくて、近隣も同じ、多かれ少なかれ、日本全国は減っているわけで、都会だけが人口が集中していくというなかで、何が一番定住化するかというのはもう1回よく考える必要があるなど。そういう住宅提供だけで簡単に人が増える状況ではないというのは、既に市営住宅も空いているところがあるわけで、よく検討すべきだと思います。

この問題は確かに人口は減っていった、大変だと思いますが、あまり拙速をやるとかえって大きな深みにはまってしまうような感じも、無きにしも非ずだと思っています。十分考えて、策を練る必要があると思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） すみません、地域職業相談室と伊豆市との関係は。

市長（大城伸彦君） この件については観光経済部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） それでは観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、地域職業相談室につきまして、ちょっと説明させていただきますけれども、これにつきましては、三島の職安ハローワークと伊豆市と、共同設置というような形で、あの場所に計画しました。そのなかで、一部管理費的なものは伊豆市が負担しているものがございまして、人件費からそういう部分は三島職安の方ですべて賄っていただいております。

現在、観光商工課の方とも連携しまして、求人情報など、観光商工課としてはホームページなどを利用して流している状況です。いろんな面におきましてやはりこれからも連携を密にしてやっていかなければならないと思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 次に移ります。農業政策です。

確か、総合計画のアンケートを取ったものを少し見させていただいたんですけども、その中で気になっている項目に、確かに山林が荒れているということは、市民がかなり関心を持っていることが窺えましたけれども、次に農地が荒れているという項目がありました。確かに自分も方々を歩いていまして、使われていない農地がかなり増えてきたという感じは持っております。

正直、自分の土地も荒れ放題でございましてあまり言えないこととございましてけれども、伊豆市は確かに観光がメインの観光立市でございましてけれども、観光で訪れる方にとって農

地が荒れているということは、決して目にいいものではございません。きれいに整備された農地というのは、訪れる方にとっても非常に安らぎを与えるものだと思いますし、農地の保全ということで考えますと、農家のバックアップということも必要になってくる。

また冒頭申しましたように、多面的な機能を持つ農業でございますので、伊豆市としても力を入れていく必要があると思います。

そこで1点目に、農業後継者の問題でございますけれども、山葵、椎茸が基幹農業というお話でございましたけれども、米作、米を作っておられる方で、後継者という、今やっている方ができなくなったら終わりだという問題もかなり聞いておりますので、そういう農家を集約して、共同で強い農業づくりの国の支援金でかなり伊豆市は耕作面積が小さいものですから、個人で4ヘクタール、また集落営農で20ヘクタール、そういうクリアできるかどうかちょっとわからないんですけれども、中山間地には緩和措置があるということでございますので、それが適応できるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

それからもう1点、有害鳥獣対策ですけれども、駆除を行っている方に聞きますと、せっかく駆除してもその肉が処理、消費がされないということで、非常に悩んでおります。伊豆市の、言い方はちょっとおかしいかも知れませんが、特産物ということでございますので、何かそういう食肉として販売ルートができないものかなと感じているところでございますけれども、その辺、お聞かせ願いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） 観光経済部長から答えさせます。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） それではお答えいたします。

今議員のご質問のように、非常に農地が荒廃をしてきているという現状があるわけでございます。農業離れ、農業後継者が育っていかないということのなかでのことだと思いますけれども、そのなかで伊豆市観光立市というなかで、観光というやはり、今言われたように、景観とか環境とかそういう部分が非常に大事だと思います。そういうためにも農業というものを守っていかねばならないし、元気を出していく必要があるのかなと思っております。

その中で、国の政策も非常に変わってきました。強い農業づくりということで、なんかどうも中山間地域の農業は見捨てられていくのかなということで、非常に危惧しているわけですが、確かに国の支援制度の中では面積要件等がございます。4ヘクタールとか、集落営農の場合は20ヘクタール以上という中で、伊豆市に当てはめていきますと、ちょっとこの数字は無理なのかなというふうにも感じております。

その中で唯一考えられるのが、集落営農的なものが、どう育っていきけるのかな、地域でまとまって集落営農という形ができていきけるのかな、ということが今後いろいろ研究していかねばならないのかなと思っております。

担い手についても、今、積極的に進めておりまして、現在認定農業者も108名ございます。

その中で、水稲については非常に少ないわけですし、人数的にも少ないわけでございます。水稲関係の担い手として、4ヘクタール確保するというのはなかなか難しいかなというふうにも思っております。とにかく伊豆市に合った農業施策というものを、しっかり考えていかななくてはならないと思っております。

それから、有害の駆除の関係でございますけれども、肉の利用がされていないということでございます。確かにそういうことだと思いますけれども、猪の場合はある程度利用があると聞いていますけれども、特に鹿の場合がなかなかその利用が難しいということでございます。全国的に鹿の料理について研究されているところもあるようですけれども、なかなかヒットが出ていない状況かと思えます。

これらにつきましても、何かいい料理法があって、地域の旅館等でそれを生かしていただけるような形が取れば一番いいと思いますけれども、その辺もぜひそういう方々と一緒になって研究していく必要があるのかなと思っております。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） なかなか地域的に難しいかなと思いますけれども、やはり農地を支えているのは小規模農家がほとんどでございますので、なんとかその辺のところをしっかりと研究して、農地の保全をしっかりとお願いしたいと思えます。

先ほど、肉の消費拡大ですけれども、先日、委員会の傍聴で来たときに天城温泉会館へ食事ということで、議員7人一緒に行ったんですけれども、そのなかのメニューにイノシシカレーというのがありまして、これを注文しようかなという方が数名おられたんですけれども、結局はやめたということで、全員カツカレーになりました。

イノシシと言うとどうしても顔を想像してしまうわけですし、やっぱりそういう市でやっているわけですから、もう少し工夫して、ぼたんカレーとか、そういう食をそそるような、これは余談になるかも知れませんが、消費拡大の努力をすれば、消費も拡大されるんじゃないかなと思えます。

もう1点お伺いしたいのは、学校給食と地元産の農産物の地産地消になるかと思うんですけれども、そういう学校給食に取り入れる計画ですとか、そういうことがありましたらよろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） 学校給食に市のイノシシとかシカの肉、農産物すべてですか、取り入れることにつきまして、教育委員会局長に。

議長（遠藤正寿君） それでは、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 学校給食への取り入れでございますが、前に福祉文教委員会で副議長さんがちょっと考えたらどうだというようなことをおっしゃって、ぜひ検討してやりたいというようなことを申し上げたと思えます。

それからだいぶ時間が経っているわけですが、やはりここらで考えなければいけな

いということで、実際、米については、さらに拡大をするよう、今検討を始めてございます。野菜につきましても、こういった形ができるのか、やはり検討をしております。

また、全国的な例も調べて、資料もだいぶ揃っておりますので、18年度のいつ頃からか、できる範囲でやっていきたいと考えております。

肉につきましては、これは学校給食とはちょっと違うかも知れませんが、薫製とか、そういった二次加工品と言うんでしょうか、猪だけでなく、鹿も多分おいしく食べられるんじゃないかなというような気がいたしております。

優秀な調理員が揃っておりますので、調理の方は栄養士もおりますので可能であるのかなと。ただやってみないことにはわからない、こういうことになります。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） ぜひ、期待したいと思います。

次に耐震関係に移ります。昭和56年5月以前に建てられた、旧耐震規格で建てられた木造住宅が、今改修の対象になっているということでございますけれど、いったい伊豆市にどれぐらいの地震で倒壊の危険のある住宅があるか、おわかりになりますでしょうか。

あとですね、もし多いようでしたら、なかなか改修が18年度予算で10軒分ほど計上されていましてけれど、進捗状況というか、どんな改修を受ける人の希望者が、状況というか、そういうものを教えていただきたいと思えます。

公共関係ですけれども特にやはり今、子供のことでいろいろと、社会で心配されておりますように、子供を守るという対策から、学校関係耐震化、これでしたら数が少ないですので、具体的にわかると思えますので、耐震化がまだ未完了の建物がありましたらお答えください。

議長（遠藤正寿君） まず耐震診断、土木部長。

土木部長（土屋 亨君） それでは、木造住宅の耐震診断と、それから改修の状況について、ご説明を申し上げます。

今、ご指摘のありましたように、木造住宅の耐震診断を必要とする対象となっている建物、これは昭和56年5月31日以前に建てられた既存の木造住宅ということになっております。今、私の方で把握している市内全域の棟数は、9,416棟。地区別に申し上げますと、修善寺が3,968、中伊豆が1,966、天城湯ヶ島が1,834、土肥が1,648というふうになっております。

それに対して、これは平成13年度から実施をされてきた事業でございます。実は期限付きでございますして、平成17年度で終わりというふうなことになっておりましたけれども、この間実は3年間延長するというので、平成20年まで実施をします。

もう一つ、耐震補強の方につきましては平成14年度からの実施でございます。これも平成18年度までという予定で進んでまいりましたけれども、診断が延びたものですから、補強の方も延びるのではないかなというふうに推測をしております。

実際に平成13年度から行われておりますから全部合計をいたしまして、耐震診断につきましては5ヵ年分まとめますと、診断を受けた棟数が787戸、それから耐震補強の方につきまし

ては4年間になりますが、合計で21棟ということになっております。診断を受けた割合が全体の8.4%、実際にその補強を行ったのは0.2%ということになります。

いろいろ啓発をしているわけですが、なかなか思うように進まない。診断の方はある程度、ちょっと傾向を見ますと、平成13年度に開始された時は、どっと皆さん、診断を行った。その後少しずつ減ってきているという状況です。

耐震の対策が進まない理由は何かということで、いろいろ各方面で検討しているようですが、平成17年度版の静岡県マニュアルというものがあまして、これによりますと、身近な専門家がないというのが一つの理由になっております。耐震診断に必要なマンパワーというのが少し不足しているのではないかと、それから住宅の耐震化については費用が高い。どうせそれだけお金をかけるのならリフォームでも考えて、その時に一緒にしようかなということが言われております。

それから耐震補強ですとか、防災、耐震のための器具と言いますか、耐震措置のためのメニューが少ないというようなことも挙げられております。

いずれにいたしましても、事業が少し延長されましたので、引き続き啓蒙活動をしていこうというふうなことにはしておりますけれども、思ったより進んでおりません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 公共、学校施設について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 教育委員会につきましては、学校ばかりではなく生涯学習施設もやはり耐震上問題があるものがあるかと思えます。計画をもって耐震診断をして、そしてまた補強が必要であるものにつきましては補強するし、どうしても補強が難しいという、できないことはないんですが、建て替えるぐらい経費がかかるということでありますれば、建て替えを計画していくと。計画を立てて、進んでいきたいと、このように考えております。

議長（遠藤正寿君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 非常に木造住宅の耐震化が遅れているというお話でございました。改修しない理由、県の方、様々、調査されたようですけれども、自分の聞いたところでも、来た時は来た時だ、自分が生きているうちは地震は来ないだろうとか、いろいろそういう心理があるそうですけれど、これが一旦近くで地震があったり、地震の予知情報なんかがあると、急激に診断改修の申し込みが増える場合があります。実際にそういう都市もございました。そうなった場合、今、予算で立てられております一般住宅5棟分、高齢者住宅5棟分、合計10棟分の平成18年度予算500万円、上げられておりましたけれども、受けたいという人が増えた場合に補正を組んでまでそれを手当することができますでしょうか。1点お伺いいたします。

あと、学校の耐震化なんですけれども、今具体的な数字は教えていただけませんでしたけれども、やはり学校の耐震化ということで、これは最近のことなんですけれども、耐震改修促

進法が改正されまして、1月26日に施行されたということで、2015年までに一般住宅で特定建築物ですね、耐震化率を現行の75%から90%に引き上げる。また地方公共団体に耐震改修促進計画を義務づけるというようなことが法案の中に盛り込まれております。

また、更にこれは新聞記事なんですけれど、2月3日ですけれど、衆議院予算委員会で2005年度の補正予算の予算案の締めくくり総括質疑のなかで、北側一雄国土交通相が、学校の耐震性確保が極めて重要であることを改めて強調し、学校の耐震診断については年内にすべて行い、その結果を公表したいと答えた。

さらに北側国交相は1月26日に施行した改正耐震改修促進法における国の基本方針を踏まえ、公立学校の耐震化の目標と整備プログラムを盛り込んだ耐震改修促進計画を1年以内に各地方公共団体に策定させる意向を表明、その上で今後も文部科学省と連携しながら、緊急性の高いものから重点的に耐震化の促進に努めていきたいと述べた。

小坂憲次文科相は北側国交相からの学校の耐震化促進に対する協力の申し出があったことを述べ、文科省としても学校の耐震診断を年内に終わらせると決意を語ったというニュースがありましたけれども、これはやがて国の方から県へ下ろされてくると思いますけれども、やはり何度も言いますが子供を守るということは大事でございます、伊豆市の姿勢としても、そのような面を私も認識しております。

これは市の施策なんですけれども、耐震改修に上乘せをしております。一般で10万円、高齢者で20万円、上乘せをされておりますし、また、子供を守るという立場から、耐震改修ではありませんけれども、平成18年度予算で救急救命器具のAEDを市内7台、各中学校に1台ということで配備を盛り込まれておりますし、市長の市民の安全を守るという姿勢を、私はそういった面で評価しております。

そういう面もございまして、大変期待を込めて質問するわけでございますけれども、こういう計画というものはこれからしていかなければなりませんけれども、市長のお考えとして先ほどの補正予算の話は別といたしまして、もう1点、学校の耐震化、この先何年以内に完了させるという決意をお伺いしたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 土木部長。

土木部長（土屋 亨君） 補正のことでございますけれど、一応対象になる方が、条件に合った場合、拒むわけにはいきませんので、当然補正を要求することになると思います。そういう事態になってみなければわからないのですが、今もう一度見ましたら、実は平成14年度からの耐震補強については、少しですが、例えば平成14年度には2棟しかなかったものが平成15年度には3棟、平成16年度には7棟、平成17年度には9棟と、耐震補強の方は少し伸びてきているかなというふうに思います。平成17年度から高齢者の割増が付きましたので、この9棟の中には3棟の高齢者が含まれております。こういうふうな状況で、県も20年度まで延ばして、何か耐震補強1万戸を目指すということを新聞に書いてございましたけれども、現在のところで4,446軒の耐震補強工事を行ったということですから、県の平均に比べてちょ

っと低いかなというような感じがします。

そういうふうなことで、もし増えてくれば、担当の課としてはうれしいと思います。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 教育施設につきましては、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） お答えいたします。

耐震診断につきましては、国に言われるまでもなく、これは早急にしなければいけないということで、実は平成18年度、やっていないものについては全部しようということで予算は計上したわけですが、いくつかに絞られております。

なぜ一括で平成18年度にしようかと申しますと、やはりばらばらにやっていたのでは結果的に、数値的にはこっちの方を先にやった方が良かったというような結果も生じますし、また、いろんな問題が出てきているわけです。ですから、実は、耐力度点数というのがございまして、耐震診断とはちょっと別の観点もあるわけですが、その二つがございまして、ですから建て替えですとお金がかかるものですから、耐震診断をして、これが補強でいけるのかどうかというのは、そういったことも考えますと、どうしても一度にしたいということがございます。

また、県の補助金も平成18年度で終了ということで、予算要求したわけでございますけれども、結果的には計画をもってするということになります。できたら、気持ち的には平成18年度でもし余裕があれば補正で耐震を、学校関係についてはしたいなど。難しければできるだけ早く、来年度には終えたいなど。総合計画の方にもそういった記載がしてございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで杉山議員の質問を終了いたします。

ここで休憩を取ります。15時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

小 森 勝 彦 君

議長（遠藤正寿君） 次に3番、小森議員。

3番（小森勝彦君） 3番、小森です。発言通告書に基づいて一般質問を三つの項目について行います。答弁を求める方は市長です。よろしくをお願いします。

まず、市職員による競輪投票サイトへの不正アクセス問題について伺います。市長も昨日から同じ質問を何回もされて、本当にお疲れだと思いますけれども、私たちも結構疲れています。昨日からのいくつか、それなりの答弁をいただきまして、市長のお考えはかなりわかってきました。ただし、今日も傍聴者の方がたくさんみえていますけれども、あまりいいことかどうかわかりませんが、人の心の怒りが、行動の基になると。要するに、平たい言葉で

言えば頭に来ている市民がたくさんいるということです。そういうことをもう1回心に思い直していただいて、この問題ではあと1、2ヶ月の間、市長が記者会見を開かない限りは、最後の市民へのメッセージとなりますので、ここあと1、2ヶ月の内の最終答弁というようになりますので、私も傍聴者の皆さんと一緒にしっかり聞いてみたいと思います。よろしくをお願いします。

市職員による競輪投票サイトへの不正アクセス問題について伺います。市民はこの問題を重大事件と受け止めております。ことの軽重もありますが、何よりも不正の質が悪いのです。個人の犯罪ならば盗みの方が重罪です。しかし、市民は公僕としての公務員の公務に対するあきればかりの無責任さと、市民と市組織をなめきった業務への取り組み姿勢を問題にしているのです。

当然、市長はこの問題を重く受け止め、ことの対処にあたっておられると思いますが、多くの市民は、市長よりもっと重く受け止めています。再発防止のための教育や制度も大事ですが、市長であるあなたがより厳正な姿勢を示すことが、今市民が求めている最も大事なことだと私は思います。

そこで、以下の2点について伺います。

、既に市長はご存知のことだと思いますが、この問題は本年1月に突然起きたことではありません。この種の問題の根絶には、まず徹底した調査が不可欠です。データ上可能ならば、時期で言えば庁内ネットワークが外部に接続したときまで遡って調査し、不正の全貌を明らかにする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

、法令に違反し、不正な行為を働いた者には厳罰をもって臨むべきだというのが市民の思いです。市がこのたび示した処分は、市民の気持ちを返って逆なでする可能性さえあります。十分な調査を待って厳しい処分を科す考えはあるでしょうか、伺います。

二つ目の問題は、行財政改革の取り組みについてです。伺います。、職員削減計画について伺います。10年で110名削減と聞いていますが、削減計画全体をお聞きしたいと思います。何年度の何名から、何年度で何名まで達成するか、具体的な数字と年度でお聞きしたいと思います。また、この110名分の人件費は外部への業務委託費に化けることなく純減と理解してよろしいでしょうか。

、人員の削減は、基本的には労働生産性の向上で達成されるべきものと考えます。そのためには余剰人員を明らかにすること、言い換えれば業務ごとの人員削減目標、または作業合理化目標を明らかにすることが必要ですが、そのような指標をお持ちでしょうか。

、人員の削減には業務の合理化及び必要性の見直し、またはそれに伴う組織の縮小が必要です。管理職数の見直しは、民間で言えば間接人員の削減に当たり、人件費の削減には有効です。組織の縮小、管理職数の削減についてはどのように考えていますか、お聞きします。

、伊豆市行政改革大綱によると、行政改革推進本部と行政改推進委員会を設置することになっていますが、これらの機関の役割、最終目標、現在までの業務状況を伺います。

、業務委託費について伺います。委託金額から見ても、仕事量が1人工の3分の1、4分の1程度、金額では100万、200万、300万とか、そういうような仕事ですが、そういう仕事量と思われる何々計画策定業務という業務委託が毎年数件ありますが、担当職員が忙しいと言う理由以外に外部へ委託する理由があればお聞かせください。

三つ目の項目です。市民農園管理事業について伺います。、平成18年度一般会計予算中に市民農園管理費が437万1,000円計上されています。現在建設中の体験農園については、17年度予算における建設費の委員会審議の中で、開業後の運営費については多くの議論がなされました。その折、担当部から独立採算でいく、との見解が示されましたが、平成18年度予算案では160万円の持ち出しになっています。昨日の答弁で、他の市の農園の賃借料も入っているということを伺いましたが、それでも合計では赤字だと思います。1年前の計画時と比べ、損益見込みが変わったのか伺います。

、既に開業まであと3ヶ月ほどに迫っていますが、担当部の当初の目論見どおり、市の負担をゼロにするための経験計画、営業計画を示してください。

以上です。よろしくをお願いします。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの小森議員の質問に対して答弁を願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 小森議員のご質問にお答えいたします。

まず、市職員による競輪投票サイトへの不正アクセス問題についてでございますが、これは昨日より何人かの議員さんのご質問の中でお答えしたとおりでございます。大変重く受け止め、管理者として責任を感じております。今後は綱紀肅正の厳正を期する所存でございます。

2点目といたしまして、行財政改革への取り組みについてお答えいたします。第1番目の職員削減計画ですが、前にも議員からそのご質問がありましたし、昨日三須議員のご質問にお答えいたしました。合併時の協議会において決めましたので、平成15年度から平成24年度までの10年間で、職員数は541人から110人の減で431人となる計画であります。早期退職者があるため、計画よりだいぶ早まるものと思います。したがって、何年に何人かということはまだここでははっきりとは申し上げられません。

また、この110人の人件費は、外部への業務委託に化けるんじゃないかというご懸念をお持ちですが、純減と理解してよろしいかということですが、仕事の緩急、あるいはその年その年によって業務委託をどうするかということで、多少変化はあると思いますが、基本的にはほぼ純減と考えております。

2番目に、業務ごとの人員削減目標、または、作業合理化の目標があるかのご質問ですが、まず、業務ごとの人員削減目標の指標ではなく、一般行政部門、教育部門、公営企業部門別で、現在策定中の集中改革プランによる定員管理の適正化の取り組みの中で、職員削減目標値を示すことになっております。

次に、作業合理化目標の指数ですが、集中改革プランの事務事業の見直しにおいて、効率的かつ効果的な事務事業を行うため、緊急性、必要性、費用対効果などの分析を行い、より一層の事務事業の合理化を図り、効率的な行政運営をするための計画を策定中であります。

3番目の、組織の縮小、管理職の削減についてですが、組織の縮小のために、集中改革プランにおいて行政の簡素化、効率化を図るため、行政の責任領域や、関与の必要性の見直しをするなど、事務事業の整理合理化を図り、行政のスリム化、効率化をより一層徹底するよう考えております。これらを実施することによって、管理職等の削減も図られるものと思っております。

4番目の伊豆市行政改革大綱の推進本部及び推進委員会の役割、最終目標、現在までの業務状況についてのご質問ですが、行政改革推進本部の役割は、行政改革大綱の策定及び実施に関すること、大綱の進行管理に関すること、行政改革に係る重要事項の検討をすることなどを所掌事項としております。また、行政改革推進委員会は、行政改革の推進に関する事項を、市長の諮問に応じ調査審議することなど、行政改革推進に対し、ご協力をいただくことになっております。推進本部及び推進委員会の最終目標は、大綱及び集中改革プランの策定並びに、推進又は進行管理をすることです。

現在までの業務状況ですが、行政改革大綱が策定され、それによる具体的な実施内容となる集中改革プランの策定に向けて、現在、調査検討中でございます。

5番目の業務委託の理由については、外部への業務委託ですが、本来、市の業務ですから市の職員が出来るものは職員で行うということが最良であると思っております。当然です。しかし、その業務の性質により、定型的・反復的な業務で、外部の技能を活用するもの、あるいは専門的知識、技術、情報などを活用するもの等、経済的効果や事務処理の効率化が期待できること、また、市の有する知識・技術・情報だけでは目的を達成できないことを外部委託するものであります。

これからも、できるだけ委託先と、もし委託する事業で委託する場合は、委託先との共同体制を取り、職員の専門知識・技術等の蓄積を図って行きたいと考えております。

続きまして、3点目の市民農園管理事業についてお答えいたします。体験農園につきましては、今回、指定管理者の指定も出させていただいておりますが、当面は一部の委託となっております。今まで、この事業の管理運営計画について説明させていただいてきた中で、独立採算については2、3年先を目途に、その方向に持っていきたいと申し上げてまいりました。損益見込みが当初計画と変わったのかとのご質問でございますが、その時のものは、体験農園全体の収支計画であったかと思っております。その中身も不確定なものが多くあったかと思っております。なお、今回の予算につきましても、光熱費など概算見込みの部分や、管理費以外のものも含まれております。

今後の経営計画、営業計画でございますが、この施設での採算性を考えると、管理委託費の部分はどう減らしていくかということであり、そのためには、ここを管理する方々が自主

事業をどのように展開し、どう収入を得ていくかにかかっていると思います。

具体的には、収穫体験や草刈り、草取り等の管理受託、堆肥や苗の販売などが考えられます。そのような創意工夫の中で取り組んでいただけるよう期待をしております。

また、この施設の稼働率が、常に100%になるよう、PRや魅力づくりもしていく必要があると思います。

今回の指定管理では、利用料金制を採用しませんが、次回の指定の際は利用料金制を考えております。

なお、この施設については、以前にも申し上げておりますように、グリーンツーリズムを進める上での拠点であります。多くの方がこの施設を利用することによって交流人口が増え、伊豆市全体が元気が出るよう、また、潤うよう期待し、計画されてきた事業でございます。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 再質問いたします。

最初の質問から。市職員による競輪投票サイトへの不正アクセス問題について。昨日から多くの議員がいろんな質問をしていますけれども、なかなか知りたがっていることが全部出てこないと言いますか、致し方ないなという面もございます。なぜそうかということも大体わかってきたんですが、それでも知りたいわけです。これは市民がごく普通に思っていることなんです。時間が経っても、これを市民に納得していただかないと、市民が今、市政に持っている不信感というのは、風化すればみんな自然に直っちゃうんですけども、風化するまでは直らない。よく言われるじゃないですか。市民の市政に対する信頼を取り戻さなければいけないとか。

市長、今、調査をしたり、それから処分をしたり、それを公表したりとか、それを職員の前で注意を喚起するようなお話をしたりというのは、すべて目的は市民の市政に対する信頼を取り戻すためにやっているんですね。もちろんほかの目的もあると思いますが、一番大きな目的で、絶対に達成しなければならない目的はそれだろうと思います。多分ここにいる多くの方がそうだろうなと思っていると思うんですけども、そんな中で先ほどの答弁、昨日から聞いていますのでそれで結構ですが、やはりそれでは市民の知る権利に答えたことにならないので、いくつかお聞きします。

一つ目、勤務時間中にギャンブル行為があったかどうか、伺います。もう一つ、この不正アクセスはいつからやっていたのか、伺います。

すみません、これコピーで、差し上げて良かったんですけど。

それから、昨日の発言で、人事院の指針でコンピュータの不正使用は減給、懲戒処分の指針ですけども、ありましたが、それでは、勤務時間中のギャンブル行為にはどのような指針が示されているか、教えてください。

次、数日前に懲罰委員会の委員長として児島助役が、これは静岡新聞の記事かどこかほか

のところ載ったんですけど、全容解明を進める。別の処分が出る可能性がある。そういうふうに記者におっしゃっています。これが活字になっています。昨日までの市長のご発言では、どうもその一部ぐらいでなんか違うような気がするんですけど、それは訂正なら訂正と、後で言ってください。

その次、再発防止のために厳正な処分、それともう一つは職員のモラル向上のための教育、このどちらが効果があると、市長、考えますか。再発防止のために、厳正な処分、これはA、Bは職員のモラル向上のための教育、どちらが効果があるとお考えですか。

その次、私は市民が知りたいと思っていると思っています、自分で。それは多くの市民と直接会っていますので、知りたいと言っています。もう一つの彼らの、市民の皆さんの要求は、やはり悪いことをした人は厳しく罰してほしいという、この二つです。知りたいということと、罰してほしいと。私、そっくりそのまま代弁してしゃべっています。自分の気持ちもまったく同じなので。で、昨日からの市長の話聞いていますと、どうも全部をお知らせするわけにはいかないというまず前提が一つある。もう一つは処分もある程度で勘弁してください、というのがある。だから、これは私だけの問題ではないので、多くの市民が、全部とは言いませんが、多くの市民が納得してくれればそれでいいんですけど、伊豆市情報公開条例というのがありまして、第1条にこう書いてあります。

「この条例は市民の知る権利を尊重して、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、中略、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政への参加を一層促進し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」

今回、もし調査が行われた場合、調査結果は公文書ですよ、ある意味。市長以下、市の職員全員の誰かの私有物に属するものではない。そしたら、市民の誰かが公開を要求した場合、市長、出さないという意味ですか。これも伺いたい。

とりあえず、今七つか八つ言いましたけれど、お答えいただきたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 競輪投票サイトへのアクセスした職員の処分についての再質問でございますが、いくつかございました。

ギャンブル行為があったかどうかという、まず一番目でございます。ギャンブル行為があったと思われる。あったという裏づけはまだ取れておりません。本人からの自白と言いますか、説明であったと推定しております。証拠品までの押収はやっておりません。

いつからやっていたか、これはいつからやっていたかということではなくて、やったかやらないかが、やはりポイントだと思ひまして、新聞に載っているとおりだというふうに思っております。

3番目の勤務中のギャンブル行為は懲罰行為ではないかと、懲罰に値する行為だろうと。

そこまでわかった時点で、やはり懲罰に値する行為だとして、私はああいう懲罰を出しました。

それから、処分がいいのか、モラルの教育がいいのかということですが、処分は一応させてもらいましたので、昨日申し上げましたとおり、これで止めて、私はモラルの教育をすべきだと。結局最終的には教育と言いますか、その資質を高めることがいろいろなところで必要だという判断をしました。

これが情報公開の対象になるかどうかということですが、これはやはり内部の行政の文書ではないと思いますので、出すつもりはありません。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 最後のご発言はどうかと思うので、私もあとでよく伺いますけれど、市長もあとで考えておいた方がいいかと思います。これが行政の所有物にあたらぬということになると、これは調査する人工の給料は一体誰が出しているのか。誰が何の権限で使っているのか。私的なことに使っているのか、そんな話にもなっちゃうんで、これは行政の紙だけではなくて中に書いてあるものも行政の財産であるし、業務の執行に支障がない限り、当然公開の対象となる市の所有する書物である、文書であるというふうに普通は理解できますけれども、それは結構です。

質問に答えたくない場合は答えたくない、それからイエスでもノーでもない時はイエスでもノーでもないと言ってくださって結構なんで、質問に答えていただきたい。

2番目か3番目に申し上げました、人事院の懲戒に関する指針の中に、人事院の指針でコンピュータの不正使用は減給とあったと。だから減給処分なんだと。昨日市長がそうおっしゃいましたので、ギャンブル行為の指針があったかどうかを聞いたんです。なければないとおっしゃってくればそれでいいんですけど、あれがギャンブルの結果の処分であったということだと、人事院の指針に関係ないじゃないですか。人事院の指針はコンピュータの不正使用は減給だと。ギャンブルを多分やっただろうと。警察ではないんで証拠はどうかおっしゃいましたけれども、そういう前提で処分したということなので、これは理屈が合っていない。人事院の指針にもしあったらあったと言ってください。なければないと言ってくれば結構なんです。

それから、こんな言い方は本当にしたくないんですけど、市長が市民の求める情報を出したくないと言っている間は、市民の市長に対する、市政に対する信頼をなかなか取り戻せることはできないと思います。市長にも都合があることは良くわかります。だけど、市民にはそういう都合がわからない。わからないということは、市民にとって本当の利益とか大きな問題ではないということです。もちろん、市長にとっては本当に大きなことで大きな問題なんです。じゃあ、市長は自分にとって大きな問題と市民にとって大きな問題のどちらを取るかということです。

他の議員の方がどういう気持ちで発言したのか私もわかりませんが、私は、市長が、自分の問題より市民の問題を軽く見た結果だと、そうなっちゃうんですよ。市長がそういう気持ちを持っていないのは、私も知っていますけれど、でも結果はそうなっているんです。一般市民が聞きたくない、もういいんだと言ってくれば、それはそれでいいんですよ。私もそうしたらこんなことを言わないんです。こんなところで、だけど普段傍聴は一議会全部通じて、平均一日1.何人とかいう議会が、なぜ昨日、今日、こんなにたくさんいるんですか。本当にその辺はちょっと考えて、最初に申し上げたのはそういう意味だったんです。考えて、だから本当にもう一回聞きます。さっきの公開条例のこともそうですけれども、市民の市政に対する信頼を取り戻すためには、市民が納得する調査と処分の公表が必要だと私は思うんですけれど、市長、どう思いますか。

議長（遠藤正寿君） 市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。昨日から申し上げておりますように、やったと思われる職員も市民でございます。その辺で、厳罰であたるというのも一つの方法だと思います。議員のおっしゃるように。

もう一つは、やはり再生をするチャンスを与えるというのも方法だと思います。

私は後者の方を考えておりますし、市民の方も今、今日現在、大変お怒りだと思います。そこを納めていただいて、やはりお互い市民としてのレベルアップと言いますか、お互いの伊豆市を良くする気持ちというものを前向きに対していくことが伊豆市の将来につながるものだと思います。厳罰を与えることによって対立の構造を捉える可能性もございます。この20代、30代の若者を追い詰めるようなことはぜひご寛容を願いたい。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 二つ目の質問に移ります。

行財政改革の取り組みについて。1番の人員削減による人件費の削減については、前向きの答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ただし、市長が言った110名というのは合併直前の年の在籍数からという意味だったんで、どうもこの2年間の削減数が市長のおっしゃっている数字に合わないと思っていました。それはこれで意味がわかりました。また早まったら早まったで、そういう計画を立てていただきたいですが、伊豆市行政改革大綱、これから集中改革プランを作るとおっしゃっていますが、この案には目的がはっきりと書かれてあります。

ただし、目標が書いていない。目標がないところでプランを作るってどうやって作るのか、私は今非常に不思議に思っているんです。要するに職員数は何人ぐらいにする、管理職数はどれぐらいにする。例えばこの部門の仕事は何人ぐらいでやるとか、よくはわかりませんが、要するにプランを作るからには作業の行程があって、そのプランが最終的に実行して、それが終わった時には、ある目標が達成された時でしょう。定員でも何でも。

目標がどこにも出ていないのに、どうしてここに決められた目的に向かってプランを作れるのか。まずそれをお聞きしたい。

もう一つお聞きしたいのは、大綱の中に、そういうような数字や具体性を導くような言葉がほとんどない。取り組むとかという言葉は書いてあるけれども、大綱自体が抽象的なのはいいと思うんですよ、これは。目的だから。目標じゃないから。だけど、目標を誘導するような言葉がないんです。だから検討しただけでこれはやったことになりそうな、そんな雰囲気の記事になっているんですけど、今の二つの質問、同じところへ行っちゃいますけれど、目標について、お聞きしたい。

それから、さっき組織の縮小、管理職の削減について伺いました。一応考えているというご答弁をいただきましたが、それでは今年の4月から新しい部が一つできる。今年の3月なくなる企業部というのは、僕は自然減だと思っているんですよ。無理矢理なくしたんじゃなくて、主体的な仕事がいくつかなくなってきて、部の仕事量の半分が一気になくなったということで、部の仕事をどこかの部に担当させてもどこかの部は課が一つ増えるということになりますが、それでいけると。そうすると、単純に言えば部長が一人減るわけです。看板も何百円か減るとは思いますけれど。片方で自然減で部が一つ減って、どうして今度は故意に、意図的にがんばって新しい部を作るのか。それと、先ほどの答弁の整合性を伺いたい。私は整合性がないと聞こえました。

組織の縮小、管理職数の削減は大事なので、もう一度、本当に市長、数的なそういうものを何も見当もついていないのかどうか、お聞きしたい。

そうでないと、これから集中改革プランを作るんでしょう。集中改革プランの中には、多分部の数と言うか部長職の数とか、多分、入らないと、改革プランにならないんですよ。ということは、入れなきゃならない。入れるんだったら、部はいくつぐらい縮小するとか、課はいくつぐらい縮小するとかいう考えがなければ、プランが逆にできないことになるので、その辺のお考えを聞きたい。多分腹づもり、2、3割減らしたいとかあるんじゃないかと思うんですけど。

それから業務委託。また出ました。定例的、反復的は結構ですが、技術面、昨日もどなたかの質問に、今日かな、資格という言葉、技術、専門的技術とか知識等、資格という言葉が出ましたけれど、資格の場合は計画するのに法律で資格が必要なんて話は聞いたことがないので、普通は。医療計画だかなんだかよく知りませんが、私がわからないやつで、一般会計の質疑のなかで教えていただいたこともございましたけれど、そういうのがなかにはあると思いますが、普通はそうとは思えない。

ちょっと簡単にお聞きします。平成18年度一般会計予算で、花と緑の伊豆づくり事業企画運営委託料1,000万円というのがあります。これは万が一資格はいらないと思うので、多分誰でもできる仕事だと思うんですけど、これはどうして委託するんですか。手間が足りないという理由以外にあったら聞かせてください。

それで、これは花と緑だから木と花を多分あっちこちに植えようということじゃなくて、実際の事業に使われるお金と企画料としてコンサル会社に払うお金を分けて教えてください。

それから、健康日本21計画策定委託料、これ、たった200万円か300万円の仕事なんですけれど、皆さん、職員一人の年間の人件費の約3分の1ぐらいです。恐らく仕事量は通年でやれば1日の仕事量の5分の1か6分の1か10分の1を費やせば1年でできるというぐらいの仕事量になると思いますけれど、そのような仕事量のものをどうして外部に委託するのか。

技術がないというなら結構です。そういう理由をおっしゃってください。

因みに申し上げておきますけれども、数ヶ月前に矢祭町の話を私がしました。2002年か2003年に総合計画策定をやっています。矢祭町で。その5年前にも当然やっているんですけど、5年前に使った金は、七百数十万円でした。5年後の、今から2、3年前の話ですけど、その時に使ったお金は、60万円40万円とか言っていましたけれども、似たようなと言いますか、総合計画をつくったわけです。前者の七百何ぼはなんだったかと言うと、コンサルタント会社に払った金です。後者の40万円だか60万円というのは、印刷会社に払ったお金です。

総合計画をつくるのに伊豆市は1,000万円だか2,000万円だか3,000万円だかちょっと覚えていませんが、それぐらい使ったわけですが、伊豆市の職員は矢祭町の職員より程度が低いということですか。それとも仕事が多すぎて、全然人が足りない。そうするとこの110人削減計画もとんでもないことになっちゃいますけれども、この辺もあわせてお答えいただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ただいまの答弁願います。

まず、市長。

市長（大城伸彦君） お答えいたします。

行政改革策定プランの目標がわからないということでございますが、その中で議員が部の数をいくつにするか、課の数をいくつにするか、それを聞きたいということですが、これは逆だと思えますね。部の数をいくつにするか、課の数をいくつにするかが先ではなくて、どういう業務があるからどういう部が必要か、課が必要かということだろうと思います。

仕事があって、人、モノ、金をその仕事にどれだけ張りつけて、いつまでにやるかということが業務のプランだと私は思っております。人を何人でもってやるかというのは、その過程の中で出てくると思います。最初から何人でといたら、やはり時間とかあるいはお金とか、外部に使うお金とか、そういうものが変わってくると思うんですね。

私はそういうふうにしておりまして、現在まだ策定中でございますので、議員のご意見を入れて、よりわかりやすいものにしてまいりたいとそういうふうを考えます。

それから、業務委託の中で、花と緑のまちづくり事業、その計画と、健康日本策定プランのご指摘がございました。これについては、担当部長に答えさせます。

それから矢祭町の例をお話いただきまして、伊豆市の職員はそんなに能力がないのかと大変厳しいご指摘でございます。また矢祭町がどうやってそういうふうになったか、プロセス

をよく勉強して、参考になるところは参考にしたいと思いますが、そのまま持ってきてできるかどうか、テレビ等で見ますと何人かの方が中心になってがんばっていただいたというようなこともあります。そういうことが、手を挙げてくれる人がいれば、議員おっしゃるように、さらに伊豆市も良くなるなど思っております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 花と緑のまちづくり事業ということでございます。

これにつきましては、前に説明させていただいておりますけれども、これは平成17年度、今年度の県の事業として進めてきましたが、平成18年度、それを受けて、市が花と緑のまちづくりを進めようということで、県の補助をいただいて進めていく事業ですけれども、四つぐらいの柱になっているんですけれども、これにつきましては、当初県の方も農業サイドの補助で行こうということで進めてきたんですけれども、現在、それが変わってきてまして、伊豆ブランド創生の中の事業の中へ変わってきました。

そんな関係で当初予算では委託料という形で載せてありますけれども、これが市が実施主体でやっていくような形になってきましたものですから、その辺が多少変わってきます。今後は6月あたりの補正でまたお願いするような形になりますけれども、このなかで、先ほど言いました4本の柱と言いましたが、一部委託も含まれておりますけれども、市でできる、職員でできるものは職員でやっていこうという中で、現在検討しております。

例えば温泉場のまちづくり、花のまちづくりを進めようというのは、市民と協働で行政も一緒になってやっていこうとか、一番の虹の郷を使ったハンギングバスケットコンテストなども虹の郷である程度できると。

一部委託を考えているのは、花を使った商品化、要するに観光的な商品化について一部をお知恵を拝借するようなことがあるかも知れない。

それと、首都圏あたりへ情報発信していく、ちょうど花というのは中高年をターゲットに、どのような戦略的な発信をしていったらいいのかということで、多少その辺の委託が入ってくる可能性がありますけれども、先ほど話をしましたように職員でできるものは職員というような形の中で進めていきたいと思っております。

議長（遠藤正寿君） 次に健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） それでは健康日本21計画でございますけれども、この計画は、生涯にわたりまして小さい子供、それから成年、壮年、そして老年という各世代のなかでの健康の目標をつくっていくという、合併いたしましてまだ計画がないわけですので、つくるということでございます。

なぜ委託をしたかという、そういうご質問でございますけれども、健康増進課と申しますのは、保健師、看護師、あるいは栄養士といった専門職が非常に多い課でございますので、事務職は二人でございます。そういう意味と、それから職員の人達でできる限りのことをして、

プロジェクトと言いますか、そういう中でつくっていくわけでごさいます、もう少し金額が倍ぐらいかかるわけでごさいますけれども、それをそういう計画の印刷料であるとかそれから製本であるとか、そして、それ以外の計画の中でノウハウが必要な部分だけについての委託を含めております。

したがって、本来におきますと倍ぐらいの金額がかかるなかで、それを二百数十万円という、そういう金額で抑えているという、そういうご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 再々質問をします。

わかりました。

丸投げではないよということで大変努力しているわけですね。ありがとうございます。

観光経済部もそうですよね。全部の計画策定がそうなら大変いいことなんですけれども、ぜひ、そのようにやっていただきたいと思います。

ただし、行財政改革大綱に則った行政改革の仕事は、先ほどの市長の答弁ではほとんど最初から失敗ですよ。

今必要な仕事を、また来年必要な仕事を、それはわかりますよ、今年と同じだから。見極めて、必要な事業を配置して、必要な組織を組み立てて、ほとんど今と同じものができるじゃないですか。今の組織もそうやってつくったんでしょう。改善をしなくたっていいんですよ。改善が目的ではなくなっちゃうじゃないですか、そんなことをしたら。

だから職員削減目標や部長数の削減目標や課長数の削減目標が必要だと言っているんです。そうしないと人件費は減らないじゃないですか。たまたま積算していったら今年と一緒にしたと言ったら、来年は絶対にやめた人を100%補充しないと、どこかの稼働がうまくいかなるということですよ。この大綱に沿った仕事をした後で。

今は、この大綱に沿った仕事をしていないのでなんとか減ったところはがんばれとか何とかやっているわけですが、あっちが少し余っている、こっちが足りなそうだから動かそうとかで足りているけれど、市長がおっしゃったようにこの大綱を基に改革プランをつくって作業をしたらその年から削減はできなくなりますよ。

だから、改革のためのプランと、市長が望む削減目標とがドッキングして、いや、市長が言うところの大綱の目的と、それと要するに財政面からの要請がドッキングして改革プランができるのではないですか。現場の仕事を拾っていったら、一人も減らさないでくださいと終わりですよ。

その辺をもう少し、実際はそんな変なことはないと思うのでそんなに心配はしていませんが、そういう気持ちを強く表していただかないと、作る人たちはまた、部の数はやっぱり同じですよ、課の数だって同じですよ。行政改革大綱にしたがって改革プランをつくったら管理職が一人も減らなかつたなんて、そんなばかなことはやめてくださいよ。本当に。

そういうお願いをしたいがために、今日ここに話を出したんです。案の定の答弁だったんですよ。頼みます、本当に。そうじゃないとみんな、昨日から行政改革の話がたくさん出ています。なぜなら使いたいところにお金がいけないじゃないですか、今みんな。部長さんたちだってそうでしょう。そうしたら、今、仕方なく使っているんだけど、そのお金をあっちこっちで削って、ほかに使えるお金を生み出すとかもしなきゃならないでしょう。それが行財政改革じゃないんですか。私はそう理解しているので、先ほどの必要な下からの積み上げ方式だけは、ぜひ検討いただくようお願いしたいんです。それは軋轢もあると思いますが、行政改革の目標です。

だからもう1回聞きます。行政改革の目標はどこに行ってるんですか。それだけでいいです。

この再々質問の答えは。行政改革の目標はどこに行っちゃっているんでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） お答えします。

先ほどから申し上げておりますように、それぞれの事業があります。それにどれだけの人、モノ、金を振り分けて、振り分けてと言いますかどれだけの人数でどれだけの資材を使って、どれだけのお金を使って、これだけの効果を上げてくださいという見直しをすることが行政改革プランだと思っております。

先に何人でやるか、いくらでやるかというのは、そちらからも攻めなければいけませんよ。小森議員のおっしゃるように。財政も厳しいし、人があり余っているわけではないし。無尽蔵にいるわけではないし、ただじゃないし。要は、最適設計をしろということですね。その中で、どういう事業の優先順位をつけてやっていくかというプロセスの問題だと思えます。結果ばかり焦っていると、結局数字にとらわれて、数字が一人歩きしちゃって、逆にできたつもりが終わってみたら何もできなかったという計画は、ままだあります。その辺は議員さんもおわかりだと思います。両方から攻める必要があると思います。その数字的なものをこれからもっと具体的にして、仕事を具体的にやるのが、私はプランだと思えますし、もう一つ申し上げます。トップダウンでやる方法があります。小森さんは、それを狙っていると思います。それからボトムアップもあります。それをやっぱり整合しないと、先ほどのどこかの答弁ではないけれど、予算を減らされたからできませんというのは、お答えしたところがありますけれど、私は不満なんですね。限られた予算でやってくださいよ、それをやるのが、じゃないですか。なんか攻守ところを変えてしまってすみません。

議長（遠藤正寿君） 小森議員。

3番（小森勝彦君） 身に覚えのある部長さんは努力しましょうね。

3番目の市民農園管理事業について、1点だけ伺います。

私はさっき市の負担をゼロにするための経営計画と言ったんですが、ぴったりの答えはど

うもなかったように感じたんですが、それはそれでしょうがないとは思いますが、なぜこんなことを言ったかという、1年前に半分冗談だったんですが、本当にゼロでやっていけるんだったら来年度もし運営費を上げたら、予算案に出してきたら、これは否決だよな、というような話もしたんですね。委員会の前後とかそういうところで。

要するに平成17年度の工事予算を通すときは、平成18年度以降の運営費負担はないですよ、とあなたはおっしゃったんです。言ってますよ。だから初年度からそんなにうまく行くのかなという気持ちはありましたが、だからそれはそれでいいんですけど、本当に2、3年でゼロにもっていけるのかどうか、そういう見通しをあなたが持って運営していただければ、それはそれでいいんです。

そういうふうに言っていただきたいんです。お願いします。

議長（遠藤正寿君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 先ほど平成18年度について当初から独立採算で行けるというような話は、多分しなかったと思います。2、3年を目途にそういう方向に努力をしていきたいというふうに言ったように、私は思っております。

それで、将来的になるべく市費を投入しないような方向に持っていくのは当然だと思えます。先ほど言いましたように、そこを運営する方々が自主的な事業、いろんな企画をしていただく中で、そこである程度そこでの収入、別の形の収入、利用料以外の部分の収入、そこらがある程度収入としてあがってくるようになれば、多少なり委託料の減額も可能になるのかなというふうに思っております。利用料というのは、いくらがんばっても、100%稼動した場合でも312万円、それ以上のものは上げられませんから、先ほど言ったように、自主事業の中でいかにがんばるかということだと思えます。

2、3年後に絶対ゼロにできるかと言われてもちょっと困りますけれども、そのように努力をしていくように、また、その方々にもご指導していきたいと思っております。

議長（遠藤正寿君） これで小森議員の質問を終わります。

鈴木基文君

議長（遠藤正寿君） 次に2番、鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木です。

ちょうど時間的にもいい流れで、もう少し、あと一つだけですから、皆さんがんばってください。

今、小森議員もそうですし、その前も財政改革の話がだいぶ出ていました。私はこの質問の中で、財政のスリム化ということと、ちょっと視点は変わるんですけど、市の行政がいかにこれから活性化して、市民が生き生きと暮らせるかというようなところで、質問をしたいと思えます。

私は昨年12月の議会でも市長に質問しました。各支所をこれからどうやって活性化、支所の

機能をうまく利用して地域興しができないかという質問の中で、市長が確かこの4月で2年を終わって、3年目を迎える。そこで行政の機構改革を行ったり、市長としてのカラーを打ち出していきたいというような答弁をいただきました。私は今、それが近づいてきているわけで、大変期待しているわけですが、そこでこの機構改革でどういうことが行われるか細かいことはわからないんですけど、まず一つ大きなところで企画部ができると。その新しくできる企画部について、まず質問いたします。

1番としまして、組織の内容、中に課ができるのかとか、人数とか、わかっている範囲内で教えていただきたいと思います。

2番目にその業務の内容。

3番目に、企画部ができることによって、他の部や課の再編等がありますか。

4番目に、市長が3年目を迎えて、市長独自のビジョン実現のために、この組織の組み替えにどのような役割を期待しているかということをお聞きします。

議長（遠藤正寿君） ただいまの鈴木議員の質問に答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 鈴木議員の新しくできる企画部についてのご質問にお答えいたします。

一つ目の組織の内容ですが、基本的には現在の総務部を分割する格好、外から見るとそういう格好になります。現在の総務部企画課、財政課、情報システム課を企画部とする組織であります。その中の財政課内にある検査室を総務課に移して、総務課の行政系の事務分掌にある行政改革、地方分権、行政評価、行政機構等、行政改革に関する事務分掌を企画課に移します。

二つ目の業務の内容ですが、市の重要施策の総合的な企画や調整、予算・財務の調整、公有財産に関すること、電子計算組織による情報や情報化の推進に関することが主な分掌事務であります。

三つ目の他の部、課の再編があるかということですが、企業部を廃止いたします。企業部が所管し、施設の管理をしている経営管理室を観光経済部の観光商工課の課内室として事務分掌を移します。また、土木部高規格道路課を建設課に併合し、建設課の中の土木管理部門を土木部管理課として独立させ、土木業務の充実を図っていききたいと思います。

四つ目、市長のビジョン実現のために、組織の組み替えにどのような役割を期待しているのかについては、国では、新地方行革指針による更なる地方行革の推進を進めます。行財政を取り巻く環境が極めて厳しい中、改革の推進に強力に取り組む必要があります。3年目を迎えまして、企画部を創設し、明確な業務の位置付けをすることにより、一層の行革を推進し、きめ細かな対応をしていきたいと思います。

もう一つ、企画部というのをつくると、やや横断的な事業が入るわけです。いわゆる縦割り行政と言われていて、縦と横の管理というのをトライしたいということです。いわゆるX-Y管理です。どうもY管理と言いますが、縦管理はできているようですけど、横管理

ができていないということで、企画部には市の将来を担う企画的な話と、そういう横の調整ではなくて、連携を取れるような仕事もやってもらいたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） それでは再質問いたします。

行革の推進と横断的な事業を目指したいということで、非常にもしできれば、すごいことだと思っているわけですが、実は今回この議会での一般質問のなかにも、これから市の発展のために本当に必要な、解決していかなければならない事項としまして、例えば国民健康保険、介護保険、老人保健などの給付をいかに削減していくか、ですとか、人口の減少をどうしたら抑えて増加に持っていけるかとか、また幼保の一元化などいろいろ質問が出たわけですが、みんな部をまたいだ問題を抱えている。その中で答弁の中でもなかなか他の部との調整をしなければ、というようなお答えが非常に多かったと思います。その辺りをどういうふうにしたら解決できるかというような、今までなかなか明確に取り組みがなかったと思っていたんですけど、今回企画部がそんなことも視野に入れているということで、本当にこれを具体化していってもらいたいというふうに思っています。

当然、その中には行革の問題が一番大きい問題としてあるわけですが、ここで市長が特に力を入れて、これだけは取り組みたい、これは本当に自分のビジョンを実現するために必要な問題だというようなものをここに企画部に問題を下ろしまして、そこから本当に本気になって調整を図っていくというようなところまでもっていかなければ、どの問題も解決できない問題だと思っています。

そんなダイナミックな活動をさせるためには、何が一番必要かと考えたときに、まず一つ、人事の問題があるなど。人事の問題について、お聞きしたいんですけど、部長が今度できるわけですが、部長を選任するに当たって、今まで言いましたね、一つなくなるからこちらへ持ってくるというのではなくて、本当にこの事業をするためにこの人材が必要だというような、人材の配置というのが必要じゃないかと。

例えば年功序列で、順番でこの人、というのは排除するとか、例えば外部からの県とか、極端な話、民間人の登用なんてこともあっていいと思うんですけど、そんな思いきった施策、人事的な政策なども考えられないだろうかと、実は思っています。人事のことですからまだ発表前で、細かいことは多分言えないと思います。今回の人事に限ったことではないと思いますので、これから将来的に人事的なそういうビジョンがお持ちになれるかどうか、そんなことがありましたら、ちょっと伺いたいと思います。

議長（遠藤正寿君） それでは市長。

市長（大城伸彦君） 企画部に大変期待をしたいということで、ありがとうございます。あんまり期待が膨らんでしまうとあとで失望すると困るなど今思っているわけですが、私としても挑戦的なつもりでこれを自分から言い出してつくらせたという経緯がございます。

ただ、横の連絡ということで、みんなここへ集まったらまたご意見のあるところですね。ほかの部がいないじゃないかというような意見になりかねないということで、ややうまくいけばいいですけども、初年度でどこまで定着できるかというのは、私の挑戦だと思います。

それから、こういうことをやって、どういうことが伊豆市のためになるのかということで、いくつか今掲げている、先ほど来申し上げています交通の問題、基本的には土木部がやるんですけども、もっと交通と観光を結び付けるにはどこを手をつけなければいけないとか、別の角度からの視点がいろんなものに必要だと思うんですね。あるいは、行政に対する、ただいまご質問のあった福祉に対する、教育に対する、1本だけで、こうだからこうだというのではなくて、やはりもっと別な視点も必要だと思います、この企画部にそんなことを期待しています。やや抽象的ですが、そういうことです。

それから、その中で一つ、例の環境エネルギー、新エネルギーなどもまだちょっと言い出してからもう2年経っています。若干、県が動いてくれていますけれども、大変大きな船が動き出すのかなという感じで、なかなか岸を離れないで私もじりじりしているんですけど、できるのかできないのか、そんなことも片腕になって推進してもらえればと。

結果として特区等の申請ができて、特区になれば、そういうこともやってもらいたい。いろいろ期待は持っていますけれども、あまりそこへ全部投げちゃうとオーバーヒートしちゃうのかなと常にジレンマを抱えながらやっています。

それから最後の庶務の民間人を入れる、あるいはいわゆる年功序列ではなくて、打破すると。時代としてはそちらへ向かっていると思いますが、なかなか公務員法とか、そういうもののそれに規定されているところを乗り越えて、市長の権限で行くというのはなかなか実のところ大変だと感じているのが現実です。またいい方法がないのかなと。

昨今ですと同じ経緯で入ってきて、あるいは若年層の抜擢だとか、あるいは民間からの導入、あるいは同じ仕事をしていても評価だとか、評価も何とかやりたいと思っていますけれど、なかなかやるやると言っていて、実際に自分たちで点を付けるのは難しいと。増してやそれを給与に反映するということは、難しいなというのが、今まで思っていたより壁の厚さを感じています。

なんとか少しでもそっちの方向へ移る方が、これは市民の皆さん、そんなふうには思っているのではないのでしょうか。ただ、やはりもうちょっと時間がかかると思います。いずれは行くと思いますが、そういう研究をする必要があると思っています。

なんか答弁になっていないようですけれど、また質問してください。

議長（遠藤正寿君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） それでは最後の質問ですから、がんばってください。

今、国の中を見回しますと、注目されている、成果を上げている自治体なんか、中には必ずここまでやるのかと言われるような職員がいる。民間の人たちにもやっぱり人たちがいる。そんな職員が多分増えることを一番望まれているのは市長だと思うんですけど、それでは

どうやってここでそういうような職員を増やしていけるのかという、その辺りの具体的な方法、施策というのが本当に必要ではないかなというふうに思っています。

今回のパソコンの問題なんかでも職員の資質や仕事の内容が問われているんですけど、伊豆市の職員の中にもそうやって自分がここまでやりたいんだという職員、本当に伊豆市を良くしたいという職員がたくさんいます。問題はそんな人たちが、新しい市になったせいかどうか分からないんですけど、思うようなそういう力を発揮できていない、やる気が段々なくなってきたんじゃないかという話も聞いていますので、そんなところが一番問題じゃないのか。これはパソコン問題以前から聞いているわけです。そういう職員が本当にもっとやるぞ、やる気があるぞ、この市に誇りが持てるぞ、というような、そういう環境にどういふふうにしたらいいかという、その辺りのものをつくるのに、実は市長はあまりにも大きな期待を持ちすぎるなと言いますけれど、企画部で、なんとかならないのかという期待を持っていました。まだ持っています。それこそが今、パソコン問題等で市長がよく言われるんですけども、この問題を逆にプラスの方へ変えていく唯一の方法ではないか。

一番必要なのは、僕は市長の夢のあるビジョンじゃないかと思います。みんながそのためには、市長もこう思っているんだから、それでは職員も議会も市民も、これをバックアップしてやってやろうという、そういう夢のあるビジョンがほしくて、それを具体的に実現するために、それじゃこうするんだという施策をここでやってもらいたいなど。ピンチをチャンスに変えたとおっしゃっていましたが、ぜひ、がんばっていただきたい。口の悪い人はラストチャンスだなんて言う人もいますけれど、そんなことで、大変な一般質問だったと思いますけれど、お疲れさまでした。

これに対するお答えは、もう強いやるぞという気持ちがあれば、その気持ちだけ答えていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

議長（遠藤正寿君） それでは最後に答弁願います。

市長（大城伸彦君） あんまり大きな声でやるぞと言うと職員が今度はまいっちゃうんじゃないかと思えますから。

しかし、ピンチをチャンスにするというのは、やはりそういう時期に来ていると思うんです。それから、やはり、やりたいという職員は、いることは承知しています。

昨年の秋ですか、係長以下、以上はもう役職があるから勝手にまわすぞと、以下に、A 4一枚でどういう仕事をやりたいか、どういう課へ行きたいか書いてくれという、大体、全職員出してくれたと思います。全部読みました。

誰がどうかというのは、精査していませんけれども、今ここで持っていませんからわかりませんが、3分の1ぐらいの方はこういうことをやりたいなと書いてありました。3分の1ぐらいは今の職場がいいと。あとの3分の1は、今の職場がきついかからもっと楽なところへ行きたいというような感じですか。これは私の感じですから。そうははっきり書いていません

けれど、そんな感じがしています。

その辺もやはりより前向きな意見を出して、業務の中で挑戦して先ほど来、いろいろ失敗のことについて言われていますけれど、失敗はやはり誰も失敗はあると思います。失敗して成長するんだというのが私の人生哲学の一つでございまして、失敗を成長の糧にするということをこの職場のなかでも、そういう人たちが伸びられる環境をつくることが重要だなと思っています。

ちょうど、この4月に、私も折り返し点を迎えるわけでございます。35キロ時点につぶれないようにがんばりますので、ぜひご支援をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） それでは、これで一般質問を終了いたします。

散会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

二日間、大変ご苦労さまでございました。

次の本会議は3月16日午前9時30分より再開いたします。

よってこの席より通知申し上げます。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後 4時23分

平成 18 年第 1 回（ 3 月 ）伊豆市議会定例会

（ 第 5 号 3 月 16 日 ）

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（遠藤正寿君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成18年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は25名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（遠藤正寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第1、議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）についてを議題といたします。

本案については、今定例会の初日の2月24日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、高田議員。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） 24番、高田でございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）総務委員会所管科目について、主な審査の経過と結果について報告させていただきます。

まず、総務部所管であります。当局から特に補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑であります。初めに、委員より、歳入合計で1億7,930万円という減額の補正の中、3億9,690万円の繰入金を取りやめ、歳出の方で基金の方に1億9,200万円を積み立てたが、毎年この時期にやったかどうかとの質問がございました。

答弁は、今回の繰入金の減額は支出が確定したための財源の調整であるとの答弁がありました。

次に、雑入について、国民宿舎剰余金1億7,000万円の計上について、木太刀荘とふじみ荘ということだが、これはこのままでいいのかとの問いに対しましては、収支の剰余金で、ふじみ荘については6,000万円、木太刀荘については1億1,000万円ということですのでとの答弁がございました。

こういう審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）総務委員会所管科目につきましては、討論はな

く、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

〔福祉文教委員長 木内一郎君登壇〕

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

付託されました議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）所管科目について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、委員全員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました結果、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

当議案の審査において、論議のありました主なものを申し上げます。

健康福祉部関係では、55ページ、13の48、老人保健法の基本検診委託料150万円の減額について。

答弁としまして、平成17年度は集団検診と個別検診との併用になった。人数的には平成16年度が6,179人、平成17年度が4,022人で約2,000人の減になったこととなります。集団検診と個別検診の併用は、国の指導により検診当日に医師がつかなくなればならなくなったので、集団検診だけだと医師の確保が難しくなった。また、内科医が少なくなっていること、医師の老齢化があり、集団検診の数を増やしていくことは今後非常に難しい状況になってきている。個別方式に移行せざるを得ない状況だという、このようなご説明がございました。

教育委員会関係では、81ページ、中伊豆給食センター事業配送業務委託を初め多くの委託料が減額になっているが、その理由について。

答弁は、いろいろ値引きをしていただく中で、予算より低い額で契約ができたということです。確かにこれくらいの予算でという見積もりをとり、予算要求はするが、実際の執行に当たっては、いかに少なくして同じ効果が得られるかで交渉するので、大概是減ってくる。ただし、まれに少し上がる場合も出てくると、こういうこととございました。

以上、議案第4号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に係ります観光経済委員会所管科目については、3月3日、委員全員の出席のもと、市長、助役、担当部課長、支配人、職員出席のもと、付託されました議案について審議いたしました。

審査の経過と結果をご報告申し上げます。

詳細につきましては、議員控室に会議録が閲覧できますので、質疑の主なもののみご報告させていただきます。

議案書の63ページです。

委員より、林業振興費で、林業振興事業や放置竹林対策事業の予算が減額となっているが、山林所有者が保全管理事業に対する関心がさらに少なくなると感じるが何か対策はとの質疑に対し、山林所有者の方々に計画的に施行してもらわないとできません。今後も施業計画作成を林家等に指導を行っていきたいと考えていますとの説明がありました。

委員より、同じページの林業振興事業費の測量設計委託料430万円が減額となりましたが、今年度どういうことを事業実施したかとの質疑に対しまして、担当者より、チップボイラーについては、県が平成14年度から平成16年度に1,000万円ぐらいかけてボイラーとしての調査関係を行った。それに対して、平成17年度はその実施に向けて最終的な調整等を行い、今年度、測量設計をする予定でした。しかし、チップの製造に関しては、間伐材によるチップ製造は産廃業の資格は不要ですが、正式に廃材を製造する場合は産業廃棄物の資格を取らなければならないなど、さまざまな問題が発生しました。また、県の補助金もなくなったため、執行できなくなり、今回は測量設計を減額とさせていただきました。引き続き実施に向けた検討は行っていきますとの説明がありました。

委員より、65ページ、7款観光費の中で、その他観光施設管理事業の積算システム借上げ料が124万5,000円の減になっているが、観光費の中の積算システムとはどのようなシステムで、また、減額とした理由は何かとの質疑に対しまして、土木の積算システムで工事の計算をするときに使用するパソコン用ソフトですが、農林漁業整備課と二重計上したので、観光費のシステム借上げ料を減額としましたとの説明がありました。

委員より、63ページの林業振興事業の測量設計委託料に関連で、県はバイオマスエネルギー循環型ということで重視し、モデル事業的として実施予定だったのに、どうして補助金が削減となったのかとの質疑に対しまして、平成14年度から平成16年度にかけて調査費が1,000万円近く、全額県費で実施しました。平成18年度の事業に関しては県で20%のつけ増しされると予定していましたが、環境森林部が財政との協議の中で、つけ増しの前例がないため、この事業に対してもつけ増しはできないということで予算が減額になりましたとの説明がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

〔土木水道委員長 杉山羌央君登壇〕

土木水道委員長（杉山羌央君） 14番、杉山羌央です。

議長から報告を求められました議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）の土木水道委員会所管科目について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、上下水道関係からご報告

申し上げます。

特定環境保全公共下水道や農業集落排水事業の区域外が補助金の対象となっているが、区域内を補助金の対象とすることはできないかとの質疑に対しまして、国・県の補助金と市単独費が補助財源となっている中で、県の規定では下水道計画区域には補助金を支出してはならないという規定になっている。下水道の認可区域は7年サイクルで認可をとっており、この7年間は我慢をしていただきたい。全体計画区域は補助対象ということで県と調整が済みしております。18年度には区域以外は補助対象となるよう現在調整を進めております。

ただし、下水道の計画区域内に関しましては、いずれ下水道が行くので、下水道が完成した際には、速やかに接続をしますというような確約書をいただきながら補助対象にしていこうと検討をしているところですとの説明がありました。

土木部関係におきましては、69ページの国・県道関連事業の19の42、県単独合併支援重点道路事業負担金1,100万円の減となった理由に対しまして、事業の確定によるもので、当初見込んでいたときのものよりも事業費が少なくなったとの説明がありました。

以上、質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩をいたしまして、休憩中に、質疑、討論ある方は通告書を提出願います。それでは、9時50分まで5分間ですけれども、休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時50分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑はなしと認めます。

これより討論に入ります。

今のところ討論の通告がありません。

他に討論はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第4号 平成17年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、各委員長の報告は

可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第2、議案第5号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第3回）についてから日程第8、議案第11号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）についてまでの7議案を一括して議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、高田議員。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） 24番、高田です。

議案第6号 平成17年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

委員からの質疑、討論はなく、採決を行った結果、付託されました議案第6号は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

ご報告申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

〔福祉文教委員長 木内一郎君登壇〕

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

付託されました議案第7号 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において、論議のありました主なものでありますが、国の方針で食費と施設利用料は保険から外し自己負担になったが、これによって影響を受けた者を把握しているかという質問がございまして、自己負担にはなったが、同時に特定入所者の補足給付が創設された。自己負担の基準額が設けられたので、この適用を受ける者は介護給付費から補足給付が出ている。したがって、それについての対象者は把握しているという答弁でございました。

議案第7号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） 21番、大川です。ただいま議長から報告を求められました議案第9号 平成17年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第9号につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成のもと原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号 平成17年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）につきましても、質疑、討論はなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案を可決するものと決しました。

続きまして、議案第11号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）について申し上げます。

主な質疑としまして、委員より、天城温泉会館の場合に2名の職員を受け入れて経営的にどのようになるかとの質疑に対しまして、天城温泉会館は4月からは今まで月給制の職員2名のうち1人はパートにシフトするというので切り詰めたいと考えています。今回、予算総額4,400万円をお願いをしましたが、前年度と比べると600万円ほどが増額となり、実際に経営的にはかなり厳しいものと思われま。この4,400万円の内訳は、劇場部分におおむね2,200万円ぐらいかかり、残り2,200万円が温泉館、食堂、売店となります。売店は利益が出ていますが、レストランの方は赤字になっています。これを何とか補てんしたいということで今回2名の職員を配置しましたとの説明がありました。

委員より、ウエルネスセンターの拠点として行う場合に、食育を重要視されているようですが、メニューづくりとか何か準備をされていますかとの質疑に対し、現在、県のアドバイザーから指導を受けながら板前がメニューをつくり、アドバイザーの方に随時送っている段階です。その結果を受けて、物の購入、それからメニューに対してのカロリー計算などを検討する予定になっておりますとのことでした。

また、経営的に考えれば、健康食というものは余り儲からないのかなと思っておりますが、今回、板前が配属となりましたので、健康食と宴席の食事の二本立てで考えております。なお、板前は土肥のふじみ荘にりましたが、健康食について大変関心のある職員でしたので、天城会館の方へ今回配置をさせていただきましたとの説明がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員賛成をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

〔土木水道委員長 杉山 羌央君登壇〕

土木水道委員長（杉山 羌央君） 議案第5号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第3回）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑といたしまして、天城北道路で今トンネルを掘っているが、農地の借地により残土が12万立米ストックされている。地主さんたちには借地契約を2年延長してもらっているようだが、最終的に大平の道路に5万から6万立米ぐらい使うかとの質疑に対し、今、国道より川側のハーフインターが盛り土になっています。その盛り土に4万立米ぐらいを流用します。残りの8万立米は、市が計画しているアクセス道路に使えるということで、12万立米についてはアクセス道路の使用でほとんどなくなるといいますとの説明がありました。

また、基本的には残土は残らないのか。天城北道路関係としての事業が終わった場合、その後の借地料などは別に発生することになると思うが、そういう契約はしてあるかとの質疑に対しまして、担当者より、今、掘削した残土の借地は、あくまで今の借地として契約しています。残りの残土については、圃場整備をするという前提で来ていますので、そちらの方の土をどうするかということについては、具体的な借地契約はまだ結んでいませんとの説明がありました。

今、合併特例債を利用していると思うが、次のトンネルを掘って圃場整備ができるかできないか、借地でずっと置いておくわけですかとの質疑に対しまして、基本的にはそうなると思います。道路の形としてはでき上がってしまいますので、当然農地としては使えないということだと、借地を継続しなければならない。ただ、その期間が長くないように、この道路を取り込んだ換地計画をつくり、この計画にあわせて右岸側のトンネルの土を処理していくということになるといいますとの説明がありました。

本線部分は買収しないと法的にはいけないとの説明があったので、仮に10年を過ぎると合併特例債が使えなくなるのではないかと。埋めてしまえばよいけれどもとの質疑に対しまして、最終的には右岸側のトンネルの工事がいつ始まるかに合わせて圃場整備事業の計画をしなければなりません。最近の様子では、推測の段階ですが、大体平成21年ごろから、早くも20年の後半ぐらいから、次のトンネル工事にかかれるのではないかと予想していますとのような説明がございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、主な質疑といたしまして、126ページの公共下水道事業の350万円の減額補正。これは道路拡幅に伴う下水道工事ということで、道路拡幅の後に下水道管の埋設という説明がありましたが、道路の拡幅工事をしながら下水道管を埋設はできないかというような質疑に対しまして、舗装をかける前に下水道管を埋設して、最終的にその道路を仕上げるということになりますとの説明がございました。

以上のような質疑の結果、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩といたしまして、この休憩中に、質疑ある方は通告書をもってお願いいたします。

それでは、5分間、再開を10時10分といたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時10分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第5号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第3回）についてから議案第11号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）について質疑、討論を行います。

これより委員長報告に対する質疑、討論に入るのでありますが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告がありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより分割採決をいたします。

まず、議案第5号 平成17年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計補正予算（第3回）について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成17年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成17年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）について採

決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立をお願いします。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成17年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成17年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成17年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成17年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（遠藤正寿君） 起立者全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第9、議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算についてを議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してあります。審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、高田議員。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） 24番、高田でございます。

それでは、議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算についてをご報告いたします。

大変多くの質問がございました。審査の詳細については、既に議員控室にて縦覧させていただいておりますので、主な審査経過の概要と結果についてご報告申し上げます。

初めに、総務部所管であります。委員より、歳出の9ページ、消防費について、9款消防費に7億8,231万7,000円、その詳細が、264ページ、常備消防費として田方消防の分担金、非常備消防費、消防施設費との3つに分かれます。このうち全体の4分の3、75%が、常備消防費として5億8,600万円が出ていく。この分担割合はどうやって決めるべきか、話し合ったことは今まであるか。伊豆市に田方消防員が何人、函南町に何人、伊豆の国市に何人という比率で伊豆市は幾ら負担しなさいということになっているとのことだが、救急車の活動などは伊豆市にいる人が函南町まで行ったり入り乱れている。前年度の救急車の出動件数を算定基準にしたらどうなのかという点はこの質疑がございました。

17年度で2市1町になったということから、17年度に分担金の見直しがされました。そのときに出た結論は、常備消防費の経費の一番大きいものは何かというと80%ぐらいが人件費だという結論が出て、各市の常備消防署の職員の割合で決められてきた。なお、18年度にはもう一度見直しをしようということが課長会の中では決まっているが、例えば人件費と給料の見直しを図っていくように引き続き申し入れる予定ですとの答弁がございました。

また、質問ですけれども、21ページ、御幸橋駐車場の関係で、そこに駐車場があるということが非常に車からわかりにくい。案内板などが無い。お客様へのサービスのために、そういうものを設置してもらいたいというのは非常に大事だと思うがとの意見がございました。

答弁は、そのとおりだと思うので、看板に関しては改良を考えていきますとの答弁がございました。

続いて、市民環境部の質疑であります。まず、委員より、185ページ、年川の処分場について、そういうところは埋め立てが済んだ後は市が買い上げるのか、少し疑問があります。市が買い上げないと、一般が買い上げるのはさらに無理だという気もしますが、これからどんなことに利用するのか。また、将来的には全部買うとか、そういう方向に行くのかとの質疑に対しましては、昨年、最終処分場の取り扱いなどに関する指導方針が出たが、なかなか一般の住宅を建てるのか工場を建てるのは無理だと思います。また、市では管理して、その

廃棄物の状況に応じては公共施設をつくるということでやらざるを得ないのかと思います。昔、埋め立てが済んでいるところがあり、今の状態で地主さんのご理解をいただき、現在、契約の内容が上手に保たれている状況ですから、そういったところは今のところ買う予定はないとの答弁がございました。

次に、181ページです。土肥衛生プラント管理事業があるが、将来的にはこの施設はこのまま使うのかどうか。施設を見た限り、柏久保の施設ともども早く何とかすべきだと思うがとの質問がございました。

答弁は、この土肥衛生プラントは昭和48年に建設され、相当長い間使われています。現在の社会情勢も、以前は、し尿が主でしたが、浄化槽などの汚泥が主流になってきていて、構造的にも無理があります。伊豆市清掃センターにも、し尿処理プラントがあり、土肥地区同様劣化しています。したがって、市として早く整備をしなければいけない状況です。今後は、今度の総合計画の実施計画に位置づけて、早目に統合した形でできないかということは今考えておりますとの答弁がございました。

続きまして、171ページ、廃棄物減量対策事業、ごみは総量を減らさなければいけないと思うが、具体的にどのようなことをやっているのか。また、旧町の議会の一般質問で、ごみの有料化をした方がいいのではないかといいことがありましたが、そのときは、有料化すれば不法投棄が増えるという回答でした。現在、全体として有料化を検討して総量を減らすようなことを考えていますかという質疑に対しては、資源ごみの回収活動団体には400万円ほど補助金を出す予定で、市内で20団体、主にPTA、児童会などの取り組んでいる団体でございます。また、家庭向けということで、生ごみ処理機を購入していただき、家庭で出るごみの減量をお願いしていますとの答弁がございました。

以上の審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算（総務委員会所管科目）につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

〔福祉文教委員長 木内一郎君登壇〕

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

付託されました議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算（所管科目）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において、論議のありました主なものでありますが、健康福祉部では、111ページ、敬老会についてでございます。

開催場所が1カ所になり、それに関連して食料費が大幅に減っているが、その理由は。

答弁。1カ所の実施は、今検討しているところだが、招待者は節目の年で1カ所に入る程度の人数を考えている。今までの出席率から見て38%ぐらい、約550人が出席するのではないかと予想している。弁当代はその人数分です。祝い金については、今まで75歳以上の方で1人3,000円の商品券を渡していたが、それを2,000円にしようというものです。静岡県下全部調べても、伊豆市は特出しているという判断だそうでございます。

次に、111ページ、13の47、緊急通報システムについてです。

答弁。東京にあるエスピーチームで一括して受け、業者の電話で対応し、救急車が必要なときは救急車を呼ぶシステムであるそうです。

次に、115ページ、13の41、中豆授産所管理委託料の増額の根拠はという質問で、答弁は、金額的には変わったのではなく、今まで授産所の指導者が、朝、帰りに車で送迎していたが、指導者が車を使っただけの送迎は不適切ではないかということで、指導者は指導に専念するための変更であると、こういうことでした。

次に、135ページ、1の42、保育所民営化懇話会について。

答弁。なるべく早い時期に保育園の民営化を進めていきたい。民営化と公営では人件費約3割の節減ができる。その分をファミリーサポートセンターなど他のサービスに使っていききたい。民営化の施設を調査すると、公営より評判のいいところが多い。そうなれば、保護者の選択肢も増えてくるのではないかという答弁でした。

次に、保育園の耐震化についてですが、柏久保保育園については審査会を通り、熊坂保育園については耐震基準に達しないということであった。試算したところ、かなりの金額がかかるということであった。民営化すれば施設に対する補助金が得られるので、とりあえず1年先送りとなっているということでございます。

次に、144ページ、児童福祉費ですが、昨年度に比べて総額約1億円増えているが、その理由は。

答弁。児童手当だけで約7,354万円、その他の児童福祉費で医療費の助成関係、乳幼児の医療の助成で約1,400万円が上がっている。これを合計すると1億円弱になるとのことでございます。

次に、教育委員会関係。

修善寺図書館の新聞代が削除されたということだがということの答弁。

図書館の雑誌、週刊誌、新聞について、今、パソコンがあり、インターネットで過去の情報を探れる状況にあるので、見直し、精査して、本当に修善寺図書館らしさ、土肥、天城、中伊豆の図書館などがどうあるべきかということについて今後議論してもらいたいということでした。

次に、307ページ、各小学校、それから325ページの各中学校のバスの借り上げ料についての質問がございました。

答弁は、来年度から市バスは5台から2台になる。不足分については営業バスの予算要求をしている。継続して2台を学校のために使用できるように申し出を行っている。予算的には若干だが営業バスの分が増した。中学校は、社会見学、中体連の大会における使用が主になる。練習試合は1クラブ活動当たり3回を予算要求しているということでございます。

次に、消耗品について、予算対比で約86.7%になっているが。

答弁。消耗品については、かなりぎりぎりのところまで下げている。パソコンを一括に購入して単価を下げるとか、リース料を下げる、コピー機等も一括導入をして安くする。コピー代も安くする等、かなり努力して限界に近づいているとのことであった。

次に、311ページ、小学校教育振興事務事業、19の40、通学補助金、327ページ、中学校教育振興事務事業、19の40、通学補助金について、通学補助金の問題、同じバス停から乗る児童で通学補助が出る場合と出ない場合とがあり、利用者の不公平感があると。

答弁。通学補助金の算定は、自宅から学校の正門までという算定になっている。今回の場合は、例えばキロで単価を出したが、金額を全部出すとかなりの金額になる。そこで、1万円の補助について1万円以下は切るということは、財政を見ながら決めた内容である。補助金制度が全く完成して修正できないものとは考えていない。矛盾点については少し検討が必要だと考えているという答弁でございました。

次に、275ページ、1の46、学校評議員制度について。学校評議員制度がスタートして1年経過している。その総括として、18年度はどのような方向性で活用されようとしているのかという質問がありました。

答弁。各学校3人から5人、校長の判断で人数を決めている。学校長の諮問に応じて、このことについてはこの人の意見を聞きたいというようなときには、その人の意見を特別に聞いている。また、学校の教育方針について説明し、意見を聞くときには全員で聞いてもらう。今、学校は来年度の教育課程編成時期なので、その中に生かされればよいと思っている。来年度についても、この制度は外部の人の意見を聞く場として必要だという評価を得ているという答弁でございました。

以上、議案第12号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算の観光経済委員会所管科目についての審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

観光経済部関係では、委員より、予算書の207ページ、林業費の林業振興事業、説明欄19の44、県山林協会負担金。山林協会の事業など何かとの質疑に対し、この山林協会の事業内容は、国などに治山事業の要望活動の各市町のとりまとめと各市町に治山林道技術指導や治山林道講習会の開催などですとの説明がありました。

199ページをご覧くださいと思います。

説明の19の42、委員より、畜産振興対策事業のへい獣処理助成金があり、具体的にどういうことに対する補助金かとの質疑に対し、担当者より、牛など病気で死んだ場合、衛生的に処理しなければなりませんので、このへい獣処理場に輸送して処理してもらうこととなります。補助金で1頭当たり2万4,000円との説明がありました。

委員より、223ページ、説明欄19の54、伊豆観光推進協議会負担金は新規のものですか、また、協議会はどのような内容ですかとの質疑に対し、これは伊豆地区観光協議会と伊豆地域観光活性化協議会の2つの協議会が平成17年4月から伊豆観光推進協議会の1団体となった負担金です。内容は、広域的な観光、伊豆全体の観光振興ということでパンフレットを作成したりしています。伊豆全体の市町、観光協会など、東海自動車など交通機関、それから観光施設等が入っています。全部で13市町、交通などで10、合計23の団体で組織しています。主な内容としては、伊豆地域の情報発信、インターネット事業や外国人のもてなしの検討会など、伊豆の観光振興という団体との説明がありました。

委員より、予算の中で項目は同じで、実際の管理の主体が指定管理者に移ったというものが幾つかあるが、予算的にはどのようになったかとの質疑に対し、観光の施設は観光協会などに管理を委託していました。それら今までの経緯等も踏まえ、そのまま指定管理者としますが、経費的には同額で予定しています。見直しすべきところもありますので、今後そういった面を精査して委託料等も検討していかなければならないと思っていますが、現状では同額ということですのでとの説明がありました。

231ページの説明欄15の42をご覧くださいと思います。

委員より、桂遊通りの整備工事で3,000万円、具体的な内容と財源はとの質疑に対し、修善寺温泉場の継続事業で、平成17年度までは頼家公参道整備工事という名称でしたが、18年度は桂遊通り整備工事と名称が変わりました。財源は、工事費3,000万円の2分の1が県の観光施設整備事業補助金です。工事内容は、幅員3メートルから4メートルの道路のコンクリート舗装と水路改修等です。延長は210メートルです。16年度から、この全体の事業が始まりまして、19年度までに工事費合計6,700万円程度を予定して事業を実施いたしておりますとの説明がありました。

委員より、関係団体への補助金、イベントの補助金に対する考え方はとの質疑に対し、補助金関係については、旧町時代からの流れで来ている部分があり、根拠が不明確なものもあります。19年度に向け、利用効果や補助金のあり方などの面から補助金の見直しを行いたい。また、費用対効果という面で各補助団体にも考えていただけるようお願いしたいとの説明がありました。

続きまして、企業部関係の報告をいたします。

委員より、一般会計の235ページですが、説明の13番で万天の湯とテニスコートの管理事業があるが、ここはどのような経営をするのかとの質疑に対しまして、テニスコートについて

は営業を行うが、万天の湯は、湯量、温泉の量が少なくなっていることと、温度は22度と低く、そのため灯油代もかなりかかるので、非常に厳しい状況です。そのようなことで、万天の湯については、しばらくの間休業ということにしたいと思います。ですので、今回ここで予算計上したのは通常の電気代と水道代などです。管理については、中伊豆荘テニスコートと達磨山高原関係を集中して行いたいとのことでした。

委員より、虹の郷の施設整備費は、指定管理となるから初年度については改装するということですか。今後も施設整備を行うかとの質疑に対し、市の財産ですので、市で管理する部分、それから協定に載らない部分については市の負担によると考えていますので、施設整備費は今後も発生しますとの説明がありました。

質疑終結後、討論はありませんでした。採決の結果、全員の賛成により原案を可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

〔土木水道委員長 杉山羌央君登壇〕

土木水道委員長（杉山羌央君） 議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算についての所管の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

合併浄化槽整備事業につきまして、今年の計画は昨年より少ない47基より少ない144基を見込んでいるようだが、最終的にはどの程度の設置数になるかとの質疑に対しまして、国と県についても10月に締め切って補助金を確定するという作業をとっております。実際に何基出てくるかわかりませんので、昨年並み、または昨年より少し減じた形で予算を組んでおります。当然申し込みが多くなれば、また補正対応をお願いするということになると思われませんが、ご理解をとの説明がございました。

地籍調査事業に関しまして、この調査は任意なのか国の指定なのか。今後、長いスパンで行くと思われるが、どのような予定かとの質疑に対しまして、この調査は任意の調査です。実施計画については、伊豆市の全体計画はまだだが、旧町で立てた計画ですと全体でほぼ40年のスパンの計画を立てております。前半の20年で宅地や農地等が点在する平地部分、後半20年で山林原野の山の部分という計画ですとの説明がございました。

続きまして、高規格道路・建設課関係で、247ページの土地代が、天城北道路関係の土地購入費は6,120万円ですが、平米単価は幾らかとの質疑に対しまして、担当者より、1平方メートル当たり1万4,500円ほどを見込んでいる。面積は4,220平米ですので、土地購入費は6,120万円です。現在の地目は農地ですとの説明がありました。

次に、合併支援道路関係につきまして、支援道路が進んでいないように思うがどのような状況になっているかとの質疑に対しまして、日向地区において、昨年、基本的なルートを決め、今年度になったわけですが、現道拡幅部分を改めてバイパスにしてほしいとの要望が昨年の暮れにありました。そのことで部内や、最終的には県の方にいろいろ相談しました。そ

の変更によって、バイパスになるところの新しい地権者が生じるわけですが、その地権者の方たちには既に基本的に了解をいただきました。それから、家が1軒かかりますが、その家の方にも内諾をいただいております。今、県と高規格道路課が一緒になって、新規に対象となる地主の意向を確かめ、9日に最終的な説明会をやって、決めようと思っています。

ただ、18年度中にほとんどの用地を買収しないと工事に支障が出てきますので、集中的に用地買収できるように進めなければなりません。当然、県の方が用地を買うわけですが、ある程度プロジェクトのように市の方もスタッフをそろえてほしいという要望はいただいておりますとの説明がございました。

続きまして、港湾事業ですが、土肥の港湾を今からやるということで1,500万円の予算がついていますが、この事業は最後まで完成するという見通しはありますかとの質疑に対しまして、土肥の強い要望を受けて我々も進めているので、どのような計画ならできるのかということとを判定する資料ととらえています。現在、その結果を見て、どのようなものならできて、どのようなものはできないかということとを、また皆さんに問いかけをしていく方向で進んでいますとの説明がございました。

主な質疑の終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩といたします。再開を11時といたします。なお、この間、質疑、討論のある方は通告書を提出願います。

それでは、11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算について質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

最初に、10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算について質問させていただきます。

2款1項1目、ページ59、説明50の8、41、弁護士訴訟謝礼40万円。弁護士訴訟費用とは

どのようなものですか。どの訴訟に対し弁護士訴訟費用を支払うのか、お聞きしたい。

住民訴訟が起こされています。この住民訴訟は、損害賠償請求権等行使請求事件です。伊豆市民が、大城伸彦氏を被告として、伊豆市のこうむった損害を補てんさせるものです。その訴訟費用を伊豆市が負担するのはおかしいと思いますが、いかがでしょうか。委員長、どのようにお考えですか、お聞きしたい。

次に、土木委員長、8款1項1目、ページ237、説明3の13の42、道路台帳再編統合委託料1億6,000万円。道路台帳再編統合委託料、この事業について、どのような事業か説明をいただきたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） それでは、まず、総務委員長。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） 総務委員長の24番、高田でございます。森議員の質問にお答えいたします。

まず、勉強会もたくさんやったと思います。総務委員会でも、ぜひ傍聴に来て、質問していただきたかったなと思います。

今の質問に関しては、前にも話しましたように、総務委員会では質問も議題に上がりませんでしたので、そのとおりでございます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、一緒に、土木委員長。

〔土木水道委員長 杉山羌央君登壇〕

土木水道委員長（杉山羌央君） 森議員の質問にお答えいたします。

当委員会では、質疑等には出ておりませんので、説明をするわけにはいきませんが、質疑の前に当局の方から補足説明としてございましたので、その部分を説明させていただきます。

237ページの道路管理事業の13の42、道路台帳の再編統合委託料ですけれども、これにつきましては、17年度、18年度の2カ年の債務をいただきまして、18年度につきましては1億6,000万円、これにつきましては4町の再編ということで今、デジタル化で東日とパスコの共同企業体で契約をして事業を進めております。その分の委託料ですとの説明がございました。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問をさせていただきます。

まず、委員会に出てきてくれということですが、委員長及び各議員の皆さん、私は委員会に出て行って質問を許可されなかったという経験があるんです。委員会へ出てきたら、この議会でもありましたね、質問できなかった。このような議会で、このような委員会で、質問が保障されないはどうするのですか。

議長にも言いたい。この議会での質問は……

議長（遠藤正寿君） 議案に対しての質問をしてください。

10番（森 良雄君） 質問が保障されていないことを言っているんですよ。

議長（遠藤正寿君） 議案に対して質問してください。

10番（森 良雄君） 議案に対してって、まず委員長が答えたでしょう。委員会に出てきてくれと。質問が保障されていないんです。議員が質問できなくてどうするんですか。これが議会ですか。

まず、議長にお聞きしたい。質問を……

議長（遠藤正寿君） これは委員長に対する質疑を今行っており……

10番（森 良雄君） いや、あなたが議会でね、委員会に付託したんでしょう、この議案を。委員長は付託責任を果たしているんですか。議会に対する責任を果たしていないのではないですか。

議長（遠藤正寿君） 議案に対して委員長に質問してください。再度言います。

10番（森 良雄君） 質問を続けます。

弁護士訴訟費用を、この予算の中で出すのか出さないのか。全然答えが出ていない。

今、伊豆市で起こされている住民訴訟を皆さんどういうふうにお考えですか。

住民訴訟というのは訴訟の形態なんです。訴訟の内容は示しておりません。

この訴訟は、伊豆市民が大城伸彦氏を被告として静岡地方裁判所に提訴したものです。訴訟名は、平成17年（行ウ）第29号 損害賠償請求権等行使請求事件というものです。原告が伊豆市にかわり被告に損害賠償を求めるものです。被告は伊豆市ではありません。原告は伊豆市にかわり代位請求をしているのです。

伊豆市は、この訴訟の当事者ではありません。通常4号請求といいます。住民訴訟の4号請求とは、被告は、私という字を使う私人たる個人なんです。控訴費用を負担することはできません。

議長（遠藤正寿君） 森議員、ちょっと待ってください。

この費用はその件に関してのとはわかりません。委員長に再度答弁していただきますが。

10番（森 良雄君） そうです。委員長が答えてください。

当然、伊豆市職員が被告のために準備訴訟をすることも許されません。

委員長、いかがですか。お答えください。

議長（遠藤正寿君） 総務委員長。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） まず、森議員に言いたいのは、私たち総務委員会では委員外議員の質問を断ったことはございません。

それで、前にも、何回も言うけれども、わからないのかな。総務委員会の中では、協議したことについて総務委員長が報告をするものであって、私の私見で物を言うことはできない

んです。わかりますか、これ。

〔「総務委員長としての責任はどうなんですか」と言う人あり〕

総務委員長（高田和正君） だから委員長として、その委員会の中の質疑に対して報告をしているわけです。ですから、それ以外のことは、私が私見で返事をするのも意見を述べることもできません。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） 森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） この問題は法解釈の問題です。伊豆市議会として、法解釈をどうとるのか、真剣に考えていただきたい。

また、議長、委員長として、議員の質問に対してどう答えるか、真剣に考えていただきたい。

議長（遠藤正寿君） これで、森議員の質問を終わります。

これで、通告による質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、まず最初に、26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算案について反対討論を行います。

我々議員は当然、市長から提案されたものについて疑問点があれば大いに論議をするという責務があります。以前も申しましたけれども、市長が提案された後、我々のその提案に対する調査の時間を、我々議会がみずから保障して、総括するというのを今回もやりました。

その中で疑問点があれば、大いに総括的な形を出していくと。そして、議会として委員会付託を了承いたしました。そして、その委員会の中でも、担当の常任委員はそこで大いに論議をして、そして、委員外議員はそこで質疑を受けるという保障がされております。当然、議題外の、今回もそうですが、質疑に対して、受け付けるか受け付けないかというのは、それぞれの委員会の権限に任せるといふふうに思います。

幾つかのそういう質疑をやる、今回の提案に対しての審議を深めていくという立場で、それぞれ保障されているということを前提にして、討論に入ります。

2004年度から本格的に始まった地方税財政の三位一体の改革は、2006年度で一応の区切りとなりました。3年間の総括はどうだったか。国庫補助負担金の削減が4兆7,000億円、地方交付税が5兆1,000億円の削減となりました。つまり、国から地方への財政支出は合計9兆8,000億円削減されました。一方、国から地方への税源移譲は3兆円です。国の財政対策で、自治体と住民に負担が押しつけられる結果になりました。

税源移譲の実態は2兆円ですから、自治体の削減額は表向き以上です。例えば、国庫補助

負担金です。その大半は、国と地方公共団体の財政責任を定めた地方財政法第10条の国が進んで経費を負担する必要がある国庫負担金です。こうした国庫負担金が創設されるには、それなりの理由があるはずですが、廃止縮減を行う場合、どういう経過でつくられたものなのか、その事務は国か地方かどちらが行うのがふさわしいのか。そういったことについて検討するのが当たり前です。ところが、そうした検討がなされたという形跡はありません。

2004年度に公立保育園に対する国庫補助を廃止しましたが、同じ基準で運営されながら、なぜ私立の方は継続かは極めて不明な三位一体改革。その三位一体改革の名のもと、同一ということで地方分権だと、自立ある自治体をとってありますが、私はこの三位一体改革、本当に自治体をいじめ抜くものだというふうに理解しております。

さて、そうすると、国も地方も借金だらけだから、国民への負担増を受け入れざるを得ないのでしょいか。無駄を削り、国民生活を守る姿勢はあるのか。私は本当に国の今の政治に疑問が出てきます。幾つか例を挙げます。

アメリカ軍への思いやり予算を続けるという、今回もそうですが、その額2,326億円。そして今、話題になっております米軍基地のグアム移転費まで財政支援をする動き。

また、濡れ手で粟の政党助成金が年間317億3,100万円ということです。

これがすなわち、政党助成金がどのような予算に匹敵するのか。介護保険のホテルコストというのがやられております。この国庫負担を10月から半年分の420億円に匹敵するんですけども、これも、これら無駄な税金の分け取りをやめれば捻出できる額だと私は判断しております。

また、小泉首相は、天下り禁止のかけ声だけはいいいのですが、2000年は41人が、そして、2004年には89人、2倍の官僚が民間へと多数天下り、まさに官から民への流れをつくり出して、高級官僚の高額収入の就職先をつくっています。中央から地方への負担転嫁するなどの声を、私は本当に市当局も、そして議会も上げるべきではないかなというふうに思います。

さて、国勢調査によって、伊豆市は平成12年に比べて約2,000人減った中で予算審議が行われております。地方交付税が減って大変だと言っていますが、そうであるならば、元気な伊豆市を目指すためにも、また、大きな税収を占めるであろう観光立市にふさわしい、政治姿勢を踏んだ予算提起かということがまず第一です。

観光振興は道路問題だと、市長は言っています。道路は大事な要素の一つでしょう。しかし、道路整備ができるまで待つのか。ひょっとしたら、便利になったがために伊豆市が通過点になるかもしれません。また、市長は、観光協会などが主体となって市をどう応援するか。即効的な効果はないと思うが、継続的にやっていきたいとも述べられました。継続性は必要です。観光協会などに市は何を応援するのか。総合計画に観光振興があります。これで系統性になるのか。

次世代育成事業や健康づくり事業など、長期の展望を持たないと目標どおりにいかない事業計画を総合計画と同時に立てております。ウエルネス、地産地消、食文化、文学、歴史、

宿泊、季節ごとのイベントなど総合的に結びつけた観光政策を持ってしかるべきです。観光費には各種事業計画や団体の補助がありますが、何をどう結びつけて観光立市を目指しているのかわかりません。

反対理由の第2は、各種団体の補助金や委託料をどう見たのか、曖昧です。

おおむね10%の削減を目安に減らしたとっております。しかし、その基準は何かというと、基準はないという一方で、プラン・ドゥ・チェック・アクションが大事だという。プラン・ドゥ・チェック・アクションを担当部署に提起したのならば、例えば収穫祭補助金、前年比62.5%、観光協会補助金90%、ノスタルジックロマン修善寺委員会補助金94%、農業振興会補助金88%の根拠が明確になるはずで。

今年度予算の歳出削減の目玉の一つとしているのなら、本当に減らしていいもの、減らしてはならないものの区分けが、市民にわかるようにすべきです。

第3に反対する理由は、歳出予算のつけ方の問題です。

それぞれの担当部課長がいるでしょうから、お断りしておきますと、少し抽象的にお話をさせていただきます。今後のことがありますから。

補修などが中途半端なら、また数年後には補修しなければならないという内容もあるという。来年に回してもいいのかどうか、最終チェックをして、議会で提案すべきでしょう。

第4に反対する理由は、通学補助金の内容です。

教育委員会は、今の制度は急激にではなく少しずつ負担を減らす制度と、私は大いに一般質問で論議しましたが、そういうふうにしております。

それに対して、保護者は言っております。なぜ減らすのか、どうしてもわからない。しかも、通学費の補助内容は不平等。伊豆市は子育てをしている私たち若い世代の生活を本当に考えてくれているのか。伊豆市がやっているのは、少子化推進事業だと。

第5に反対する理由は、高齢者の在宅高齢者タクシー利用助成年齢を82歳から83歳に引き上げたこと。

1歳引き上げないと伊豆市の財政がもたないくらい逼迫しているのでしょうか。引き上げた理由を市は、高齢者はお年寄り扱いしないでくれと言うからという内容のことを言っております。お年寄り扱いの中身が全く違うでしょうと、私は言いたい。どこかに行きたいという自由まで自己責任を追求する市の姿勢が問われる問題です。

第6に反対する理由は、田方南消防署建設の建設を進める動きです。

支所がなくなる地域の安全対策は、自己責任の名のもとに自主防災会頼みでしょうか。市は市民への安全対策を示さずに、消防支所廃止を先行させるべきではありません。

最後に、民間にできることは民間にという流れが、学校給食の民間委託から次は保育園の民間委託にと進もうとしております。

官から民への流れが何を引き起こしているのか。JR福知山線の事故やマンション耐震強度偽装問題で明らかになっております。効率優先、安全後回し、競争すれば、安くとか早く

ということが第一義になり、人間の命、財産をしっかりと守ることが忘れられていくという共通の教えがあります。民間にできることは民間に、それでは地方自治体は何をすべきなのか、しっかり考えて事に当たるべきこと、最後に申し述べて、反対討論を終わります。議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

9番、飯田議員。

〔9番 飯田正志君登壇〕

9番（飯田正志君） 議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

この予算は平成18年度のすべての事業の予算であり、もしこれが否決されると、すべての事業ができなくなるということを認識すべきだと思います。

まず、我々の議員の歳費ももちろんですが、職員の給料などの支払いができなくなります。項目別にいきますと、民生費の在宅介護費3,400万円や障害者福祉事業7,862万円、国保に1億9,714万円など、老人保健に3億927万円など、介護保険に3億4,388万円などの予算の執行ができなくなり、これらのサービスを受けている人たちが苦しむ結果になることを認識すべきだと思います。

教育費にしてみれば、遠距離通学費に対して熱心に論議したけれども、結果的にこの予算に反対をしますと予算執行ができなくなり、一切の補助ができなくなります。学校での授業でも、電気代を使えませんから暗い中で授業を受けることになりまして、もちろん給食も食べられなくなります。少子高齢化対策や高齢者福祉、子育て支援、観光振興、その他もろもろのことができなくなり、市民の生活がめっちゃめっちゃになってしまうことを認識しなければならない。議員は説明責任があると大声で言う人がいますが、そのとおりだと思います。

この予算に対して反対する議員は、これらのことに対して市民に説明すべきだと思います。図書館に新聞がないからとか、市長が気に入らないとか、何の理由か知りませんが、この予算に対して反対するならば、それなりの理由が必要だと思います。つまり、すべての予算執行ができなくても市民に我慢していただけるような理由を、市民に対して説明すべきだと思います。

どうせ賛成多数で可決されるだろうから反対するというような無責任な議員がいるなら言語道断である。いかなる理由があろうとも、議員として、この予算が通らなくて市民がどのように困ろうと構わないというならば、それなりの覚悟を持って事に臨むべきだと思います。

私は市民の生活が大事です。図書館に新聞がなくても、高齢者や障害者、弱い立場の人たちや子供たちが安心して暮らせる方が大事です。そのためにも、この議案を可決し、スムーズに予算執行できるように願うものであります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、反対討論。

10番、森議員。

〔 10番 森 良雄君登壇 〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

反対討論に入る前に、議員の質問権保障、これは大変重要な問題です。ぜひ皆さん、肝に銘じていただきたい。

それから、予算が否決された場合どうするか。当然、どうするかということを考えるのが議会ではないんですか。ぜひ真剣に考えていただきたい。

私たちの討論の内容も市民に審判されるでしょう。私は先ほど、道路台帳再編統合委託料について再質問をしたかった。この内容、皆さんご存じですか。理解できますか。私は1級土木施工管理技師、管理技術者としての資格を有し、説明をいただければ理解できると自負しております。しかし、皆さん、私は何度質問しても、満足な回答は得られませんでした。

この事業の特記仕様書がここにあります。私は国の進める統合型GISシステムにのっとった事業なのかなと思って再三質問しています。しかし、この特記仕様書については、全域図を数値化するということが書いてある。私は再三、これは座標化するという事なのかということは何度も聞いている。満足な回答は得られなかった。

土木部長、この内容について十分理解しておりますか。この事業は、今年度予算は1億6,000万円なんです。支出予定額は2億6,500万円というふうに書いてありますね、予算書には。総額3億4,000万円になる事業だと思いたいますが、いかがですか。大変高性能のシステムと、私は理解しております。伊豆市がこれを使いこなせるんですか。

伊豆市には、総務部所管で前任がつくった地図システムがあるはずですよ。ありますね。これを利用することは考えなかったんですか。考えた、答えは返ってくるでしょう。既に地図システムはあるんです。なぜそれを土木部が使おうとするものに改修しようとしませんか。

この地図システムを導入しても、恐らく道路工事の際の設計委託料はなくなってしまうでしょう。地図というのは2次元の世界ですね。X・Yの世界です。工事は3次元の世界です。X・Y・Zです。当然、自分たちが設計をするために必要なシステムというならば、大変有効な利用システムですが、設計委託料が今後減るといふことはあり得ないと思います。

私は、一つ一つの項目に議会は真剣に取り組むべきだと思います。

さて、平成18年度伊豆市一般会計予算は総額154億7,700万円です。税収は43億円です。税収の3.5倍を超える予算です。一般に地方自治体の予算は税収の2倍から2.5倍です。過大な予算と言わざるを得ません。伊豆市の標準財政規模は103億円のはずです。計画性のない予算と言わざるを得ません。収支のバランスを欠いた予算と言わざるを得ません。

伊豆市の財政は逼迫します。道路をつくったり、橋をつくったり、建物など建設主体の予算です。そんなに資金が続くのですか。市民のコンセンサスは得ておりますか。地域住民の賛成は得られているのですか。

天城北道路のアクセス道路を一生懸命つくっておりますが、橋が必要なら、国がつくって

いる道路の日向側にインターをつくれれば足りるのではないんですか。道路台帳再編統合予算は、まともな説明があったとは思われません。説明できないのです。理解できていないのです。代替システムも検討すべきではなかったのでしょうか。

予算の中で、消耗品費が大幅に削られております。経常経費が削減されております。経常経費は行政現場の潤滑剤ではありませんか。現場できしみが発生するでしょう。早くも現場の悲鳴が聞こえてきています。

経常経費の削減は、教育現場にきしみを生み出します。教育力の低下を生み出しませんか。今必要なのは子供たちの学力向上ではありませんか。何ら考慮されているとは思えません。

経常経費の削減は、同じように福祉の低下を来たします。

この予算は、教育現場で教育力の低下を進めます。福祉の現場で福祉サービスの低下が進められます。市民サービスの低下が進みます。時代遅れの建設主体の予算と言わざるを得ない。

その一方では、市道の維持管理すらできていない。維持管理責任はどこにあるんですか。これは職務放棄と同じとは言えないでしょうか。到底容認できる予算とは言えません。

終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

20番、小野議員。

〔20番 小野忠宏君登壇〕

20番（小野忠宏君） 20番、小野です。賛成討論を行います。

その前に、一般会計というのはやっぱり総枠で判断する。やはり予算が減ったところは不満でありましょうし、増えたところは良かったなど、これは当然でございまして、それに対して、減ったから不賛成だ、否決だ、こういうのはやっぱり短絡的な評価じゃないだろうか。私はこのように感じております。

平成18年度の一般会計は154億7,700万円と、こういうかなり大きな予算になっております。これをどのように評価するか。この近辺で函南町が大体同じ規模でございまして、そこと比較いたしますと、函南町が予算が97億円、伊豆市が154億円と、かなりそれに比べると大きい。

これをどのように評価するかでございしますが、函南町と比較しますと、まず面積が極めて大きいと、これが1つ。これが大きくなる、どうしても。それから、2つ目、伊豆市は合併によって今から職員を削減していくわけでございしますが、これが緒に就いたばかりであると。いき始めてはおるんですが、まだ完全にはいっていないよと、こういうことがございます。

それから、教育面の方を考えてみましても、小学校、中学校の数が、伊豆市では小学校が12校ですね。函南町はたったの3校。この辺がまず違う。中学校も伊豆市は4校あるのに対して、函南町は2校。図書館なんかだって、伊豆市では4つもある。こういうことでもって、教育費にも相当お金がかかってくる。

こういうような点で全体の予算が大きくなる。こういうことはやむを得ないと思っております。

この中で、私は、こういう点は評価しなければいけないよということをまず申し上げますと、歳入面で、人口が減って、その結果、地方交付税が2億8,100万円も減ります。そういう中であって、市税は6,000万円の増加を見込んでおる。これを評価しなければいけないと、こういうふうに私は思います。

さらに、歳出面でございますが、こういう苦しい中にありながら、投資的なことにもかなり割いております。ただいまご存じのとおり、火葬場の建設を進めている。それから、天城北道路関連に予算を割いて工事を進めている。さらに教育の関係で、修善寺東小学校の体育館の建設を進めている。こういうふうな将来に向かっての投資的なことにお金を割いている。こういうことで、当局の努力を私は評価をするわけでございます。

以上のようなことで、賛成の立場をとるわけでございますが、将来に向かって、最初に申し上げましたように人件費の削減には加速をさらにさせてほしいなとか、それから、国民宿舍の売却だとか、指定管理者制度の立ち上げを現在やっておりますが、遊休固定資産の流動化だとか、そういったことにも注力をしていっていただいて、たゆまない行政改革を進めていただきたいということをつけ加えまして、賛成討論を終わりにいたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、討論を終了いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第12号 平成18年度伊豆市一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決をされました。

議案第13号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第10、議案第13号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算についてから日程第23、議案第26号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計予算についてまでの14議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長より報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、高田議員。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） 24番、高田でございます。

議案第13号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算、議案第15号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計予算並びに議案第16号 平成18年度伊豆市老人保健特別会計予

算について、議案審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第13号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算については、特に補足説明、質疑もございませんでした。

続いて、議案第15号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計予算についてであります。補足説明はありませんでした。

質疑において、委員より、静岡県東部の健康保険税の比較は平成18年度予算を組んだ段階でどのような感じですかという質疑がございました。

その質疑に対しては、平成17年度の各市の税率は、静岡県の市の中では熱海市に続いて伊豆市が低い状況ですとの答弁がありました。18年度の税率については、今、県の方で税率の調査が始まったところで、18年度についてはまだわかりませんとの答弁でございます。

質問です。保険税の徴収ですが、一般が92%、介護が90%、これは徴収率は近隣市町でもこのくらいですかとの質問には、徴収率は平成16年度の伊豆市の徴収率につきましては静岡県の市の平均より少し上です。市においては、ほぼこの程度の数字ですとの回答がございました。

続きまして、議案第16号 平成18年度伊豆市老人保健特別会計予算についてであります。補足説明はなく、質疑を行ったところ、委員より、老人保健のこれからの推移はどうなると考えていますかとの質疑に対して、答弁は、被保険者数については、ほぼ横ばいですが多少減ってきていますとのことです。

これからについては、まず受給者に対しては、平成14年10月1日に法改正があり、老人保健医療は75歳以上ということになって、ちょうど今年で丸3年になり、平成19年10月1日からは75歳になった方は老人医療に該当しますので、19年10月1日からは老人医療の受給者は増えます。それに関連して、医療費もやはり上がってくるということです。対象年齢が75歳なので、病院にかかると、どうしてもお金がかかってしまう。また、脳血管障害などの病気になる確率が高いので、これもどうしても長期入院になってしまうということで、年齢が上がったことと、医療費がかかってしまうことで、あと2年以降については倍額になるだろうと予想していますとの答弁がございました。

さらに、委員より、52ページの歳入、支払基金からの交付金が減って、それをカバーするかのよう国庫、県の負担が増えているが、これは何か制度が変わったためですかの質問がございました。

答弁。平成14年10月に法改正がありました。支払基金拠出金負担割合と公費負担割合が、毎年4%ずつ拠出金が減って公費負担が増えるという負担割合の調整がありましたとの答弁があります。

さらに質問です。基金が減って、公費が増える。そのように法が改正される要因はどのようなことですかとの質疑でございます。

答弁。平成14年10月の法改正により、老人医療受給対象年齢の引き上げとなり、対象者が

70歳から75歳となりました。対象年齢の引き上げにあわせて、拠出金負担割合の引き下げ、公費負担割合の引き上げが段階的に行われ、平成18年10月支払い分からは拠出金負担割合50%、公費負担割合50%となる法改正が行われましたとの答弁がございました。

以上で質疑を終結し、討論に付したところ、討論はなく、採決の結果、議案第13号、議案第15号、議案第16号のいずれも全会一致により原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

〔土木水道委員長 杉山羌央君登壇〕

土木水道委員長（杉山羌央君） では、議長よりの指名ですので、土木委員会関係の土木水道に関しましての報告をします。

6議案でございます。

議案第14号 平成18年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計予算について、審査の経過と結果について報告申し上げます。

この議案第14号につきましては、担当者の説明を了とし、質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成18年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算について、主な質疑を申し上げます。

113ページの簡易水道事業工事請負費、15の40、施設改良工事2,760万円。説明ですと持越、金山、佐野、上船原、柿木というような説明だったと思いますが、これは今年度で完了しますかとの質疑に対しまして、そのとおりです。佐野の配水池に関しましては、斎場の関係もありますので、確実に実施していきたい。上船原の加圧もかなり老朽化しております関係などから、金山の配水管が少し変更となるかもしれませんが、予定どおりいけば18年度に完成ということになりますとの説明がございました。

また、前々から土肥の上水道が人口の関係で簡易水道になるという話がありますが、簡易水道は人口割だけでそうなるのか、また、何かメリットがあるから簡易水道になるのかとの質疑に対しまして、上水道事業に関しましては企業会計をとっております。一定の要件を満たせば一般会計からの繰り入れ、それから国庫補助金、起債制度がありますが、基本的には独立採算制となっております。計画給水人口5,000人以下の区域については簡易水道となりますが、この簡易水道においても国庫補助金がありますし、起債もあり、一般会計からの経営補てんも許されております。

土肥の上水道施設「清越の浄水場施設」は、非常に老朽化をされていて取水もままならない状況になっており、達磨山水系に良い水源がないかということで現地調査をした結果、ある程度目鼻が立ってまいりました。そんな関係で、もっと有利な資金を外部から注入するというような方針を立てた結果、簡易水道事業でやる方が有利であるとの判断結果が出ておりますとの説明がございました。

また、天城地区には簡易水道がたくさんありますが、細菌など事故や指摘はないかとの質疑に対しまして、濁度に関しては苦情をいただくことがあります。現在、残塩検査、それから定期的に水質検査を実施していますが、今のところ報告や指摘は受けておりませんとの説明がございました。

以上のような質疑の結果、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成18年度伊豆市下水道事業特別会計予算について申し上げます。

主な質疑といたしまして、旧町ごとの下水道の普及率を聞きたいとの質疑に対しまして、行政区の人口での普及率になりますと、修善寺処理区で66.6%、土肥処理区で57.3%、天城処理区で25.7%、中伊豆処理区で32.1%ということになります。これは行政区全戸数での普及率ですので多少下がっております。現在認可を受けての水洗化率になりますと、修善寺処理区が80.6%、土肥処理区が86.6%、天城処理区が70%、中伊豆処理区が42.5%という形になっておりますとの説明がございました。

また、委員外議員より、129ページに下水道の受益者分担金と受益者負担金というのがあるが、それぞれの違いがあるというのは前の詳細説明の中でわかりましたが、この違いを今後どのようにしますか。

また、131ページの一般会計繰入金というのがありますが、これが基本的には建設費と維持管理費だという話がありました。一定程度の基準があって、このようにやっているのかと思うが、一番占めるのは当然建設費だし、維持管理費が下水道の中で大きな比重を占めると思う。あと残りは人件費ぐらいなのかなという形になってしまうと、すべてがこの一般会計からにはなっていないのかなと思います。

この辺の基準がありましたら説明を願えればと思いますとの質疑に対しまして、担当者より、分担金は特定環境保全公共下水道事業に該当するもので、根拠法令、地方自治法224条になります。受益者が特定できる関係から分担金を徴収することが望ましいということから、分担金を徴収しております。負担金は、これは修善寺町で行っている公共下水道です。要するに都市計画区域内の市街化区域に設置する下水道に関して、受益者から負担金という形でいただくもので、根拠法令は都市計画法75条になります。

それぞれの旧町で金額を決めております。修善寺町が平米200円、中伊豆町が口径別で13ミリで19万円、湯ヶ島町が平米500円に均等割が10万円、土肥が平米350円というふうにばらばらでございます。過去のそういった実績もありますが、どこかで決断をして考え方を統一しなければならないと思っております。天城の場合ですと、毎年の残金を基金に積み立てています。基金の残額がまだかなり残っている関係で、どのようにしたらよいか課内でも話し合っていますが結論を出すに至っておりません。

しかしながら、本来この目的が、この受益者が特定できるために末端管渠のおおむね10%程度を負担するということが望ましいということですので、いずれは統一しなければならな

いと思っております。できれば5年以内にというような考えを持っております。

また、2点目の一般会計の繰り入れに関する基準はございません。収支のバランスで一般会計からお願いをして繰り入れていただいているというのが現状です。非常に建設経費が高く、それから処理場の管理も費用がかかります。100%区域が接続した場合には、起債の償還は繰り入れなければならないかもしれませんが、維持管理、人件費等を賄えるのではないかと考えています。また、そのような長期計画を出しながら下水道計画をつくっております。実際補てんをしている起債償還分が8億円ほどあり、関係が大きいですとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成18年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

主な質疑は、汚泥運搬処理業務委託料について、汚泥の運搬先はどこですかとの質疑に対しまして、担当者より、吉奈、加殿、冷川。この集落排水は一般廃棄物として伊豆市清掃センターで処理をしていただいております。門野原、佐野、雲金につきましては、処理場に脱水機を設置してあり、脱水ケーキとして搬出をしますので、株式会社リプロの方へ処理をお願いしておりますとの説明がありました。

また、吉奈の処理施設のコンクリートが壊れてしまったところは対策をしてからはどうでしょうかという質疑に対しまして、吉奈は温泉水を流入させているという関係で、硫化水素が発生してコンクリートが腐食したという事故が発生しております。そこで、セラミックで補修をいたしまして、その後は問題がないという状況が続いております。

また、小下田や八木沢地区は下水道の計画がないので、昔のような浄化槽を使っているのがほとんどです。そのことによるのか、八木沢の海にヘドロがたまり始めています。なるべく早く合併浄化槽に切りかえないと、海とか環境が荒れると思いますが、いかがでしょうかという質疑に対しまして、八木沢、小下田に関しましては旧土肥町時代から下水道計画はありませんので、合併浄化槽の補助対象区域に編入されております。ぜひ合併浄化槽の補助金を活用していただきたいと思います。市民の皆さんにPRをしていきたいと思います。

以上、質疑を終結いたしまして、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 平成18年度伊豆市上水道事業会計予算について申し上げます。

主な質疑といたしまして、245ページの水道料金で、修善寺分、天城分、中伊豆分、土肥分と単価が違いますが、統一するという見通しや概算はどうなっていますかとの質疑に対しまして、合併して2年間は伊豆市全体の水道計画を再点検しようということで作業を進めてまいりました。その結果、おおむねシミュレーションが見えてきたというような状況です。できれば18年度中に単価の統一を図りたいというようなことで検討に入りたいと思っていま

す。実際は、これから審議会等を経ますので、18年度いっぱいでもとまるかはわかりませんが、18年度中に方針を決めたいというふうに思っております。

天城湯ヶ島町と土肥町は倍の料金の違いがございます。それから、地域の状況も違ってまいります。土肥の施設は老朽化していますので、これからの投資額を反映した金額になりますので、土肥地区に関しては当然アップをする形になろうかと思えます。

修善寺、天城、中伊豆を比べますと天城が少し高いわけですが、修善寺、中伊豆に関してはほぼ同水準でございます。これからの事業の投資額によって料金設定がなされると思えます。天城は多少下がる形になろうかと思えますけれども、修善寺、中伊豆については、結果をまだ見ておりませんが、18年度予算も純利益が15万3,000円というようなぎりぎりの予算を組んでおりますので、多少上げざるを得ないかなというふうな感じがしておりますとの説明がございました。

また、石綿管はどのくらい残っているかという質疑に対しまして、17年度現在で全部で上水道関係が8,200メートルほどございます。それで、一番多いのが天城湯ヶ島地区で7,000メートルほどです。中伊豆、土肥、修善寺は多くありません。随時更新していく考えで、そのうち簡易水道につきましては630メートルでございます。上水道と簡易水道の合計で8,800メートルほどございます。計画的に更新していきたいと考えていますとの説明がありました。

また、水道の起債は全体でどのくらいかという質疑に対しまして、254ページのバランスシートの借入資本金で企業債24億7,725万3,610円が17年度末の起債の残であるとの説明がございました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計予算について申し上げます。

主な質疑といたしまして、261ページの使用料の未収金が532万円と随分減っていますが、理由はどの質問に、担当者より、税務署が倒産した企業の温泉権利を差し押さえてあり、その温泉の権利を未収金で計上しています。国税局がその権利を18年度に競売する予定となっております。その権利が競売された場合、未収金が全額入るかわかりませんが、軽減するのではないかということで、減らしてありますという説明がございました。

次に、温泉事業ということで土肥町から引き継いでやっているわけですが、土肥地区の人口の割合で加入率は何%ぐらいかという質問に対しまして、ほとんどが旅館とか民宿を対象にしておりますので、個人は余り多くなく、一般家庭の件数は155件です。量的には一般家庭は大体2升ぐらいで、あとは旅館が主に利用されていますというような説明がございました。

なお、現状は黒字だからよいが、マイナスが生じてくると、やはり市民が等しく使用するものではないから、なかなか難しいのかなと思えます。そういう点は将来に向けて考えていますかとの質疑に対しまして、土肥の長い行政の歴史の中で、個別にやっていた温泉を町が

買収して管理をして自然資源を守ってきた経緯があります。未処分利益剰余金もかなりの金額があり、借金なしで十分改良も進んでおります。将来的なことです、時期が来ればそういう判断もせざるを得ないのかもしれませんが、今のところでは議論をしていませんとの説明がございました。

以上の質疑の終了をしまして、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） ここで、途中ではありますが、あと委員会2つ残っておりますが、それをやりますとかなりの時間になると思いますので、ここで休憩をいたします。再開を13時10分といたします。

13時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時10分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前に引き続き、特別会計の委員長報告を行います。

それでは、議案第17号について、福祉文教委員長、木内議員。

〔福祉文教委員長 木内一郎君登壇〕

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

付託されました議案第17号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計予算について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果、討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において、論議のありました主なものでありますが、今回の改正で、今までの要支援はそのまま残し、要介護1は要支援2と要介護1に分け、要支援2を新予防給付にした場合はサービスはどうかというようなことでございます。

答弁として、要介護1から要支援2に変わった人のサービス内容はそれほど変わってはいません。ただ、ケアプランを新しくできる地域包括支援センターでつくるので、予防的サービスが加わります。一般会計で扱っていた介護予防は介護保険特別会計に移し、地域支援事業として地域包括支援センターで行う。在宅介護支援センターを残し、サービスの低下を起さないようにすると、こういうことございました。

以上で、議案第17号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） それでは、ただいま議長より報告を求められました付託されました議案第21号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計予算について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

特別会計の181ページです。

委員より、売店の売上げの粗利率が23%だが、どうしてこんなに低いのかとの質疑に対しまして、湯の国会館の利用者は市民がほとんどで、今年の実績では41%ぐらいになります。どちらかというと銭湯的な要素があり、土産的な商品は少なく、売店の仕入れ先はその地元が多く、仕入れ原価が80%程度で利益率は低いというような状況になっていますとの説明がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員の賛成により原案を可決いたしました。

次に、議案第22号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計予算について申し上げます。

203ページです。

主な質疑としまして、委員より、内装替え工事の日程、事業内容はとの質疑に対し、工期は当初7月ごろからと考えておりましたが、森林博物館は県の管轄で、自然ふれあい室と協議をしまして、紅葉の時期までお客さんが多く入館されることから、その前ですと入館料の減にもなるので、もう少し遅らせようと考えております。

当初の予算については、会館使用料が約593万円の減になっておりますが、これは7月ごろから閉鎖ということで予算作成しましたので、減額はこれよりも少なくなると思います。建て直し後は、道の駅の機能を充実させようと考えております。情報案内や子供がゆったりと遊べる場所、そして、くつろげるところということで、お客様が自由に入っただけのような施設にと考えておりますとの説明がありました。

委員より、すべて無料施設となりますが、観光客にはよいサービスになるとは思います、市にとっては日常の経費の負担増につながる施設になるとは思います。そこで、例えば指定管理者とした場合には、市からの負担はどのような見込みになりますかとの質疑に対しまして、昭和の森会館の会計には、大きな収入源としてテナントからの負担金収入があります。無料施設となると、入り込み客がさらに増加することが予想され、3軒のテナントさんの収益が増えることが予想されますので、その分負担金収入が上乘せされるものと期待しています。

グリーンガーデンは管理費用がかなりかかっていますので、今後は市で管理せざるを得ない状況となりますが、今後いかに効率よく管理するかという方法を検討していく必要がありますとの説明がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員の賛成により原案を可決いたしました。

次に、223ページ、議案第23号 平成18年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計予算について申し上げます。

主な質疑としまして、委員より、歳入226ページ、17年度の会館使用料が4,181万円と予定どおりにいった場合、18年度の予算は前年比25%の大幅な減となりますが、その理由は何かということと、ウエルネスの事業が天城温泉会館の営業上どのように組み込まれるのかとの質疑にも対しまして、18年度は25%減ということですが、今年度についても20%ぐらいの減という状況で非常に厳しい状況にあります。

この施設を今後どうしていくかは、相手を観光客に絞るのか、それとも健康づくりのための施設として市民に目を向けるのか、どちらにするか決めた方がよいと思います。市民対象にウエルネス事業を開催し、健康づくりに効果が上がることにより、他のお客さんも来るという視点に帰った方がよいのかなと思っています。ですから、観光客ありきではなく、市民ありきで始まってお客さんが入ってくるというような姿勢の方が、この施設の場合はいいのかなという気がしています。市民をいかにここに寄せるかという市民対策が今後重要なことではないかなと思っていますとの説明がありました。

委員より、227ページ、劇場使用料で夕鶴記念館使用料が小額だが、今後の利用はどのように考えているかとの質疑に対し、劇場ホールの使用は天城連峰太鼓の練習、文化協会や学校、それから各種団体の総会等で年間100回程度の利用がありますが、役所関係は100%減免で文化協会は70%減免となっておりますので、なかなか料金に反映されてこないのが現状ですとの説明がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員の賛成により原案を可決いたしました。

続きまして、議案第26号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計予算について申し上げます。

271ページです。

主な質疑は、委員より、18年度の見通しと今後の方針はとの質疑に対し、方針として学生を中心に誘客していきたいと思っています。そうしますと、予約等の確実性と早目の集客というのが見込めますので、山荘宿泊の経営はできると思います。その他の施設の見込みとして、ゴルフ場は17年度は去年よりプラスになっています。18年度も黒字が見込めると思います。グラウンド施設については、学生の利用が中心になるとグラウンド使用率が増えますので、何とか対応できるとしています。キャンプ場については、オートキャンプ場が最近では人気があるので、利用客は減っていますとの説明がありました。

委員より、281ページの平成17年度予定損益計算書の営業損失の1,400万円で、その中で特に宿泊関係宿舎の収益と経費の差額について特別な要因は何かとの質問に対し、宿舎収益、それから宿舎経費でかねがね2,300万円ぐらいの赤字です。ただ、人員割り振りの仕方でも多少変わってくる可能性があります。実際には入り込みが少ないので、この宿舎の経営については今後の大きな課題であると思います。

以上、質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員賛成によりまして原案を可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。休憩を5分間とります。再開を13時28分といたします。この休憩中に、各委員長に質疑、討論のある議員は通告書を提出願います。

それでは、休憩といたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時30分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第13号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算についてから議案第26号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計予算について質疑、討論を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はこれで終了いたします。

討論の通告がありますので、まず最初、反対討論。

26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第15号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計予算案について反対討論を行います。

少し前を振り返りますと、国保税を値上げしないと国保会計が危機的状況になっていると。それは、過去の医療費を見ると、毎年平均して9,600万円、1人当たりになると毎年5,000円以上増え続けているからという、広報等での、議会でも提案がありましたけれども、そういう状況の流れです。

さて、じゃ18年度、それに対してどう評価するのかということですが。

前にも討論の中で述べましたけれども、医療費は過去数年間の動向を見ながら予算を立てること。単年度で比較すると、医療費推計をより正しく出せないからです。そこで、平成15年度、16年度は決算があります。平成17年度はほぼ決算に近いであろう数値が出ております。私は、保険給付費の中の総務費は除きました。総務費の中で人件費を多く占めているわけですが、それを除いて、じゃ過去振り返って、今年度の医療費動向をどう見るのかということが今求められていると思います。

一般と退職の被保険者の医療費が主になりますけれども、平成15年度は20億7,000万円、平成16年度、24億8,000万円、平成17年度、25億円、3年間の医療費の平均は23億5,000万円です。平成18年度にはこれくらい伸びるであろうという予算案は、今回提案されておりますように26億5,000万円です。そうしますと、過去3年間の平均値と比べると3億5,000万円の差が出てきます。将来の医療費を予測することは、難しさはありますが、私は医療費の伸び

の見込みは今年度少々多過ぎると判断しております。毎年9,600万円増えるであろうと、予測をはるかに下回っております。

医療費の予測に基づいて、今度はお金が、いわゆる歳入の方です。

調定額、17年度、当局からいろいろ資料をいただきましたが、約1億2,000万円。そうしますと、医療費動向がそのようにマイナスな要素が出てきているわけですから、当然国保税を値上げした根拠を再度見直すことを求めます。

最後に、基金のことについて意見を述べます。

条例どおりの基金がないから安定的な国保財政のために必要だと言っておりますけれども、条例どおりになるまで基金を蓄えないと安定しないのでしょうか。他の自治体は何%基金を持っているかも、ぜひ学んでいただきたい。

最後に、自己責任で自己決定できる国保会計とは何でしょうか。地方自治体、いわゆる保険者は、被保険者、すなわち国保加入者の健康を守る、命を守るという大切な仕事を負っております。国保加入者は固定したものではなくて、社会保険者と入れ代わりがあります。そういう意味では、全市民の健康と命といっても言い過ぎではないでしょう。それが今、論議しております国民健康保険の特別会計をどう見るのかという尺度にもなるのではないのでしょうか。

次に、議案第17号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計予算案について反対討論を行います。

今回、いわゆる介護予防ということが、国の方針として決められましたけれども、在宅介護サービスの利用を制限して、多くの高齢者から生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを、今、国は取り上げようとしております。

政府はまともな根拠も示さずに、サービス利用はかえって本人の能力実現を妨げているとも言っております。そして、要支援、要介護の方へのサービスの切り捨てを今、そういうもくろみで新たな介護保険制度を国がつくり、今、伊豆市の中でもそのことが論議されておりますけれども、国の方針どおりにならないように、本当に高齢者の生活、健康を守る立場で、この介護予防を充実していくことを、まず最初に述べます。

でも、いろんな国の今の介護保険に対する、お年寄りに対する収奪というのは本当にひどいものがあると、私は思います。年金収入からの収奪、本当にひどいものです。公的年金等の控除の縮小、老年者控除の廃止、非課税限度額の廃止、定率減税の半減によって、例えば夫婦で260万円の年金収入が212万円になります。住民税を納めなくてもよかったのに、この世帯の方、約3万円の住民税を払うことになる。

激変緩和措置というのも今回の中でありましてけれども、それも2年だけ。結局それらのさまざま、払わなくてもいい住民税、払うことによって、介護保険料値上げにはね返ってきます。本当に高齢者にとっては生きることの希望さえ奪うものです。

住民税を払わなくてもいいということはどういうことでしょうか。生活費には税金をかけ

ない。それだけの収入しかないということです。介護保険はそういう人からも保険料を取り立てようとする。在宅者と不平等だからといって食費、施設費を取る。

このようなお年寄りの負担では大変だと、お年寄りを応援しようとする自治体があります。幾つかもう既に取り組んでいる事例を述べますけれども、社会福祉法人の利用者負担軽減で、年金が80万円以下の減額率の2分の1を維持している。また、それを民間事業者にも対象を広げる。生活が困難な人を対象に、利用料、滞在費、食費の負担をそれぞれ、全額ではありませんが、2分の1になるように市が負担するなど、高齢者を応援する。そういう制度を取り入れております。

誰のために持続可能な介護保険制度の必要があるのか。高齢者のために、生活がしっかりと支えられるような介護保険制度の中身にすると必要があると、私は思います。

実施主体は国ではなくて市町村です。伊豆市の今回の施策は、大枠は国の方針どおりです。再度要望しますが、新予防給付でサービス切り捨てにならないようにすること。また、高齢者の生活の目線から利用料、保険料の軽減策を求めます。

最後に、国にぜひ市長も要求していただきたい。

今、国は負担ということで25%、介護保険の歳入の中で占めていることはご存じだと思いますけれども、全国の市町会、そして町村会も、この25%の中にある調整交付金、すなわち75歳以上の後期高齢者の多い自治体への調整するという5%という項目がありますけれども、それを別枠にしていくように、ぜひとも国に働きかけていただきたい。そうすると、これが実現すると、住民税非課税世帯を対象に在宅サービスの利用料を3%に、そして、保険料を市が苦勞しなくても減免することができるのです。

ぜひとも、新しい非常にわかりづらい制度がまた始まろうとしておりますけれども、本当にお年寄りがしっかりと介護によって支えられるような介護保険制度を求めて、反対討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） それでは、議案第15号について賛成討論。

12番、磯議員。

〔12番 磯 晴雄君登壇〕

12番（磯 晴雄君） 12番、磯晴雄でございます。

議案第15号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について賛成討論を行います。

平成18年度国民健康保険特別会計予算の歳入歳出総額は、それぞれ38億1,460万円であり、平成17年度当初予算に対し8,440万円の増額であり、伸び率で102.26%であります。

増額の主な要因は、歳出のうち療養給付費、療養費、高額療養費、審査支払手数料等の保険給付費が26億5,439万1,000円、前年度予算額に対し8,937万9,000円の増額、伸び率で103.48%であります。国民健康保険被保険者の高齢化、または高度医療等による医療費の伸びに対し、医療費を抑制するための効果的な保険事業の実施を望むところであります。

歳入のうち国民健康保険税については、一般被保険者の減少等により前年度に比べ605万

4,000円の減額であり、13億1,757万6,000円であります。平成17年度の県下市税1世帯当たりの国保税調定額については、23市で比較しますと熱海市に次ぎ2番目に伊豆市が低いと確認しております。

また、基金繰入金が当初予算で9,261万4,000円計上されているものの、一般会計その他繰り入れが前年当初予算で1億1,999万4,000円であったものが、平成18年度当初予算がゼロとなり、国保会計の健全運営に努めていることが認められると思います。

以上のことから、私は全面的に賛成といたします。

議長（遠藤正寿君） 続きまして、議案第17号について賛成討論。

1番、杉山議員。

〔1番 杉山 誠君登壇〕

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。

平成18年度伊豆市介護保険特別会計予算について賛成討論を行います。

初めに、4月1日より改定される介護保険制度でございますが、今まで行われてまいりました介護保険の状況を踏まえて、より高齢者にとって適切な保険制度とすべく改正がなされました。

主な目的は介護の予防ということで、今まで介護が必要になった方に対する支援が行われてまいりましたけれども、支援を手厚くすることによって、かえって介護度が増すという結果が皮肉なことに出てまいりました。そのようなことから、できるだけ介護状態にならないようなことを目的に改正がされたわけでございますけれども、それらのことを踏まえて、伊豆市の介護保険特別会計予算は伊豆市の実情をよく考慮した予算の編成がなされたものと理解できます。

まず、歳入における第1号被保険者保険料の設定においては、算定される基準月額が中伊豆地区に建設予定の介護施設整備55床分も計算に含まれることもあり、3,667円となることを、介護保険給付費準備基金9,400万円を取り崩して、県平均3,595円を下回る3,400円に抑えて、被保険者の負担を軽くする努力がなされております。

次に、新たに設置される地域包括支援センターでは、介護予防サービスとケアプラン作成や評価、そして、権利擁護事業やさまざまな相談も受けることができ、サービスの向上が期待できます。また、成年後見制度普及のための予算も組み込まれており、悪質商法や詐欺被害から高齢者を守る取り組みがなされていることも評価されます。

国の交付金が減少する中で、保険料の上昇をできるだけ低く抑えながら、サービスの向上を図って編成されたこの予算が成立、執行されることにより、お年寄りができるだけ介護状態にならないように、そして、住みなれた地域でいつまでも元気に暮らせるように、さらに、介護が必要になったときでも少しでも悪くならないよう、成果が上がることを大きく期待して、賛成討論といたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 次に、議案第21号、議案第22号、議案第26号の賛成討論を一緒にお願
いします。

26番、木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 大いに討論をしていきたいと思えます。

議案第21号、湯の国会館、議案第22号、昭和の森会館、議案第26号、天城ふるさと広場の
3事業特別会計予算について賛成討論を行います。

湯の国会館利用者の約4割が市民です。市民に親しまれるくつろぎの場として継続される
ことを望みます。

昭和の森会館は、道の駅としてリニューアルしようとしております。文学館がなくなるこ
とは極めて残念なことですが、天城地区は多くの文化人が親しんできた土地柄です。
文学の歴史が倉庫に押し込まれることないように今後の対策を求めます。秋のもみじがより
多くの市民、観光客にさらに親しまれるよう、職員の方々の一層の奮闘を望みます。

天城ふるさと広場は、若者からお年寄りまでスポーツを楽しむ広い施設を持っております。
平塚市と今後どうなるのか注目しておりますが、安易に市が手放すことのないよう慎重な検
討を望みます。

3施設とも利益率がいつも矢面に出てきますが、1施設の収支だけではなくて、そこで働
く人の雇用のこと、そこに食材等を入れている業者の方の営業を守るという広い視野に立っ
て、3施設の存在意義をしっかりと見詰めた運営を図られることを、とりわけ管理職に強く
要望して、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） 以上で、討論を終了いたします。

これより分割採決をいたします。

まず、議案第13号 平成18年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について採決をいた
します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成18年度伊豆市天城北道路用地取得特別会計予算についてを採決を
いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成18年度伊豆市国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成18年度伊豆市老人保健特別会計予算についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成18年度伊豆市介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成18年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成18年度伊豆市下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成18年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成18年度伊豆市湯の国会館事業特別会計予算についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成18年度伊豆市昭和の森会館事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成18年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成18年度伊豆市上水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、議案第25号 平成18年度伊豆市温泉事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成18年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、議案第29号及び議案第30号、議案第36号、議案第43号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第24、議案第27号 伊豆市表彰条例の制定についてから日程第28、議案第43号 伊豆市・伊豆の国市障害程度区分等判定審査会の共同設置についてまでの5議案を一括して議題といたします。

本案についても、常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、高田議員。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） まず初めに、議案第27号 伊豆市表彰条例の制定についての審査の経過と結果について報告いたします。

当議案の審議において、論議のありました主なものでありますが、この表彰条例の第3条では、どのような人たちに対して表彰していくのかということが具体的に書かれているが、ほとんどいろいろな形で市に携わっている人たちだけが対象になっているが、市民から見てこれでいいのかとの質問がありました。

答弁。各般にわたっての市の発展に寄与した方ということで、功労については長きに渡った方の中からという規定になっていますが、その場その場のきらめいた行動や、そういう方々についても、功績とか善行で十分に表彰の道も開いているつもりですとの答弁がございました。

次に、討論では、初めに反対討論として、時期が適当ではないということと、もう少し経済、産業、文化、そういったところの人たちについても、このような条件をクリアしたら表彰することをはっきりとうたうべきだと思うという反対討論がありました。

それに対して、賛成討論として、なくてはならない制度だということ、表彰対象者がいつ出てくるかわからない。早目にこうした制度をつくっておいた方がいいと思うとの討論があ

りました。

以上、討論を経て、採決を行った結果、付託されました議案第27号 伊豆市表彰条例の制定につきましては、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

引き続き、議案第29号についての審議の経過と結果についてであります。特に質疑はなく、討論、採決を行った結果、付託されました議案第29号 伊豆市国民保護対策本部及び伊豆市緊急対処事態対策本部条例の制定につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

あと、最後に、議案第30号 伊豆市国民保護協議会条例の制定についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

質疑の主なものであります。この協議会の委員は難しいと思う。どういう人たちをどのような基準で選ぶのかの質問がございました。

答弁ですけれども、特にまだ検討していません。試案としては警察関係、自衛隊関係であるとかの方々も当然外部の委員として候補に入ってくるのではないかと考えております。また、30名ぐらいを選定するには、各界各層の中から十分慎重な審議を経まして選定するような状況になると思いますとの回答がありました。

以上、こうした審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第30号 伊豆市国民保護協議会条例の制定につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

〔福祉文教委員長 木内一郎君登壇〕

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

付託されました議案第43号 伊豆市・伊豆の国市障害程度区分等判定審査会の共同設置について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において、論議のありました主なものであります。2市でやる場合のメリット及び1市でやる場合のデメリットについてという質問に対して、答弁は、審査員は5名、医療関係者、福祉関係者から審査員を選出するが、知的障害、精神障害、身体障害について、特殊な専門的な知識のある方々にお願いしていくには、委員確保上難しさがある。居宅は伊豆市で60名前後、伊豆の国市で70名前後で、1回の審査会で30名ぐらいとすると、2カ月に1度よりは1カ月に1回の方がタイムリーに審査ができる。したがって、メリットの方が多いと判断し、共同設置をすることになったということでございます。

以上、議案第43号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） ただいま議長より報告を求められました観光経済委員会に付託されました議案第36号 伊豆市林道管理条例の制定についての審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

議案書216ページです。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしたしまして、委員より、地区の区長が林道を閉鎖できるのかとの質疑に対し、特別な理由が生じた場合、管理者である市長に要請し、認められれば、管理者が閉鎖することになりますとの説明がありました。

委員より、不法投棄があった場合、この条例ではそれを罰則する規定はありませんかとの質疑に対し、不法投棄の罰則は一般廃棄物など衛生関係になると思います。林道管理上では罰則はありませんとの説明がありました。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員の賛成により原案を可決いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時15分といたします。この休憩中に、委員長の報告に対して質疑、討論のある方は通告願います。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第27号 伊豆市表彰条例の制定についてから議案第43号 伊豆市・伊豆の国市障害程度区分等判定審査会の共同設置について質疑、討論を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入るのですが、質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありますので、まず、反対討論。

三須議員さんからお願いします。

〔22番 三須重治君登壇〕

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

議案第27号 伊豆市表彰条例の制定について反対討論いたします。

功績表彰や善行表彰は、行為や功績が市民の模範となった人々に与えられ、大変結構なことだと思ふ。しかし、自治功労表彰は、第3条に7項目にわたって在職期間をうたい、そのうち功績顕著な者を表彰するとあるが、実際の運用となると功績よりも在職期間で選ばれる

ことがこのたぐいの表彰の常であり、特に1から4は、高い安いはいずれにしても職務に対しての対価も得ており、例えば長年にわたってのボランティア活動に尽くした者や団体に対しての表彰などは、長年ということに非常に意義があり、納得できるが、今回の自治功労表彰に期間を特別設ける必要はなく、他の表彰の基準と同等でよいと考える。

また、表彰の選考においても、市民の視線も取り入れ表彰すべきであり、行政と市民代表混在の選考検討会を設けるべきだと思う。

以上の内容の改善求め、反対討論とします。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

磯議員。

〔12番 磯 晴雄君登壇〕

12番（磯 晴雄君） 議案第27号 伊豆市表彰条例の制定について賛成討論を行います。

合併前の旧4町には表彰条例が制定されておりました。修善寺は52年、土肥は昭和48年、天城湯ヶ島は昭和43年、中伊豆は昭和62年にそれぞれ制定されておりました。

今回、提案された表彰条例は、伊豆市に表彰規定がないために提案されたもので、伊豆市の自治、経済、産業、文化、教育など各般にわたり、市民の模範となるべき人を表彰する根拠を明らかにするものであります。内容的にも、功労、功績、善行に分かれ、選考範囲が広がっております。

このように各界各層の活躍に応じ表彰しようとすることは大変結構なことであり、全面的に賛成するものであります。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 議案第27号について、もう一方。

木村議員、反対討論。

議案第29号も続けてやってください。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） まず最初に、議案第27号 伊豆市表彰条例の制定について反対討論を行います。

私は別に表彰そのものがだめだと言っているわけではありません。先ほど反対討論した三須議員と基本的に同じです。

自治功労賞なんかには市長、市議会議員、助役、収入役、教育長、こういうのが、在職期間は若干違いますが、あえて読みます。

自らの、我々が表彰するものを自らがやりましょうということ自体がちょっと私は合点かないし、功績顕著な者と。その自治功労賞の第3条のところにありますけれども、中にはさまざまそういうことで、本当に市民サイドから見て、自治功労ということで功績顕著な者ということもあり得るでしょう。しかしながら、これ読みますと、もう年数が限られていてね、それ以上やった者について全部表彰すると。これは外すべきでしょうというふうに

思います。

あとのさまざまな功績表彰、善行表彰等々は当然残して、本当に市民のために功績があった者についての表彰はすべきものだというふうに私は思います。

次に、議案第29号 伊豆市国民保護対策本部及び伊豆市緊急対処事態対策本部条例の制定についてと議案第30号 伊豆市国民保護協議会条例……

議長（遠藤正寿君） 木村議員さん、29号で、30号は残してもらえますか。賛成討論も出ていますので、順番にやりたいものですから。

26番（木村建一君） でも一緒なんですけど。

議長（遠藤正寿君） 29号……

26番（木村建一君） だけとは区切っていません、私は。一緒にやっていますから何とか。関連しますから、議長、申しわけないですが。

議長（遠藤正寿君） はい。

26番（木村建一君） ごめんなさい。議案第30号 伊豆市国民保護協議会条例に対して反対討論を行います。

議長から今、ちょっと議事進行の方でお話ありましたけれども、これは関連する問題ですので、一緒に討論させていただきたいと思います。

この国民保護法の大もとであるのは、2003年6月に強行可決された武力攻撃事態法にあります。この武力攻撃事態法で武力攻撃をどのように規定しているかということ、質疑の中でさまざま私は例題を挙げましたが、今回1つだけ。

その中の一つに、武力攻撃事態には至っていないんだが、事態が緊迫して武力攻撃が予測されると政府が判断すれば、日本がどこかの国から攻められていなくても、米軍の戦争を支援し国民を動員する態勢に移れるようにするとしております。

なぜ、アメリカの戦争に日本が関係するのか。それは、1976年に日米防衛協力の指針を策定して、ここで初めて、武力攻撃のおそれを明記して、おそのの段階から日米共同作戦を行うということで合意したという経過があるからです。

1999年に成立した周辺事態法は、自衛隊は武力行使ができず、後方支援に制限されて、国民を戦争協力を強制的に動員することはできないという制約がありました。自治体や民間に協力を求めることはできても、強制も罰則もありませんでした。

そこでアメリカが要求してきたのが、アメリカが戦争をするとき日本の参戦協力を得ることができるよう、アーミテージ報告として集団的自衛権行使と憲法の改正を要求し、有事法制の制定などを求めたのに対して、日本政府は追随してきたという歴史があるからです。

政府は2005年3月には、国民保護法に基づく国民の保護に関する基本指針を決定いたしました。その中で、武力攻撃については大きく4つに分類しております。

外国部隊の上陸侵攻、特殊部隊の攻撃、核・生物・化学兵器を含む弾道ミサイルの攻撃、航空機攻撃の4つですが、それぞれに応じた対処方針を示しています。しかし今、日本がど

これからどのように攻撃されるというのでしょうか。現に、この基本指針を示した内閣官房自身、日本への着上陸侵攻や航空攻撃の可能性は極めて低いと説明しております。

では、政府がしきりに新たな脅威と宣伝する弾道ミサイル攻撃などについてはどうでしょうか。小泉首相の外交ブレンである研究者は、日本国民への脅威として最も確率が高いのが地震などの大規模自然災害。弾道ミサイル攻撃はそれを行う当該国にとっても自殺行為であり、ほとんどあり得ないと言っているように、日本が他の国から攻撃される可能性はほとんどないというのが実態です。

基本指針では、都道府県には当直など24時間即応可能な体制確保を義務づけ、市町村にも当直などの強化を求め、さらに自衛隊との相互の情報連絡体制の充実、共同での訓練の実施なども挙げて、平時から自治体が自衛隊とともに戦時体制をとることを求めています。

また、地方自治体は住民の避難誘導から救援に至るまで大きな責務が課せられてきます。住民避難に当たっては、市長から関係する各指定公共機関に対し協力を要請することができると定められ、指定公共機関が一連の流れに具体的に組み込まれる仕組みになっており、輸送や放送、通信、医療など160法人が既に指定公共機関として指定されました。

しかし、実際に伊豆市の3万7,000人の市民をどこにどのように安全に避難誘導できるのでしょうか。問題の国民保護法は、あくまでも有事があった場合の国民の保護を定めるものであるはずですが、有事に備えるためということで知らず知らずに自治体や公共機関、民間企業に戦争協力の計画づくりや実行を迫り、罰則規定まで設け、住民を平時から戦争に備えさせる体制をつくらうとするものです。

武力攻撃事態法第8条は、国民の協力義務を想定し、戦争反対者を犯罪人視しています。武力攻撃災害事態発生の可能性をあり、速やかな避難を訴える広報が展開され、戦争協力のための思想訓練を日常化させていく。これこそがこの法律の狙いではないでしょうか。

大震災や大規模災害などのときには、政府や地方自治体は国民の保護に当たることは当然ですが、有事法制における国民保護計画は災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものであり、国が主催した国民保護ブロック会議で出された「軍事行動が優先されるのか、避難や救援が優先されるのか」との質問に対して、調整中などと事実上答えられないなど、県がつくる計画も明らかに米軍と自衛隊の軍事行動を優先するための計画にならざるを得ないからであります。

戦前、政府は、侵略戦争を戦い抜くために自治体に国民総動員の役割を担わせました。自治体は本来、住民の命と生活を守ることが最大の任務です。戦前のような戦争推進機関であってはなりません。

武力攻撃事態対処法7条は、地方公共団体の役割に関して、国の方針に基づく措置の実施、その他適切な役割を担うとしています。これは、各地方公共団体が独自の判断で実施する措置があり得ること、つまりこれまでの地域防災計画で対応するという立場をとることも可能であり、さらにジュネーブ条約、第1追加議定書第59条に基づく無防備地域宣言を行うなど

の対応もとり得るものであります。

あれこれの国を仮想敵国に見立て、脅威を言い立てて、専ら軍事的対応を問題にするといった外交白書に引きずられるような外交から抜け出して、平和を採求する大戦略を外交の根底に据えることが重要です。

住民保護という地方自治体の使命を生かし、国言いなりでなく、こうした自立性を発揮した対応をとるべきであり、他の自治体が悩んでいるように、あり得ないことを想定しなければならず、策定が困難で架空の計画にならざるを得ないものなど断じてつくる必要はないということを述べて、反対討論とします。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

7番、加藤議員。

〔7番 加藤 章君登壇〕

7番（加藤 章君） 7番、加藤です。

私は、議案第29号 伊豆市国民保護対策本部及び伊豆市緊急対処事態対策本部条例の制定についての賛成討論を行います。

私は、伊豆市国民保護対策本部及び緊急対処事態本部条例の制定について賛成の立場で意見を述べます。

そもそもこの条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、伊豆市国民保護対策本部及び緊急対処事態本部に関し必要な事項を定め、伊豆市民の保護の総合的な推進に関する事務をつかさどるものであります。

国民保護では、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、または発生すると明白な危険が切迫していると認められるに至った事態、武力攻撃が予想されるに至った事態に対し、皆さんの生命や財産を守るため、避難や救助などの仕組みを定めるものであると解釈いたします。

今や地震や風水害等に対する災害対策本部設置について当然のごとく理解し、その強化を求めていることは皆様ご承知のとおりであります。言いかえれば、国民保護法で定めている武力攻撃とは天災事変でもあり、我が国民からすれば人為的災害とも言えることであり、災害に変わりはないと思います。

地震や風水害に対する対策本部と同様に、有事においては警報の通知・伝達、避難指示、避難住民の誘導、避難住民の救助、物資の売り渡し、土地の使用、医療の実施要請、安否情報の収集・報告等々誰がやるのでしょうか。一貫した対策本部を設置しなければならないことであります。

したがって私は、伊豆市国民保護対策本部及び緊急対処事態本部条例を制定するのが必要であると認識するものであります。

以上。

続きまして、議案第30号 伊豆市国民保護協議会条例制定の賛成討論を行います。

私は、伊豆市国民保護協議会条例制定に賛成の立場で意見を述べます。

この条例は、武力攻撃等における国民保護協議会条例制定の法律に基づき、伊豆市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、伊豆市の市民保護のための措置に関する重要事項を審議する重要な組織であると思います。

協議会委員は、市長を会長とし、静岡県職員、警察機関、市職員、自衛隊員、教育長、消防長、消防団長、指定公共機関の役員または職員等々、各種の機関から市長が委嘱する者をもって組織され、市長の諮問機関として重要な役割を担うもので、今後策定する伊豆市国民保護計画の中心的機関であります。

計画策定に当たっては、多種多様な立場にある者がそれぞれの立場で意見を述べ、整合性のある計画を確立する審議機関であり、法令上も協議会を設置することとされていますので、私としては必要な諮問機関として設置する必要があると認識し、賛成の意といたします。

以上。

議長（遠藤正寿君） 以上で、討論を終わります。

これで討論を終了いたします。

これより分割採決をいたします。

議案第27号 伊豆市表彰条例の制定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

議長（遠藤正寿君） 挙手多数。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 伊豆市国民保護対策本部及び伊豆市緊急対処事態対策本部条例の制定についてを採決をいたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（遠藤正寿君） 挙手多数。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 伊豆市国民保護協議会条例の制定についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（遠藤正寿君） 挙手多数。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 伊豆市林道管理条例の制定についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 伊豆市・伊豆の国市障害程度区分等判定審査会の共同設置についてを採決いたします。

本案についても委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決をされました。

議案第44号～議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第29、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（加殿コミュニティ防災センター）から日程第40、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について（牧之郷公民館）までの12議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

まず最初に、総務常任委員会委員長、高田議員。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） 24番、高田です。

それでは、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定（加殿コミュニティ防災センター）についての審査の経過と結果を報告申し上げます。

主な質疑の内容ですが、防災、そのほかにどのような機能が入っているのか、もう少し具体的にという質問がありました。

答弁は、加殿の場合は公民館機能、集会所としての機能を持っています。そこは研修センターという名称になっています。それにあわせ防災倉庫もありますとの答弁でございます。

以上、こうした審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（加殿コミュニティ防災センター）につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告です。

議長（遠藤正寿君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

〔福祉文教委員長 木内一郎君登壇〕

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

付託されました議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）、議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について（シニアプラザ）、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について（牧之郷公民館）の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）を審査した結果、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査において、論議のありました主なものであります。

指定管理者を指定する資料の提示について。

答弁。3法人とも非常に優秀で、どこにお願いしても遜色がなかった。審査上の選考理由として、現状のサービスの水準を基本として、保護者は急激な作業環境の変化や運営の変化を望んでいなかった。その他、保護者と地域住民とのかかわり合いや入所者の送迎など経費の節減を考慮したため、資料は特にありませんとの答弁でありました。

次に、議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について（シニアプラザ）を審査した結果、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について（牧之郷公民館）を審査した結果、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第45号、議案第46号、議案第55号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 次に、観光経済常任委員会委員長、大川議員。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） それでは、ただいま議長より報告を求められました観光経済委員会に付託されました議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）から議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）までの8議案について、審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

議案書の241ページから246ページです。

議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）、それから、議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について（地域集会施設）、それから、議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）、次に、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（土肥総合会館）、以上の4議案につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、全員の賛成により原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について（持越オートキャンプ場）について申し上げます。

主な質疑として、委員より、この施設は土地建物とも市所有ですか。また、建設費は市単独なのかとの質疑に対し、建設時に報徳社から約2,000万円の負担金をいただいております。土地については財産区からの借地です。天城の時代に地域の要望により山村振興事業の中で実施をしてきたものですとの説明がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員の賛成により原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉管湯）、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬関連施設）、議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）の3議案については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員の賛成により原案を可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩といたします。再開を14時55分といたします。なお、この休憩中に、質疑、討論のある方は通告願います。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時55分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（加殿コミュニティ防災センター）から議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について（牧之郷公民館）までの質疑、討論を行います。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

まず、10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）、中伊豆体験農園管理組合とはどのような団体ですか、お聞きしたい。

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの質問に答弁願います。

観光経済委員長。

〔観光経済委員長 大川 孝君登壇〕

観光経済委員長（大川 孝君） 観光経済委員会に付託されました議案第47号の公の施設の指定管理者の指定につきましての中伊豆体験農園等におきましては、質疑、討論がございませんでしたので、答弁ができませんので、よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） 森君。

10番（森 良雄君） 私はさきに、この団体の規則があったら教えてほしいということを書いてある。いまだに話がない。

この団体は自由に参加できると言っています。もしもの話ですけれども、極端なことを言

えば、入会金が100万円だと、そんなことはないでしょうけれども、何十万かの入会金を取るような団体だったら、市民は自由に参加できないと思います。

早急に、この団体はどういう規約をもって運営しようとしているのか。当然、規約の中には、どういう活動をしようとしているのか、そういうものが書いてあるはずです。団体が何をしようとしているのか、我々議員に説明するのが本筋だと思います。

まあ一応、当然答え出ないと思いますけれども、言うことだけ言っておきます。

議長（遠藤正寿君） よろしいですね、答弁は。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告もありますので、これを許します。

10番、森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）について反対討論をさせていただきます。

いまだに中伊豆体験農園管理組合の規約が届いていない。どのような団体か、説明不十分です。議員の皆さんは、この団体がどういう団体かわかっておるんですか。

どのような団体かわからずして、わからない団体に指定管理者を指定するんですか。

私はこの事業が成功することを祈っております。事業成功のためにも、施策よりも事業を進めることが優先していませんか。透明な事業とは言えません。

反対討論とさせていただきます。

議長（遠藤正寿君） 次に、賛成討論を行います。

7番、加藤議員。

〔7番 加藤 章君登壇〕

7番（加藤 章君） 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定についての賛成討論をいたします。

この施設は、農地の有効利用と都市の交流、いわゆるグリーンツーリズムによって地域を活性化していこうということで計画されてきたものです。

このグリーンツーリズムは、地域の人たちの参加が不可欠です。今、地域の活性化は、地域みずから立ち上がり、行動を起こすことが求められています。今回、地域の方々が主体となり、組合を組織し、管理運営を担っていこうということは、まさしく内発的な発展につながるものと考えます。

この組合の計画には、通常管理のほか自主事業として、農業の栽培指導や収穫体験など独自の計画も盛り込み、他の施設とも連携した運営も企画されているとのことでもあります。運営はもちろん、今後の伊豆市の交流人口の増加や地域の活性化にも期待できるものと

判断して、賛成をいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） 以上で、討論を終了いたします。

これより分割採決いたします。

議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（加殿コミュニティ防災センター）を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（遠藤正寿君） 挙手多数。

よって、議案第44号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（中豆授産所）を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について（シニアプラザ）を採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について（中伊豆体験農園）を採決をいたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（遠藤正寿君） 挙手多数。

よって、議案第47号は可決をされました。

次に、議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について（地域集会施設）を採決をいたします。

本案について委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺総合会館）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（土肥総合会館）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について（持越オートキャンプ場）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉管湯）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬関連施設）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について（松原公園）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について（牧之郷公民館）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第41、議案第56号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案についても、土木水道常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果についてを委員長の報告を求めます。

土木水道常任委員会委員長、杉山議員。

〔土木水道委員長 杉山羌央君登壇〕

土木水道委員長（杉山羌央君） 議案第56号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について報告申し上げます。

主な質疑といたしまして、国道を市道にするときには、危険な箇所などが残ったときに、それを整備して受け入れるのか、それともそのまま現状で受け入れますかとの質疑に対しまして、程度の問題だと思えます。大きな道路瑕疵は当然直すと思えますが、実際に市道なら市道に払い下げと決まってからは大きな改良は行わないと思えます。

ただ、舗装がはがれているとか、ガードレールが壊れているとか、あるいは、ほとんどないと思えますが、払い下げを行う段階で改良工事が残っていたとか、そういう一般的に見て補修が必要な部分はもちろんやると思えます。

これは、西伊豆バイパスを無料化することに伴って、こちらに払い下げされることはわかっていましたが、たまたま災害があって、少し路肩が崩れたりしたことがあったので、それを待っていたということですのでの説明がありました。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩といたします。休憩中に、質疑、討論等通告のある方は通告願います。

15時15分再開といたしますので、よろしく願います。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時15分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第56号 市道路線の認定について質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はこれで終了いたします。

次に、討論に入ります。

討論の通告もありませんけれども、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

議案第56号 市道路線の認定について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 全員挙手。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第42、議案第57号 伊豆市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についても、福祉文教常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

〔福祉文教委員長 木内一郎君登壇〕

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

付託されました議案第57号 伊豆市介護保険条例の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果、討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

当議案の審査においての論議のありました主なものでありますが、保険料の設定が今回、1段階プラス（5段階が6段階）になり、それに伴う保険料の改正がなされたわけですが、この区分の中で、掛け率1を中心にして、市町村独自の権限で自由に設定することができるようになったが、今回その点の検討はなされたかということです。

これに対して答弁は、今回そういう自由度はあったけれども、伊豆市の場合は独自の減額方式のこともやっているの、政令どおりということで今回の提案になったということでございました。

以上、議案第57号、委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長の報告は終わります。

これより暫時の休憩をいたします。暫時といたします。質疑、討論の通告のある方は、この間にお願いいたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時19分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、質疑はこれで終了いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論もなしと認め、討論をこれで終了いたします。

これより本案を採決いたします。

議案第57号 伊豆市介護保険条例の一部改正について、委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（遠藤正寿君） 挙手多数。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 日程第43、請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書採択の請願についてを議題といたします。

本件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果についてを委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、高田議員。

〔総務委員長 高田和正君登壇〕

総務委員長（高田和正君） 報告申し上げます。

請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願について。

請願第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願の審査の経過と結果について報告申し上げます。

本委員会は、去る3月6日、紹介議員であります杉山誠議員の出席を求め開会し、審査しました結果、この請願について採択することとあわせ請願に基づく意見書を提出することに決しました。

経過について、少し報告申し上げます。

初めに、紹介議員から主な請願趣旨についての説明を受けました。

主な質疑の内容であります。各市議会へも要請は出ていますかとの質問には、静岡県下または全国的にそういう請願はあります。あるいは意見書を、全部採択ではありませんが、採択へ向けて進んでいるという話ですとの回答がありました。

また、質問には、伊豆市は熊坂の司法書士山田茂樹さんが請願を出していますが、伊豆の国市になると別の人になりますかの質問には、私が最初に依頼されたのは静岡県司法書士会でしたが、請願書を出すに当たり、山田茂樹氏は広報にも原稿を書いている司法書士で、伊豆市になじみの深いということで伊豆市の場合は山田さんが請願者ですが、伊豆の国市は請願者は静岡県司法書士会になるかと思えますとの回答がありました。

続いて、現行の上限金利29.2%が高いからもっと下げたいということで、平成19年度に既に新しい法律に変えていこうという検討をしています。にもかかわらず、さらにこの請願を出すということは、その法律改正に向けてもっと下げてほしいということで、今改正しようとしている法律の後押しをしようという請願ですかとの質問には、そのとおりですとの回答がありました。

さらに、みなし弁済というのは、出資法で29.2%という上限が決まっているが、例えば個人が40%の金利でいいということで受けて払っている場合、それはそれでいいことに今はなっているわけで、それではだめだということで、とにかく29.2%以下に抑えなければいけないというようにしてほしい。みなし弁済も認めないということですかとの質問には、答弁は、みなし弁済は条件があるそうで、それらの条件を満たした場合のみ、みなし弁済が認められる。現在のローン会社の書面は不備があり、それを消費者にしっかり説明しないまま貸し付けを行っていることでもある。法律違反でも罰則規定がないので、まかり通っている現状です。出資法の上限金利を超えると刑事罰の対象ですが、法の網をくぐった形で違反している場合があるとの回答がありました。

以上、こうした審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました請願第1号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩といたします。この暫時休憩中の間に、質疑、討論のある方は通告を願います。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより本件を採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択されました。

陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 次に、日程第44、陳情第1号 社会保険病院の廃止・売却を中止し、地域の医療の充実を求める意見書採択の陳情についてを議題といたします。

本件については、福祉文教常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果についてを委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、木内議員。

〔福祉文教委員長 木内一郎君登壇〕

福祉文教委員長（木内一郎君） 17番、木内一郎です。福祉文教常任委員長報告を申し上げます。

付託されました陳情第1号 社会保険病院の廃止・売却を中止し、地域の医療の充実を求

める陳情について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。

当議案の審査において、意見のありました主なものでありますが、今、日赤病院の件も問題になっていて、地域の医療というのは、これからもしっかり充実したものにしていかなければいけないと思うので、採択すべきである。

意見。腎臓移植の問題、救急体制をとっていること、それから検診事業もやっていること等、地域にとっても本当に大事、伊豆市においても利用者がいるということで、採択すべきである。

以上、陳情第1号の委員長報告を終わります。

議長（遠藤正寿君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩として、この間、ただいまの報告の質疑、討論のある議員は通告を願います。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時29分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから陳情第1号についての質疑、討論に入るわけですがけれども、質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

陳情第1号について、委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、陳情第1号は採択をされました。

これより追加日程の議案がございますので、ここで休憩といたします。

この間、議運を開いていただきますので、再開は暫時といたします。できるだけ近くにいてください。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 4時30分

議長（遠藤正寿君） それでは、大変長い間休憩をとりまして、申しわけありません。これより会議を再開いたします。

議会運営委員長の報告

議長（遠藤正寿君） ただいま議運を開催しましたので、議運の委員長の方から内容について報告をお願いします。

〔議会運営委員長 堀江昭二君登壇〕

議会運営委員長（堀江昭二君） ただいま議運を開いたんですけれども、市長の方から不穩当発言に対する申し入れがございました。

森良雄氏個人が誰を告訴しようと、森良雄氏個人のご判断によるものであります。個人が個人を告訴することは、議会とは直接的には何ら関係ないものと考えます。

したがって、当議会において、森氏の大城伸彦個人を告訴する云々という発言は、議会における市長のイメージを悪化させようとする極めて不適切な発言と考えます。

つきましては、陳謝と、このことに関連した本定例会における発言について議事録からの削除をお願いしますという依頼に対し、森議員は、現時点では取り消しは受け入れできないとの意思があり、公判中でもあることから継続審査をするということになりました。

一般質問の中の随意契約に係る件について、これは一般質問の中に、土肥のT機器店から見積額を競合相手に教えられ1,000円違いで相手にとられた云々という一般質問がありましたけれども、これもあわせて継続審査することになりましたことを報告申し上げます。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これで報告を終わります。

日程の追加

議長（遠藤正寿君） ただいまお手元に配付した議案第58号から閉会中の継続審査申し出についてまでの10件が提出されました。

お諮りいたします。

これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、本10件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） それでは、追加日程第1、議案第58号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第58号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は、特別職給与条例の適用を受ける職員のうち、市長及び助役について、3月1日から1カ月間規定する給料の額から100分の5を減じようとするものであります。

このたびの市職員が市のパソコンから競輪サイトへのアクセスをした問題が発生したことに伴い、管理をつかさどる市長、助役の給料額をカットし、特別職が市民へ対し謝罪を示すとともに、身をもってこの局面に対峙いたします。

ご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより暫時休憩をいたしますので、この休憩中に、質疑、討論のある議員は速やかに通告書を提出願います。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時35分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第58号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを質疑、討論、採決を行います。

質疑がございませんので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論もないようですので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第58号 伊豆市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 賛成多数。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） それでは、追加日程第2、議案第59号 市有財産の処分についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第59号 市有財産の処分について、提案理由を申し上げます。

この契約は、伊豆市湯ヶ島にあります国民宿舎木太刀荘を株式会社パシフィック・アイランディア・リゾートへ売り渡すものでございます。

土地面積2,152平米及び建物総床面積2,571平米の売却につきましては、既に全員協議会等においてご説明をしたとおりであり、毎分60リットルの源泉と什器備品一式を含む売却であります。

当該施設の売却に当たりましては、株式会社I & Pマネジメントと交渉をしまいましたが、アスベストの検出により事業撤退という状況になり、議員各位には大変ご心配をおかけいたしました。

さて、今回の売却募集に参加し、次点となりました株式会社パシフィック・アイランディア・リゾートと交渉しましたところ、金額並びに従業員対策等の面で伊豆市の方針に沿うことがわかり、さらに、この施設を休業状態で長く放置することは伊豆市の観光施策上においても好ましくないため、早急に対応すべきと判断いたしました。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより暫時休憩をいたします。なお、この間、議案に対する質疑、討論のある議員は通告書を速やかに提出をお願いします。

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時43分

議長（遠藤正寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第59号 市有財産の処分について質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入るのですが、質疑の通告はございませんので、これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終結をいたします。

これより議案第59号 市有財産の処分について採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（遠藤正寿君） 起立者多数。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議提第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 追加日程第3、議提第1号 伊豆市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

堀江議員。

〔23番 堀江昭二君登壇〕

23番（堀江昭二君） 議提第1号 伊豆市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

本件につきましては、本定例会に上程された機構改革に伴う伊豆市事務分掌条例の一部改正に付随して、常任委員会所管事務の一部を変更するものであります。

変更内容の主な理由といたしましては、伊豆市議会委員会条例第2条、常任委員会の名称及び委員会定数並びにその所管と議会運営委員会の委員定数のうち、第1号、総務委員会の所管事務に企画部を加え、第3号、観光経済委員会の所管事務になっておりました企業部を削除するものです。

以上、機構改革に伴います条例改正理由について、説明しましたとおりでありますので、本議案について、委員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認め、討論をこれで終結いたします。

これより議提第1号 伊豆市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の議員の挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 全員挙手。

議提第1号は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長

議長（遠藤正寿君） ここで、本日の会議時間は、議事の都合で終了する見込みがありませんので、あらかじめ延長をさせていただきます。

議提第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 追加日程第4、議提第2号 伊豆市議会議員の報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

塩谷議員。

〔18番 塩谷尚司君登壇〕

18番（塩谷尚司君） 伊豆市議会議員の報酬の特例に関する条例の上程理由を説明いたします。

この条例は、伊豆市の財政状況を考慮し、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間を特例期間と定め、議員報酬を2%減額するために制定するものであります。

現在、国を初め全国の市町が財政難となっていることは言うまでもありません。そのために当市でも、今年の1月には伊豆市行政改革大綱案ができ、財政を初めすべての面において経費削減を図り、効率のよい行政運営を目指し始めたところです。

今定例会の2日目に、伊豆市特別職の職員等の給与の特例に関する条例が可決され、市長、助役、収入役、教育長の給与を減額することとなりました。また、管理職手当も10%が減額されることになっています。行政とともに議会としても、この厳しい財政状況をかんがみ、行政改革の一翼を担う必要があると考えます。

確かに伊豆市の議員報酬は、全国の中でも下から6番目という低額となっております。しかし、職員給与等の減額が実施される中、議会議員の処遇が全くレベルダウンしないということは、職員の士気にも影響することと予想されます。議会側としても報酬の減額をする必

要があると考えます。

以上のことから、この条例を上程するものであります。どうかよろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

なお、現在進められている行財政改革を一層推進されるように当局にもお願いし、提案理由の説明を終わります。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

森議員。

〔 10番 森 良雄君登壇 〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議提第2号 伊豆市議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について質問させていただきます。

まず、目的が薄弱である。

我々の責務は何なのですか。我々議会は行政のチェック機関であるはずで、その行政の責任を何で議員がとらなければいけないのか。

この責任をとるということは、普段の議員の仕事をしっかりやっていたのかということととられるのではないのか。その辺を質問したい。

議長（遠藤正寿君） 塩谷議員。

18番（塩谷尚司君） 森議員の質問にお答えいたします。

森議員の、当局の責任を議員がとる必要はないだろうという話でございます。

この報酬の特例条例につきましては、我々も一緒に行革の一翼を担っていかうという気持ちで提案させてもらっておるものでございますので、責任をとるとらないということじゃないと、私は考えております。

議長（遠藤正寿君） ほかにご質問ございますか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

議長（遠藤正寿君） 質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

森議員。

〔 10番 森 良雄君登壇 〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議提第2号 伊豆市議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について反対討論をさせていただきます。

私たちの仕事は、しっかり行政をチェックすることです。普段ちゃんとやっていれば、このようなことにはならないはずで、

また、目的の一つが行財政改革ならば、行財政改革で何をしようとしているのか。

リストラではないんですか。ならば、我々のすることは、このような報酬の2%カットではありません。我々の人員整理をまず率先してやるべきではないんですか。議員定数を半減し、市民に議員の心意気を示すのが、今私たちがやることではないんですか。

何をやるのか、しっかり考えていただきたい。

反対討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） ほかに討論はございますか。

木村議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議提第2号の我々議員の報酬、下げましょうということの提案に対して反対します。

なぜかといいますと、今、最初、提案者が言われましたように市議会の段階で本当に報酬が低いと。私は、その総額で26万円、それが高いのか低いのかと、こういうふうに市民サイドから見て論議になってくると思うんですけども、広大な伊豆市の中で、本当にさまざまな議員活動が当然求められてきます。当然、私はその26万円、トータルですからね、実質手取りではもっと少ないですが、そんな中で自分の生活をしながら議員活動をやっています。

まあ率直に言って、自分が議員活動にとって必要だなという本も、今の報酬じゃなかなか買いたくてもちょっと控えようかなというふうな状況の生活をしているんです。

先ほど行政改革という話が出ましたけれども、当然それはある面では必要でしょう。ただ私は、いろいろと討論の中で言いましたから繰り返しませんけれども、本当に補助金とか委託料がもっと精査されている中で、やった上でなおかつ大変だなということだったらわかるわけですけども、その辺が極めて不明確な中で、ましてや職員も給与を下げたから、だから我々もというようなことになりますと、ちょっと方向性が違うのかなと思います。

それと、議員の行財政改革、特に財政を、負担を、もっともっと減らすならば議員定数削減だというようなことが一般的に言われているんですけども、そうすると、ますます議員が議会をきちんと点検をして、ともに歩むところには歩み寄って、ともに伊豆市をつくり上げていく、批判すべきところは批判する、そういう機会がますます少なくなってくる。そうすると、議員がやろうとしている市民の声が議会に反映できないというおそれになりますので、私は議員定数削減が本に行財政改革の主たる目的とは思っておりません。

最後になりますけれども、私ごとで申しわけないんですが、私は何にも仕事をしません。片手間仕事でやられている方はいらっしゃるでしょうけれども、26万円の歳費で本当に生活が、そして議員活動ができるのかということになりますと、本当にさまざまな知恵を絞りながら日々の生活を送らなくてはならないというふうに私は日々の生活を送っています。

したがって、額にすればたかだか5,000円かもしれないませんが、私はされど5,000円という見方をしておりますので、意気込みというか市民に示す立場というのは心情的にはわかるんですけども、5,000円を減らすのならば、もっともっと議員活動を、もっと活発にやっ

くということが大事ではないかなということを最後に申し述べて、反対討論を終わります。

議長（遠藤正寿君） ほかに討論はございませんか。

堀江議員。

〔 23番 堀江昭二君登壇 〕

23番（堀江昭二君） 議提第2号 伊豆市議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

私は、本定例会における平成18年度予算審議を通し、伊豆市の財政状況の厳しさを痛感いたしております。今回提案された議員報酬の2%の減額につきましては、我々伊豆市議会議員の立場にあって、行政当局と力を合わせ、この厳しい財政状況をかんがみ、明日の伊豆市構築を目指した行政改革の一翼を担うことが責務であると考えます。

また、この報酬減額を行う心意気が伊豆市職員への刺激、士気高揚につながるものと考えますとともに、期待したいと思います。どうか議員諸氏にはご賛同賜りますようお願いし、賛成討論といたします。

議長（遠藤正寿君） ほかに討論はありませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。これで討論を終結をいたします。

これより議提第2号 伊豆市議会議員の報酬の特例に関する条例の制定についてを採決をいたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔 挙手多数 〕

議長（遠藤正寿君） 挙手多数。

よって、議提第2号は原案のとおり可決をされました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 追加日程第5、発議第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

飯田正志議員。

〔 9番 飯田正志君登壇 〕

9番（飯田正志君） それでは、発議第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出の説明をいたします。

杉山議員と室野議員が紹介議員となって請願されましたこの提案ですが、先ほど総務常任

委員長から報告がありましたように全員一致で提出すべきものと決したので、ここに意見書として提出する次第であります。

内容につきましては、お手元に配付の資料に記載してありますが、簡単にその内容を説明いたします。

今日、破産申立件数は、21万件と異常なほど多くなっています。

その要因の一つに高金利が挙げられます。

現在、出資法による上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者がこの上限金利で営業している。

現在、我が国の公定歩合は年0.1%、銀行の貸出約定平均金利は2%以下という低金利であります。

リストラ・倒産による失業、収入減等、厳しい経済情勢の中であえぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的な解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付した場合に限りこれを有効な利息の支払いと「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利での貸し付けを助長し多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相入れないものと言える。

従って、貸金業規制法43条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。

これらの理由により、提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣。以上であります。ご賛同くださいますようによろしくお願いいたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本意見書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

木村議員。

26番（木村建一君） 発議第1号 出資法等、長い名前ですから省略いたします。

賛成討論を行います。

今、提案者が大まかな点を説明しましたがけれども、つい最近です、ほんのちょっと前、1月13日に最高裁判決が出ました。

利息制限法15%から20%を超える金利について、事実上強制されて支払った場合は、特段の事情がない限り無効という初判断を示しました。

よくよく見ますと、サラ金に低利で資金を貸しているのは大手銀行のグループなんです。利息制限法の上限金利15%から20%と、そして、出資法の上限金利29.2%。29.2%取っちゃ違法だということなんです。この15%から20%、そして29.2%の間が、グレーゾーン金利として、りそな銀行系のJCBカード会社、みずほ銀行UCカード会社などが、この27.8%というグレーゾーンの金利の中で貸し付けをしております。

三井住友グループはプロミスを、三菱東京UFJグループはアコムを、みずほグループは武富士をそれぞれ自分の傘下におさめました。その中で、例えば三井住友は、優良なお客は自分のカードで貸して、リスクの高いところはプロミスに回す、こんなことをやっています。

量的緩和で銀行にじゃぶじゃぶと供給したお金が、こんなところに使われている。国民泣かせの、提案書にあるそういう金利引き下げを求めることを心から応援いたします。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 追加日程第6、発議第2号 三島社会保険病院の存続と機能の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木内議員。

〔17番 木内一郎君登壇〕

17番（木内一郎君） このことについては、既に本会議でも採決されたことではありますが、提案者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

なお、提案理由の説明は、意見書の朗読により説明させていただきますので、ご了承願います。

三島社会保険病院の存続と機能の充実を求める意見書。

三島社会保険病院は、三島市はもとより伊豆半島の各市町の住民から、長年にわたり幅広く多くの方々に利用され、地域医療に不可欠な公的医療機関の中核的な病院として役割を果たしてきている。

静岡県においては、東部地域における唯一の腎臓移植をおこなえる医療機関として、腎臓移植以外では治すことのできない慢性腎不全患者にとってなくてはならない施設となっており、血液透析においても透析導入時の基幹病院として伊豆半島一円からの慢性腎不全患者を受け入れている。

また、予防医療としての検診事業も伊豆半島全域に検診車を走らせるなど、地域医療にも貢献している。

救急医療では、24時間体制で患者を受け入れている。

以上のように、本病院の担っている役割は、極めて重要かつ公益性の高いものとして位置付けられ、静岡県東部地域において欠くことのできない病院であり、今後も地域医療及び救急医療を担う拠点施設として、その機能の充実を願うものである。

よって、国においては、三島社会保険病院が担っている、こうした機能を十分に理解し、当該病院の存続及び今後一層の機能充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月16日、静岡県伊豆市議会。

提出先、内閣総理大臣殿、厚生労働大臣殿、社会保険庁殿。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本意見書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより発議第2号についてを採決をいたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

決議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） 追加日程第7、決議第1号 伊豆市議会行財政改革特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒井議員。

〔16番 酒井勲一君登壇〕

16番（酒井勲一君） 伊豆市議会行財政改革特別委員会設置に関する決議。

次のとおり伊豆市議会行財政改革特別委員会を設置するものとする。

記。

1、委員会の名称。伊豆市議会行財政改革特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第110条及び委員会条例第5条。

3、委員会の目的。本委員会は、市の行財政改革の推進について調査検討し、その結果を議会に報告する。

4、委員の定数。本委員会の委員の定数は8名とする。

5、期間。設置の日から平成18年10月31日まで。

以上でございます。よろしく願います。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

森議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

行財政改革特別委員会を設置するということです。行財政改革とはどういうことなんでしょう。組織の削減、ひいては人員削減まで行くのではないんですか。

そうだとするならば、私たち議員は何をしなければいけないか。自分の身を切る覚悟があるのか。

まず、そこを示すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

〔16番 酒井勲一君登壇〕

16番（酒井勲一君） まさしく森議員の言う、そのとおりでございます。

そういうことを検討するためにつくりましょうということで、行財政改革特別委員会をここでつくることを承認してほしいということを今提案したわけでございますので、これから、この行財政改革というのは、市や私ども議員らにとっても、もう終わるまで、永遠のテーマだと私は思っています。

ぜひ承認をしていただいて、市当局にもいろいろな進言をしたいというように考えており

ます。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） ほかに質疑はございますか。

木村議員。

〔 26番 木村建一君登壇 〕

26番（木村建一君） ちょっとお尋ねします。

委員会の目的が、これ読みますとね、市の行政改革の推進について調査するんですと、こういうことですね。市がやることに対して、きちんと点検をしていく、調査をするんだと、こういうことだと。

今の質問ですと、議員を減らすためにこれがあるのか。こういうふうを受け取っちゃうんです。議員を減らせば、確かに財政は浮きますね。そういう意味での効果はあるんです。

じゃ、市民の声をどうやるのかということの兼ね合いが大事な要素なもので、私の意見は述べませんけれどもね、質疑ですから。

市が議員定数を削減しましょうよということに乗っかっていくのか。その点はどうでしょう。市は多分そこまでは、今考えているのかどうかわかりませんが、お願いします。

議長（遠藤正寿君） 酒井議員。

〔 16番 酒井勲一君登壇 〕

16番（酒井勲一君） ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、たまたまそういう質問が出ましたから、そういう話をしたまでですが、もちろん行政のことは行政の方が市長を中心として改革を考えておりますが、私どもとしても市民としての代表ですから、市民の考えていることを市長さんに申し上げるということを考えてようじゃないか、みんなで、という会合ですね。

で、財政の構造になりますと、もちろん議会改革もありますし、市で予算化した今日のことを全部討議したり、そういうことがありますから、非常に膨大な作業になると思います。その中で6月までに中間報告するというのが、実際問題として行財政委員会のメンバーにそういう厳しいことができるかなと思いますが、いずれにしても、みんなで考えることはいいじゃないかということで、ぜひ承認を賜りたい。

以上です。

議長（遠藤正寿君） ほかに質疑はございますか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

議長（遠藤正寿君） 質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はございますか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認め、討論をこれで終わります。

これより決議第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

議長（遠藤正寿君） 賛成多数。

よって、決議第1号については設置することに決定をいたしました。

それでは、これより暫時休憩をいたしまして、ただいまの議案に対して常任委員会を開催していただき、各委員会から2名ずつの選出をお願いいたします。

休憩 午後 5時19分

再開 午後 5時30分

議長（遠藤正寿君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

伊豆市議会行財政改革特別委員会委員の選任

議長（遠藤正寿君） 追加日程第8、選第1号 伊豆市議会行財政改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を伊豆市議会行財政改革特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任いたしました各委員は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長を互選をお願いいたします。

委員会条例第8条第2項の規定により報告を願います。

それでは、第2会議室だそうですので、これで暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時31分

再開 午後 5時36分

議長（遠藤正寿君） それでは、再開いたします。

伊豆市議会行財政改革特別委員会正副委員長互選結果の報告

議長（遠藤正寿君） 委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。

事務局長（長谷川與志衛君） それでは、ご報告いたします。

委員長に酒井議員さん。それから、副委員長に三須議員さん。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 以上でございます。

決議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（遠藤正寿君） それでは、追加日程第9、決議第2号 伊豆赤十字病院 産科休診に係る産科医確保に関する決議についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山下議員。

〔6番 山下 一君登壇〕

6番（山下 一君） お疲れのところ、最後ですからしばらく聞いてください。

伊豆赤十字病院 産科休診に係る産科医確保に関する決議。

伊豆市小立野の伊豆赤十字病院は、東海大学医局より、本院並びに附属病院の体制強化方針に伴う産科医師派遣打ち切りにより、平成18年3月末で産科診療の休診を余儀なくされることとなりました。

伊豆赤十字病院は、昭和26年以来50年余りに亘り、毎年300件ほどの出産が行われる伊豆中南部地域唯一の産科を有する病院として、地域医療に多大な貢献をしてきたところであります。

これにより、伊豆の国市を含む伊豆市以南の伊豆地域には、順天堂大学医学部附属静岡病院を除き産科がなくなり、出産時には遠方への通院を強いられることとなります。

つきましては、大学の医局におかれましても産科医の不足は慢性化しているとのことではありますが、本市といたしましては、少子化の進展が著しい中、産科の休診は、少子化を一層助長するものであります。

つきましては、伊豆赤十字病院の産科医確保が実現されるよう強く理解と協力を求めるものである。

以上のとおり決議する。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

議長（遠藤正寿君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 質疑をなしと認め、質疑をこれで終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより決議第2号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、決議第2号は原案のとおり決議されました。

閉会中の継続調査申し出について

議長（遠藤正寿君） 追加日程第10、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長より、所管事務の特定事件について、会議規則の規定に基づき、別紙のとおり申し出がありました。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑……

〔「閉会中の継続調査を、今できました行財政改革特別委員会の方も…
…」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの申し出がございましたので、休憩をとりますけれども、よろしいでしょうか。

暫時休憩。

休憩 午後 5時40分

再開 午後 5時40分

議長（遠藤正寿君） それでは、ただいまの休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいま申しました常任委員会、議会運営委員会、また議会報編集特別委員会の所管事務について、会議規則の規定に基づき、申し出がありましたので、これをお諮りいたします。

本件につきましては、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（遠藤正寿君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、それぞれの所管事件につきましては、閉会中の継続調査に付することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長（遠藤正寿君） 挙手全員であります。

よって、閉会中の継続調査の申し出については可決をされました。

資料の訂正について

議長（遠藤正寿君） ここで1点、教育委員会の方から、先日、1字文字の誤りがあるという事で訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可しましたので、それでは、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） ここで、さきにお配りをいたしました資料の訂正とお詫びを申し上げます。

既に同意の議決をいただいております教育委員会委員の任命議案でございます。参考資料に誤りがございました。

誤りの箇所は16ページでございますが、16ページの学歴のところ、立教女学院短期大学校とございますが、ここを立教女学院短期大学と「校」をおとりいただきたいと存じます。

訂正いたしますとともに、お詫びを申し上げます。

議長（遠藤正寿君） 以上であります。

閉会宣告

議長（遠藤正寿君） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

これをもちまして、平成18年第1回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様にとりましては長い間、本当にご苦労さまでございました。慎重審議まことにありがとうございます。

閉会 午後 5時43分